

平成26年度
総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向
報告書

平成27年3月

海洋政策研究財団
(一般財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

は し が き

海洋政策研究財団では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。その内容は、当財団が先駆的に取り組んでいる海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

このような活動の一環として、当財団ではポートルースの交付金による日本財団の支援を受け、各国および国際社会の海洋政策の動向に関する調査研究を実施しています。

この報告書は、本年度の調査研究結果をとりまとめたものです。本調査研究の成果が、我が国における海洋政策の立案等に資するものとなれば幸いです。

最後になりましたが、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他の多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

海洋政策研究財団
理事長 今 義男

各国の海洋政策の調査研究

国際会議の共同開催・参画

研究メンバー

寺島 紘士	海洋政策研究財団	常務理事
古川 恵太 ※1、2	海洋政策研究財団	海洋グループ長代理
酒井 英次 ※2	海洋政策研究財団	海技グループ海事チーム長
塩入 同 ※1	海洋政策研究財団	海洋グループ研究員
ジョン・A・ドーラン	同	上
大塚万紗子	海洋政策研究財団	特任研究員
大西徳二郎	海洋政策研究財団	研究員
倉持 一	同	上
小林 正典	同	上
長岡さくら	同	上
黄 洗姫	同	上
堀井 進吾	同	上
山本リリアン光子 ※3	同	上
吉川 祐子	海洋政策研究財団	海技グループ海事チーム主任
瀬木 志央	オーストラリア・カトリック大学教養学部	講師
李 銀姫	東海大学海洋学部	講師

※1：各国の海洋政策の調査研究プロジェクトリーダー

※2：国際会議の共同開催・参画プロジェクトリーダー

※3：平成27年2月まで

目次

はじめに	1
第1部 各国の海洋政策と法制に関する研究	5
第1章 各国の海洋政策の概要	7
第2章 欧州連合における海洋政策の動向	13
第3章 英国における海洋政策の動向	19
第4章 ドイツにおける海洋政策の動向	25
第5章 ロシアにおける海洋政策の動向	31
第6章 オーストラリアにおける海洋政策の動向	43
第7章 ニュージーランドにおける海洋政策の動向	53
第8章 中国における海洋政策の動向	59
第9章 韓国における海洋政策の動向	69
第10章 ブラジルにおける海洋政策の動向	85
第2部 国際社会における海洋問題への対応	89
第1章 PEMSEA：東アジア海域環境管理パートナーシップ	91
1. PEMSEA の概要	91
2. 第6回 PEMSEA 東アジア海域パートナーシップ会議	91
3. 第1回東アジアにおける持続可能な開発戦略（SDS-SEA）改訂 のための作業部会（TWG）	98
4. 第2回東アジアにおける持続可能な開発戦略（SDS-SEA）改訂 のための作業部会（TWG）	102
5. PNLG Forum 2014	107
第2章 小島嶼開発途上国（SIDS）国際会議	115
1. 小島嶼開発途上国国際会議会期間準備会合	115
2. 小島嶼開発途上国国際会議最終準備会合	117
3. 第3回小島嶼開発途上国国際会議	121
第3章 その他の国際会議への参加	127
1. 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第15会期(UNICPOLOS-15)	127
2. 2014 NorthPacific Arctic Conference	129
3. SOI 国際パートナーシップ会合	131

参考資料編	137
資料 1. 【欧州連合】 海洋空間計画の枠組構築に係る 2014 年 7 月 23 日の欧州議会 及び理事会指令第 2014/89/EU 号	139
資料 2. 【英国】 東部沿岸・東部沖合海洋計画（概要版）	155
資料 3. 【ドイツ】 ドイツ北極政策ガイドライン：責任を担い、チャンスを活かす	171
資料 4. 【ブラジル】 国家海洋政策に関する大統領令 1994 年 10 月 11 日付大統領令第 1.265 号	189
資料 5. 【ブラジル】 国家沿岸管理計画に関する法律 1988 年 5 月 16 日付法律第 7.661 号	207
資料 6. 【ブラジル】 国家沿岸管理計画Ⅱ	213
資料 7. 【ブラジル】 国家海洋資源政策に関する大統領令 2005 年 2 月 23 日付大統領令第 5.377 号	227
資料 8. 【ブラジル】 第 8 回海洋資源分野別計画（2012 年-2015 年）	235

－執筆担当者－

（第 1 部）

- 第 1 章 塩入 同、倉持 一、大西徳二郎
- 第 2 章 長岡さくら
- 第 3 章 小林正典
- 第 4 章 長岡さくら
- 第 5 章 吉川祐子
- 第 6 章 瀬木志央
- 第 7 章 小林正典
- 第 8 章 李 銀姫
- 第 9 章 黄 洗姫
- 第 10 章 山本リリアン光子

（第 2 部）

- 第 1 章 1. ～ 4. 古川恵太
- 第 1 章 5. 大塚万紗子
- 第 2 章 小林正典
- 第 3 章 1. 堀井進吾
- 第 3 章 2. 酒井英次
- 第 3 章 3. 古川恵太

はじめに

1982年に採択され、1994年に発効した国連海洋法条約は、領海幅の拡大、直線基線の採用などにより沿岸国の内水・領海を拡大しただけでなく、その外側に、沿岸国の主権的権利・管轄権がその資源・環境等に及ぶ広大な排他的経済水域・大陸棚の制度を設けるとともに、他方で海洋環境の保護を各国の義務とした。これにより海洋の法秩序の原則が「海洋の自由」から「海洋の管理」に転換し、沿岸国は、200カイリに及ぶ広大なその沿岸海域の資源等に主権的権利を有するだけでなく、その環境の保護にも責任を負うこととなった。これを受けて各国による、新たな海洋秩序の下での自国が管轄する海域の画定、沖合に拡大した自国の管轄海域の管理、資源の開発・利用や環境の保護・保全などの取組みが始まった。

しかし、広大な海洋に関する人間社会の科学的知見の蓄積はまだまだわずかであり、また、水で覆われて陸域とは異なる特性を持つ海洋空間で活動するための技術の開発も不十分である。加えて、いずれの国にとっても、今まで「海洋の自由」原則が支配していたこの広大な海洋空間をその環境保護等を含めて総合的に管理することは新たな課題である。

このため、各国は、1992年の国連環境開発会議（リオ地球サミット）で採択された行動計画『アジェンダ 21』の「第 17 章 海洋、閉鎖性海域及び準閉鎖性海域を含むすべての海域及び沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発」などの海洋の総合的管理と持続可能な開発に関する国際的政策枠組みや他国の海洋管理に関する先進的な取り組み事例などを参考にしながら、それぞれの国が海洋やその資源に対していただく期待と関心を実行するために海洋政策の策定、海洋法制の制定、取組み体制の整備に取り組んできた。

国連海洋法条約発効から 20 年近く経った今、各国の海洋の管理の取り組みは大きく進展してきており、また、それに伴い各地で海域の管理をめぐる関係国間で対立や紛争も増加している。

さて、周囲を海に囲まれた海洋国であり、国連海洋法条約によって広大な排他的経済水域・大陸棚を管理することになったわが国は、条約発効当初は新海洋秩序への対応も緩慢であったが、ようやく 2007 年に海洋基本法を制定して本格的に海洋の総合的管理の取り組みを開始した。

海洋政策研究財団は、日本財団とともに、1990 年代の後半から上述したような海洋をめぐる状況並びに新たな海洋秩序や海洋をめぐる国際的政策枠組みへのわが国の対応に関心を持ち、その対応の遅れを憂慮し、「総合的海洋政策の策定及び推進に関する調査研究」に取り組んできた。「各国および国際社会の海洋政策の調査研究」もそうした取り組みの一環である。2005 年に海洋政策研究財団が行った「海洋と日本：21 世紀の海洋政策への提言」が、時の与党をはじめとする超党派の政治家、海洋関係各界の有識者等の賛同を得て、2007 年の海洋基本法制定の直接のきっかけとなったのは、その成果の一例である。当財団の海

洋政策研究の成果は、海洋基本法制定後の同法の基本的施策の具体化にも活かされている。

地球の表面の 7 割を占め、相互に密接な関連を有している海洋の問題は、全体として検討される必要がある。したがって、わが国が海洋の総合的管理と持続可能な開発を推進するにあたっては、同じく新しい海洋秩序に対応するために進められている各国や国際社会の具体的な取り組みが、それをそのままわが国で採用するか否かは別として、わが国の海洋政策の策定・実施の参考資料として大いに役立っている。また、このように他国の取り組みを自国の海洋政策の参考にしようとする姿勢は、世界各国も共有しているものである。近年では海洋基本法を制定して海洋の総合的管理に取り組んでいるわが国の取り組みに関心を持ち、これを先進的な参考事例として学ぼうとする動きも海外で盛んになってきている。今後とも、各国や国際社会の海洋政策の取り組みについて調査研究を進めるだけでなく、わが国の海洋政策研究の成果を海外に発信していくことも重要である。

最近の各国における海洋政策の動きについてみると、広大な海洋空間の管理手法として注目を集めてきた海洋空間計画（又は海洋計画）の導入等の先進的な海洋政策の取り組みがさらに進展を見せている。

本報告書の第 1 部では、このような取り組みを概観するため、まず米国、欧州連合、英国、フランス、ドイツ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、インド、中国、韓国、及びブラジルの海洋政策の概要を一覧表に整理する。その上で、これら各国における 2014 年の海洋政策の動向について取り上げる。

2014 年の各国海洋政策における主な動向を挙げると、まず、欧州連合においては、EU における統一的な海洋政策を目指す動きの中で「海洋空間計画の枠組構築に係る 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会指令第 2014/89/EU 号」が EU 総務理事会で採択された。また、英国では、海洋沿岸アクセス法を受け「東部沿岸・東部沖合海洋計画」が策定された。ドイツでは、極氷の融解などにより変化しつつある北極海に関する「ドイツ北極政策ガイドライン」が示された。中国では、海洋立法業務の確実な推進等のために「海洋政策法整備の要点」が示された。韓国では「沿岸旅客船の安全管理の革新対策」が発表された。その他、前年度までの報告書では扱ってこなかったブラジルについても新たに取り上げ、その動向を紹介する。

参考資料編として、上記の欧州連合、英国、ドイツの重要文書の和訳に加え、ブラジルの海洋政策に関する文書の和訳を収録する。

2014 年 9 月には、国連持続可能な開発会議（リオ+20）で開催が決定されていた第 3 回小島嶼開発途上国（SIDS）国際会議が、サモア国アピアで開催され、今後 10 年間の行動計画が採択された。また、同じく 2014 年 9 月には、PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ）のもとで東アジアにおける持続可能な開発戦略（SDS-SEA）の改訂作業が開始された。このように 2014 年には、海洋政策に関する大きな動きがあった。そこで、本報告書の第 2 部では、PEMSEA のもとで今年開催された諸会合、第 3 回小島嶼開発途上国（SIDS）国際会議、その他の動きを取り上げ、国際社会における海洋の総合的管理と持続

的な開発に関する取組を紹介する。

本調査研究が、我が国及び世界の海洋政策の参考となり、海洋の総合的管理と持続可能な開発の推進に貢献することを期待したい。

最後に当財団の本活動に対する長年に亘るご支援をいただいている日本財団に、この場を借りて感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

海洋政策研究財団
常務理事 寺島 紘士

第 1 部
各国の海洋政策と法制に関する研究

第1章 各国の海洋政策の概要

本報告書の対象である各国（米国、欧州連合、英国、フランス、ドイツ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、インド、中国、韓国、ブラジル）及び日本の海洋政策の概要を次の7項目から整理した（表1-1、1-2）。1.海洋（基本）法令、2.海洋（基本）政策、3.海洋政策推進体制、4.沿岸域総合管理、5.領海等の管理、6.排他的経済水域（EEZ）等の管理、7.その他特筆すべき政策等。この表は、各国担当の研究員の協力を得て、これまで海洋政策研究財団が作成した各年度報告書などを参考に作成した。なお、この表においては、「沿岸域総合管理」とは、沿岸の海域・陸域を一体的にとらえて総合的に管理すること、「領海等の管理」とは、内水、領海及び接続水域を管理すること、「排他的経済水域（EEZ）等の管理」とは、排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚を管理することをそれぞれ意味する。

項目1～3は国連海洋法条約や『アジェンダ21』等に対応するために各国がこれまで取り組んできた重要課題であり、項目4～6は、今後の我が国において一層の取組みが必要な重要課題である。このように各国の取組を一覧で整理・把握することは、今後の我が国における政策の立案に重要な示唆を与えるものと考えられる。

各国の海洋政策の詳細については、本報告書の第1部第2章～第10章の記述、及び海洋政策研究財団が出版している各年度報告書の該当部分を参照されたい。

表1-1 各国の海洋政策の概要

	日本	米国	欧州連合
1. 海洋(基本)法令	海洋基本法(2007): 基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。	大統領令13547(2010): 下記省庁横断的の海洋政策タスク・フォース最終報告書に基づき基本的施策、国家海洋会議(NOC)の設置、沿岸海洋空間計画(CMSP)等について規定。	海洋全般にわたる基本法令はない。 EU条約(リスボン条約、2009発効): 共通漁業政策(CFP)に基づく海洋生物資源保護分野はEUが排他的な権限を持ち、海洋生物資源保護を除く漁業分野はEUと加盟国が権限を共有し、かつ、EU法が優位する。
2. 海洋(基本)政策	海洋基本計画(2008、2013): 海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。	21世紀の海洋の青写真(2004): 2000年海洋法に基づき設置された海洋政策審議会の最終報告書。 省庁横断的の海洋政策タスク・フォース最終報告書(2010) 国家海洋政策実施計画(NOC、2013)	海洋環境戦略(2005) 欧州連合の将来の海洋政策に向けて: 大洋及び海洋のための欧州のビジョン(グリーンペーパー)(2006) 海洋戦略枠組指令(MSFD)(2008) 共通漁業政策(CFP)(2013最終改正) 欧州連合海洋安全保障戦略(2014)
3. 海洋政策推進体制	総合海洋政策本部(本部長: 内閣総理大臣、副本部長: 内閣官房長官・海洋政策担当大臣)による総合調整。 (内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理) 総合海洋政策本部に参与会議を設置。	国家海洋会議(NOC): 国家海洋政策の実施計画立案、政策実施、総合調整等を行う。共同議長は環境会議議長、科学技術政策局長官、委員は海洋関連政府機関高官等。 省庁間海洋資源管理政策委員会、省庁間海洋科学技術政等がNOCに対し助言、支援。	欧州委員会: 環境総局、海事・漁業総局(DGMARE)、等 欧州共同体の専門機関: 共同体漁業管理機関(CFCA)、欧州環境機関(EEA)、欧州海上保安機関(EMSA)、等
4. 沿岸域総合管理(法令、計画等)	法律: なし。 指針: 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000) (具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない)	沿岸域管理法(1972/1990): 州が沿岸域管理計画を策定、連邦政府が州に補助金交付。 沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が沿岸海域を含む管理計画を策定。	欧州連合のための統合的の海洋政策(2007) 海洋空間計画枠組指令(2014)
5. 領海等の管理(法令、計画等)	領海及び接続水域に関する法律(1977) (領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	大統領布告5928(1988): 領海を3海里から12海里に拡大。 沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が領海等を含む管理計画を策定。	領海等の海域設定は各加盟国の主権に基づく。
6. 排他的経済水域(EEZ)等の管理(法令、計画等)	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(1996) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律(2010) (排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	大統領布告5030: アメリカ合衆国排他的経済水域(1983) 沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関がEEZ等を含む海域の管理計画を策定。	排他的経済水域及び大陸棚の海域設定は、各加盟国が主権的権利を有する。
7. その他(特筆すべき政策等)		国家海洋政策実施計画(2013): 生態系ベース管理の適用、最先端の科学情報の収集・活用・共有、効率性向上と協働促進、地域による取り組み強化を図る。	

英国	フランス	ドイツ	ロシア
<p>海洋及び沿岸アクセス法(MCAA)(2009): 海洋管理機構(MMO)の設立、海洋計画の策定、海洋における活動の許認可、海洋保護区(MCZs)の指定等について規定。</p>	<p>海洋全般にわたる基本法令はない。 ※海洋環境を包含した環境に関する法律として、「環境グルネルの実施に関するプログラム法律(グルネル実施法1)(2009)」「環境のための国家の義務を定める法律(グルネル実施法2)(2010)」</p>	<p>海洋全般にわたる基本法令はない。</p>	<p>海洋全般にわたる基本法令はない。</p>
<p>海洋政策声明(2011): MCAAに基づき策定。</p>	<p>海洋国家戦略青書(2009)</p>	<p>海洋の持続的な利用と保護のための国家戦略(国家海洋戦略)(2008) 海洋開発計画: 統合的ドイツ海洋政策のための戦略(2011)</p>	<p>・2020年までの期間におけるロシア連邦の海洋ドクトリン(2001) ・2030年までのロシア連邦海洋ドクトリンの草案公表(2013)</p>
<p>海洋管理機構(MMO): MCAAに基づき設立された政策遂行型政府外公共機関、環境食糧地域省(DEFRA)が運営管理。</p>	<p>海洋関係閣僚委員会(委員長: 首相)、海洋総合事務局 エコロジー・持続可能開発・エネルギー省(MEDDE) 海洋沿岸国民評議会(CNML)が国家レベルの海洋政策諮問機関として設置される(2013)</p>	<p>海洋分野を専門・総合的に所管する省庁はない。 ※分野別に各省庁が所管する。</p>	<p>ロシア連邦政府海洋協議会: 海洋政策に関わる省庁・機関の代表、国営企業の代表等が参加し、海洋政策を協議。各機関の意思決定、協議、連絡調整の場として機能。</p>
<p>東部沿岸及び東部沖合に関する海洋計画: 2011年より策定手続に入り2014年4月に採択、公表された。 南部沿岸及び南部沖合に関する海洋計画: 2013年より策定手続に入り2015-16年の採択を目指す。</p>	<p>沿岸域法(Loi Littoral)(1986): 市町村(communes)中心の沿岸域管理(近年はグルネル法に基づき国主導で沿岸域総合管理が推進されている。)</p>	<p>統合的沿岸管理のための国家戦略(2006)</p>	
<p>領水管轄権法(1878) 領海法(1987)</p>	<p>フランス領海の画定に関する法律(1971)</p>	<p>ドイツ領海の拡張に関する連邦政府宣言(1994): 領海幅員を12海里へ拡大。 連邦空間整序法(2008最終改正): 各州が領土・領海に対する管轄権を有する。</p>	<p>ロシア連邦の内水、領海、接続水域に関する連邦法(1998)</p>
<p>大陸棚法(1964) MCAA(2009): 排他的経済水域の設定について言及。</p>	<p>共和国の沖合の経済水域および生態系保護水域に関する法律(1976) 大陸棚及び排他的経済水域における人工島・施設・構築物及び付帯施設並びに海底ケーブル・パイプラインに適用可能な規制に関するデクレ(2013)</p>	<p>連邦政府宣言(1964): 大陸棚を設定。大陸棚に関する権利についての暫定決定(1964, 1974改正) 北海及びバルト海にドイツ排他的経済水域を設定する宣言(1994) 連邦空間整序法(2008最終改正): 連邦が排他的経済水域に対する管轄権を有する。</p>	<p>・ロシア連邦の排他的経済水域に関する連邦法(1998) ・ロシア連邦の大陸棚に関する連邦法(1995)</p>
<p>クラウン・エステート法(1964): 前浜の一部並びに領海の海底及びその下が王室財産であることを規定。 エネルギー法(2004): 領海を超える海域を再生可能エネルギー海域(REZ)として指定可能にすることを規定。</p>	<p>国立公園、海洋自然公園、地方自然公園に関する法律(2006)、および同法により設置された海洋保護区局 海洋再生可能エネルギーに関する研究報告書(MEDDE他、2013)に法制度の整理がある。</p>	<p>北海オフショア計画(2013): 世界初の送電網に関する海洋空間計画。 再生可能エネルギー法(2014最終改正、EEG2.0): 洋上風力発電設備の設置目標が盛り込まれた。</p>	<p>・2030年までのロシア港湾インフラ開発戦略(2010) ・2020年までのロシア連邦北極域開発および国家安全保障戦略(2013) ・ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法案公表(2014)</p>

表1-2 各国の海洋政策の概要

	日本(再掲)	オーストラリア	ニュージーランド
1. 海洋(基本)法令	海洋基本法(2007): 基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。	海洋全般にわたる基本法令はない。 ※環境保護及び生物多様性保全法(EPBC法、1999)が、海洋における生物や生息域保護について規定。	海洋全般にわたる基本法令はない。
2. 海洋(基本)政策	海洋基本計画(2008、2013): 海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。	オーストラリアの海洋政策(AOP、1998): 海洋に関わる国家的指針を示す。	海洋全般にわたる基本政策はない。
3. 海洋政策推進体制	総合海洋政策本部(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官・海洋政策担当大臣)による総合調整。 (内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理) 総合海洋政策本部に参加会議を設置。	境省、農業省、防衛省、産業省、州・準州政府	主たる所掌機関:環境省、環境保護局、第一次産業省、環境保全省(DOC)、交通省、NZ海事局(MNZ)、広域自治体、国家海洋調整機関、ビジネス・イノベーション・雇用省(MBIE)、NZ石油・鉱物局
4. 沿岸域総合管理(法令、計画等)	法律: なし。 指針: 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000) (具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない)	沿岸(州管轄)水域(1980) オーストラリア連邦沿岸政策(1995) 沿岸域総合管理のための国家的協働アプローチフレームワーク及び実施計画(2006)	NZ沿岸域政策声明(NZCPS)(1994、2010改訂)
5. 領海等の管理(法令、計画等)	領海及び接続水域に関する法律(1977) (領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	1973年 海域および沈降地法(SSL法)(1973、1990)	領海、接続水域及び排他的経済水域法(1977) トケラウ(領海及び排他的経済水域)法(1977)
6. 排他的経済水域(EEZ)等の管理(法令、計画等)	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(1996) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律(2010) (排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	南西部海域、北西部海域、北部海域、東南部海域、温帯東部海域、サンゴ礁海域の10か年管理計画案を公表(2012)	領海、接続水域及び排他的経済水域法(1977) トケラウ(領海及び排他的経済水域)法(1977) 排他的経済水域及び大陸棚(環境影響)法(2012)
7. その他(特筆すべき政策等)		連邦海洋保護区の設置決定(2013)後、施行に向け審議中。	国家鉱物法(CMA)(1991)、資源管理法(RMA)(1991): NZが管轄権を有する海域における資源管理に関する法律。

インド	中国	韓国	ブラジル
海洋全般にわたる基本法令はない。	海洋全般にわたる基本法令はない。 ※現在、海洋基本法の策定に向けて議論中。現段階では、「中国海洋21世紀議程(中国海洋アジェンダ21)」が、海洋基本法として当てられよう。	海洋水産発展基本法(2002) 海洋水産発展基本計画、海洋水産発展委員会、基本的施策等について規定。	大統領令1994年第1.265号(国家海洋政策に関する大統領令)
海洋政策声明(海洋開発局、1982)	全国海洋経済発展計画要綱(2008)に基づき、国家海洋事業発展第12次5カ年計画(2011-2015)を策定(2013)	第二次海洋水産発展基本計画(2011～2020): 通称Ocean Korea 21。 海洋水産発展基本法第6条に基づき、10年毎に見直し。	大統領令1980、2005年第5.377号改訂(国家海洋資源政策に関する大統領令)
首相直轄の海洋開発局が設立(1981) 外務省、地球科学省、国防省(インド海軍、沿岸警備隊)、海運省、環境森林省、農業省、科学技術省、商工省	国家海洋委員会: 国家海洋発展戦略の策定、海洋の重大事項の調整等を行うため、2013年新たに設立。 国家海洋局: 従来からの海島管理、海域管理、海洋環境保護等に海洋警察、漁業管理等を加え、法執行機能を統一。	海洋水産部(2013年の省庁再編により発足。) 海洋水産発展委員会: 海洋水産発展基本計画および重要海洋政策等の審議機構。下位組織として海洋水産発展実務委員会を設置。	・海洋資源省庁間委員会(CIRM)(1974) ・国家環境審議会(CONAMA)(1981)
全体を統括する法律はない。 ※環境保護法(1986)に基づき沿岸域における活動規則や各州の沿岸域管理計画が作成されている。	(中国海域使用管理法: 下欄参照) 2014年全国海島管理業務の要点(2014年)	沿岸管理法(2001年制定、2013改正): 沿岸統合管理計画(国)、沿岸管理地域計画(地方)の策定、沿岸用途海域の指定等を規定。 (同法に基づく)第2次沿岸統合管理計画(2011～2021)(2013年大幅改訂)	国家沿岸管理計画(1988) *法律1988年7.661号(国家沿岸管理計画に関する法律)
領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法(1976)	中国領海及び接続水域法(1992) 中国海域使用管理法(2001): 内水・領海における機能別の区画の設定、海域使用権等について規定。 全国海洋機能区画(2011-2020)(2期目)	領海法(1977) 上記沿岸管理法は領海外側限界まで適用される。	法律1993年第8.617号(領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸に関する法律)
自国のEEZ内では、軍事演習だけでなく機器の設置も含め、沿岸国の同意が必要との立場	中国排他的経済水域及び大陸棚法(1998) 全国海洋機能区画(同上): 計画の範囲にEEZ等を含む。	排他的経済水域法(1996)、排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律(1996) 海洋環境管理法(2007年制定、2013年最終改訂)	・法律1993年第8617号(領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸に関する法律) ・法律1989年第98145号(大陸棚調査計画に関する法律)
地球科学省を中心に、北極海への関心が高まっている	「中国海島保護法」(2009)に基づき、「中国海島保護計画(2011-2020)」を策定(2012) 「海洋再生可能エネルギー発展綱要(2013年～2016年)」(2013年)	第4次海洋環境総合計画(2011～2020): 海洋環境管理法に基づいた、海洋環境保護のための政府次元の総合計画。 漁業管理能力強化のための総合対策発表(2013) 北極総合政策推進計画(海洋水産部、2013)	

第2章 欧州連合における海洋政策の動向

近年、欧州連合（以下、EUとする。）においては、海洋に関する重要な加盟国に対する法的拘束力を有する文書や政策文書が、幾つも新たに採択あるいは改正されている。例えば、2005年には欧州委員会（EC）から欧州議会及び理事会へのコミュニケーション「海洋環境の保護及び維持に関する主題別戦略¹（海洋環境戦略）」が、2006年にはグリーンペーパー²「欧州連合の将来の海洋政策に向けて：大洋及び海洋のための欧州のビジョン³」が、2007年にはブルーペーパー⁴として欧州委員会（EC）から欧州議会、理事会、欧州経済社会評議会及び地域評議会へのコミュニケーション「欧州連合のための統合的海洋政策⁵（IMP）」が、2008年には「海洋環境政策分野における共同体行動枠組を創設する2008年6月17日の欧州議会及び理事会指令第2008/56/EC号⁶（海洋戦略枠組指令、MSFD）」が、2013年には「（改正）共通漁業政策に関する規則第1380/2013号⁷（CFP）」が、それぞれ採択されている。このような流れの中、昨（2014）年も、幾つかの海洋に関する文書が採択された。例えば、「欧州連合海洋安全保障戦略⁸」や「海洋空間計画の枠組構築に係る2014年7月23日の欧州議会及び理事会指令第2014/89/EU号⁹」の採択もその一つである。本章では、以

¹ 同戦略は、2005年10月24日に採択された。なお、同戦略の正式名称は、COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT, Thematic Strategy on the Protection and Conservation of the Marine Environment, COM(2005)504 final である。

² グリーンペーパーと呼ばれる文書は、「欧州レベルでの一定のテーマの議論を盛り上げるために、欧州委員会により刊行される文書」と定義されている。cf.

http://europa.eu/legislation_summaries/glossary/green_paper_en.htm (as of 19 February 2015)

³ 同文書は、2006年6月7日に採択された。なお、同文書の正式名称は、GREEN PAPER, Towards a future Maritime Policy for the Union: A European vision for the oceans and seas, “How inappropriate to call this planet Earth when it is quite clearly Ocean” attributed to Arthur C. Clarke, COM(2006) 275 final, vol.II –Annex である。

⁴ ブルーペーパーと呼ばれる文書は、「2007年以降、EUにより、統合的海洋政策の手段として用いられている」と定義されることがある。cf. Yves Henocque, “Towards Integrated Coastal and Ocean Policies in France: a Parallel with Japan”, Hubert-Jean Ceccaldi, Ivan Dekeyser, Mathias Girault and Georges Stora eds., *Global Change: Mankind-Marine Environment Interactions: Proceedings of the 13th French-Japanese Oceanography Symposium* (Dordrecht: Springer, 2011), pp.191-196, esp. p.193.

⁵ 同文書は、2007年10月10日に採択された。なお、同文書の正式名称は、COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, An Integrated Maritime Policy for the European Union, COM(2007) 575 final である。

⁶ 同指令は、2008年6月17日に署名・採択、及び、同年7月15日に発効した。なお、同指令の正式名称は、DIRECTIVE 2008/56/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 June 2008 establishing a framework for community action in the field of marine environmental policy (Marine Strategy Framework Directive) である。

⁷ 同規則は、2013年12月10日に採択、同年12月11日に署名、同年12月29日に発効、及び、2014年1月1日より適用されている。なお、同規則の正式名称は、REGULATION (EU) No 1380/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 on the Common Fisheries Policy, amending Council Regulations (EC) No 1954/2003 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulations (EC) No 2371/2002 and (EC) No 639/2004 and Council Decision 2004/585/EC である。

⁸ 同戦略は、2014年6月24日に採択された。なお、同戦略の正式名称は、EUROPEAN UNION MARITIME SECURITY STRATEGY である。

⁹ 同指令は、2014年7月23日に署名・採択、及び、同年9月18日に発効した。なお、同指令の正式名称は、DIRECTIVE 2014/89/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014 establishing a framework for maritime spatial planning である。

下、とりわけ、海洋空間計画枠組指令の成立過程及び概要を中心に、昨（2014）年の EU における海洋政策について概観する。なお、採択された海洋空間計画枠組指令の和文仮訳（翻訳：海洋政策研究財団）については、本報告書巻末の参考資料編を参照されたい。

1. EU における海洋空間計画

(1) 枠組指令採択に至る経緯

近年、EU においては、上述の様々な文書の採択を通じて、欧州における統一的あるいは共通の海洋政策を目指す傾向がある。とりわけ、海洋空間計画については、2007 年以降、EU は明確にその方向性を打出してきたと言えよう¹⁰。

まず、2007 年 10 月、欧州委員会（EC）は、上述のブルーペーパーにおいて、海洋空間計画が海域及び沿岸地域の持続可能な開発のための基本的手段であると位置付け、加盟国による海洋空間計画の進展を促進するため、2008 年にロードマップを作成すると明記した¹¹。これを受け、2008 年 11 月、欧州委員会（EC）は、「海洋空間計画のためのロードマップ：欧州連合における共通原則の実現¹²」と題するコミュニケーションを採択し、海洋空間計画を欧州における統合的海洋政策の進展のための重要な手段であると指摘するとともに、EU 域内で進行中の国家実行及び既存の規則から鍵となる原理・原則を識別するため、ワークショップの実施や海洋空間計画における国境を越えた協力を目指すパイロットプログラムの組織等を盛り込んだ事業計画を、翌 2009 年に立上げることとした¹³。

その後、2010 年 12 月、欧州委員会（EC）は、「欧州連合における海洋空間計画－実現と今後の展開¹⁴」と題する欧州委員会（EC）から欧州議会、理事会、欧州経済社会評議会及び地域評議会へのコミュニケーションにおいて、2008 年のロードマップ作成後の EU 及び国家レベルにおける動きについて概観した。また、2011 年 5 月には、海洋空間計画及び統合的沿岸域管理（ICZM）に関するステークホルダー間の協議が行われた¹⁵。

そして、2013 年 3 月、欧州委員会（EC）は、EU 加盟国における海洋空間計画及び統合的沿岸域管理（ICZM）のための欧州共通枠組を構築することを目的とする指令案「海洋空

¹⁰ EU における統合的海洋政策及び海洋空間計画のこれまでの流れの詳細については、以下を参照のこと。齋藤純子、「総合的海洋政策の理念と展開-EU とドイツを中心に-」国立国会図書館調査及び立法考査局『科学技術に関する調査プロジェクト [調査報告書] 海洋開発をめぐる諸相』（国立国会図書館調査及び立法考査局、2013 年）、83-104 頁、とりわけ、84-90 頁。

¹¹ *supra* note 5, p.6, *para.*3.2.2..

¹² 同文書は、2008 年 11 月 25 日に採択された。なお、同文書の正式名称は、COMMUNICATION FROM THE COMMISSION, Roadmap for Maritime Spatial Planning: Achieving Common Principles in the EU, COM(2008) 791 final である。

¹³ *Id.*, p.11, *para.*6.

¹⁴ 同文書は、2010 年 12 月 17 日に採択された。なお、同文書の正式名称は、COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, MARITIME SPATIAL PLANNING IN THE EU - ACHIEVEMENTS AND FUTURE DEVELOPMENT, COM(2010) 771 final である。

¹⁵ 協議の概要は、以下に掲載されている。Stakeholder consultation on MSP and ICZM, Summary results. cf. http://ec.europa.eu/dgs/maritimeaffairs_fisheries/consultations/msp/summary-results-of-msp-questionnaire_en.pdf (as of 19 February 2015)

間計画及び統合的沿岸域管理のための枠組を創設する欧州議会及び理事会指令案¹⁶」を提案し、審議の結果、2014年7月、同指令案が「海洋空間計画の枠組構築に係る2014年7月23日の欧州議会及び理事会指令第2014/89/EU号」としてEU総務理事会において採択された。

なお、2008年のロードマップ作成以降、現在に至るまで、EU域内において五つの海洋空間計画策定に関する国際プロジェクト、即ち、北海における海洋空間計画に関する準備活動¹⁷（MASPNOSE、2010-2012

年）、バルト海における海洋空間計画に関する準備活動¹⁸

（Plan Bothnia、2010-2012年）、バルト海地域プログラムプロジェクト「バルト海における海洋空間計画導入¹⁹」

（BaltSeaPlan、2009-2012年）、ケルト海及びビスケー湾を含む大西洋における海洋空間計画に関するプロジェクト²⁰

（TPEA (Transboundary Planning in the European Atlantic)、2012-2014年）、及び、アドリア海－イオニア海海洋空間計画²¹（ADRIPLAN、2013-2015年）が実施されている（図1参照）。

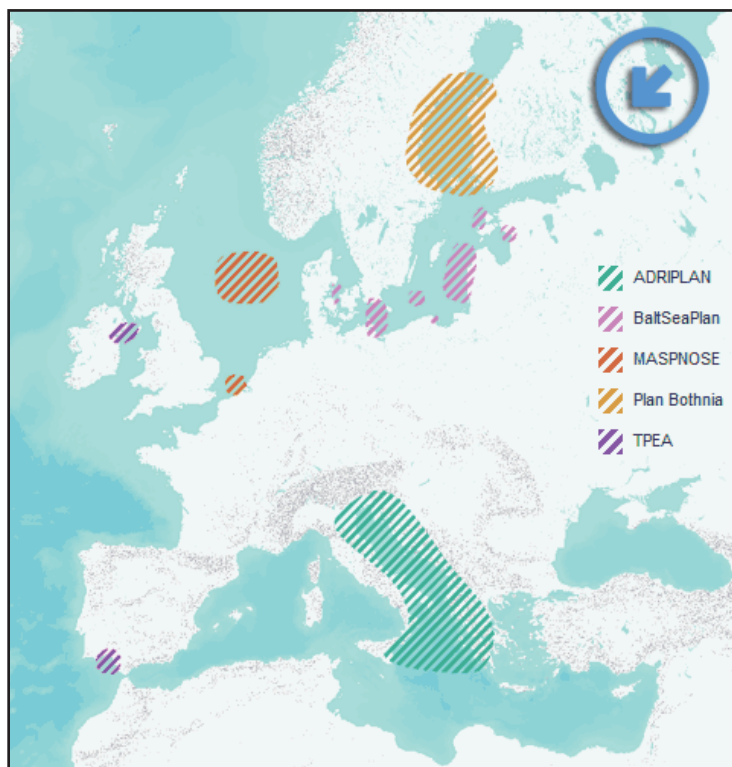


図1 EU域内における海洋空間計画策定に関する国際プロジェクト²²

¹⁶ 同指令案の正式名称は、Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a framework for maritime spatial planning and integrated coastal management, COM(2013) 133 final, 2013/0074 (COD)である。

¹⁷ 同プロジェクトの正式名称は、Preparatory Action on Maritime Spatial Planning in the North Sea である。

¹⁸ 同プロジェクトの正式名称は、Preparatory Action on Maritime Spatial Planning in the Baltic Sea である。また、以下の通り、同プロジェクトのウェブサイトが開設されている。cf. <http://planbothnia.org> (as of 19 February 2015)

¹⁹ 同プロジェクトの正式名称は、Baltic Sea Region Programme project “Introducing Maritime Spatial Planning in the Baltic Sea”である。また、以下の通り、同プロジェクトのウェブサイトが開設されている。cf. <http://www.baltseaplan.eu/index.php/Home;1/1> (as of 19 February 2015)

²⁰ 同プロジェクトの正式名称は、Project on Maritime Spatial Planning in the Atlantic, including the Celtic Sea and Bay of Biscay である。また、以下の通り、同プロジェクトのウェブサイトが開設されている。cf. <http://www.tpeamaritime.eu/wp/> (as of 19 February 2015)

²¹ 同プロジェクトの正式名称は、ADRIatic Ionian maritime spatial PLANning である。また、以下の通り、同プロジェクトのウェブサイトが開設されている。cf. <http://adriplan.eu> (as of 19 February 2015)

²² cf. http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/policy/maritime_spatial_planning/index_en.htm (as of 19 February 2015)

(2) 「海洋空間計画の枠組構築に係る 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会指令第 2014/89/EU 号」概要²³

EUにおいて海洋空間計画に関する規則を必要とする理由あるいは海洋空間計画を策定することによる利益として、欧州委員会（EC）は次の五つ、即ち、①セクター間対立の減少及び異なる活動間の共力作用創造、②予見性、透明性及び明確化された規則を印象付けることによる投資促進、③海洋活動の範囲の開発を調和させる単一文書の使用を通じた各国における行政機関間の調整拡大、④海底電線敷設、海底パイプライン敷設、海上交通路設定及び風力発電等の分野における EU 諸国間の国境を越える協力拡大、並びに、⑤空間の多角的な使用の影響及び機会の早期の認識を通じた環境保護を挙げる²⁴。

このような背景の下、本指令²⁵は、27 段落からなる前文及び 15 の条文から構成されている。

まず、指令では、その主題を、海洋経済の持続可能な成長や海域の持続可能な開発、海洋資源の持続可能な利用等を推進することを目的とする海洋空間計画の策定に対する枠組構築にあるとし（第 1 条）、本指令における適用海域を、加盟国の都市計画及び国土計画の対象となる沿岸域を除く、加盟国が管轄権を有する海域とする（第 2 条 1 項）。そして本指令における「統合的海洋政策 (Integrated Maritime Policy)」「海洋空間計画 (maritime spatial planning)」「海洋地域 (marine regions)」及び「海域 (marine waters)」について定義する（第 3 条）。

これらを前提として、加盟国による海洋空間計画の策定及び履行について定めるとともに、その際の考慮要素についても同時に規定する（第 4 条）。また、加盟国によって策定される海洋空間計画を 10 年毎に見直すことも盛り込まれた（第 6 条 3 項）。さらに、本指令の履行監視を容易にするため、加盟国が、欧州委員会（EC）及び関連する他の加盟国に対し、当該加盟国による本指令履行に伴う関連書類を作成から 3 ヶ月以内に送付すること、及び、欧州委員会（EC）が、欧州議会及び理事会に対し、海洋空間計画策定期限である 2021 年 3 月 31 日から 1 年以内に、且つ、その後 4 年毎に、本指令履行状況に関する報告書を提出することが定められた（第 14 条及び第 15 条 3 項）。なお、加盟国は、本指令の発効から 2 年後の 2016 年 9 月 18 日までに本指令を履行するために必要な法令等を制定し国内法化する義務が課されている（第 15 条 1 項）。

2. 2014 年における EU の海洋政策概観

さて、昨（2014）年、EU では、上述の指令の他、海洋環境及び海洋安全保障に関する分

²³ 以下にて同指令の概略が紹介されている。加藤浩、「【EU】海洋空間計画の枠組構築」『外国の立法』（2014 年 10 月）、25 頁。

²⁴ *supra* note 22.

²⁵ EU 法上、「指令 (Directive)」は、「達成すべき結果について、名宛人である加盟国を拘束するが、方法および手段の選択は加盟国の機関に委ねられる。」とされる（リスボン条約第 288 条）。なお、指令においては、通常、加盟国が一定の期限までに指令を遵守するために必要な国内法令等を定める、国内法化・国内実施義務が定められている。

野における文書や報告書の採択が行われた。

(1)海洋環境分野における動き

EU における海洋環境分野における基本的枠組文書の一つである海洋戦略枠組指令 (MSFD) は、本指令の履行第一段階終了後、全加盟国からの報告書受領後 2 年以内に、遅くとも 2019 年までに、欧州議会及び理事会への報告書を送付し、公表することを定めている (第 20 条 1 項)。この規定に基づき、2014 年 2 月、欧州委員会 (EC) は、欧州議会及び理事会に対する報告書「海洋戦略枠組指令 (2008/56/EC) 履行第一段階²⁶」を提出した。なお、同報告書では、EU の海洋環境が憂慮すべき状態にあること、これを 2020 年までに改善するためには緊急の対策が必要であること等が盛り込まれている。

また、2014 年 2 月、欧州環境機関 (EEA) は、欧州海洋生態系の健康状態に関する報告書「海のメッセージ：我々の海洋、我々の将来—新しい解釈に向けた動き²⁷」を刊行し、同年 6 月、欧州環境機関 (EEA) 及び国連環境計画 (UNEP) が共同で、EU における研究イノベーション計画であるホライズン 2020 の中間レビューの一環として、廃水・衛生設備、一般廃棄物及び産業排出物に焦点を当てた「ホライズン 2020 地中海報告書：環境情報システム共有に向けて²⁸」を公表する等の動きがあった。

(2)海洋安全保障分野における動き

EU において、リスボン条約上、安全保障政策は、「国の安全保障は、各加盟国の排他的な責任のもとに留保される」と定められ (リスボン条約第 4 条 2 項)、また、共通安全保障政策事項に関する EU の権限は、外交政策の全ての分野及び共同防衛に至りうる共通防衛政策の漸進的な確定を含む EU の安全保障政策に関する全ての問題を含むものの、共通安全保障政策は特別の規則と手続に服し、原則として、立法行為の採択は排除されるほか、外交安全保障上級代表及び加盟国により実施されることとされている (リスボン条約第 24 条 1 項)。

このような背景の下、2014 年 3 月、欧州委員会 (EC) 及び EU 外務・安全保障政策上級代表は、欧州議会及び理事会に対する共同コミュニケーション (政策文書) 「開放的且つ安全な世界の海洋領域を目指して：欧州連合の海洋安全保障戦略の要素²⁹」を採択した。これを受け、同年 6 月、EU 総務理事会において、国境を越えた組織犯罪、航行の自由に対す

²⁶ 同報告書は、2014 年 2 月 20 日に提出された。なお、同報告書の正式名称は、REPORT FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT, The first phase of implementation of the Marine Strategy Framework Directive (2008/56/EC), The European Commission's assessment and guidance, COM(2014) 97 final である。

²⁷ 同書は、2014 年 2 月 21 日に刊行された。なお、同書の正式名称は、Marine messages: Our seas, our future — moving towards a new understanding である。

²⁸ 同報告書は、2014 年 5 月 13 日に公表された。なお、同報告書の正式名称は、Horizon 2020 Mediterranean report: Toward shared environmental information systems である。

²⁹ 同文書は、2014 年 3 月 6 日に採択された。なお、同文書の正式名称は、JOINT COMMUNICATION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL, For an open and secure global maritime domain: elements for a European Union maritime security strategy, JOIN(2014) 9 final である。

る脅威、大量破壊兵器の拡散及び環境リスクといった、世界の海域におけるリスクや脅威に対する EU の海洋安全の利益の確保を目的とする「欧州連合海洋安全保障戦略」を採択し、また、同年 12 月、EU 総務理事会は、同戦略を補完するため、「欧州連合海洋安全保障戦略（EUMSS）－行動計画³⁰」を採択した。なお、この行動計画では、五つの異なる領域、即ち、①対外行動、②海洋認識、海洋監視及び海洋情報共有、③能力開発、④リスク管理、重要な海洋インフラの保護及び危機対応、並びに、⑤海洋安全保障研究及び刷新、教育並びに訓練における 130 の行動が明記されている。

(了)

³⁰ 同計画は、2014 年 12 月 16 日に採択された。なお、同計画の正式名称は、European Union Maritime Security Strategy (EUMSS) - Action Plan である。

第3章 英国における海洋政策の動向

英国は海洋に囲まれた国家で、海洋は重要な食糧や交通基盤の提供するものとして、また、8,000にもおよぶ海洋生物種の世界的に重要な生息地として重視されている。2009年に制定された海洋沿岸アクセス法（Marine and Coastal Access Act 2009）により、海洋管理機構（Marine Management Organisation、MMO）が設立され、海洋域の持続可能な開発と清浄、健全、安全、生産的かつ生物学的に多様な海洋保全推進が図られている。本章では、海洋に関連する英国の法制度について、特に今年度の顕著な動きに焦点を当て詳述する。尚、英国あるいはイギリスの用語は、通常、「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」のことを指し、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドを包含するもので、海洋分野においてもそれぞれの地域固有の法制度があることから、英国全体共通の法制度に触れつつ、イングランド、及びその他の地域法制度を概観する。

1. 英国海洋法制度の概略

英国政府は、海洋関連条約に関し、1960年3月14日に領海条約、公海条約、並びに、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約を、1964年5月11日に大陸棚条約を批准し、締約国となっている。1997年7月25日に英国政府は国連海洋法条約に加入し、同年8月24日に同条約は英国に対して発効した。この他、英国政府は、各種の海洋関連法を制定している¹。

2. 海洋沿岸アクセス法および海洋政策声明

英国政府は2009年11月12日に海洋沿岸アクセス法（Marine and Coastal Access Act 2009）を制定し、統合的な海洋管理の推進を目指している。海洋沿岸アクセス法では、その第1章第1条で、MMOの設立を規定し、第2条でMMOの責務をMMO領域において人々による活動が持続可能な開発の実現に寄与する目的で、適切な事実や事象を考慮し、一貫性を保つよう調整されていなければならないと規定している。海洋沿岸アクセス法は、各地域の個別の政策で具体的な実施が図られているが、海洋沿岸アクセス法自体、その第44条でイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの大臣・部局が海洋政策声明を作成し、英国の海洋地域における持続可能な開発の実現に寄与する政策を表明すると規定している。

英国政府が2011年3月に発表した「海洋政策声明（Marine Policy Statement）」では、海洋沿岸アクセス法第44条に従い、海洋計画策定の枠組みとしてこの海洋政策声明が策定されたと述べている。この海洋政策声明は、海洋計画の策定を促進し、支援することを目指し、海洋資源の持続可能な形で利用され、それにより(1) 持続可能な経済開発の促進、(2) 低

¹ 海洋政策研究財団平成25年度『平成25年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』に詳述されている。

炭素経済への移行とそれによる気候変動の原因や、海洋酸性化の緩和やそれらの影響への適応、(3) 持続可能な海洋環境が健全に機能的な海洋生態系を促進し海洋生息地や遺産の保護、(4) 地域社会での社会的経済的課題に対応するための海洋資源の持続可能な利用を含む海洋地域の社会的恩恵への寄与を目的とすると規定されている。

スコットランド政府は、スコットランド海洋局 (Marine Scotland) を設立し、スコットランド沿岸の海の統合的管理を推進している。その目的は、重要な連携者、スコットランド自然遺産局及びスコットランド環境保護庁との連携しながら、繁栄と環境持続性確保のためにスコットランドの海を管理することと定めている。スコットランド政府は2010年4月に「スコットランド海洋ビジョン (Marine Scotland Vision、正式には、Making the most of Scotland's seas: turning our marine vision into reality)」を発表し、「清浄、健全、安全、生産的、生物学的に多様な海洋および沿岸環境をめざし、人々及び自然の長期的なニーズと高度な海洋目的の実現を目指す」と謳っている。

ウェールズでは、自然資源・食糧省が海洋政策を所管している。ウェールズ議会は、ウェールズの海洋政策に関する議論を行ってきており、2013年1月に海洋政策に関する報告書を刊行している。その後、議会は関係団体との協議を進め、漁業・船舶などの団体や環境NGOなど19の団体が意見書を提出している。ウェールズ議会の環境・持続性委員会の委員長は、自然資源・食糧大臣宛てに、海洋政策文書作成の進捗についての情報提供を求めてきており、2014年5月時点で、同大臣は書簡にて、統合的沿岸域管理の原則を実施していくことを強調した他、海洋・漁業戦略計画を2015年までに作成する旨の方針を表明している。

北アイルランドでは、海洋の効果的管理を目指し、2013年9月17日に「海洋法(The Marine Act)」を制定、翌日より施行されている。同法により、北アイルランド環境省に、海洋保全区域を指定する権限が付与されたことで、同年、「海洋保護区ネットワーク形成に関する大臣声明」を発表し、特別保全区域、特別保護区域、特別科学関心区域、ラムサール湿地保全区域、海洋自然保護区などの設定し、海洋保護区ネットワークの拡大を進めていく方針を表明している。また、2013年には「北アイルランド海洋保護区戦略案」が、2014年には「北アイルランド沿岸地域海洋保全区域の選定と指定に関するガイドライン案」が立案され、その後、協議が進められている。

こうした海洋政策の展開は、欧州連合の立法措置に寄与するところが大きい。欧州連合は2008年に「海洋戦略枠組指令(2008/56/EC)」を採択し、欧州域内の海洋沿岸域の良好な環境状況の実現を目指している。この指令では、欧州連合加盟国は2020年までに良好な環境状況を実現するための管理施策を策定することが義務付けられた。この指令では、人間活動の生態系に立脚した管理を進め、良好な環境状況を実現するための範囲内で総合的な人間活動が行われなければならないと規定している。英国海洋政策声明はこうした欧州連合の立法措置との整合性を確保することを目的としている点についても言及している。

3. 海洋計画

イングランドでは、11 の海洋計画区域が設定され、20 年という長期的枠組みで計画が作成されている、あるいは策定が予定されている（図1）。計画は3年毎に見直しながされる。計画自体は、北西部は2区域を統合する計画が作成される予定であることから、計画自体は合計10となる予定である。全ての計画は2021年までに策定が終了することになっている。

海洋計画の必要性について、MMOは、海洋経済は年間470億ポンドの経済効果を英国にもたらし、その重要性は増加傾向にあることを指摘し、世界の先陣を切って海洋計画を策定した実績に鑑み、陸域同様に海洋においても持続可能な開発のための明確な枠組みを規定することが必要であると説明している。この海洋計画は海洋保全区域（Marine Conservation Zones、MCZs）や英国の海洋保護区ネットワークとの整合性を図ることと説明されている。海洋計画の策定にあたっては、MMOは地域社会の人々との連携を強調しており、情報公開やワークショップの開催などを通じて、計画を地域社会の人々との共同作業で策定することを明確な方針として打ち出している。

このうち、「東部沿岸・東部沖合海洋計画」（図2参照）及び「南部沿岸・南部沖合海洋計画」が開始され、東部沿岸・東部沖合海洋計画は、2014年4月に採択発表されている。東部沿岸沖合海洋計画は具体的に下記の11の目標を掲げている。

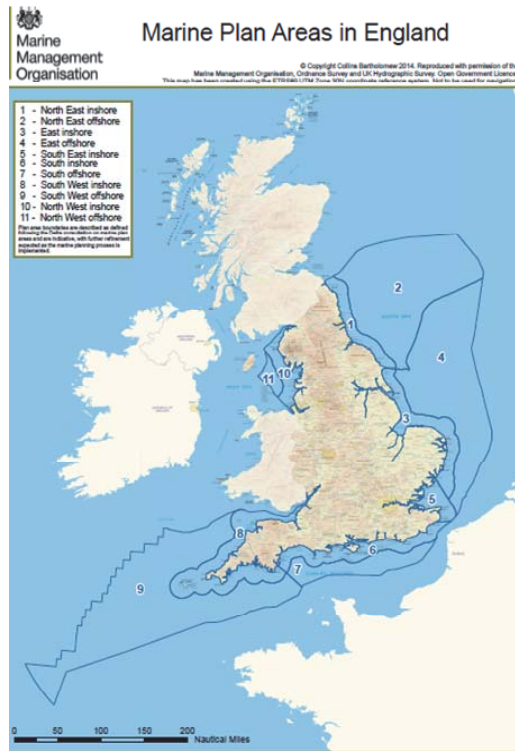


図1：イングランドの海洋計画区域

英海洋管理機構.n.d. https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/325688/marine_plan_areas.pdf

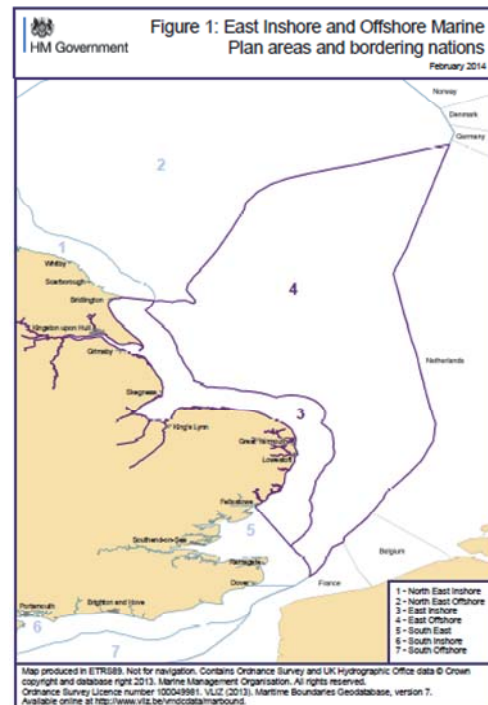


図2：東部沿岸・東部沖合海洋計画区域

英海洋管理機構.n.d. https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/312496/east-plan.pdf

- (1) 経済的に生産的な活動の持続可能な発展の促進、
- (2) 雇用創出、
- (3) 再生可能なエネルギーの可能性の実現、
- (4) 活気ある持続可能な社会の支援、
- (5) 遺産の保全、
- (6) 健全、対応力ある適応可能な海洋生態系の保持、
- (7) 生物多様性の保護、保全、回復、
- (8) 海洋保護区の目的の支援、
- (9) 気候変動適応と緩和の活動促進、
- (10) 主要活動の他の計画への統合、
- (11) 海洋に関する基礎的情報源の構築、

こうした計画策定にあたっては、海洋環境の調査や評価を行う手続きが詳細に定められ、そうした調査・評価結果を踏まえ、計画が立案されている（図3）。

南部沿岸沖合海洋計画については、2012年に策定作業が開始され、地域住民関係者との対話や情報収集、目的設定などが2013年を通じて実施されている（図4）。2014年からは取組の選択肢の策定や政策立案などが進められている。検討範囲を設定するいわゆるスコoping報告の作成が進められており、これに対しての協議が5週間にわたって2014年末より実施され、2015年1月2日に完了することが見込まれている。こうした作業を踏まえ、2015年春に計画案の検討が予定されている。2015年の夏に必要な追加調査が行われ、同年から2016年にかけての冬に採択することが目指されている。海洋計画の策定は長期的展望に立ち、中期的作業計画に基づき、参加型で策定作業が進められていることがわかる。

この他、北アイルランド政府は、2012年6月「北アイルランド海洋計画 市民参加声明」を発表し、海洋計画策定に向けた市民参加推進の方針を打ち出している。大まかに策定までの過程を4段階と想定し、(1) ステークホルダー（利害関係者）の予備的対話（2012年2～6月）、(2) 情報収集と計画立案（2012年6月～2013年12月）、(3) 協議と調査（2014年1～4月、必要である場合は6～12か月の調査）、(4) 採択（協議・調査終了から2～3か月）と規定されている。協議すべき利害関係者グループとしては表1にあるように、多様な利害関係者を対象としている。ウェールズ、スコットランドについても、先述の通り、関係団体との協議の下に、海洋に関連する政策文書作成が進められている。

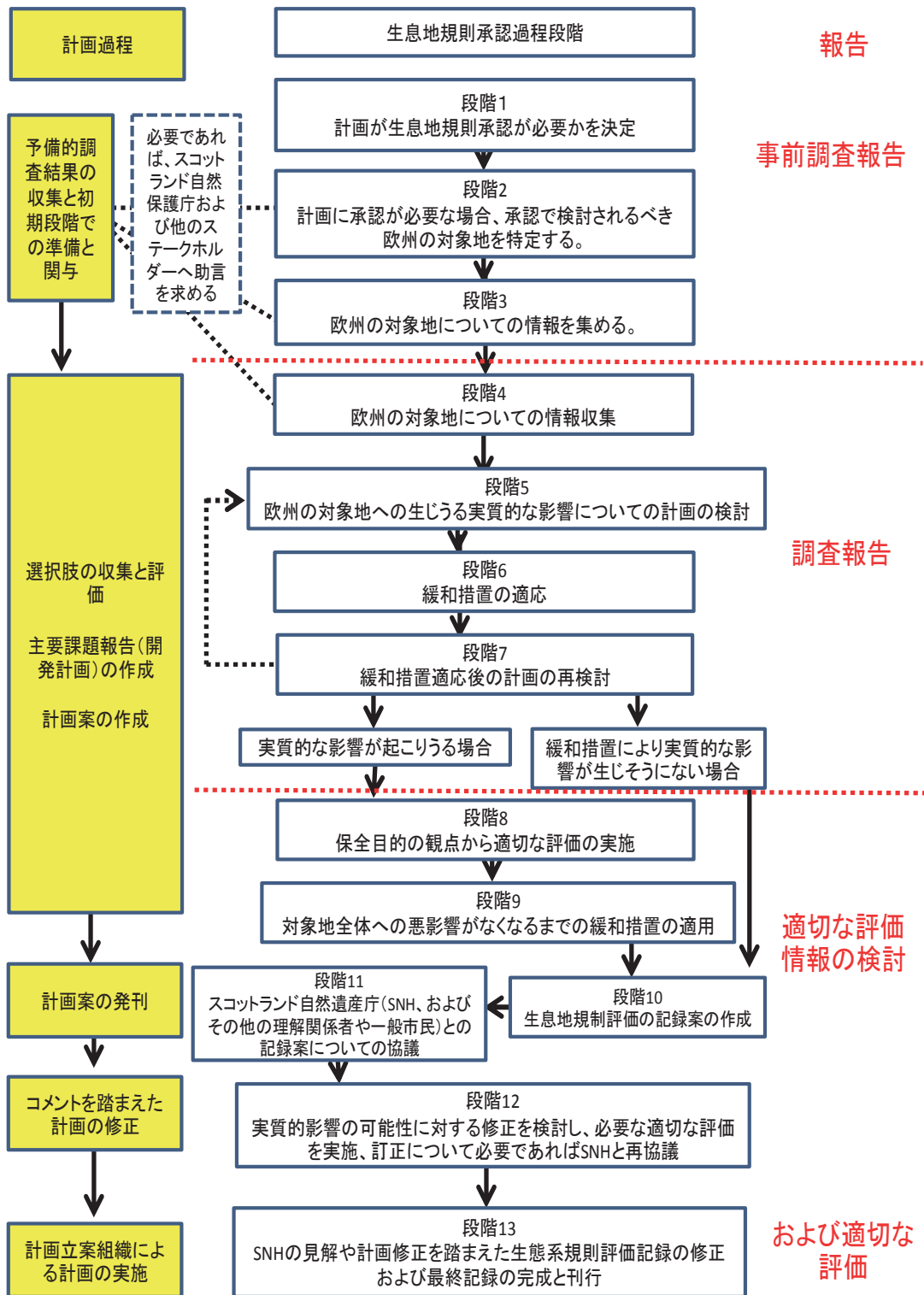


図3：イングランド 生息地規制評価 (Habitat Regulation Assessment)

イングランド東部海洋計画の例

英海洋管理機構, 2011より作成. https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/312505/east-plan-hra.pdf

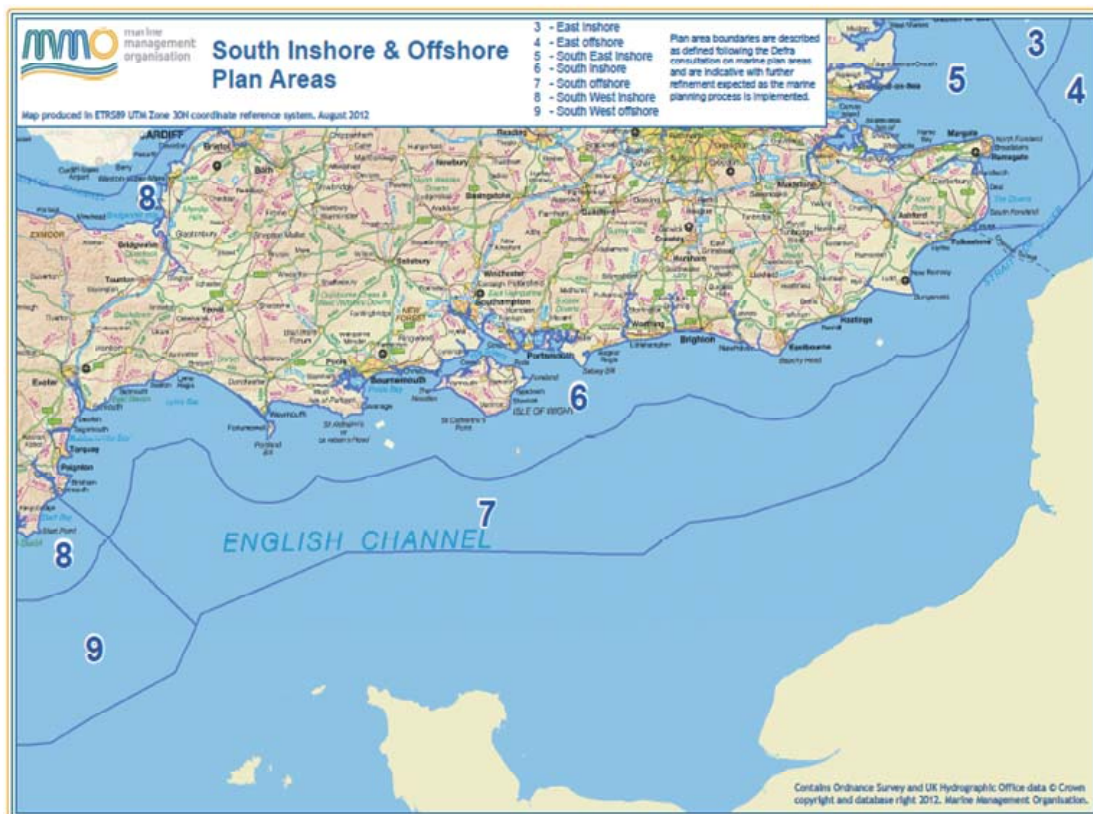


図 4：南部沿岸沖合計画区域地図

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/312537/south_marine_plan_areas.pdf

表 1：主要な利害関係者一覧（例）

全般
淡水漁業、漁業、食糧
保全、環境団体
防衛、安全保障
浚渫、廃棄物処理
エネルギー生産、インフラ開発
港湾、船舶、海事
表流水管理
通信、ケーブル敷設
観光、余暇
排水処理・処分

英環境省2012より作成 http://www.planning.gov.uk/index/policy/final_version-ri_marine_plan_statement_of_public_participation-07_june_2012.pdf

(丁)

第4章 ドイツにおける海洋政策の動向

2013年12月17日、ドイツ連邦共和国（以下、ドイツとする。）では、第三次メルケル政権が発足した。今次内閣は、アンゲラ・ドロテア・メルケル（Angela Dorothea Merkel）首相が率いるキリスト教民主同盟（CDU）及びホルスト・ローレンツ・ゼーホーファー（Horst Lorenz Seehofer）氏を党首とするバイエルン・キリスト教社会同盟（CSU）の他、ジグマール・ガブリエル（Sigmar Gabriel）氏を党首とするドイツ社会民主党（SPD）が連立政権に加わり、第二次世界大戦後三番目となる大連立政権となった。

第三次メルケル政権は、同年11月27日にCDU、CSU及びSPDによって締結された政権運営合意書において合意された通り¹、再生可能エネルギー法（EEG法）の抜本的改革を重要課題の一つと位置付けている。このため、ドイツ連邦政府では、第三次メルケル政権発足と同時に、まず、連邦行政機関の組織改革が行われた。海洋政策に一定の役割を担う省庁に関しては、これまでの交通・建設・都市開発省から建設関連部門が環境省に移管され、交通・デジタルインフラ省（BMVI）と改称された他、エネルギー関連政策が、経済・技術省及び環境省の所管から、新設の経済・エネルギー省（BMWFi）へと移管された。また、経済・エネルギー相にSPD党首であるジグマール・ガブリエル氏が任命されたことも、第三次メルケル政権の特徴と言えよう。

さて、2013年から2014年にかけてのドイツ政府による海洋政策の特徴は、上述の再生可能エネルギー法（EEG法）の改正の他、北極政策ガイドライン²の策定によるドイツ政府が目指す北極政策の明確な位置付け、「海洋－我々の青い奇跡」プロジェクト立上げ、及び、「欧州海の日2014」のドイツでの初開催（於ブレーメン、2014年5月19・20日）等を挙げることができよう。本章では、以下、とりわけ、ドイツ北極政策ガイドラインの概要を中心とするドイツの北極政策及び再生可能エネルギー法（EEG法）の改正について概観する。なお、策定されたドイツ北極政策ガイドラインの和文仮訳（翻訳：海洋政策研究財団）については、本報告書巻末の参考資料編を参照されたい。

1. 北極政策

(1) 極地研究体制

ドイツは非北極圏諸国ではあるものの、近年、ドイツ政府は、数ある研究分野の中でも極地研究に力を入れて取り組んでいる。とりわけ、ドイツ最大の研究機関であるドイツ研究センターヘルムホルツ協会（Die Helmholtz-Gemeinschaft Deutscher Forschungszentren）の傘下にある18の研究センターの一つであるアルフレッド・ヴェゲナー研究所（Das

¹ 政権運営合意書の原文は、以下にて確認することができる。cf.

<https://www.cdu.de/sites/default/files/media/dokumente/koalitionsvertrag.pdf> (bezüglich am 19. Februar 2015)

² Auswärtiges Amt, *Leitlinien deutscher Arktispolitik: Verantwortung übernehmen, Chancen nutzen*. (Berlin:

Auswärtiges Amt, 2013), ii+22S. なお、同ガイドラインの原文は、以下にて確認することができる。cf.

http://www.bmel.de/SharedDocs/Downloads/Landwirtschaft/EU-Fischereipolitik-Meeresschutz/Leitlinien-Arktispolitik.pdf?__blob=publicationFile (bezüglich am 19. Februar 2015)

Alfred-Wegener-Institut, Helmholtz-Zentrum für Polar- und Meeresforschung、所在地：ブレーマーハーフェン）が、極地研究の中核機関となっており、極地研究に関する研究所を設置している大学も存在する³。また、南極研究科学委員会（SCAR: The Scientific Committee on Antarctic Research）及び国際北極科学委員会（IASC: International Arctic Science Committee）の国内委員会として、SCAR/IASC ドイツ国内委員会（Deutsches Nationalkomitee SCAR/IASC）が組織されている。

(2) ドイツ政府による北極政策

ドイツ連邦政府においては、外務省内の欧州局 E07 課（EU 加盟国のうち、英国、アイルランド、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、エストニア、ラトビア及びリトアニアとの二国間関係、バルト海並びに北極を担当）及び経済問題及び持続可能な開発局 405 課（国際イノベーション、交通及び観光政策並びに北極海に関連する経済、環境及び研究政策を担当）が、北極政策を主に担当している（2015 年 2 月 16 日現在）⁴。また、ドイツ政府は、国内的視点のみならず、各種関連条約への批准・加入や関連組織への加盟を通じて、欧州的視点及び国際的視点に立った北極政策に力を入れている。その背景として、近年の北極における極氷融解がある。ドイツ政府は、これが、地政学上、地理経済及び地生態学上、ドイツのみならず、EU や国際社会に対しても大きな影響を与えていると捉えており⁵、変化を続ける北極が、多種多様な影響を自然界に与えるだけでなく、北極圏を越えて世界規模でチャンスとリスクを生じさせるとする⁶。このような明確な認識の下、ドイツ外務省は、2013 年 11 月、ドイツの観点から見た北極のチャンス、及び、欧州的視点及び国際的視点に立ったドイツの北極政策について分析・解説した『ドイツ北極政策ガイドライン：責任を担い、チャンスを活かす』（以下、ガイドラインとする。）を刊行した。

① ドイツの観点から見た北極のチャンスとリスク

ドイツ政府は、ガイドラインにおいて、次の五つ、即ち、経済的機会、環境基準、航行の自由、科学的調査の自由並びに安全保障及び安定性の観点から、それぞれ北極のチャンスとリスクについて分析している⁷。

まず、経済的観点から、北極海における氷の融解は、二つの資源——非生物資源及び生物資源——に影響があることを指摘する。氷の融解によってこれらの資源へのアクセスが可能となり、これらの非生物資源の開発が持続可能なエネルギー安定供給に繋がる一方、

³ 例えば、キール大学生態学調査研究所（Institut für Ökosystemforschung (ÖSF), Christian-Albrechts-Universität zu Kiel）に極地生態学に関する研究グループが設けられている。

⁴ 現行のドイツ外務省組織図は、以下にて確認することができる。cf.

<http://www.auswaertiges-amt.de/cae/servlet/contentblob/373560/publicationFile/202175/Organisationsplan.pdf> (bezüglich am 19. Februar 2015)

⁵ *supra* note 2, S.4.

⁶ *Ibid.*

⁷ *Ibid.*, SS.7-12.

環境及び自然に対する危険も包含することを指摘する。また、氷の融解が漁場拡大に繋がる一方、国際的枠組を通じた生物資源管理が重要であることが含意されている。

次に、環境基準の観点から、多くの国家が北極に存在する資源に着目し、国際競争が激しくなっている現在、北極における環境保護が重要であると指摘する。とりわけ、北極の資源を平和的かつ持続可能な方法で開発することが重要であり、そのためには、高い環境基準と予防原則が保証されるべきであるとする。そして、これを実行するためには、既存の関連条約の規定の適用及び履行が必要であるとする。

また、航行の自由の観点から、北極海の海氷の減少により、夏季における北東航路及び北西航路の航行可能化をチャンスと捉えると同時に、船舶航行による事故の可能性及び危険性があるとする。従って、経済成長に寄与する目的で北極海航路を活用するためには船舶の環境基準及び安全基準が重要であると指摘し、国際海事機関（IMO）における諸基準の再考とともに、国際社会において法的拘束力ある大規模災害回避メカニズムが確立されるべきとする。

さらに、科学的調査の自由の観点から、国連海洋法条約第 13 部における沿岸国の海洋の科学的調査の主権的権利について確認すると同時に、北極圏における沿岸国以外の国家をも含む科学的調査の必要性についても指摘する。

そして、安全保障及び安定性の観点から、近年の北極の状況変化がもたらした課題にどのように取組むべきか、あるいは、今後どのように状況が変化するかを予測するのは困難であるとする。と同時に、北極資源等の争奪戦が生じた場合、欧州の安全保障に影響が生じる可能性があるとする。多数国間の安定性を保障するためには、北極圏全体を一つのシステムに組み込むことも考慮すべきとの見解を示している。

②欧州の視点及び国際的視点に立ったドイツの北極政策

このような北極のチャンスとリスクについて分析した上で、ドイツ政府は、自国の北極政策について、次の七つ、即ち、国連海洋法条約、北極評議会、国際海事機関、OSPAR 委員会及び北東大西洋漁業委員会、欧州連合、二国間関係並びに安全保障協力フォーラムの枠組に分類して説明を行っている⁸。

まず、国連海洋法条約に関し、ドイツ及び北極海と境界を接する米国を除く全ての国家を含む 165 ヶ国・機関が同条約の締約国となっているとする（著者注：2015 年 1 月 7 日現在、167 ヶ国・機関が締約国となっている。）。しかし、ドイツ政府にとって、国連海洋法条約は、海洋境界画定等に関する明確な規定を有するが、規則の範囲は限定的であり、海洋環境の保護・保全に関する一般的義務（第 192 条）や氷に覆われた水域に対する沿岸国の法令制定権等に関する規定を有するものの、北極に関連する全ての問題を解決するには至っていないとの見方を示している。

次に、北極評議会に関し、ドイツもオブザーバー資格を有し、1996 年に設立された北極

⁸ *Ibid.*, SS.13-19.

評議会は、北極問題を解決するための唯一の地域フォーラムであり、ドイツの北極政策にとって重要かつ中心的役割を果たしているとの見解を示す。しかし、同時に、同評議会は、安全保障に関する問題については十分に機能しているとは言えないとの見方を示している。また、2011年に北極評議会加盟国により、北極圏における捜索救助（SAR）協力協定が締結されたように、北極評議会において法的拘束力ある文書が採択されることを歓迎している。

また、国際海事機関に関し、ドイツ政府は、現在、国際海事機関において作成作業が進められている「極海コード」を支持する姿勢を明確に打出している（著者注：なお、2014年11月に開催された国際海事機関第94回海上安全委員会（MSC94）において SOLAS 条約附属書の改正案が採択され、SOLOS 条約附属書第14章が新設され、極海コードが義務化されることとなった。同条約の改正は、2017年1月1日に発効する見込となっている。）。

さらに、OSPAR 委員会及び北東大西洋漁業委員会に関し、漁業を除く分野における北東大西洋の海洋環境保護のための条約である OSPAR 条約は、北極海や北極点を適用海域とする条約であり、とりわけ、北極を重視した定期的な海洋環境レベルのチェックを行う等、活発な活動を行っていることを評価する。また、OSPAR 条約の適用範囲外である漁業分野に関する権限を有する北東大西洋漁業委員会が、OSPAR 委員会と互いに協力・補完しながら同海域の海洋環境保護に対する役割を担っていることを評価している。

さらに、欧州連合に関し、ドイツも加盟国の一つである欧州連合が北極戦略の重要性を認識し、とりわけ、欧州委員会（EC）が2012年6月に「欧州連合の北極地域政策の発展について：2008年以降の進展と次なる一歩」と題するコミュニケーションを採択する等、積極的な北極政策を進めていることを指摘する。と同時に、欧州連合が長期的且つ戦略的政策として今後も北極政策を推進すべきという姿勢を明確に示している。

さらに、二国間関係に関し、ドイツ政府が、北極政策に関する強固な基盤作りのため、北極評議会加盟国たるフィンランド、ノルウェー、アイスランド及びスウェーデンの他、米国、カナダ、ロシア及び中国とも定期的な協議を行っていることを明らかにしている。なお、ドイツ政府は、同時に、北極問題を解決するための重要なパートナー国としてデンマークを挙げている。

そして、安全保障協力フォーラムに関し、ドイツ政府は、北極の発展に伴い安全保障政策上の課題や安全を脅かす政治的リスクが増大する可能性があることを指摘する。そのため、現在、北大西洋条約機構（NATO）が持っている強力なパートナーシップに、北極に隣接する諸国家を組込む必要性を示している。

2. 再生可能エネルギー法 (EEG 法) の改正⁹

(1)再生可能エネルギー法 (EEG 法) 改正に至る経緯

上述のように、2013年12月に発足した第三次メルケル政権は、その重要課題の一つに再生可能エネルギー法 (EEG 法) の抜本的改革を挙げ、再生可能エネルギーの導入目標を法制化し、2025年までにシェアを40-45%に、2035年までにシェアを55-60%とすることを政権運営合意書に盛り込んだ¹⁰。同時に、エネルギー政策の策定及び遂行を担う省庁が、経済・エネルギー省¹¹へと移管された¹²。なお、本章にて概観する再生可能エネルギー法 (EEG 法) の所管官庁は、環境・自然保護・建設・原子力安全省 (BMUB)¹³となっている。

さて、再生可能エネルギー法 (EEG 法) は、電力に占める再生可能エネルギーのシェアの拡大を目指して制定された法律であり、2000年4月の施行以来、三度の大幅な改正 (2004年、2009年及び2012年) を経ている。再生可能エネルギーのシェアを高めるため、同法は、再生可能エネルギーによる発電に対する固定価格買取制度を設け、発電事業者は固定価格での買取による補償金を一定期間受取ることが定められていた。しかし、近年、再生可能エネルギー発電のシェアの高まりとともに補償金総額が増大し、且つ、この補償金は、最終的に消費者が電力会社に支払う電気料金に上乗せして支払う賦課金の値上がりという形で反映されてしまうため、補償金の抑制等が喫緊の課題となっていた。これらの課題を解決するため、昨 (2014) 年、再生可能エネルギー法 (EEG 法) の改正が行われることとなった。

なお、再生可能エネルギー法 (EEG 法) の改正案は、同年6月27日に連邦議会を通過し、同年7月11日に連邦参議院にて可決され¹⁴、同年8月1日に施行された。

(2)改正再生可能エネルギー法 (EEG 法) の概要¹⁵

改正再生可能エネルギー法 (EEG 法) は、104の条文と四つの附則から構成されている。この改正により、再生可能エネルギーによる発電の拡大を計画的に制御できるようになり、また、コストの高騰に歯止めをかけることが可能となった。

⁹ 同法の正式名称は、「再生可能エネルギー優先に関する法律 (Gesetz für den Vorrang der Erneuerbaren Energien)」である。

¹⁰ *supra* note 1, S.37.

¹¹ 同省の組織図は、以下にて確認することができる。cf.

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/M-O/organisationsplan-bmwi,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf> (bezüglich am 19. Februar 2015)

¹² ドイツ連邦政府による再生可能エネルギー政策全般の詳細については、以下を参照のこと。鈴木秀貴、「諸外国における研究開発・普及の動向：ドイツ」国立国会図書館調査及び立法考査局『科学技術に関する調査プロジェクト 調査報告書 再生可能 エネルギーをめぐる科学技術政策』(2014年)、152-166頁。

¹³ 同省の組織図は、以下にて確認することができる。cf.

<http://www.bmub.bund.de/bmub/aufgaben-und-struktur/organigramm/> (bezüglich am 19. Februar 2015)

¹⁴ 連邦参議院は、連邦を構成する州に関連する法案の審議及び議決のみを行うこととなっている。

¹⁵ 改正再生可能エネルギー法 (EEG 法) の概略については、以下にて紹介されている。渡辺富久子、「【ドイツ】2014年再生可能エネルギー法の制定」『外国の立法』(2014年8月)。また、以下に、同法の抄訳が掲載されている。渡辺富久子、「ドイツにおける2014年再生可能エネルギー法の制定」『外国の立法』No.262 (2014年)、72-109頁。

改正法では、再生可能エネルギーの増強目標、補償金の見直しによるコスト上昇の抑制、製造業事業者や自家発電における賦課金負担によるコスト負担の幅広い負担、電力集約型産業に対する特別調整措置の EU 法への適合、再生可能エネルギーの一般電力市場への統合等について規定されているが、海洋における再生可能エネルギーについては、洋上風力発電に関する規定が今回初めて盛り込まれ、2020 年までに 6.5GW、2030 年までに 15GW を設置することが規定された（第 3 条 2 項）。

（了）

第5章 ロシアにおける海洋政策の動向

ロシアにおいては、1997年の国連海洋法条約の批准を契機として、海洋に関する国内法を制定¹、更には2001年の「ロシア連邦政府海洋協議会(Морская коллегия при Правительстве Российской Федерации)」の設置により、より総合的で且つ、関係省庁、機関、地方自治体、企業等が連携する体制が整備された。

本章においては、2014年のロシアの動向から、海洋政策に関わる事柄を整理するとともに、現在検討がなされている「2030年までのロシア連邦海洋ドクトリン(Морская доктрина Российской Федерации на период до 2030 года)」と「ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法(Федеральный закон О государственном управлении морской деятельностью Российской Федерации)」の進捗状況を報告する。

1. 海洋政策を取り巻く国際関係

(1)北極海と極東を重視するロシア

近年のロシアの海洋政策においては、資源開発や大陸棚の境界画定、またアジアと欧州とを結ぶ新たな航路として目される北極海、更には政府が推進する極東開発政策により、北極から極東、アジア太平洋地域重視の様相を見せている。新航路としての北極海は、北極海と極東海域が一体となったものであり、隣接するわが国としても、ロシアの動きに注視したいところである。

極東開発においては、2012年に大統領に復帰したプーチンが、極東・シベリア開発を政権の最重要課題と位置づけたのを受け、2012年5月に「ロシア連邦極東開発省」が新設されている。同年、ウラジオストク市でAPECが開催されたのも記憶に新しい。毎年12月に連邦議会で行われる大統領の年次教書演説においても、第3期プーチン政権における2012年²、2013年³、2014年⁴ともに極東・シベリア開発について言及している。

¹ 本報告書第1部第1章表1「各国の海洋政策の概要」参照。

² 2012年12月12日、大統領教書演説での極東開発に関する言及の要旨は以下のとおり。

①21世紀において、ロシアの発展のベクトルは東部にある。

②シベリアや極東は、ロシアの莫大な潜在力である。

③世界で最も活力に満ちた地域であるアジア太平洋地域にわれわれの可能性がある。

Президент России, "Послание Президента Федеральному Собранию", 12 December 2012 at <http://kremlin.ru/news/17118>

³ 2013年12月12日、大統領教書演説での極東開発に関する言及の要旨は以下のとおり。

①極東やシベリアの開発は国家の最優先課題。

②先例にない規模であることから、これまでにない手法を取る必要がある。

Президент России, "Послание Президента Федеральному Собранию", 12 December 2013 at <http://kremlin.ru/news/19825>

⁴ 2014年12月4日、大統領教書演説での極東開発に関する言及の要旨は以下のとおり。

①優先開発地域は極東地域。

②極東開発基金への追加投資を提案。

③ウラジオストク港を自由港とし、税関体制を簡略化。

④北極海航路の開発においては、効率的な輸送ルートとしてだけでなく、ロシア太平洋沿岸地域の活性化を促進させ、北極域の開発を促すものであることを求める。

(2)対ロシア制裁に関連した海洋の動き

ウクライナ情勢を巡る欧米諸国の対ロシア経済制裁に対抗し、ロシアは報復措置として農産物、原材料、食料品の輸入禁止・制限を実施している⁵。海洋資源開発においては、北極海の大陸棚開発を行うロシア国営石油会社ロスネフチと協力関係にあった米 ExxonMobil 社が、共同開発事業を凍結、撤退する事態に至った⁶。ロスネフチの会長は、ExxonMobil 社が撤退するようなことになれば、「協力関係に制限のない」新たなパートナーを誘致することを示唆している⁷。同会長は2014年9月、中国との協力関係推進にも言及しており、ロシアに対する制裁が長引く一方で、中露の関係がより密接になることも予想される。その一例として、2014年9月には、ロシアと中国が共同で大規模港湾を建設することで合意している。将来的に北極海航路の拠点を確保したい中国側と、欧米諸国から経済制裁を受け低迷する国内経済を活性化させたいロシア側との思惑が一致した、などと評されている⁸。

またロシアは、ウクライナ情勢や NATO との対立が深まっていることに鑑み、2014年12月、「ロシア連邦軍事ドクトリン (Военная доктрина Российской Федерации)⁹」を改定した。これは、2010年にメドベージェフ政権で承認された「ロシア連邦軍事ドクトリン¹⁰」を改定したものである。海洋政策、また海洋戦略に着目し両者を比較すれば、平時における軍隊その他部隊および機関の主要任務として、①海賊対処及び船舶の安全確保、②世界の大洋におけるロシア連邦の経済活動の安全を保障、を挙げたことに変わりはないものの、2014年の改定版軍事ドクトリンでは、③北極におけるロシア連邦の国益を確保、との一文が加筆され、ここでも繰り返し北極に言及していることがわかる。

(3)大陸棚の境界画定

大陸棚限界委員会 (CLCS) は2014年3月、オホーツク海中心部の5万2,000平方キロに及ぶ海域をロシアの大陸棚の一部と認めたことを公表した¹¹。ロシア国内では、北極海の大

Президент России, "Послание Президента Федеральному Собранию", 4 December 2014 at <http://kremlin.ru/news/47173>

⁵ Российская Газета, Указ Президента Российской Федерации от 6 августа 2014 г. N 560 "О применении отдельных специальных экономических мер в целях обеспечения безопасности Российской Федерации", 7 August 2014 at <http://www.rg.ru/2014/08/07/sankcii-dok.html> (大統領令「ロシア連邦の安全保障を目的とした特定の特別経済措置の適用について」は、2014年8月6日にプーチン大統領が署名、即日発効した。これにより、大統領令発効から1年間の禁輸措置が取られている。)

⁶ Коммерсант.ру, "Роснефти подпортили Победу", 29 September 2014 at <http://www.kommersant.ru/daily/80688>

⁷ РИА Новости, "Сечин: Роснефть найдет партнеров в случае отказа ExxonMobil", 30 September 2014 at <http://ria.ru/economy/20140930/1026227056.html>

⁸ 産経新聞、2014年9月23日「中露、極東に大規模港 北極海航路、中国拠点づくり」

⁹ Российская Газета, "Военная доктрина Российской Федерации", 30 December 2014 at <http://www.rg.ru/2014/12/30/doktrina-dok.html>

¹⁰ Российская Газета, "Указ Президента Российской Федерации от 5 февраля 2010 г. N 146", 5 February 2010 at <http://www.rg.ru/2010/02/10/doktrina-dok.html>

¹¹ Российская Газета, "ООН признала анклав Охотского моря частью шельфа РФ", 15 March 2014 at <http://www.rg.ru/2014/03/15/reg-dfo/anklav-anons.html>

"SUMMARY OF RECOMMENDATIONS OF THE COMMISSION ON THE LIMITS OF THE CONTINENTAL SHELF IN REGARD TO THE PARTIAL REVISED SUBMISSION MADE BY THE RUSSIAN FEDERATION IN RESPECT OF THE SEA OF OKHOTSK ON 28 FEBRUARY 2013" at

陸棚限界延長申請を控え、幸先のいいニュースとして報じられた。なお、日本政府は、オホーツク海大陸棚に関するロシアの申請に異議を唱えていない¹²。

また、ロモノソフ海嶺やメンデレーエフ海嶺を含む北極海の大陸棚限界延長申請に関し、2015年春に申請が行われることが明らかになった¹³。これについては、2001年に申請を行ったものの、提出したデータが不十分であるとして一旦退けられている。

2. 2014年のロシアにおける海洋政策の動向

2001年に設置された「ロシア連邦政府海洋協議会（以下、ロシア海洋協議会）」は現在、ロシア副首相を議長に、天然資源環境相や外相、運輸相などの関係省庁や海軍総司令官、また連邦構成主体の長（州知事等）、関連する国営企業の代表等がメンバーとなり、各機関の意思疎通や連絡調整の場として機能し、ロシアが執る海洋政策を協議、策定する任務を担っている。

ここでは、ロシア海洋協議会の公式サイトから¹⁴、本報告書が対象とする2014年の活動計画、会議議題、議事録等を参考に、2014年に協議・検討中の海洋政策関連文書の進捗を報告する。

(1) 「2030年までのロシア連邦海洋ドクトリン」

「ロシア連邦海洋ドクトリン」は、ロシアの国家海洋政策を定義し、主要な政策方針や目標、実現のための方策を示した公式文書である。かねてより、2001年に公布された「2020年までのロシア連邦海洋ドクトリン（Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года）¹⁵」を更新し、新たな海洋ドクトリンを策定することが伝えられていたが、2014年12月9日に開催されたロシア海洋協議会の会議において、その経過が報告された。当該会議の議事録によれば¹⁶、2015年4月1日までに、決められた手順に則りロシア連邦政府に「2030年までのロシア連邦海洋ドクトリン（Морская доктрина Российской Федерации на период до 2030 года）草案¹⁷」が提出される予定である。プーチン大統領の承認を前に些か拙速ではあるが、「2020年までのロシア連邦海洋ドクトリン（以下、旧海洋ドクトリン）」と「2030年までのロシア連邦海洋ドクトリン草案（以下、新海洋ドクトリン）」を比較し、特筆すべき3点を以下に纏めた。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/rus01_rev13/2014_03_13_COM_REC_RUS_Summary.pdf

¹² 日本政府の口上書は以下を参照。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/rus01_rev13/2013_05_23_JPN_NV_UN_001.pdf

¹³ Интерфакс, "Россия весной подаст заявку в ООН по расширению границ в Арктике", 29 October 2014 at <http://www.interfax.ru/business/404578>

¹⁴ Морская Коллегия при Правительстве Российской Федерации at <http://mk.esimo.ru/portal/portal/arm-mk>

¹⁵ Президент России, "Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года", 27 July 2001 at <http://archive.kremlin.ru/text/docs/2001/07/58035.shtml>

¹⁶ Морская Коллегия, "Протокол заседания Морской коллегии при Правительстве Российской Федерации от 9 декабря 2014 г. No.1(25)", 9 December 2014 at <http://portal.esimo.ru/cbmdserver/services/cbmd/doc/file/561873>

¹⁷ Морская Коллегия; "Морская доктрина Российской Федерации на период до 2030 года", 25 January 2015 at <http://portal.esimo.ru/cbmdserver/services/cbmd/doc/file/561878>

なお、「2030年までのロシア連邦海洋ドクトリン草案」から、文書の概要を示す「Ⅰ. 基本概念」および「Ⅱ. 国家海洋政策」に着目し、本章末に仮訳を付し参考資料とした（資料1）。併せて目次も参照されたい（資料2）。

①海底パイプラインの敷設について

新旧いずれの海洋ドクトリンにおいても、航行、上空飛行、漁獲、科学調査、海底ケーブルとパイプラインの敷設を含む、公海での自由を守ることが示されている。一方で、新海洋ドクトリンにおいては、新たに「Ⅲ章 1.2.3 海底パイプラインの機能」が設けられ、以下のように示されている。大陸棚の資源開発に伴う国内外へのパイプライン輸送の戦略的重要性を示し、そのネットワーク開発に安全性が伴うことを国家海洋政策実施の長期目標に掲げている。

Ⅲ. 国家海洋政策の概要

1.2.3 海底パイプラインの機能

大陸棚開発を含む、炭化水素資源の海底パイプラインの有効な機能は、国内消費の確保と、ロシア連邦の対外貿易において戦略的に重要である。とりわけ、長距離海底ガスパイプラインは、輸出用のエネルギー原料の輸送において重要な役割を担う。

このようなことから、長距離海底パイプラインのネットワーク開発という点における国家海洋政策実施の長期目標は、以下のとおりである。

- a) 海底パイプラインの設計、建設、運用に対し政府の厳格な監督を実施し、人為的また技術的な事故を防ぐ。それには、ロボット機器やシステムの活用を含む最新技術の開発と利用を基礎とする。
- b) 海底パイプラインの安全性を向上し、炭化水素資源の輸送がもたらす可能性のある悪影響から環境を保護する。これには、特別規制や認可要件の確立といった方法を含む。

②南極地域研究について

新旧いずれの海洋ドクトリンでも、「Ⅲ章 2. 国家海洋政策の地域別方針」において、南極地域への言及がある。しかし旧海洋ドクトリンでは、インド洋の地域別方針の中で短く触れられている一方で、新海洋ドクトリンでは、地域別方針の一地域として独立させ、大西洋、北極、太平洋、カスピ海、インド洋と並列した項目として南極が取り上げられている。旧海洋ドクトリンでは、「南極地域でのロシアの地位を守り確固たるものを目指した国家海洋政策実施の主要な要素として、南極での科学調査を行う」、という南極研究の実施を述べるに留めていたが、新海洋ドクトリンでは、より詳しく、ロシアの南極研究の意義と資源の活用について示されている。

Ⅲ.国家海洋政策の概要

2.6. 南極地域

南極は、莫大な資源ポテンシャルを有する。ロシア連邦は、この地域の平和と安定を維持し、大規模な研究調査活動を実施する条件を守るため、客観的な関心がある。

1959年12月1日に採択した南極条約締約国の1つとして、ロシア連邦は恒常的で活発な参加を行い、南極の利用に関する国際的な問題の決定に寄与する。

国家海洋政策の南極地域での方針に、以下の長期目標を定める。

- ・南極におけるロシア連邦のプレゼンス維持と拡大のために、南極条約の制度により定められたメカニズムの有効活用。
- ・南極条約の維持と進歩的な発展への全面的な協力。
- ・平和と安定、協力の地域としての南極の維持。国際的な緊張と世界規模の自然の脅威の発生を防止する。
- ・地球規模の気候プロセスにおける南極の役割とその位置を考慮した、南極の総合的な科学調査の発展。
- ・南極におけるロシア連邦の活動への水文気象、ナビゲーション、ヘリオグラフ情報支援。
- ・南極での調査発展のための探査船及び調査船の建造支援。
- ・費用対効果の高い漁業のための海洋資源状況の予測調査に基づく南極の海洋生物資源の評価。
- ・ロシアの経済力を強化するための南極の海洋生物資源の利用。
- ・南極大陸とその周辺海域の鉱物・炭化水素資源のための地球物理学調査の実施。
- ・衛星リモートセンシング、通信、ナビゲーションの発展、GLONASS (Global Navigation Satellite System)¹⁸を支援する地上設備の拡大と近代化。
- ・南極の環境保護。
- ・南極地域におけるロシア連邦の遠征調査インフラの近代化と再編、ロシアの南極遠征調査の輸送支援。

③造船について

造船に関して、新海洋ドクトリンでは新たに「Ⅳ章 国家海洋政策の実装」の一項目として取り上げ、旧海洋ドクトリンに比して大幅に内容を充実させている。旧海洋ドクトリンでは、世界の大洋における天然資源の調査と開発のための最先端技術や特殊船建造を継続することを示し、研究調査活動における造船、海洋関連機器、インフラ開発の問題を挙げるなど、造船が海洋活動の付帯的なものとして言及されている印象だが、新海洋ドクトリンにおいて造船業は、国家海洋政策実施の上で重要な技術的基盤となることを明示している。以下にその要点を挙げた。

¹⁸ ГЛОНАСС (Глобальная Навигационная Спутниковая Система) : ロシアが運用している全地球測位衛星。

IV.国家海洋政策の実装

1. 造船

造船業は、海洋ドクトリン実施の技術的基盤を構築し、造船業と関連産業における高い技術力を要する就業場所の維持と拡大という大きな社会的効果を保障する。

国内造船業の発展水準は、国内および海外市場での競争力を基礎とした最新の船用製品製造と造船業で、国家と実業界の要求に十分に答えるものでなければならない。

国家海洋政策は、軍事造船や商船建造のほか、科学、船用機器開発の分野など、国内造船業の総合的な発展を目指すものである。

国内の造船業における国家海洋政策の主な方針は以下のとおり。

- ・ 国家需要のための軍用造船や一般の船用機器などは、国産設備の充実した国内の造船所で優先して行う。
- ・ 国内消費者の船用機器の注文を最大限国内の造船所で配分するよう支援する。

造船分野での国家海洋政策の目標を達成するために、次の長期目標に対処しなければならない。

- ・ 大規模な学術・産業構造の構築と発展を基礎とした造船設備の改善。
- ・ 戦略的に重要な造船団体の国家管理の維持。
- ・ 国家の国防計画に応じた造船と海洋軍事機器のロシア連邦の技術の独立性保持。
- ・ 設計と造船の最新技術の導入によって、商船建造セグメントにおける技術の立ち遅れを克服する。
- ・ 科学技術、また産業技術基盤の質の高い一新のために、造船分野における革新的な活動また投資活動の活性化。
- ・ ロシア連邦の海洋軍事力の発展のための、最新システムと武器の開発と生産、軍事機器および特殊機器、軍事製品の品質と競争力の向上。
- ・ 大型船舶やオフショア支援船の建造のための先端技術を有する造船所の建設。
- ・ 造船業の産業動員の準備を確保する。
- ・ 原子力砕氷船の建造と運用における世界的リーダーシップの維持。
- ・ 科学調査船隊と海洋科学機器製造の発展。
- ・ ロシア連邦の 200 カイリの排他的経済水域を越えた海域、その他世界の大洋における、採算の採れる漁獲を確保する効率の高い漁船の開発。
- ・ ハイテクノロジープラットフォームの建造。
- ・ 高い収益性が確保できる通年使用可能な旅客船の建造（高速水中翼船など）や、競争力のある国内船用機器の製造。

以上から、軍艦や商船のみならず、原子力砕氷船や漁船、高速水中翼船、大陸棚の資源

開発を行う石油プラットフォームの建造、また船用製品、軍事機器の開発や生産など、造船業とそれに関連する機器開発を含む総合的な発展を目指していることがわかる。また、これらの需要を国内で賄うことにより、技術力の維持と拡大に繋げること、軍事技術の分野でロシアの独自性を保持する方針が読み取れる。

プーチン大統領は、造船業の発展が、多くの関連産業に弾みを与えるという意味で特に重要であるとし、造船業の安定した発展がロシア経済全体に影響をもたらすと指摘している¹⁹。業界の推進力が大陸棚開発を可能にするとも述べ、ロシアが注力する大陸棚の資源開発と国内経済の鍵として造船業の発展を重視する姿勢がうかがえる。

(2) 「ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法」

「ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法（Федеральный закон «О государственном управлении морской деятельностью Российской Федерации»）」は、2015年9月1日までに法案を作成することが決定している²⁰。この法案は、広く一般の議論と公聴を目的として、海洋協議会のウェブサイトで公開され、パブリックコメントを受け付けている²¹。2015年2月現在も検討が続いている文書であるが、参考までに現在公開されている本法案の目次（資料3）を本章末に付した。

(了)

¹⁹ ТВЦ, "Путин призвал развивать судостроение в России", 13 November 2014 at <http://www.tvc.ru/news/show/id/54949>

Морские вести России, "В. Путин: «Гражданское судостроение проигрывает в конкуренции»" at <http://morvesti.ru/tems/detail.php?ID=23964>

²⁰ Морская Коллегия, "Протокол заседания Морской коллегии при Правительстве Российской Федерации от 9 декабря 2014 г. No.1(25)", 9 December 2014 at <http://portal.esimo.ru/cbmdserver/services/cbmd/doc/file/561873>

²¹ Морская Коллегия, "Федеральный закон О государственном управлении морской деятельностью Российской Федерации" at <http://portal.esimo.ru/cbmdserver/services/cbmd/doc/file/561860> (2015年2月現在もパブリックコメントを受け付けている。)

【2030年までのロシア連邦海洋ドクトリン（草案）】

I. 基本概念

ロシア連邦海洋ドクトリン（以下、海洋ドクトリン）は、海洋活動分野におけるロシア連邦の国家政策を定義する文書である。つまり、ロシア連邦国家海洋政策（以下、国家海洋政策）である。

海洋活動とは、持続可能な開発のための、世界の大洋の研究、開発、利用に関する活動、またロシア連邦の国家安全保障を確保するための活動である。

海洋ドクトリンの法的基盤は、ロシア連邦憲法、連邦法および法令、その他海洋活動に関するロシア連邦の規範的法令、1982年の国連海洋法条約、また海洋活動や世界の大洋における資源と空間の利用に関するロシア連邦の国際条約である。

海洋政策の実現は、ロシア連邦の海洋（活動）力を構成する国家や社会が持つ複合的なリソースを確保する。

海洋力の基盤となるのは、海上交通、海軍、漁船・研究調査船などの特殊船舶、ロシア連邦国防省の深海用設備、ロシア連邦保安庁の沿岸警備隊およびその他の艦隊、石油エネルギーや天然資源等の探査・採掘の施設や機材、国の造船関連機関、また、それらが機能し発展することを保障するインフラである。

II. 国家海洋政策

国家海洋政策は、ロシア連邦の沿岸、内水、領海、排他的経済水域、大陸棚および公海での、国家また社会による、ロシア連邦の国益の確保を達成するための目標、原則、方針、課題と方策を定義するものである。またその実現のための実際の活動を示すものである。

国家海洋政策の主体は、国家および社会である。国は、ロシア連邦および連邦構成主体の行政機関を通じ、国家海洋政策を実現する。社会は、ロシア連邦憲法およびその他の法に基づき、地方自治体、関係団体、企業によって、国家海洋政策の形成や実現化に参加する。

国家海洋政策の主な概要は、以下のとおりである。

- ・海洋政策の戦略的な国家優先課題と海洋政策の概要を、短期的・長期的見通しで定義する。
- ・国家の海洋（活動）力の実現化と、海洋活動に関係のある経済また学術分野の管理・運営。
- ・国家海洋政策の法的、経済的、また情報、学術、人材などの確保。

- ・ 国家海洋政策実現化の有効性評価と改善。
 - ・ 世界の大洋におけるロシア連邦の国益とは、ロシア連邦の海洋活動力を基に実行される海洋活動の分野において、国や社会が求め要請するものの総体である。
- 世界の大洋におけるロシア連邦の国益とは、以下のとおりである。
- ・ 内水、領海、またその海底と地下資源、およびそれらの上空に広がるロシア連邦の主権の不可侵。
 - ・ ロシア連邦の排他的経済水域および大陸棚における資源探査・掘削、また、その海底の地中また陸棚水にある生物・非生物の天然資源の保護の目的で実施されるロシア連邦の主権的権利と管轄権の行使。また、それら天然資源の管理、水力・風力によるエネルギー産業、人口島の建設と利用、海洋科学調査や海洋環境の保護・保全のための施設の設置、海洋活動力の軍事面を成す国の安全保障と防衛のための開発・利用、また、海底の国際的なエリアでの天然資源の研究と開発の権利。
 - ・ 航行、上空飛行、漁獲、科学調査、海底ケーブルやパイプラインの敷設を含む公海での自由。
 - ・ 海洋での人命の安全確保。
 - ・ 海洋での人命に関わる通信手段の正常な機能の維持。
 - ・ 廃棄物等の投棄による海洋環境の汚染防止。
 - ・ 国と沿岸地域の安定した経済的、社会的発展のための、世界の大洋の資源や空間の複合的な利用。

注：ロシア連邦政府海洋協議会ウェブサイト掲載の同草案に基づき著者仮訳
(<http://portal.esimo.ru/cbmdserver/services/cbmd/doc/file/561878>)

【2030年までのロシア連邦海洋ドクトリン（草案）目次】

- I. 基本概念**
- II. 国家海洋政策**
- III. 国家海洋政策の概要**
 - 1. 国家海洋政策の職掌分野
 - 1.1. 海上輸送分野の活動
 - 1.2. 世界の大洋の資源開発と保全
 - 1.2.1. 海洋漁業
 - 1.2.2. 海洋鉱物資源およびエネルギー資源に関する活動
 - 1.2.3. 海洋パイプラインの用途
 - 1.3 海洋科学調査
 - 1.4. 海洋軍事活動
 - 2. 国家海洋政策の地域の方針
 - 2.1. 大西洋
 - 2.2. 北極
 - 2.3. 太平洋
 - 2.4. カスピ海
 - 2.5. インド洋
 - 2.6. 南極
- IV. 国家海洋政策の実装**
 - 1. 造船
 - 2. 海洋活動の人材確保と訓練、教育
 - 3. 海洋活動における安全の確保
 - 4. 海洋活動における情報伝達支援
- V. 海洋活動における国家管理**
- VI. 結び**

注：ロシア連邦政府海洋協議会ウェブサイト掲載の同草案に基づき著者仮訳
(<http://portal.esimo.ru/cbmdserver/services/cbmd/doc/file/561878>)

【ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法案】 目次】

第 1 章 総則

- 第 1 条 本連邦法の規制対象
- 第 2 条 ロシア連邦の海洋活動の法的規制
- 第 3 条 本連邦法で使用される基本的概念

第 2 章 ロシア連邦の海洋活動

- 第 4 条 世界の大洋におけるロシア連邦の国益
- 第 5 条 ロシア連邦の海洋活動の目的と課題
- 第 6 条 ロシア連邦の国家海洋政策の原則

第 3 章 海洋活動主体の権限

- 第 7 条 ロシア連邦の海洋活動に伴う、所轄機関の主な責務
- 第 8 条 ロシア連邦大統領の大権
- 第 9 条 ロシア連邦会議の権限
- 第 10 条 ロシア連邦政府の権限
- 第 11 条 ロシア連邦政府海洋協議会の権限と活動の目的
- 第 12 条 ロシア連邦政府の連邦執行当局の権限
- 第 13 条 沿岸域を有するロシア連邦主体の所轄機関の権限
- 第 14 条 沿岸域を有するロシア連邦地方自治体の参加
- 第 15 条 海洋活動主体および海洋活動主体に関心を持つ非営利組織の参加
- 第 16 条 市民また個人の参加

第 4 章 海洋活動における国際協力

- 第 17 条 国際協力
- 第 18 条 海洋活動主体の国際関係

第 5 章 最終規定

- 第 19 条 ロシア連邦の海洋活動の学術および情報分析支援
- 第 20 条 本連邦法のロシアの海洋法における位置づけ
- 第 21 条 本連邦法の発効

注：ロシア連邦政府海洋協議会ウェブサイト掲載の同草案に基づき著者仮訳
(<http://portal.esimo.ru/cbmdserver/services/cbmd/doc/file/561860>)

第6章 オーストラリアにおける海洋政策の動向

近年のオーストラリアにおける海洋政策は、生態系をベースとした海洋管理の促進を掲げ、環境保護に重点を置いてきた。本章では、まず1990年代からの同国の海洋政策の動向を概説したのち、アボット政権による連邦海洋保護区及び南極戦略に関する今年度の動向について記述する。

1. 近年の海洋政策を巡る動向

労働党と自由党の二大政党政治を行うオーストラリアでは、対立軸が明確な社会保障政策等は政権担当政党により大きく変動してきたものの、海洋に関する政策については政治状況に関わらずこれまで環境保護に重点が置かれてきた。

1990年代における同国の海洋政策を巡る動向で最も重要なマイルストーンはオーストラリアの海洋政策の基本方針を示した政策文書「オーストラリアの海洋政策 (Australia's Ocean Policy)」の発表である。1994年に発効した国連海洋法条約により、オーストラリアは819万 km²にも及ぶ排他的経済水域及び大陸棚の管轄をおこなうこととなり、広大な海域を総合的に管理するための体制を構築する必要が生じた¹ (図1)。加えて、当時オーストラリア周辺海域では石油・天然ガスの掘削、観光、漁業、海面養殖等の諸活動が活発化し、海洋空間を巡る利用者間の調整と海洋生態系の適切な管理を行う必要性が顕在化していた²。こうした状況に対応すべく、労働党のキーティング政権は、オーストラリアの領海及び排他的経済水域全域を対象に総合的な海洋環境保護に向けた戦略策定に取り掛かり、1995年にはオーストラリアの海洋環境の課題を示した「我々の海、我々の未来—オーストラリアの海洋環境の状況に関する報告」(Our Sea, Our Future Major: findings of the State of the Marine Environment Report for Australia) を発表した。

その後、1996年の連邦議会選挙にて政権の座についた自由党・国民党保守連合を率いるハワード首相は、海洋環境保護のみに偏ることのない総合的な海洋政策の策定に向け、海洋政策関係閣僚助言グループを設置し、素案となる報告書の作成を委嘱した。この報告書をもとに、オーストラリアの新たな海洋政策の基本方針を示したのが、1998年に発表された「オーストラリアの海洋政策—保護、理解、賢明な利用 (Australia's Ocean Policy: caring, understanding, using wisely)」である。「オーストラリアの海洋政策」は、領海及び排他的経済水域における複雑な諸課題の克服のため、また環境保護、産業振興、科学技術向上に向け、省庁横断的な統治機構のもとで生態系に基づいた管理の実施を目指す意欲的な内容であった。また、こうした政策方針を実施に移すため、政府は機構改革をおこない、海洋閣僚会議や国家海洋局の設置等総合的な海洋管理体制の整備を進めた。しかし、「オーストラ

¹ オーストラリアでは、基線より3海里までの海域は州・準州に、3海里以遠の領海(12海里まで)及び排他的経済水域・大陸棚は連邦政府により管轄されている。

² Alder, J. 2001. Australia's Ocean Policy: Sink or Swim? The Journal of Environment & Development: 10, 266-289.

リアの海洋政策」は根拠法を持たない課題報告書 (Issues Paper) との位置づけであったことから、政策の実施にはあくまでも関係省庁や州政府の自発的な協力に頼らざるを得ず、幾つもの障害に見舞われることとなった³。

こうした状況を憂慮した連邦政府は、2004年に「オーストラリアの海洋政策」の見直しを開始し、国家海洋局の廃止、国家海洋閣僚会議の解散等、再び機構改革をおこなった。翌2005年には、海洋の生態系に基づいた管理の実施に焦点を絞り、「環境保護及び生物多様性保全法 (Environmental Protection and Biodiversity Conservation ACT 1999: EPBC 法、1999年施行)」に基づいた「海洋生物地域計画 (Marine Bioregional Planning)」⁴を開始した。同計画の目的は、連邦政府が管轄する領海・排他的経済水域を大規模海洋生態系⁵ (large marine ecosystems) に基づく6つの海洋地域 (marine regions)⁶に区分した上で、各地域の生態系の状況に最も効果的な環境保護・生物多様性保全の施策を講ずることであった。計画策定のプロセスでは、これまで蓄積されてきた膨大な海洋や生態系に関する科学データから、課題の特定と優先順位付けを行い、海洋保護区の設置を含む管理計画づくりが進められた。

その後、2007年に政権は再び労働党に移るが、ラッド、ギラード両政権は「海洋生物地域計画」を維持し計画策定を進めた。2012年11月には、同計画に基づく連邦海洋保護区ネットワーク (Commonwealth Marine Reserves Network) 案⁷が議会で承認され、「連邦海洋保護区」の設置が正式に決定されるに至った (図2)。これにより、オーストラリア大陸を囲む海域には、40もの新たな海洋保護区が設置され、これまで約80万km²であった連邦管轄海域内の海洋保護区の面積は、一気に310万km²まで拡大する見込みとなった。2013年3月には全海洋地域の10ヶ年管理計画が環境大臣により承認され、連邦海洋保護区は2014年7月の施行に向け、議会の最終承認を待つのみとなった。

しかし、2013年9月の連邦議会総選挙では連邦海洋保護区のあり方が主要な争点の一つとして扱われ、海洋保護区の拡大と規制強化に反対する自由党を中心とした保守連合が政権を奪取したことから、予定されていた連邦海洋保護区の実施は棚上げされることになった。選挙期間中、自由党のアボット党首は現行の連邦海洋保護区は漁業者や遊漁者の意見が十分に反映されておらず、管理制度についても科学的根拠に欠けるとして、連邦海洋保護区の全面的見直しを選挙公約に掲げた。政権奪取後、アボット首相は公約に従い、専門

³ Rose, G. L. 2006. Legal frameworks for integrated marine environmental management. In *Paper presented at the 2006 Fullbright Symposium Maritime Governance and Security: Australia and American Perspectives*. University of Tasmania, Hobart.

⁴ 海洋生物地域計画の実施事項、背景、プロセス等については、平成22年度～24年度分の本報告書内「オーストラリアにおける海洋政策の動向」で詳述している。

⁵ 地球上の90%を超える海洋生物資源が生息すると言われている広義の「沿岸域」を、水深、水路、生物生産力、食物連鎖の特徴により区分した生態系ユニットであり、世界の海は64のLMEに区分出来るとされる。詳細については、Sherman, K. 1991. The Large Marine Ecosystem Concept: Research and Management Strategy for Living Marine Resources. *Ecological Applications*:1(4), 349-360.を参照のこと。

⁶ 南西部、北西部、北部、温帯東部、南東部、珊瑚海の海洋地域を指す。

⁷ 「連邦海洋保護区」は、1998年より連邦政府が取り組んでいる全国的な海洋保護区ネットワーク化 (National Representative system of marine protected areas: NRSMPA) の構想に基づくものである。

家委員会を設置し、新たな連邦海洋保護区のあり方を検討する方針を示した。加えて、アボット政権は主要輸出品目である石炭の積出港拡張で生じる浚渫土砂をグレート・バリアア・リーフ海洋公園内に投棄する案を承認するなど、これまでオーストラリア政府が堅持してきた海洋環境保護政策の転換ともとれる政策を次々と打ち出した。



図1 オーストラリアの管轄海域 (出典：オーストラリア地球科学局、一部改変)

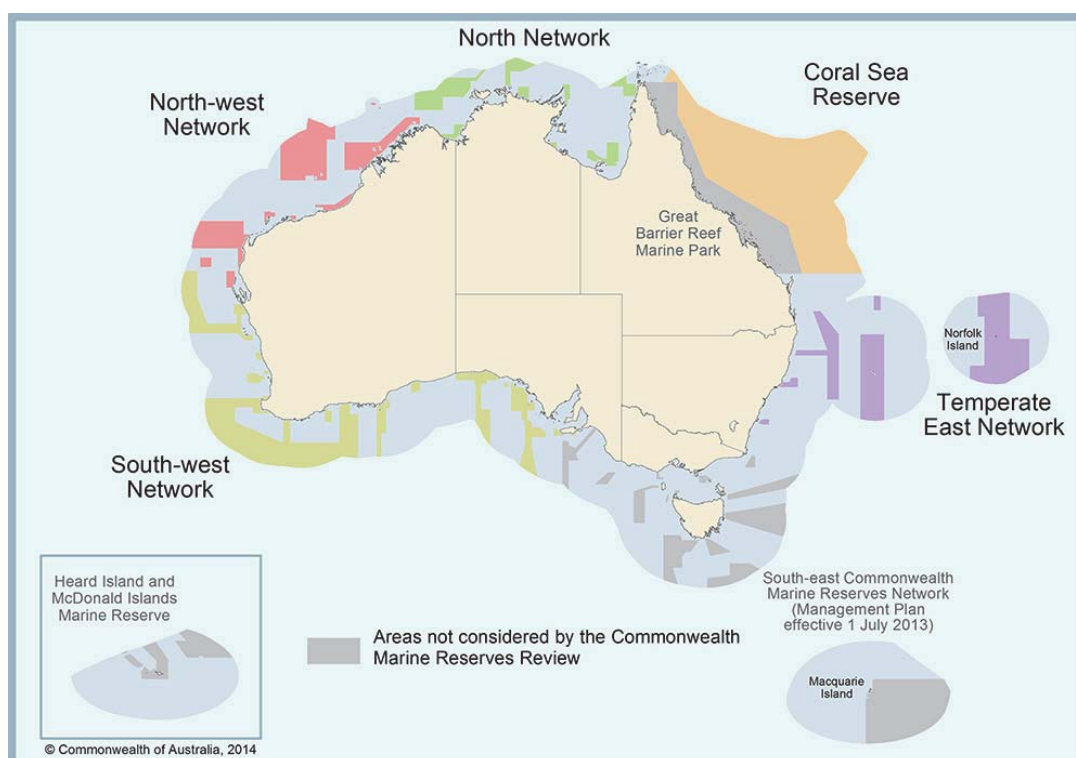


図2 連邦海洋保護区 (出典：オーストラリア環境省)

注釈：グレーに色付けされた海洋保護区は連邦海洋保護区の見直し対象外。

2. 本年度の海洋政策を巡る動向

(1) 連邦海洋保護区の見直しに関する動向

2014年9月、ハント環境大臣は連邦海洋保護区の見直しに関する具体的なプロセスについて発表するとともに、見直しを行なう委員会の人選を公表した。また、環境省は連邦保護区レビューの専門ホームページを開設し、見直しに関わる情報を一元的に提供し、また公衆を対象としたサーベイ調査や意見募集等もおこなっている⁸。

連邦海洋保護区の見直しは、専門家科学委員会 (Expert Scientific Panel) と生物地域諮問委員会 (Bioregional Advisory Panel) により行われ、各委員会は検討結果をそれぞれ報告書としてまとめ、環境大臣へと提出する (図3)。付託条項によると、専門家科学パネルは、①海洋保護区のゾーニングや許可される活動、②海洋保護区内の生物性多様性に関する科学調査、③意思決定に必要な科学データに関して政府へ助言を行うとされる。専門家科学委員会は、5名の委員により構成され、委員長はクイーンズランド大学の Beeton 准教授が務める。メンバーの詳細については、以下の通りである。

(委員長)

Bob Beeton 准教授 (クイーンズランド大学 地理、計画、環境管理学部)

⁸ オーストラリア環境省ウェブサイト <http://www.environment.gov.au/marinereservesreview/home>

(委員)

Colin Buxton 教授 (タスマニア大学 養殖漁業インスティテュート)

Peter Cochrane 氏 (元国立公園局局長)

Sabine Dittmann 准教授 (フリンダース大学 海洋生物学物)

Julian Pepperell 博士 (水産業、遊漁コンサルタント)

生物地域諮問委員会は、各海域の利害関係者（産業、遊漁者、コミュニティグループ、観光業者、先住民コミュニティ、環境保護団体等）との対話を通して、連邦海洋保護区が各地域に与える社会的、経済的影響を確認し、産業や遊漁とより調和の取れた管理制度のあり方を検討することを目的とする。同委員会の付託条項によると、1) 海洋保護区に関わる争点の整理、2) 争点の解決に向けた方策、3) 社会的、経済的影響に対しより配慮する意思決定のあり方、4) 地域利害関係者との関わり合いのあり方について政府へ助言するとされる。生物地域諮問委員会は2名の共同委員長と15名の委員（見直し対象となっている5つの海洋地域にそれぞれ3名の委員を任命）から構成されている。なお、専門家科学委員会との十分な情報共有を図るため、共同委員長は専門家科学委員会の2委員が務める。

専門家科学委員会が環境と産業とのバランスに配慮した人選になっている一方、各生物地域諮問委員会の人選は、漁業・遊漁関連の産業団体や研究機関に所属する人物が中心あることが伺える。例えば、世界最大級の海洋保護区の設置が決定していた珊瑚海生物地域では、水産加工会社経営者、遊漁団体代表者、先住民コミュニティ代表者により諮問委員が構成されており、環境保護主義色の強い委員は含まれていない。こうした委員構成の特徴は全ての生物地域諮問委員会に見られる。

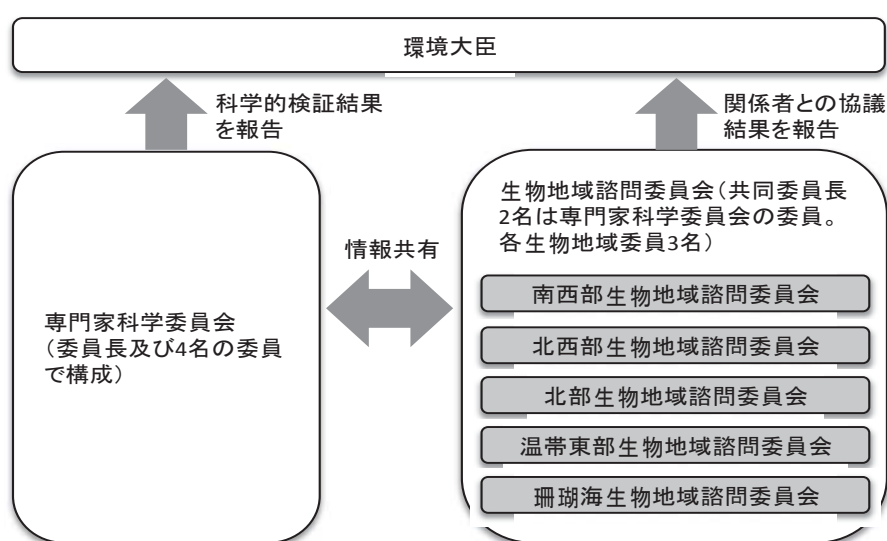


図3 連邦海洋保護区の見直し体制

(2)南極戦略

もう一つの目立った動きとしてアボット政権が掲げる南極戦略の進展が挙げられる。以下では、オーストラリア南極領土の大陸棚の扱いについて簡単に触れた後、新たな南極戦略について概説する。

オーストラリアは1933年に東経45度から東経160度の5.9万平方キロメートル（南極大陸全体の42%程度に相当）に渡る地域⁹の領有を宣言し、オーストラリア南極領土（Australian Antarctic Territory）として自国領に編入した（図4）。この他、イギリス、フランス、ノルウェー、ニュージーランド、アルゼンチン、チリが南極大陸の一部の領有を主張しているが、1959年に日本を含めた12カ国により締結された南極条約（1961年発効）により、南極地域の平和利用と科学調査の進展のため、南極を巡る領土問題は棚上げされることとなった。一方で、南極条約は、あくまで領土主権や領土請求権の凍結であり放棄を求めるものでないことから、現在もオーストラリア政府は、オーストラリア南極領土を自国の一部として見做し、領海と排他的経済水域の設定している。しかし、南極領土の大陸棚については、オーストラリア政府は2004年に大陸棚限界委員会に提出した大陸棚延長申請書の中で、同委員会に対して南極条約に配慮し一定期間審査を行わないよう要請している。なお、オーストラリアの大陸棚延長申請書に対しては、日本を含む6カ国が、南極条約により南極大陸の領土主権・請求権は凍結されていることを確認し、オーストラリアの要請内容に留意する、という見解を示す口上書を提出した¹⁰。大陸棚限界委員会は2008年に南極地域を除く海域の大陸棚のみ、オーストラリア政府へ勧告をおこなった（図1）。

アボット政権は、南極戦略を安全保障や環境保護、またタスマニア州の地域振興の面から重視しており、2013年の総選挙時より南極地域へのより積極的な関与の必要性を主張してきた。南極領土の戦略に関しては、1998年に公表された21世紀初頭の南極政策の指針を示した政策文書「我々の未来：2000年以降のオーストラリア南極プログラム」（Our Antarctic Future: Australia's Antarctic Program Beyond 2000）が存在する。しかし、近年のオーストラリアの南極関連予算は漸減する一方で、中国やインド等の新興国による南極大陸での活動は年々活発化しており¹¹、同地域におけるオーストラリアの存在感は相対的に低下している。こうした状況を踏まえ、アボット政権はオーストラリア南極局の局長を務めたAnthony Press氏を執筆者に迎え、2014年10月、今後20年間の戦略を示す「オーストラリア南極戦略20年計画（20 Year Australian Antarctic Strategic Plan）」を発表した。本報告書をもとに、オーストラリア政府は今後具体的な政策の検討に移る。

本計画書は、11のテーマのもと35の提言項目により構成されており、南極地域のオース

⁹ 東経136度から142度に渡る地域は、アデリーランド（Adélie Land）と呼ばれ、フランスが領有権を主張している。

¹⁰ オーストラリアの大陸棚限界委員会への申請に関する詳細については、海洋政策研究財団ウェブサイト（<http://www.sof.or.jp/tairikudana/03world/australia.php>）を参考にされたい。

¹¹ Australian Strategic Policy Institute. 2013. Cold calculations Australia's Antarctic challenges. Strategic Insights 66: 1-25.

トラリアの国益を確認するとともに、より充実した科学調査にむけ、実質ベースで減少傾向が続く南極関連の予算の拡大や、施策を政府全体として取り組むためのメカニズムの構築等を掲げている。計画書の構成は以下のとおりである。

序章：南極のリーダーたるオーストラリア

オーストラリア南極戦略 20 年計画の提言

1. オーストラリアの南極におけるプレゼンス
2. オーストラリアの南極における利益
リーダーシップ
選ばれしパートナー
3. オーストラリアの南極領土の管理
4. 地域安全保障
5. 南極科学
南極及び南洋研究拠点としてのタスマニアの機能
6. 南極への玄関口タスマニアの経済利益
燃料の入手可能性
7. オーストラリアの南極関連プログラムへの直接的支援
8. 環境保護に関する南極条約議定書
鉱物資源採掘禁止は期限付であるという誤った俗説
9. 南極と世界遺産登録
10. ハード島とマクドナルド諸島
11. マッコリー島
12. ケース・スタディ

また、とりわけ海洋に関わり深い提言項目を抽出すると以下のとおりである。

提言 2：砕氷艦オーロラ・オーストラリス¹²の後継船は、少なくとも今後 20 年間に求められるであろうニーズに見合う性能を備え、オーストラリアに最大限の利益をもたらすものでなくてはならない。次世代砕氷艦は：

- ・ オーロラ・オーストラリスよりも優れた砕氷能力を備え、年間を通して海氷域へとアクセス可能であること。
- ・ オーストラリアによって所有、管理、船籍登録されること。
- ・ オーストラリアの南極観測拠点への輸送を効率的におこなえること。
- ・ 他国との共同輸送プログラムの具に供することができること。
- ・ オーストラリアの南極科学の取り組みを牽引するため、南洋及び南極海における

¹² オーロラ・オーストラリスは 1989 年に進水した全長 94.9m、全幅 20.3m、排水量 8,158t の砕氷艦である。船主はイギリス船舶会社 P&O (Peninsular and Oriental Steam Navigation Company) で、オーストラリア南極局が運用を行っているが、老朽化のため退役が予定されている。

国際的レベルの研究を担えること。

- ・ オーストラリアの南極プログラムに使用されていない時期には、状況に応じて、オーストラリア政府機関による利用が可能であること。

(注釈：次世代砕氷艦の建造に関わる入札依頼書では、砕氷能力 1.65m (3 ノットで連続砕氷)、搭載能力 1200 トン、乗員 116 人、小型ヘリコプター4 機あるいは中型ヘリコプター2 機の搭載能力を有することと指示している。政府は新砕氷艦建造には総額 5 億ドル程度の予算を想定しており、就役は 2019 年を予定している。)

提言 1 4：オーストラリア南極局所属の首席研究員は、南極及び南洋の研究を調整するため、統合海洋観測システム、海洋国立施設運営委員会、オーストラリア研究会議、また必要に応じその他の機関の長と、毎年会合を催すべきである。

提言 1 6：南極科学に関する研究助成に対する予算は、以下の目的のため大幅に増強すべきである。

- ・ 南極科学の優先分野における、国内、国外の機関とのコラボレーションの促進。
- ・ 優先度が高く、長期継続型の研究プログラムの計画策定や実施の促進。
- ・ 南極大陸東部の国々との更なる共同研究の振興。
- ・ 南極科学におけるオーストラリアのリーダーシップの誇示。

共同研究に対する予算配分は、他の主要な南極プログラムを犠牲にして行われるべきではない。

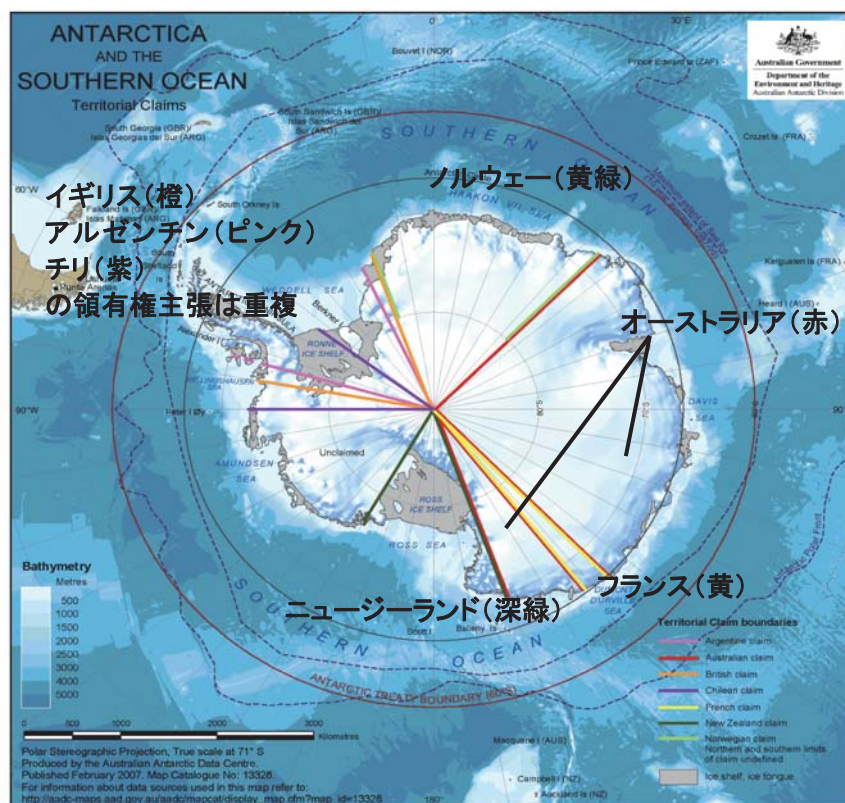


図 4 南極大陸を巡る領有権主張の状況 (出典：オーストラリア南極領土局)

(3)石炭積出港拡張とグレート・バリア・リーフ海洋公園への浚渫土砂投棄

2013 年にアボット政権がクイーンズランド州ボーウェンにある石炭搬出用港湾施設の拡張により生じる 300 万 m³ にも及ぶ浚渫土砂をグレート・バリア・リーフ海洋公園内に投棄することを承認したことは前述した。この決定について国内外で厳しい批判に晒された連邦政府は、2014 年 10 月にグレート・バリア・リーフ海洋公園内での土砂投棄計画を撤回し、近隣のケイリー・バリー湿地に投棄する代替案の検討に入ったことを表明した。しかし、この代替案についても、環境保護団体や研究者等からは湿地や近隣の沿岸生態系に対する影響や、湿地から流れ出すシルトがグレート・バリア・リーフ内の珊瑚に与える影響について懸念する声が出ており、今後連邦政府がどう対応するのか注目される場所である¹³。

(了)

¹³ WWF Australia ウェブサイト

(<http://www.wwf.org.au/?12200/Scientists-concerned-by-Abbot-Pt-dredge-disposal-on-Caley-Valley-wetlands>)

Robertson J. & Milman O.(ガーディアン紙オンライン版)2014 年 12 月 12 日記事

(<http://www.theguardian.com/australia-news/2014/dec/12/abbot-point-dredging-haste-could-ruin-caley-valley-wetlands-says-expert>)

第7章 ニュージーランドにおける海洋政策の動向

ニュージーランド（以下、NZ）は、英連邦に属する国家で、英国王を NZ 国王・国家元首とする英連邦王国の一つである。NZ においては、様々な省庁が分野別に海洋政策を所掌しており、国連海洋法条約（1982 年）を基調に一部 NZ 独自の基準で海域を区分している。本章では、今年度の主だった NZ の海洋法制度の展開で注目すべき点に焦点を当て、詳述する¹。

1. NZ の海洋法制度の沿革

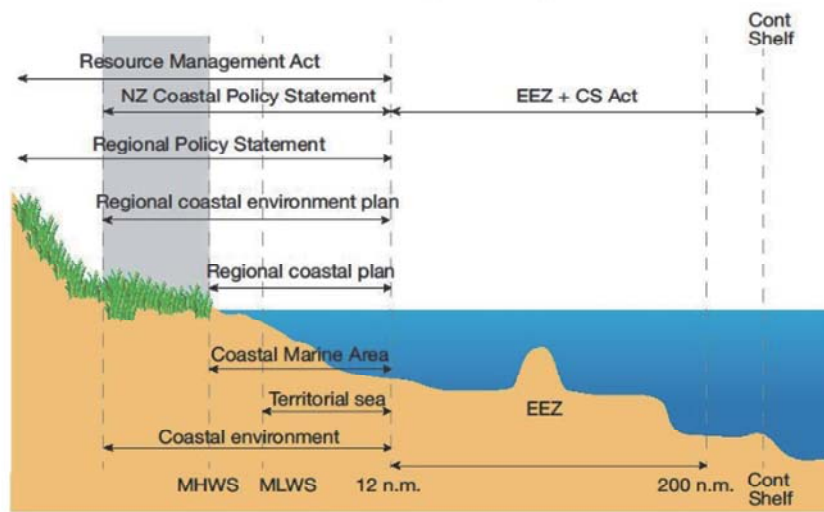
NZ 政府は、1965 年 1 月 18 日に大陸棚条約を批准（同年 2 月 17 日に発効）、1996 年 7 月 19 日に国連海洋法条約同条約を批准（同年 8 月 18 日に NZ 発効）しているが、領海条約、公海条約、及び、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約に署名したものの、批准は行っていない。

資源管理法（1991 年）は沿岸域の管理を規定し（図 1）、同法の規定に従い、NZ 政府は 1994 年に NZ 沿岸域政策声明（NZCPS）を策定し、2010 年に改訂版を発表している。1994 年の声明で、その実施については、保全大臣（Minister of Conservation）が主管大臣となり、実施の責任を負う旨規定した。2010 年の改訂では、自治体がより中心的な役割を担う旨規定され、自治体と保全省（Department of Conservation）の共同プログラムが策定され、自治体議会が声明についてよりよく理解した上で、国家実施計画に従い、それらの共同プログラムの実施を支援していくことが規定されている。

1991 年の資源管理法により、保全局・保全大臣は、(i) 沿岸政策声明の策定と見直し、(ii) 地域沿岸計画とその改訂の承認、(iii) 沿岸政策声明と沿岸における規制活動の影響の監視、(iii) 特定離島沿岸域における自治体議会の権限の行使、(iv) 介入措置、(v) 沿岸利用権に関する決定を行うことが求められている。一方、排他的経済水域および大陸棚の管理は環境省が所轄する。また、環境保護局（Environmental Protection Authority）は排他的経済水域に関する合意形成、監視、履行確保を行うこととなっている。

大陸棚に関しては、国連海洋法条約規定に従い、2006 年に 200 海里以遠の大陸棚延長申請を申請、国連海洋法条約大陸棚限界委員会により 170 万 km² の延長が認められた。しかし、ニュージーランド政府は延長大陸棚を含む海図の国連への寄託を行っていない。排他的経済水域および大陸棚については、NZ 政府は排他的経済水域および大陸棚法を 2012 年 9 月 3 日に採択、2013 年 6 月 23 日に施行した。同法は排他的経済水域および大陸棚における自然資源の持続可能な管理を目的とし、許認可活動や環境影響評価、異議申し立てや強制執行等の手続きを定めている。

¹ NZ の海洋関連法制度の歴史的展開については、海洋政策研究財団『平成 25 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』に詳述されている。



MHWS = Mean High Water Springs 平均大潮高潮水面
 MLWS = Mean Low Water Springs 平均大潮低潮水面
 EEZ = Exclusive Economic Zone 排他的経済水域
 Cont Shelf = Continental Shelf 大陸棚
 EEZ+CS Act = Exclusive Economic Zone + Continental Shelf (Economic Effects)
 n.m = nautical miles 海里

図 1 : 資源管理法沿岸管理管轄権

NZ保全省より作成・RMA-QPR. n.d. <http://www.qualityplanning.org.nz/index.php/planning-tools/coastal-land-development/introduction-and-the-framework-and-principles-for-coastal-management>

2. 統合的沿岸域管理

1994 年の沿岸政策声明 (NZCPS) 声明で、その実施については、保全大臣 (Minister of Conservation) が主管大臣となり、実施の責任を負っていた。2010 年の改訂では、自治体により中心的な役割を担う旨規定され、自治体と保全省 (Department of Conservation) の共同プログラムが策定され、自治体議会が声明についてよりよく理解し、国家実施計画に従い、それらの共同プログラムの実施が支援されている。2011 年には、沿岸政策声明の国家実施計画を発表している。計画では、実施期間を 2010 年 12 月から 6 年間の 2016 年 12 月までとし、優先課題として、(1) 関与 (Engagement)、(2) 指示と支援措置 (Guidance and supporting measures)、(3) 実施 (Implementation)、(4) 監視 (Monitoring) を掲げている。また、関連する政策として、再生可能なエネルギー発電、淡水管理、生物多様性保全、淡水養魚、海洋沿岸地域法、資源管理法、排他的経済水域などをあげ、そうした政策との連携を求めている。声明に規定される通り、各自治体が沿岸管理の戦略や計画を立案し、それらを実施することが求められていることから、計画の中でも自治体が主導的役割を果たすよう組織的関与を詳細に規定している。2010 年 12 月には、16 全ての地方議会で地域沿岸計画を作成し、保全大臣の承認を受けている。また、地区計画を作成し、多くの地域社会がそれらの実施を進めている。例えば、ニュージーランドの南西、ウェリントンの北部に位置する

カピチ海岸 (The Kāpiti Coast、旧称 The Golden Coast)では、2012年に地区計画を発表し、それ以降改訂を重ねてきている。沿岸域の安全管理、防災、気候変動対策や危険施設を特定し、危険箇所を地図化することで、沿岸域の保全と安全管理を確保に努めている。ニュージーランド北部のワイヌイ海岸 (Wainui Beach) では、海岸浸食防止戦略を2003年に策定し、海岸保全を進めてきている。沿岸保全の専門家や様々な利害関係者と共同で戦略は策定され、2014年8月には改訂版が採択されている。会合は一般公開で数か月に一度の頻度で開かれてきており、住民参加型の取組みが進められてきている。

3. 利用許可制度

地域沿岸域の様々な活動の多くは、利用許可 (concession and permits) を受けることが求められる。公共保全地区における鉱物資源採掘にあたっては、国家鉱物法 (1991年) に従うことが求められている。利用許可申請に関する手引書は、手掘りの場合は比較的容易な手続きを定めているが、工作機利用の採掘については、より詳細な手続きが規定されている (図2)。

沿岸・海洋における地下資源採掘に関しては、2014年6月に環境保護庁が注目すべき決定を下した。2007年に設立されたウェリントンに本社を置くトランスタスマン資源会社 (TTR) は、ウェリントン北部の南タラナキ湾 (図3) での鉄鉱石採掘申請を行った。申請内容は65.76km²の沿岸から22-36km沖合に位置する場所で、年間5000万トンの砂鉄の採掘であった。排他的経済水域に該当することから、排他的経済水域法 (EEZ法) の第38条に基づき、環境影響評価が行われた。これに対し、環境保護庁 (EPA) はこの申請を却下し、248ページに及ぶ決定の中で、却下の理由を詳述した。決定では、EEZ法の第10条1項が規定する「経済的排他水域および大陸棚の自然資源の持続可能な管理」について、「持続可能な管理」は第10条2項で「持続可能な管理は、人々に経済的福利を提供する方法あるいはその程度において自然資源の利用、開発、保護を管理することで、それと同時に(a) 未来世代の予見可能なニーズを合理的に充足するために自然資源 (鉱物資源を除く) の可能性を維持し、(b) 環境の生命保持能力を保護し、そして(c) 活動による環境への悪影響を回避、修復あるいは緩和すること」であると強調している。そして、生物資源の生産性や深海底への影響、生態系、マオリ部族や漁業、さらには海洋ほ乳類への影響など、予定されている活動がもたらしうる影響の規模について、相応の不確実性があると考え、希少・脆弱な生態系や絶滅の危機に瀕する生物種の生息地の保護の重要性について慎重に考えたと述べた。そして、悪影響を慎重に考え、環境保護を優先するとして、申請を却下している。TTRはこの決定を不服とし、ウェリントンの高等裁判所に2014年7月8日に控訴している。TTRは7年におよび5000万ドルの費用をかけて環境影響評価を実施し、不確実性は払拭できていると主張している。控訴審の公判は2015年3月に予定されており、審理の行方が注目されている。

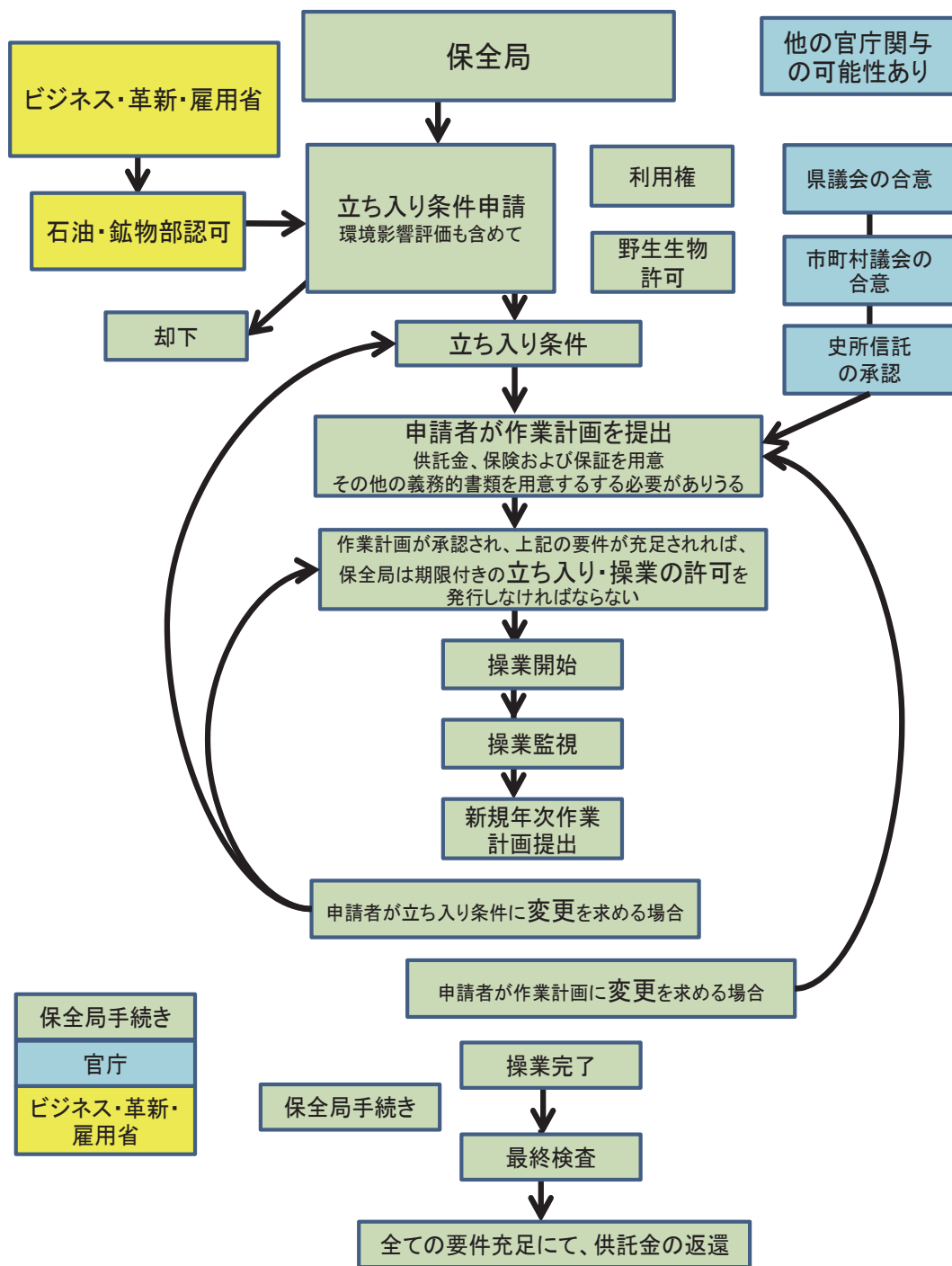


図2：影響ある活動への必要最低限の合意とアクセス権獲得手続き概要工作機利用の場合

NZ保全省より作成.n.d. <http://www.doc.govt.nz/Documents/about-doc/concessions-and-permits/mineral-exploration/mining-applicants-guide.pdf>

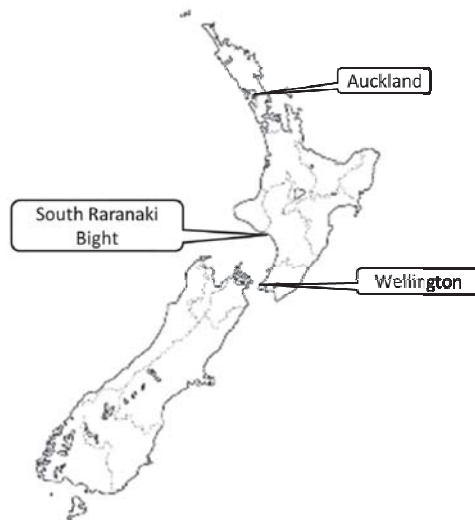


図3：南タラナキ湾
(著者作成)

4. 海洋保護区

NZ 政府は、生物多様性戦略（2000 年）および生物多様性条約の下での誓約実現のために、海洋保護区（MPA）政策（2005 年、保全局および水産省）を策定し、「包括的かつ NZ の海洋生息地および生態系を代表する海洋保護区のネットワークを創設することで海洋生物多様性を保護すること」を目指している。この政策では、NZ の海洋環境の 10%を保護する目標の実現を目指している。

NZ 政府は海洋保護区（図4）をタイプ1とタイプ2との2つに分類している。タイプ1は、漁業を禁止した禁漁区で、その割合は1%程度と推定されている。タイプ2は、一定の漁法を禁じるというもので、例えば、底引き網漁や機船底引網、浚渫といった漁法である。環境への悪影響の少ない漁法を容認し、悪影響の大きい漁法を禁じることで、一定の保護措置を実現している。

NZ 南部に位置するカイコウラ（Kaikoura）は、2014年8月に施行されたカイコウラ海洋管理法により海洋管理区域に指定された。同法

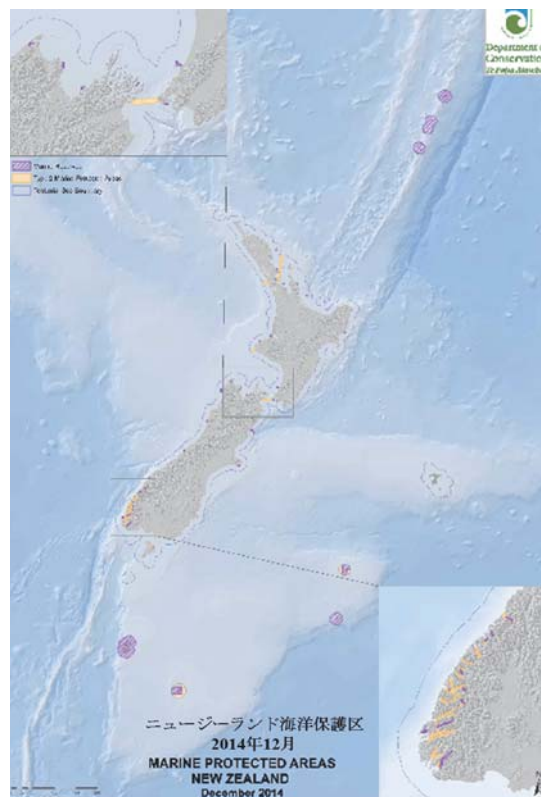


図4：NZの海洋保護区

NZ保全省.n.d. <http://www.doc.govt.nz/pagefiles/524/marine-protected-areas-map.jpg>

は、海洋保護と持続可能な漁業のための措置を規定している。その内容は、ヒクランギ（Hikurangi）など2つの禁漁区、テロヘオテ ワナウプハなど2つの禁漁保護区、零細漁業区域の設定などである。保全大臣および漁業大臣が諮問機関であるカイコウラ海洋監視団のメンバーの任命権を持つことも規定されている。保全と保全型零細漁業の両立を図る取組として注目されている。

5. 小島嶼国支援

2014年9月には、10年に一度、小島嶼開発途上国の課題について国際的に議論する国連主催の会議「第3回小島嶼開発途上国国際会議」がサモアの首都アピアで開催され、小島嶼国支援が国際舞台で大きく議論された年であった。太平洋島嶼国の課題に対応するために、NZ政府は、太平洋島嶼省（Ministry of Pacific Island Affairs）を設置しているという特徴的な行政組織を有している。この省はNZ国内居住の太平洋島嶼国出身者の福利向上を促すことを目指しており、大臣はサモア出身の国会議員が務めている。また、同省は諮問理事会（Advisory Council）の事務局を務める。同省は、太平洋島嶼国出身者の地域社会グループと協力し、太平洋島嶼国の言語や文化の推進を図る。太平洋島嶼国の言語や文化を教える教員の数は2008年の1,477名から2013年には1,916名へと増加している。経済への参加は重要な施策であり、雇用増進、起業、教育や職業訓練などを施している。ビジネス創出や経済開発は太平洋経済の可能性を模索し、雇用や反映を拡大していく重要課題として位置づけられている。太平洋島嶼国出身者の社会的経済的自立や言語、文化の継承を支援する行政組織があるということは、国際的に見て非常に特徴的であると考えられる。また、ニウエ及びクック諸島はニュージーランドと自由連合を形成し、外交・防衛をニュージーランド政府に委任し、国民全員がニュージーランド国籍を有しており、ニュージーランド政府と太平洋島嶼国との関係がある種の特異性を有していると言える²。

(丁)

² このため、国家としての要素を満たしていないという理由で多くの国が国家承認をしていないが、我が国はクック諸島を2011年に国家承認し、首相夫妻の来日を契機に、外交関係を築いている。

第8章 中国における海洋政策の動向

本章では、中国における海洋政策の主な動向として「海洋再生可能エネルギー発展綱要（2013年～2016年）」（2013年）、「再生可能エネルギー発展12次5か年計画」（2012年）、「風力発電発展12次5か年計画」（2012年）、「2014年海洋政策法整備業務の要点」（2014年）などの計画・規定の策定について、及び「2014年全国海島管理業務の要点」（2014年）、「2013年海域使用管理公報」（2014年）などの海域・海島の管理について述べるとともに、習近平主席が提唱している「21世紀海洋シルクロード」（2013年）や、中国共産党の第18期中央委員会第4次全体会議で発表された「法による国家統治の全面的推進における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」（2014年）における海洋関連部分についても概説することにする。

1. 計画・規定の策定

(1) 「海洋再生可能エネルギー発展綱要（2013年～2016年）」（2013年）

本綱要は、2013年12月に、中央行政における海洋強国戦略部署の建設を強化し、今後の一定時期における海洋エネルギー発展、及び海洋再生可能エネルギーの特定項目資金プロジェクトの実施を指導・推進することを目的に、「国家海洋事業発展12次5か年計画」（2013年）¹及び「再生可能エネルギー発展12次5か年計画」（2012年）²に基づき制定されたものである。本綱要で言う海洋再生エネルギーとは、潮汐エネルギー、潮流・海流エネルギー、波浪エネルギー、温度差エネルギー、塩分濃度差エネルギー等のエネルギーを指す。

綱要では、海洋エネルギーにおける5つの主な課題について、下記のように述べられている。まず第1に、潮汐エネルギー、波力エネルギー、潮力エネルギー、温度差エネルギー、塩分濃度差エネルギーの新たな技術と方法、及び総合開発利用技術の研究と試験を重点的に支援する。第2に、発電装備製品化の設計及び製造を重点的に発展させ、より成熟した海洋エネルギー発電技術デザインを優先的に支援する。第3に、海洋エネルギー電力システムの試験的事業、及び万KW級の沿岸潮汐エネルギー発電所の試験的事業を構築する。第4に、海洋エネルギーの探査、評価、装備製造、事業設計、施工、運行、送電網の接続等の技術基準体系を構築する。第5に、海洋エネルギー資源調査に基づき、南海海域における海洋エネルギー資源の調査と開発利用区の選出を重点的に展開する。

構成内容は、下記の通りとなっている。

1. 現状と必要性
 - ① 発展現状
 - ② さらなる発展の必要性
2. 指導思想・基本原則・発展目標

¹ 「国家海洋事業発展12次5か年計画」については、「平成25年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究—各国および国際社会の海洋政策の動向」の第11章、及び参考資料編の資料4を参照されたい。

² 「再生可能エネルギー発展12次5か年計画」については、第1節の(2)を参照されたい。

- ①指導思想
- ②基本原則
- ③発展目標
- 3. 重要課題
 - ①重要技術の突破
 - ・潮汐エネルギー技術
 - ・波力エネルギー技術
 - ・潮流エネルギー技術
 - ・温度差エネルギー技術
 - ・塩分濃度差エネルギー技術
 - ②装備レベルの向上
 - ・潮汐エネルギー装備
 - ・波浪エネルギー装備
 - ・潮力エネルギー装備
 - ③試験的事業の構築
 - ・海洋エネルギー電力システムの試験的事業
 - ・万KW級沿岸潮汐エネルギー発電所の試験的事業
 - ④産業サービス体系の構築
 - ⑤資源調査及び開発利用区の選出
- 4. 区域分布
 - ①広東波力エネルギー試験区
 - ②浙江潮力エネルギー試験区
 - ③山東海洋エネルギー研究試験区
- 5. 保障措置
 - ①海洋エネルギー支援策の改善
 - ②海洋エネルギー技術革新体系の改善
 - ③海洋エネルギー開発利用管理の強化
 - ④海洋エネルギー技術管理体系の構築
 - ⑤国内外協力体制の形成

(2)「再生可能エネルギー発展12次5か年計画」(2012年)

本計画は、2012年に、国家エネルギー局によって策定されたもので、市場メカニズム及び政策支援の融合、集中開発及び分散利用の融合、規模開発及び産業レベルの高度化の融合、国内発展及び国際協力との融合を再生可能エネルギー発展の基本原則としている。

同計画では、12次5か年時期における再生可能エネルギー発展の総合目標について、2015年までに再生可能エネルギーの年間利用量を4.78億トン標準炭に達するようにし、うち商

品化する再生可能エネルギー利用量を 4 億トン標準炭にし、エネルギー消費に占める割合を 9.5%以上にするとしている。そして、各種再生可能エネルギーの発展指標としては、下記の通り述べられている。2015 年までに、水力発電の設備容量を 2.9 億 KW にし、うち一般水力発電を 2.6 億 KW に、揚水式発電所を 3,000 万 KW にする。グリッドパワー風力発電を累計 1 億 KW にし、うち海上風力発電を 500 万 KW にする。太陽光エネルギー発電を 2,100 万 KW にし、太陽光エネルギー熱の累計集熱面積を 4 億 m² にする。バイオエネルギーの年間利用量を 5,000 万トン標準炭にする。各種地熱エネルギーの開発利用量を 1,500 万トン標準炭にし、各種海洋エネルギー発電所を 5 万 KW にする。

構成内容は、下記の通りとなっている。

1. 計画背景
 - ① 発展の基礎
 - ② 発展の情勢
2. 指導方針と目標
 - ① 指導思想
 - ② 基本原則
 - ③ 発展目標
3. 重点課題
 - ① 水力発電の積極的発展
 - ② 風力発電の加速化
 - ③ 太陽光エネルギーの多面的利用の推進
 - ④ バイオエネルギーの利用
 - ⑤ 農村における再生可能エネルギー資源利用の強化
 - ⑥ 地熱エネルギーの合理的開発
 - ⑦ 海洋エネルギー技術の推進
 - ⑧ 分布式再生可能エネルギー資源の推進
 - ⑨ 技術装備と産業体系建設の強化
4. 計画の実施
 - ① 保障措置
 - ② 実施体制
5. 投資概算と環境影響評価
 - ① 投資概算
 - ② 環境影響評価

(3) 「風力発電発展 12 次 5 か年計画」(2012 年)

本計画は、経済社会発展の戦略的目標の実現、エネルギー産業構造再編の加速化、戦略的新規産業の育成と発展、風力エネルギー資源の合理的利用、風力発電産業の安定的発展

の促進などを図ることを目的に、「再生可能エネルギー法」（2005 年）、「国民経済と社会発展 12 次 5 か年計画綱要」（2011 年）、「国家エネルギー発展 12 次 5 か年計画」（2013 年）、「再生可能エネルギー発展 12 次 5 か年計画」（2012 年）に基づき、国家エネルギー局が 2012 年に策定・公布したものである。

計画では、2011 年から 2015 年における重点的課題として、①開発構造、②総合送電網の建設及びシステム最適化、③技術装備及び産業体系、④国際協力と発展、の 4 つについて指摘されている。具体的に、①開発構造においては、大型風力発電基地の建設、資源豊かな内陸における風力エネルギー資源の開発、海上風力発電の積極的建設、分散式風力発電の支援について述べられている。②総合送電網の建設及びシステム最適化においては、総合送電網建設の強化及び風力発電消費範囲の拡大、電源構造の最適化及びシステムコントロール能力の向上、電力需要側管理の強化及び風力発電消費能力の強化、風量発電率の予測・予報体系の建設及び風力発電と送電網の協調的運行の促進などについて述べられている。③技術装備及び産業体系においては、風力発電技術革新体系の改善、風力発電設備製造レベルの向上、風力発電産業の社会貢献体系、風力発電関連人材育成の強化などについて述べられている。④国際協力と発展においては、グローバル風力発電技術革新体系への加入、グローバル風力発電の発展への積極的参加、国際基準・規則策定への積極的参加などについて述べられている。

構成内容は、下記の通りとなっている。

1. 計画背景
 - ①発展の基礎
 - ②発展の情勢
2. 指導方針と目標
 - ①指導思想
 - ②基本原則
 - ③発展目標
3. 重点課題
 - ①開発構造
 - ②総合送電網の建設及びシステム最適化
 - ③技術装備及び産業体系
 - ④国際協力と発展
4. 計画実施
 - ①保障措置
 - ②実施体制
5. 投資概算と環境影響評価
 - ①投資概算
 - ②環境影響評価

(4)「2014年海洋政策法整備業務の要点」(2014年7月)

本要点は、海洋基本法の制定について、第12次全国人民代表大会常務委員会立法計画に正式に定められるなど、立法に向けた中国国内の動きが本格化する中、2014年7月に、国家海洋局が海洋行政主管部門を対象に発表したものである。主に、下記の4点についての業務強化を求めている。第1は、海洋立法業務を推進し、海洋法律制度体系の整備を強化することについてである。具体的には、海洋法規制体系の改善、「法に基づく海洋行政の13次5か年計画」及び「海洋立法の13次5か年計画」の研究及び策定について述べられている。また、海洋立法業務の確実な推進、海洋法律・法規の策定業務プロセスの改善、海域、環境保全、海島等の地方における法規等の策定の積極的推進についても言及されている。第2は、海洋法制監督を強化し、海洋行政主管部門の合法的行政意識とレベルを向上することについてである。具体的には、海洋法律執行監督制度の改善、海洋法律・法規等の執行状況への監督検査の強化、海洋監督業務の安定的推進などについて述べられている。

第3は、法制サービスプラットフォームの建設を強化し、調和的な法制環境づくりを図ることについてである。具体的には、海洋公聴制度の改善、公聴業務機関、職務等の明確化、公聴権利告知制度の実行などとともに、海洋法律普及業務の展開、法に基づく海域使用、法に基づく権益保護の強化などについて述べられている。第4は、法律保障の基礎を確実にし、海洋法整備の業務体系建設を強化することについてである。法律業務の協調体制及び紛争解決能力の強化、海洋法律専門家諮問制度の改善、国家及び省レベルの法律専門家データベースの構築、政策法整備の基礎的研究及び海洋法律関連資料のデータベース構築の推進などについて述べられている。

2. 海域・海島の管理

(1)海域の管理³

①海域使用権の管理

2001年に制定された「中国海域使用管理法」により、海域使用権の取得には申請・許可によるものと、入札・競売によるもの、二通りの方法が導入されている。まず、2013年において、申請・許可のプロセスによる海域使用権証書の発行数は3,881件で、約349,588haの海域に権利が確定されており、2012年における海域使用権証書の発行数2,348件、権利確定面積271,689haに比べて大幅に伸びており、海域使用活動が盛んであることが伺える。一方、国の重大基礎施設や重点海洋産業等における海域使用ニーズが優先的に保障され、27件の重大海域使用プロジェクトが許可されている。表1が示すように、具体的な申請・許可状況を見ると、経営事業においては山東省及び遼寧省においてより多く、公益事業においては浙江省及び広西壮族自治区においてより多く発行されていることが確認できる。

³ 「2013 海域使用管理公報 (2014 年 3 月公表)」を参考・翻訳引用しており、2013 年のデータ・状況を反映する。

次に、入札・競売による海域使用証書の発行数は56件、それによる権利確定海域面積は約5,392haとなっており、2012年の比べて若干減っている。

表1 海域使用証書の発行状況(2013)

地域	経営事業		公益事業	
	証書(件)	面積(ha)	証書(件)	面積(ha)
遼寧省	860	144,528	1	334
河北省	74	1,651	6	49
天津市	40	894	5	609
山東省	1,104	125,932	17	748
江蘇省	287	46,571	4	19
上海市	1	71	3	8
浙江省	279	6,226	29	997
福建省	288	6,851	22	781
広東省	224	5,915	17	63
広西自治区	457	3,547	27	636
海南省	126	2,123	5	792
省(区、市)以外	5	243		
全国計	3,745	344,552	136	5,036

出処：国家海洋局 HP、<http://www.soa.gov.cn/> による。

このように、申請・許可による海域使用权の発行、及び入札・競売による海域使用权の発行を合わせて、計3,937件の海域使用証書が発行されており、約354,979haに及ぶ海域において権利が確定されている。具体的に産業別の使用状況を見ると、漁業による海域使用面積が約323,707ha、工業による海域使用面積が約12,776ha、交通・運輸による海域使用面積が約10,152ha、観光・レジャーによる海域使用面積が約2,585ha、海底プロジェクトによる海域使用面積が約459ha、海洋投棄による海域使用面積が約29ha、土地造成による海域使用面積が約3,258ha、特殊使用が約1,317ha、その他の海域使用面積が約660haとなっている。

図1は、全体の海域使用における産業別の割合を見たものである。漁業による海域使用が91.19%とトップを占めており、それに次いで工業による海域使用が3.60%、その次が交通・運輸による海域使用の2.86%である。そして、図2は、海域使用方式別の状況を示している。オープン式が90.93%で最も大きい割合を占めており、それに次いで囲い込

み方式が 4.19%、その次が埋立て方式で 3.71%、最も小さい割合を占めているのが構築物方式の 0.58%となっている。

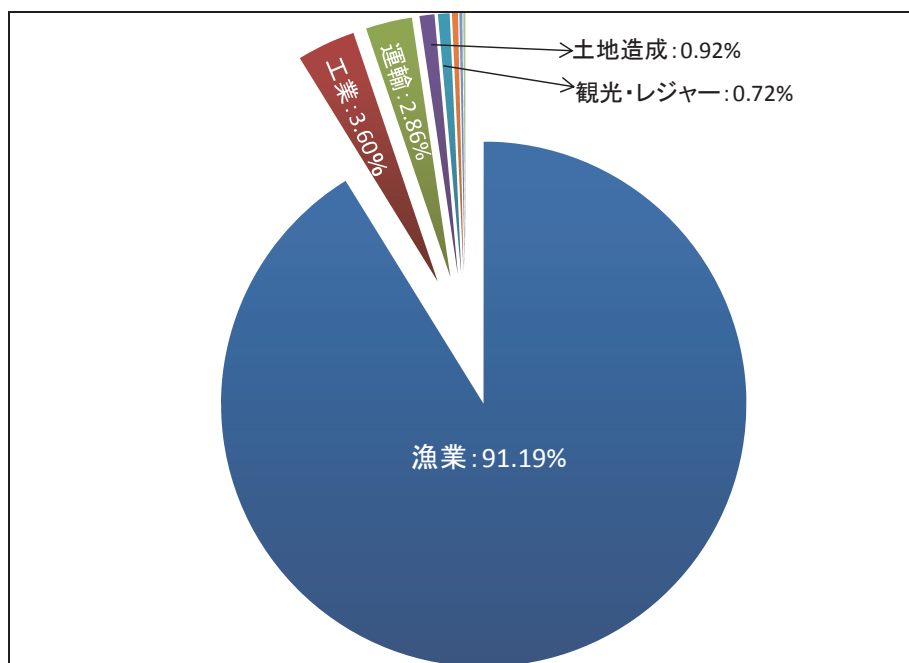


図 1 産業別海域使用状況

出处：国家海洋局 HP、<http://www.soa.gov.cn/> による。

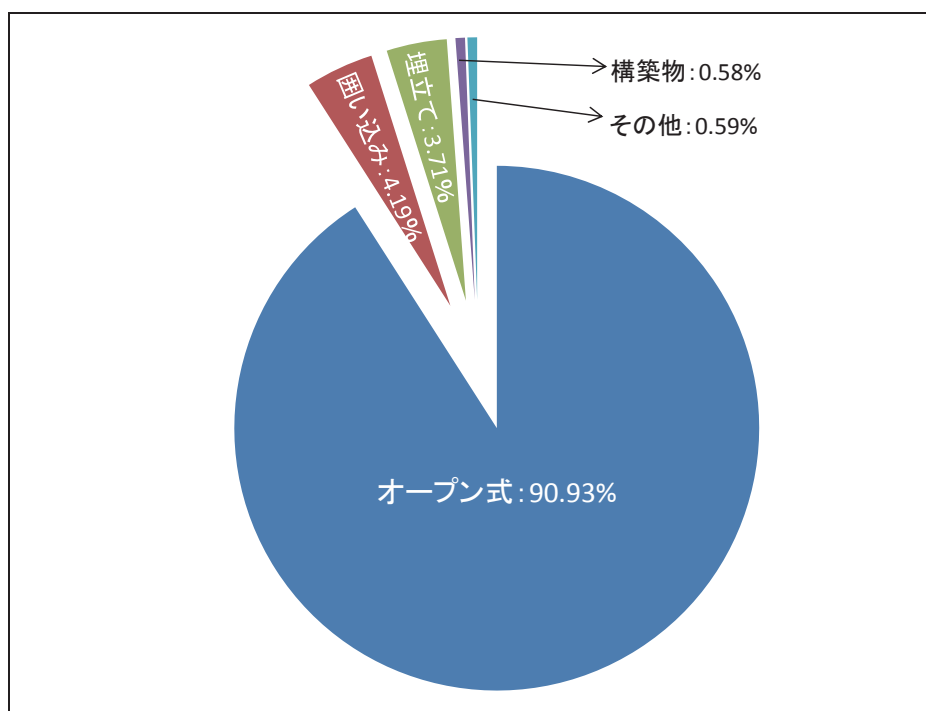


図 2 海域使用方式別状況

出处：国家海洋局 HP、<http://www.soa.gov.cn/> による。

②海域使用料の管理

海域使用における市場メカニズムの導入により、中国における海域は基本的に有償使用、すなわち海域使用料の納付が求められている。2013年において、約108億9,241万元が徴収されており、うち中央国庫入りが約32億6,772万元、地方国庫入りが約76億2,469万元となっている⁴。産業別徴収金額の概要を見てみると、交通運輸業が約32億2,041万元で全体の29.57%、工業が約31億4,295万元で全体の28.86%、土地造成が約21億8,873万元で全体の20.09%、観光・レジャーが14億9,171万元で全体の13.69%、漁業が約6億5,505万元で全体の6.01%などとなっている。また、海域使用方式別の徴収状況では、埋立て方式が約95億2,258万元で全体の87.42%、構築物方式が約4億4,653万元で全体の4.11%、囲い込み方式が約1億7,541万元で全体の1.61%、オープン式が約4億3,693万元で全体の4.01%、その他が約3億1,096万元で全体の2.85%となっている。

(2)海島の管理

2014年2月25日に、国家海洋局は「2014年全国海島管理業務の要点」を発表し、3大重大業務について指摘している。

まず第1は、法整備を強化し、海島総合管理力を向上することである。具体的には、海島の開発利用、生態系保護、市場化配置等をめぐって、無人海島開発利用に関する審査・許可制度及び政策を制定すること、省レベルの海島地名管理制度を導入し、海島標準名称使用の監督管理業務を実施すること、海島名称標識の保護状況を検査し、被害を受けた標識を保護・修復すること、県レベル以上の海洋主管部門は海島保護特定資金の使用及び事業の実施状況を監督・管理すること、沿岸海洋部門は無人海島の保護と利用状況について法に基づく監督・検査を実施し、定期的報告制度を構築すること、沿岸海洋部門は公布済みの領海基点の保護範囲を画定するとともに、有効な監督・管理を実施すること、海島保護計画の実施状況への評価制度を構築し、計画で定められた区域別、種類別の保護措置及び重点事業の実施状況に対して評価を実施することなどである。

第2は、業務体系建設を強化し、海島管理の科学化レベルを向上することである。具体的には、海島の調査統計制度を改善し、海島の経済、資源及び生態系の健全性について調査・評価を実施するとともに、年度ごとの海島統計調査公報を発表すること、県レベル以上の海島管理情報システムを構築し、システム機能とデータベースの建設を改善するとともに、海島情報資源の共有体制を構築すること、県レベル以上の常時監視・観測体系を構築し、定期的に監視・観測結果を社会に公表すること、海島生態系保護評価体系を構築し、海島の保護及び開発に科学的根拠を提供すること、科学的生態系評価の運行体制及び専門家諮問体制を構築し、海島の生態系保護及び評価の研究力を拡大することなどである。

第3は、生態系の整備・再生を継続的に推進し、海島資源保護レベルを向上することである。具体的には、海島の整備・修復事業管理を強化し、総合管理制度及び技術基準体系

⁴ 1元=18.78円（2014年1月31日のレート）

を構築すること、沿岸省・市は有人海島及び周辺海域に開発禁止、開発制限区域を設定し、海島植被の退化及び生物多様性の低下を防止すること、海島生物種の登録及び資源調査を実施し、海島の資源状況を把握するとともに、海島の生物種を法に基づき保護・管理すること、区域における海島使用計画の監督管理を強化し、海島使用区の設定業務を実施するとともに、海島のインフラ建設を推進すること、沿岸海洋部門は特殊な保護価値のある海島及び周辺海域について、法に基づき保護区を設定し、特別な保護管理を実施することなどである。

3. その他の主な動き

(1) 「21世紀海上シルクロード」構想⁵

「21世紀海上シルクロード」は、2013年10月に、習近平主席が東南アジア連盟（ASEAN）の諸国家を訪問した際に提唱したものである。かつての海上シルクロードは、秦漢時代⁶に開通されて以来、東西の経済文化交流をつなぐ重要な橋梁としての役割を果たしており、東南アジア地域は従来から海上シルクロードの中核及び重要な構成部分である。そうしたなか、中国と東南アジア連盟の戦略的パートナー関係構築の十周年を迎え、協力関係の強化や共同体意識の向上などを目的に、戦略的構想とも呼ばれる「21世紀海上シルクロード」提唱されたのである。ここでは、①歴史背景、②受益地域、③歴史経験、④計画建設、の4つに分けて、中国国内の考え方について紹介することにする。

①歴史背景

海洋は各国の経済貿易文化交流の自然紐帯であり、「21世紀海上シルクロード」を共に構築することは、グローバル政治、貿易が変化し続ける情勢の中、中国が世界とつながる新型の貿易ルートであると述べられると同時に、アメリカ経済の輸出主導型への転換により、アジア太平洋諸国に輸出市場縮小の圧力がかかっており、中国－東南アジア連盟の自由貿易区の建設は、もはや共通の認識であると考えられている。

②受益地域

「21世紀海上シルクロード」の構築による受益地域は、中国全土にわたると見ることができ、なかでもとくに大きい利益を受ける地域として、上海、寧波・舟山（浙江省）、泉州（福建省）、粤港澳（広東・香港・マカオ）であると考えられている。

③歴史経験

海上シルクロードの繁盛と衰退の歴史から、海洋及び海洋航海貿易が大国及び文明の繁盛・衰退に大きい影響を与えていることについて確認できるとともに、商業の力が如何に国家政策の転換をもたらすのか、国家と民間の力の融合が如何に国際間競争に対処できるのか、如何にして合理的制度を構築し、持続的な繁栄を図るのかなどについても確認する

⁵ 「人民ネット：シルクロード経済ベルト及び21世紀海上シルクロード

(<http://world1.people.com.cn/GB/8212/191606/374837/index.html>)」を参考・翻訳引用。

⁶ 秦漢時代とは、秦王朝から漢王朝にわたる中国統一時代の名称である。秦始皇帝による中国統一の紀元前221年から、前漢の滅亡となる紀元8年までとされる。

ことができ、このような経験は 21 世紀の海上シルクロードにおいても大きな意義を有するとされている。

④計画建設

習近平主席は、政府間往来の強化による相互コミュニケーションの向上、基礎施設の相互連携の改善、対外開放協力の推進、産業構造の最適化、海上シルクロードの学術研究レベルの向上等、5 つについて推進することを強調している。

(2)「中国共産党第 18 期中央委員会第 4 次全体会議」決定

2014 年 10 月 23 日に、中国共産党第 18 期中央委員会第 4 次全体会議が開催され、「法による国家統治の全面的推進における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」が採択されている。本決定の構成内容としては、①中国特色のある社会主義の法に基づく国家統治体系の構築、②憲法を核心とする中国特色の社会主義法律体系の改善、及び憲法実施の強化、③法に基づく行政の推進、及び法に基づく政府建設の加速化、④公正な司法の保証、及び司法の公信力の向上、⑤国民の法意識の強化、法制社会建設の推進、⑥法制業務のキャパシティビルディングの強化、⑦党の法に基づく国家統治へのリーダーシップの強化である。

ここでは、本決定の中の海洋関連部分について確認することにする。まず第 1 に、②憲法を核心とする中国特色の社会主義法律体系の改善の部分において、「自然資源資産の財産権制度を構築し、国土空間開発保護分野の法律制度を改善する。生態補償、及び土壌、水、大気汚染の防止、海洋生態環境の保護等における法律法規を制定し、生態文明の建設を促進する」とされている。第 2 に、③法に基づく行政の推進、及び法に基づく政府建設の加速化の部分において、「総合的法律執行を推進し、重点的に食用薬品安全、商工業品質検査、公共衛生、安全生産、文化ツーリズム、資源環境、農林水利、交通運輸、町づくり、海洋漁業などの分野における総合法律執行を推進する」とされている。

(了)

第9章 韓国における海洋政策の動向

4月16日、済州島行き的大型乗客船セウォル号が全羅南道珍島郡の沖海上で転覆・沈没した。行方不明者に対する捜索が終了した11月11日現在、476名の搭乗人(推定)のうち、生存者は172名、死者295名、行方不明者9名となった。同事故の収束が国内政治の最大懸案となり、主管省庁である海洋水産部の業務も事故対応として海事安全法や安全管理および緊急対応体制に対する全面的な見直しが行われている。そのため大きな政策の推進は見当たらないが、昨年から継続する業務の成果が多少発表された。なお、総合的沿岸域管理のための長期計画の推進における修正が実行されている。

I. 法制の改正

1. 海事安全法の一部改正(2014年5月14日改正、2014年11月15日施行)

民間の自発的な海事安全管理を促進するために、海事安全優秀事業者の指定制度を導入し、海事安全管理の体系を現行の事後の指導・点検体制から、事前予防的な管理体系へ転換するため、海事安全監督官制度を設ける。海事交通安全診断の対象事業の範囲および安全診断書の提出に関する規定など、現行制動の運営上に生じた不備を改善・補完する。

2. 海運法、船員法、船舶安全法の改正(2015年1月6日改正、2015年7月7日施行)

セウォル号後続措置の法改正案が2014年12月9日国会本会議で議決され、沿岸旅客船安全管理を強化し、船舶の無理な増築などを防止するための海運法、船員法、船舶安全法が一部改正された。

海運法の主な改正内容は、複数の人身事故を誘発した事業者の永続的な退出制度を導入すること、安全規定の違反に対する課徴金のレベルを現行の3,000万ウォンから最大10億ウォンまで上方修正することなどである。また、輸送需要基準の廃止など沿岸旅客船への進入障壁を撤廃するための免許制度の改編を含んでいる。

これと共に旅客船船齢制限を強化するための根拠の設定、運航管理組織を公的機関に移管、旅客と貨物の管理のための電算発券義務付け、運航管理規程の策定、審査システムの整備、プレゼントの安全管理者の採用が義務付けられた。

改正された船員法は、船長の船出港前検査義務を強化し、船長の直接指揮区間を拡大し、クルーズ船の船長の能力審査を強化するなどの内容を盛り込んでいる。また、船長の人命救助措置義務を強化し、これを違反した場合、最高無期懲役の処罰を受けるようにするなど、船長と船の所有者の責任を強化した。

改正された船舶安全法は、クルーズ船に復元性が低下する変更や改造を禁止することができる根拠を用意し、船舶の長さ、幅深さ、用途を変更する場合にのみ、海洋水産部の事前の許可を受けるようにしていたことを、船の主な設備(客室など住宅施設を含む)改造時にも許可を受けるように変更した。また、船舶の欠陥申告義務を新設し、退職直前の5

年間、船舶検査官歴のある公務員については、退職後 2 年間船舶検査機関の船舶検査員に
なることがないようにして船舶検査の官民癒着が根絶されるようにした。

他に、貨物の固縛不良、船舶の改変、改造、耐障害性の維持義務を履行しない場合の処
罰を強化するなど、罰則規定を整備した。

Ⅱ. 主な政策動向

1. 海事安全体制の全面的な見直し¹

(1) 「沿岸旅客船の安全管理の革新対策」発表（2014年9月2日）

セウォル号事故以降、珍島に滞在しているリ・ジュヨン海洋水産部長官（当時）は、9月
2日、事故以来、初めての閣僚会議に出席して、セウォル号事故の再発防止のための「沿岸
旅客船の安全管理の革新対策」を報告・発表した。リ長官は、今回のセウォル号事故の根
本的な原因は、これまでの積弊された安全管理システム全般の問題にあると診断し、これ
らの問題を解消することに重点を置いて安全管理の革新対策を用意したことを明らかにし
た。同対策の主な内容は以下の通りである。

①安全管理指導・監督システムの全面改編

運航管理者を運航組合から完全に分離・独立する。政府は、海事安全対策責任者制度の
導入を介して直接指導・監督するシステムを構築する。旅客船の安全管理業務を海洋水産
部に一本化し、安全規定違反に対する無寛容の原則を適用すると同時に、処罰規定も大幅
に強化（課徴金最大3千万ウォン→10億ウォン）する。

②安全管理関連規制の合理化を推進

船の導入、改造、検査などの過程で安全性を確保するために旅客船の船齢制限強化、回
復力の低下を誘発する客船改造の禁止、政府の検査代行権の開放などを推進する。

国際レベルの運航の安全管理のために、現行の運航管理規定の策定・審査システムは、
国際的な安全管理規約（International Safety Management Code、ISM code）*基準を反映し
て改良し、現在試験的に実施中の貨物電算発券制度も10月から全面導入を推進する予定で
ある。

船員の資質と責任性を強化するために、制服着用が義務付けられ、「旅客専用乗務員」制
度の導入、船長の乗務基準の向上と定期適性審査の強化などを推進する。なお、関係省庁
の協議を介して乗船勤務予備役（兵役を代替）の割り当てを検討して推進する計画である。

¹ セウォル号事故で現れた韓国海洋安全体制の問題とその整備に関しては、黄洗姫「『セウォル号』以降の
韓国海洋安全体制の整備」『海洋情報特報』2015年1月19日参照。

http://oceans.oprf-info.org/analysis_ja02/b150119.html

③沿岸旅客運輸事業の安全性と公共性の確保のためにパラダイム転換を推進

船社の劣悪な経営環境等に起因する安全管理上の問題に対する根本的な解決と、立ち遅れた沿岸旅客輸送市場の成長のために、補助航路などの赤字・生活航路を対象とした公営制導入を検討するなど、沿岸旅客船の運営システムの改編も積極的に推進する。

信頼性の高い船舶の近代化支援制度の導入、沿岸旅客船の近代化 5 ヶ年計画などを介して沿岸旅客船が 20 年周期での新造・代替される好循環構造を定着させる。あわせて、免許制度と運賃制度の改編を介して 1963 年から適用されてきた参入基準（輸送収入率）を撤廃して、優れた事業者の市場参入を促進し、民間船社が安全に投資できるように、経営環境の改善を支援する。

④海洋安全文化の生活化

船社経営責任者（CEO）向けの安全教育プログラムの設置と船社の安全情報公開などを介して船社の経営文化を安全中心に変化させる。乗客参加型の緊急対応訓練実施、学生の安全教育のための「海洋安全教室」の運営、「海洋安全の日」（毎月 1 日）の指定などを介して海洋の安全のための教育、広報を強化する。

<沿岸旅客船の安全管理の革新対策（要約）>

1. 推進背景

2014 年 4 月 16 日、仁川から済州に向かっていたセウォル号が沈没、乗船人員 476 人のうち 294 人が犠牲になり 10 人が行方不明（9 月 1 日基準）になった惨事が発生した。このような事故の再発防止のために、沿岸旅客船安全管理システム全般における革新対策作りを推進する。

2. 現況および問題点

1) 安全管理システムの現状

船社→運航管理者（1 次検査）→政府（最終指導・監督）など 3 つのステップで構成

- （船社）安全運航管理方法・手順などを定めた運航管理規定を作成して海上警察の審査承認を得た後、船舶運航
- （運航管理者）船社の運航管理規定の履行監視などの現場指導・監督
- （政府）運航管理規定の審査、運航管理者の指導・監督、船舶検査指導・監督など

2) 安全管理の実態と問題点

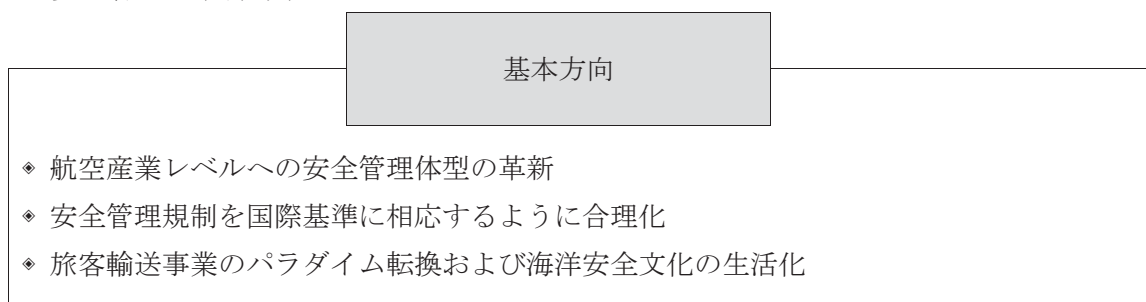
- （安全管理システム）運航管理者の独立性（利益団体所属）の欠如、政府の間接的な指導・監督、弱い処罰などで指導・監督システムの不良
- （安全関連規制および監督）古い船舶の導入、無理な改造、救命設備の不良整備に対する規制・監督が不十分で、船舶の安全確保に限界

→ 旅客貨物管理システムの不在、旅客船を運航する船員の資質・能力不足、形式的な防災訓練などで安全管理や事故対応に限界

- (運送事業環境) 船社の零細性、収益性の不足*、船社 CEO の安全への関心疎かなどにより、安全管理分野の投資が不十分

*合計 63 個社のうち、資本金 10 億ウォン未満が 40 社 (63%)、営業利益は 1 社あたり 9 百万ウォン

3. 安全管理の革新対策



1) 安全管理システムの革新

- (指導・監督) 運航管理者を海運組合から分離して、安全管理の専門知識と独立性を強化、政府は海上安全監督採用により直接指導・監督

→ 船社の安全管理責任の強化のために安全管理専任人材の採用を義務付け

- (実行主体) 海洋警察庁に委託していた旅客船の安全管理業務を海洋水産部に還元し、船舶の安全管理業務を一元化

*現行の安全管理: 国際旅客、貨物船、沿岸貨物船 (海洋水産部)、沿岸旅客船 (海洋警察へ委任)

- (罰則体制) 処罰レベルを強化 (課徴金 3 万→10 億ウォン) と懲罰的な課徴金賦課を推進 (貨物過積時に、収入額を大幅に上回る懲罰的課徴金を賦課)

*現在: (沿岸旅客船) 課徴金 3 千万ウォン、(鉄道) 30 億ウォン、(航空) 50 億ウォン

2) 安全管理規制の合理化

① 旅客船の導入、改造、検査の厳格化

- (船齢・検査) フェリーは船齢 20 年を原則とするが、毎年厳しい船齢延長検査を受けることを前提に、最大 5 年まで延長可

- 政府船舶検査の代行権は、外国機関にも開放 (相互主義を踏まえ)

- (改造・管理) フェリーは復元性が低下する一切の改造を禁止*し、客船履歴管理制度を導入して船舶情報 (改造、検査、整備など) を体系的管理

*改造が可能な場合も改造許可前に関連する専門家の諮問を義務付け

- (救命設備管理) 救命設備の整備人材の資格 (キャリア) の要件の新設、整備過程の写真撮影および保管の義務付け、救命設備の定期動作テストの実施
- ② 運航管理：国際レベルの規制・手続の整備
- (運航管理規定) 国際安全管理規則 (ISM Code) レベルへ再構成し、審査は海事安全対策責任者や専門家で構成されている審査チームが実施
 - (旅客管理) 全利用者 (運転者・同乗者など) の電算発券 (個人情報を入力) を実施し、乗船者の身分確認を徹底施行 (2014.6)
 - * (発券) 身分証明書を確認した後、発券→ (改札) 乗船券を確認→ (乗船) 身分証明書を確認した後、乗船
 - (貨物管理) 貨物電算発券の全面導入、重量計測 (計量証明書等)などを介して貨物過を遮断し、貨物保険加入の義務化
 - (運航安全) 船長が直接指揮する「危険・脆弱海域」を具体的に指定し、一定規模以上の沿岸旅客船に航海データ記録装置²を導入
- ③ 船員：資質および責任性の強化
- (緊急時の対応能力の向上) 船内の緊急訓練の繰り返し実施、ビデオ記録の義務付け、旅客の安全教育と避難案内のための「旅客専用の乗務員」制度を推進
 - (資質・責任) 大型客船の船長乗務基準の上向 (2級→1級航海士)、船長の能力審査の強化、制服着用義務化と教育 (使命感、実習など) の強化
 - *国際基準 (STCW 条約) に準拠した免許証と教育システムの改善案も用意 (2015)
 - (処遇改善と人材確保) 船員福祉の拡大、クルーズ船に対する予備船員確保義務の拡大*、海技士免許所持の退役軍人の就職支援 (教育、就職斡旋) などの推進**
 - *現船員法上の 3 隻以下の保持船社に対する予備船員確保義務 (乗船員の 10%) を排除
 - **関係省庁の協議を経て乗客線乗船勤務の予備役、船員の退職年金制度の導入推進
- 3) 旅客運送事業のパラダイム転換
- (運営システム) 船社の劣悪な経営環境による根本的な問題*の解消のための補助航路などの赤字・生活航路に対する公営制などの導入を検討
 - *船社の零細性、収益性の不足に起因する船舶老化、船員の高齢化、安全管理不足など
 - (船舶の近代化) 安定的な船舶新造支援制度の導入、国内船舶新造条件の造成などにより、船が 20 年周期での新造・代替される好循環の構造を定着
- 二次保全事業 (船舶建造融資利子の 3%をサポート) を拡大、船舶新造支援制度の導入推進、「沿岸旅客船の近代化 5 ヵ年計画」を策定・施行

² VDR (Voyage Data Recorder)：船舶運航情報、船員の作業内容などの記録

- (免許証・運賃制度) 優秀事業者の参入促進のための参入障壁として作用する輸送需要の基準(現在25%)を廃止、自律統合・大型化を図る
- 船社の安全管理基盤づくり(正常利潤の確保)のために強靱性のある運賃制、油類割増制など合理的な運賃制度の導入
 - *島嶼民は、既存の運営している島嶼民運賃支援制度(2006年~)を介して負担を最小化

4) 海洋安全文化の生活化

- (経営文化) CEOの経営マインドの革新による乗客線の安全管理を定着、船社の安全情報(事故、故障、安全規定違反など)の公開(保険会社への通報を含む)
- (安全意識の生活化) 学生対象の「海洋安全教室」の運営、毎月1日を「海洋の安全の日」に指定、安全教育・広報の強化(2014年下半期)

4. 今後の計画

- 法令改正(海運法など)などのフォローアップを早々推進:2014年9月~
- 沿岸旅客船の公営制、近代化T/Fの構成・運営:2014年9月~2014年12月
 - *政府、学界、研究機関、金融機関、市民団体および関連企業・団体などで構成された官民合同T/Fを構成・運営して推進方策の検討、策定

(2) 「海洋水産経済活性化方案」を公表(2014年9月24日)

海洋水産部は、朴勤恵政権の新しい経済政策の方向である「創造経済」に対する海洋水産部次元のフォローアップとして、海洋水産分野における新たな経済活力を模索するために、「海洋水産経済活性化方案」を公表した。同方案は、先述の「沿岸旅客船の安全管理の革新対策」との連携を図り、海上交通への不安と利用客の不便の解消等が盛り込まれた。

1) 主要内容

① 民間投資の促進による内需の活性化に貢献

主要なインフラへの投資拡大、企業の投資環境の改善

- 2017年までに約1.2兆ウォン規模の港湾再生・投資を実現し、約20兆ウォン規模の民間投資誘致と施設の安全診断・補修などの新規投資を誘発
- 港湾背後団地の開発方式を賃貸で民間分譲に転換して、民間が中心となって複合物流ビジネス団地を造成するように誘導し、製造企業にも同等の入居環境を提供
- 漁港内の民間が造成した休憩施設の所有許可および水産資源保護区域内の便利施設の設置が可能になるよう、規制緩和を推進

② 海上交通への不安と利用客の不便を解消

9月2日に発表した「沿岸旅客船の安全管理の革新対策」の推進、水産物の価格管理の強化など、民生の安定に注力

- 経済性がない赤字・生活航路の公営制導入の検討と島嶼寄港施設の安全性の確保と島嶼民の利用便宜のために、現状調査を実施し、整備計画を設け
- 水産物は主品目別に価格安定台を設定して、生産・価格予報を本格実施し、鷺梁津（ノリヤンジン）水産市場、釜山共同魚市場、チャガルチ市場などは文化・観光が複合された高級空間として造成

③ 経済革新のための成長モメンタムの創出

マリナー、クルーズなど、代表的な海洋観光サービス産業を育成する一方で、企業不満・改善事項を模索し、船舶の近代化、水産食品、海洋深層水などの分野における「創造経済」の成功モデルを実現

- 拠点型マリナー港湾の活性化のための島の観光ルートの開発と休憩および避航のための漁村驛*を指定・運営
 - *（漁村驛）ヨット利用者の休憩と避航のための拠点マリナー港の中間地点の漁港に設置するヨット係留場
- 南極のチャンボゴ基地の滑走路の建設、第2の砕氷船建造など、極地技術研究インフラの拡充とユーラシア、南太平洋など新たな海外進出の需要に対応するための国際協力事業の強化
- 積極的な投資により2017年までの水産物輸出30億ドルの早期達成、港湾建設企業の海外進出分野の多角化と円滑な資金調達のための金融機関との協力強化

(3)海洋水産部、来年度予算編成発表、海洋分野の安全強化のために1兆4,340億ウォン（16.3%増）編成（2014年9月25日）

海洋水産部は、セウォル号の後続対策に関する予算を前年に比べて339億ウォン増額された1,458億ウォンに編成したことを明らかにした。今回の予算は、前年比30%以上が増額された。セウォル号事故の再発防止のために用意した「沿岸旅客船安全管理の革新対策」実施のために、関連予算を大幅に増額反映したものである。

◎ 分野別の関連予算

1) 教育、訓練の予算—345億ウォン（前年比39%増）

船員の安全能力の向上のために船乗り実習機器を拡充し、優れた船員の養成、教育支援を強化する一方で、国民、学生などの海洋安全に関する教育および体験の機会も拡大する。

- 船員が緊急時の行動要領を体得することができるように船舶模型模擬実習場である総合緊急訓練場を構築
 - *（海洋水産研修院教育機器の交換事業の内）

船員総合緊急訓練場の建設（新規）：35 億ウォン

- 海技士養成、教育と国家試験のための継続支援を通じ優秀海技士を養成、教育へ継続的に投資

*海洋水産研修院への支援：（2014 年）202 億ウォン→（2015 年案）209 億ウォン

- 国民の海洋安全への関心を高めるために、国民が海上で発生する可能性のある危険な状況などについて直接体験することができる海洋安全体験館の建設を推進する。

- 小・中・高校生のための体系的な海洋安全教育実施のために訪ねて行く海洋安全教室運営も推進する。

*（船舶輸送の安全確保事業の内）

人的過失予防事業：（2014 年）5 億ウォン→（2015 年案）12 億ウォン

国民への海洋安全体験館建設（新規）：13 億ウォン（総事業費 400 億ウォン）を含む

2) 海上交通システムの改善—452 億ウォン（前年比 43%増）

安全管理指導・監督の強化、海上事故防止のための管制システムの高度化、海上交通安全診断実施など、海上事故の事前的予防のための海上交通安全システムの改善を推進する。

- 海洋事故の事前予防的指導、監督システムの構築のために海事安全監督官制度を導入するなど、海上安全管理のための管理、監督を強化

*（海洋事故予防活動支援事業の内）

海事安全監督指導、監督などの活動費用：（新規）4 億ウォン

（旅客ターミナル運営事業内）

運航管理コストのサポート：（2014 年）7 億ウォン→

（2015 年案）10 億ウォン

- 全国 VTS のリアルタイム連携を強化し、老朽化施設を改良するなど、船舶管制システムの高度化を推進する。

*海上交通管制システムの運用：（2014 年）177 億ウォン→

（2015 年案）235 億ウォン

- 蔚山（ウルサン）などの有害物質の取り扱い港湾の港湾安全性および沿岸の危険海域（メンゴル水道など）の船舶通航の安全性を検証するため、海洋交通安全診断を全面的に施行するなど、海洋事故予防活動も積極的に推進する。

*（海洋事故予防活動支援事業の内）

沿岸海域の海上交通環境評価：（新規）8 億ウォン

危険物取扱港湾の安全診断：（新規）40 億ウォンなど

3) 客船、施設の補強予算—660 億ウォン（前年比 20%増）

海上安全確保のために老朽化船舶代替事業を積極的に推進する一方、船舶航行の安全性強化のための標識施設（灯標、灯台など）も拡充するなど、船舶運航インフラの改善を推

進する。

- 民間船社の老朽乗客船の近代化を促進するために、船舶建造融資利子をサポートする二次保全事業を大幅に拡大し、支援条件を改善して船の近代化の基盤を用意する。

*船体の構造改善資金

支援規模: 2014年 16.5 億ウォン (融資規模: 500 億ウォン) →

2015年 40 億ウォン (融資規模: 1,250 億ウォン)

融資の返済期間: 2014年 8年 (3年据え置き 5年償還) →

2015年 10年 (5年据え置き 5年償還)

- 離島補助航路を運航する国庫フェリー (合計 26 隻) の安全性とサービスの向上のために老朽化、劣悪な国有客船代替のための事業予算 (2015年 2隻竣工、2隻着工予定) も大幅に拡大する。

*国有客船の造船: (2014年) 19 億ウォン → (2015年案) 72 億ウォン

- 海洋事故防止のための船舶の航行リスク地域等において灯標、灯台安全施設の新設や特殊信号標識 (気象、潮流信号表紙) の設置、航路標識線の代替建造などの表示施設への投資を拡大する。

*表示施設: (2014年) 517 億ウォン →

(2015年案) 548 (特殊表示 48ヶ所新設を含む)

◎ 海洋分野の安全

また、海洋水産部は、セウォル号事故の再発防止を含めた海洋水産分野の基本的な安全確保のための関連予算を大幅に増額した。(2014年 12,335 億ウォン → 2015年 14,340 億ウォン、2005 億ウォン (16.3%) 増) 特に、海運分野の安全に加え、水産分野の漁業経営安定、水産物食品の安全性などの海洋施設の安全を強化するために予算を編成した。

1) 水産分野の安全

- 赤潮、台風などの不安定な漁業経営環境から漁業を保護するための漁業災害保険、漁船員保険など経営安定のための投資を拡大する。

*漁業災害保険: (2014年) 145 億ウォン → (2015年案) 192 億ウォン

漁船員と漁船保険: (2014年) 775 億ウォン → (2015年案) 940 億ウォン

- 水産物の検疫検査と衛生管理など、水産物食品の安全性を継続的に管理

*水産物検疫検査: (2014年) 74 億ウォン → (2015年案) 76 億ウォン

2) 海洋安全施設

- 台風などの自然災害から沿岸地域を保護し、国家の産業基盤である港湾施設を保護するために必要な設備を拡充し、既存施設の維持管理を強化する。

*港湾 (防波堤): (2014年) 3,069 億ウォン → (2015年案) 3,876 億ウォン

港湾施設のメンテナンス：(2014年) 1,468億ウォン→
(2015年案) 1,608億ウォン

- 大型船の出現に伴う船舶の衝突事故などを未然に防止するために、船舶の通航安全確保のための航路浚渫投資を強化する。

*港湾の水深増大浚渫：(2014年) 1,113億ウォン→(2015年案) 1,265億ウォン

- 漁業生産基地であり、漁船の避航地でもある漁港への投資を拡大し、台風等から漁業保護を強化する。

*国家漁港の建設および管理：(2014年) 1,711億ウォン→
(2015年案) 2,061億ウォン

3) 災害関連の R&D

長期的な海洋災害および海洋事故削減のために、災害予防関連の研究開発投資も拡大する。

- 海洋安全技術と気候変動に対応した沿岸侵食管理対応技術の開発のための投資を継続し、水産物防疫システムとの安全な水産物の生産管理、研究開発を推進し、海洋水産分野の災害や事故が最小限になるような投資を強化する。

(4)海洋警察の解体と国民安全処の新設 (2014年11月19日)

救援捜索機能を担当する海洋警察の組織改革として、海洋水産部傘下機関であった海洋警察庁が廃止され、捜査・情報部門は警察庁へ、海洋警備および海洋安全部門は新設された国民安全処へ移管された。国民安全処は国務総理統括の組織であり、海洋警察庁と消防防災庁が統合されたものである。同処の下で「中央消防本部(消防総監)」と「海洋警備安全本部(治安総監)」が設置され、各任務を担当することになる。海洋警備安全本部の下には海洋警備安全局、汚染防災局、装備技術局が設置された³。次官級の「中央消防本部」と「海洋警備安全本部」はそれぞれ人事と予算の独自性を行使することにした。また国民安全処とは別途、大統領秘書室の下に災難安全秘書官を新設し、通常緊急事態が発生した際の連携を可能にした。

(5)「沿岸旅客船運営体制の改善方案」発表 (2015年2月10日)

海洋水産部は、沿岸旅客輸送市場の根本的な安全性とサービスの問題を解消するために、免許制度の改編等を取り入れた「沿岸旅客船運営体制の改善方案」を2015年2月10日の国務会議にて報告した。改善案の主な内容は次のとおりである。

第一、民間の自律と競争システムを導入して、優秀船社の市場参入を促進することができるように免許証および運賃制度を改編する。具体的には、2015年7月までに新規事業者に対する市場参入障壁を撤廃する一方、事業者公募制度を導入して、船社規模化を誘導す

³ 国民安全処の組織図参照。 http://www.mpss.go.kr/intro/intro_org.html

るために免許証・安全基準も改編する。併せて、弾力性のある運賃制など、市場環境に応じて運賃を策定することができる運賃体系も導入し、企業の安定的経営基盤の構築を誘導する一方、島嶼民の交通費の負担を考慮して、補完装置を設けるも並行する予定である。

第二に、民間運営に限界がある航路については、自治体・非営利法人の運営参加を促進し、補助航路については、入札制度の改編などを介してサービスを向上させる予定である。

第三に、航路、船、寄港地などのインフラへの投資拡大を推進する。旅客航路については、航路通知制度の導入により、旅客航路のための公共の管理機能と責任を強化し、フェリーの近代化のために、現行の二次保全事業大幅な拡大や、公共と民間が船舶建造に共同投資する船舶の共同投資制度などの新規支援制度の導入を検討する一方、旅客船の近代化5ヵ年計画を策定する予定である。寄港地のインフラに対しても実態調査を経て開発計画を策定し、段階的に整備を推進する。

最後に、旅客船安全管理基盤の定着を推進する。安全管理指導・監督システム改編に応じて、海事安全対策責任者の現場配置（2015年4月）、運航管理者組織移管（2015年7月）を早急に完了し、海運組合の透明性・公正などを確保するために、関連法令改正を通じて海運組合の意思決定構造も改編する。併せて、海洋安全体験施設建設、海洋安全コンテスト、海洋安全教室などを通じて国民の安全文化の拡散も持続的に推進する計画である。

(6)「遠洋漁船安全管理の改善対策」発表（2015年1月20日）

2014年12月1日、韓国籍の遠洋漁船、「501 オリオン号」がベーリング海で沈没し、50名以上が死亡・行方不明となる事故が起きた。海洋水産部は、事故の再発防止のために、「遠洋漁船安全管理の改善対策」を発表した。オリオン号事故のように、沿岸国の外海水域または公海水域で操業中の遠洋漁船に事故が起きた場合、適時の救助活動が難しかった。今回の遠洋漁船安全管理の改善対策には、遠洋漁船に対する安全管理システムの構築、船社に対する安全操業基盤構築の支援、遠洋船社の安全管理責任の強化および遠洋産業従事者の安全文化の生活化などが含まれている。

遠洋漁船の安全管理システムを構築するために、「海事安全法」、「漁船法」など遠洋漁船安全関連法令を整備する一方、水域別・業種別の標準安全管理マニュアルを製作して船社に配布し、その履行状況を定期的に点検する計画である。

また、国内港に入出港する遠洋漁船に対しては、法定乗務定員の乗船や、安全点検を直接確認するために、漁業監督公務員などが現場点検を実施するよう推進する。資格未達の高技士の乗船などの安全義務を違反した船社と船員に対する処罰を大幅に強化し、出航停止、遠洋漁業の許可制限、政策資金の回収などの制裁措置も賦課する。

今回のオリオン号事故が発生したベーリング海のようにリスクの高い水域で操業する漁船については、事故発生時の船員の生存率を高めるために特殊防水服を配置することを義務付けるなど、より強化された安全管理義務を付与する計画である。

船社の安全操業基盤の構築を支援するために、老朽化した漁船の新造・代替を積極的に

支援して、中古船舶で置き換える場合は底船齢の漁船を導入するように、遠洋漁船の近代化事業を拡大推進する。また、一定の船齢を超えた老朽漁船については、検査項目の追加、検査周期の短縮など、船舶検査をさらに強化する計画である。

遠洋船社の安全管理責任の強化のために、船社は安全管理責任官を指定し、安全マニュアルに基づいて船舶別のマニュアルを策定して、毎月 1 回以上緊急時の対応訓練を実施するなど、安全管理業務を総括するように義務を付与する。また、優れた船員の確保のために船員の労働条件と福祉水準の向上などをはじめ船社の処遇改善の努力と一緒に労・社の合意による船員退職年金制度の導入を誘導する計画である。外国人船員の安全教育充実のために、母国語での視聴覚教材を開発し、操業水域に移動するまでの集中教育を実施するなど、遠洋漁業の特性を反映したカスタムプログラムを開発・施行する。

安全文化生活化のために船社役員および船長を対象とする専門教育プログラムを開発して、安全リーダー養成教育を実施する。また、毎月 1 日に指定された海洋安全の日に船社独自の安全管理マニュアルに従った安全点検と船員の安全教育を実施する。

2. 沿岸管理制度の整備

(1)沿岸管理法の改正による沿岸侵食管理区域制度の施行（2014年8月14日）

海洋水産部は、沿岸侵食管理区域指定制度の導入などの内容を盛り込んだ海岸法改正法の下位法令の改正作業を終えて、8月14日から施行することを明らかにした。沿岸侵食管理区域制度の施行は、気候変動等により深刻化している沿岸侵食問題に体系的に対応するためである。

沿岸侵食の管理区域に指定がされると、管理区域内で沿岸侵食を誘発させる珪砂や海砂の採取、建築物の新築または増築など、任意の開発行為が制限され、緊急時には、管理区域内立ち入りを制限することができるようになる。また、国や地方自治体は、管理区域内の侵食を防止するために必要な場合は、土地や鉱業権、漁業権などの権利をその所有者と協議・買収することができ、土地等の所有者は、国などを相手に土地や権利の買取請求が可能となる。

沿岸侵食は、最近の気候変動による海面上昇、異常うねり、波浪、強力台風の頻発や海岸の乱開発と人工構造物の設置の増加などにより加速されているため、対策の必要性が提起されてきた。2013年に韓国政府が実施した全国主要沿岸225ヶ所の侵食モニタリング結果を見ると、対象地域のうち63%に相当する142ヶ所は侵食懸念が真剣な地域と評価された。韓国政府は今回の沿岸侵食管理区域制度の施行により、必要な場合は建築物の規制を含む腐食誘発行為の制限を実施して、災害の危険性が高い土地を国有化することができる制度的装置を用意することになった。

海洋水産部は、沿岸侵食管理区域制度の軟着陸のために、年末までに沿岸侵食管理区域の候補地3ヶ所を選定し、必要な行政手続きを経て2015年には、候補地の区域の指定を完了する予定であり、現在、候補地選定のための研究事業を施行している。

侵食管理区域に指定された地域に対しては、侵食管理区域内の保全・利用と開発の実態、沿岸侵食の原因と被害の調査を含めて、侵食防止と回復などに必要な管理計画を策定し、体系的に管理することになる。

＜沿岸侵食管理区域制度の概要＞

1. 沿岸侵食の管理区域の指定対象と手続き

- (指定対象) 沿岸侵食により深刻な被害が発生、または発生する恐れがあり、特別に管理する必要がある区域 (核心区域と緩衝区で区分)
- (指定の手続き) 海洋水産部長官が地方自治体の長と地域住民の意見を聴取し、関係中央行政機関の長と協議した後、中央沿岸管理審議会の審議を経て指定

2. 管理区域内の行為の制限

管理区域内では、建築物の設置、土地の形質変更、海砂の採取などの任意の開発行為を制限し、緊急事態発生時の出入りを制限

区間区分	制限の原則	制限される行為
沿岸侵食 管理区域の中 核心管理区域	原則禁止	<ul style="list-style-type: none"> - 建築物の新築・増築 (区域指定当時の建築延べ面積の2倍以上の増築に限る) - 公有水面または土地の形質の変更行為 - 海砂、珪砂、土石の採取行為 - 立木・竹の伐採、または毀損 - 砂丘植生の毀損または変形
沿岸侵食 管理区域中の 緩衝管理区域	必要な場合は、行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> - 緩衝管理区域からの上記行為が核心管理区域の侵食に重大な影響を与えていると認める場合は、その行為を制限

3. 侵食管理区域内の沿岸整備事業の優先実施

侵食管理区域内の沿岸整備事業の優先実施や国による整備事業を施行することができるようにして、侵食地域の迅速な復旧と安全を確保

4. 規制の実効性の確保および土地等の買収

- (実効性の確保) 管理区域内の行為制限を違反した場合は、停止あるいは原状回復命令を出すか、代執行、罰金などの制裁措置を請求
- (土地等の買収) 国または地方自治体は、管理区域内の侵食を防止するために必要な場合は、土地などを協議して買収することができ、所有者は、管理区域の指定に効用が著しく減少された土地などの買収を請求することが可能

(2)「第2次沿岸整備基本計画(2010～2019)」の変更(2014年10月2日)

海洋水産部は、2009年に策定した「第2次沿岸整備基本計画」が5年経過したことに伴い、新たに発生した沿岸侵食地域と2011年の沿岸侵食の監視結果、侵食が深刻な地域などを反映するために「第2次沿岸整備基本計画」を変更・施行する。

海洋水産部が10月2日確定告示した沿岸整備基本計画の変更計画によると、韓国の沿岸地域で発生する侵食、浸水などの沿岸災害の被害を予防し、快適な海岸の親水施設造成のための沿岸整備事業370ヶ所の10年の計画期間(2010～2019)の間の1兆9,800億ウォンが投入される。

沿岸整備事業の種類別に区分すると、沿岸災害に対応するための沿岸保全に1兆5,800億ウォン(80%)、海辺の陸上地域に遊歩道、休憩施設などを設置する親水沿岸組成に4,040億ウォン(20%)が投入される。

今回の変更・策定した沿岸整備基本計画と2009年度に策定された沿岸整備基本計画を比較すると、事業地区の基準で46ヶ所が増加し、事業費基準で約は4,550億ウォンが増加した規模である。

第2次沿岸整備基本計画の変更により推進される沿岸整備事業の対象地域は、沿岸から常習的に侵食、浸水などの被害が発生する地域を優先事業対象地として選定した。これにより、沿岸侵食の加速に伴う海岸周辺住民の生命と財産被害の予防を考慮した沿岸整備事業を実施し、沿岸親水空間の確保と国民の生活の質の向上を図った。

特に、国民の27%(1,400万人)が沿岸地域(76市・郡・区)に居住する沿岸地域の安全、国土保全と、社会・経済活動が活発な沿岸地域の価値をより一層高める契機になるものと判断される。

2009年の「第2次沿岸整備基本計画」の策定・施行以降、海洋水産部は過去5年間324カ所の沿岸整備対象事業のうち、75ヶ所(1,430億ウォン)事業を完了し、69カ所(8,090億ウォン)は、事業を実施中である。

<第2次沿岸整備基本計画(変更)の概要>

1. 推進の背景

- 沿岸管理法第23条*に基づいて2009年に策定した「第2次沿岸整備基本計画(2010～2019)」について妥当性を検討して変更等の推進が必要
 - *沿岸整備基本計画について5年ごとに妥当性を検討し、変更等の必要な措置をとるよう規定
- 基本計画以降、沿岸整備事業の推進状況の変化等を考慮して、すでに反映された事業を変更、また新規事業を追加する。

2. 推進の経緯

- 沿岸整備事業の変更および新規需要調査：2013.9～2013.12

- 沿岸整備対象事業案の評価：2013.12 ～2014.6
- 沿岸整備対象事業案の自治体説明会および異議申立受付：2014.7
- 基本計画案に対する国土計画の評価との関係省庁間協議：2014.8 ～2014.9
- 中央沿岸管理審議会および議決：2014.9.23
- 第2次沿岸整備（変更）基本計画の確定通知：2014.10.2

3. 変更計画（案）の主な内容

- （選定の原則）沿岸整備対象事業選定のための緊急性、公益性、環境性、実行可能性などの原則を適用
 - 自治体の申請事業と未着手事業について3段階（現場、指標、専門家）の妥当性評価を実施して、対象事業を選定するかどうかを決定
 - （選定結果）既存の基本計画の中で完了（75カ所）、着手（69カ所）、未着手（107カ所）を含む計370カ所、1兆9,844億ウォンの事業推進
 - 既存の沿岸整備基本計画比46地区、4,556億ウォンの増加
 - *既存の基本計画上の沿岸レジャー・レクリエーション施設助成事業（74カ所10,386ウォン）は別途

(3) 「第3次公有水面埋立基本計画（2011～2021）」の変更（2015年1月14日）

海洋水産部は、海洋利用の需要、海洋環境条件などを反映するために、2011年策定された「第3次公有水面埋立基本計画（2011～2021）」の変更を推進する。

「公有水面埋立基本計画」は、公有水面の無分別な乱開発を抑制し、公有水面を合理的に利用・管理するために埋め立て予定地域をあらかじめ決めて告示する国家計画であり、10年ごとに策定し、その後、5年が経過すると妥当性を検討して変更する。

今回の計画変更は、2011年の第3次基本計画が策定されてか5年が経過して推進する定期変更であり、広域市・道、地方海洋水産庁、関連省庁等を対象に、2015年5月末までに変更要求の提出を受け、専門機関の検討を行うことになる。以来、関係機関、専門家の意見収斂、中央沿岸管理審議会などの手続きを経て、2016年上半期に通知する計画である。

一方、海洋水産部は、公有水面埋立基本計画の定期的な変更の後、埋立需要を新規に反映するための随時変更は、国が施行する事業などに厳しく制限して、基本計画の実効性と安定性を向上させる予定であり、これらの内容の共有水面法改正案を昨年末に国会に提出している。

<第3回公有水面埋立基本計画の概要>

- 関連根拠：「公有水面の管理と埋立に関する法律」第22条
- 空間範囲：全国沿岸（済州特別自治道を除く）
 - *済州特別自治道は（略称）済州特別法第245条の規定により特別自治道知事が

策定

- 時間範囲：2011～2021（10年）
- 主要内容
 - 埋立予定地：合計105個の地球6,005千㎡（随時反映および他法制を含む）
 - *（埋立用途）漁港施設52、公共施設19、港湾施設9、産業施設9、マリーナ施設5、発電施設3、軍施設などその他の施設の8つの地区
 - *（施行主体）国34、自治体55、公共機関3、民間13地区

◎変更計画の推進

- 関連根拠：「公有水面の管理と埋立に関する法律」第27条
- 主要内容：埋立基本計画の妥当性の検討（5年周期）
 - 第3次公有水面埋立基本計画に反映地区（随時反映地区を含む）の成果の分析と計画の推進過程で発生した問題の分析
 - 評価結果に基づく埋立計画の追加、変更又は解除などの第3次公有水面埋立基本計画の変更（案）策定
- 推進日程
 - 変更需要調査：2015年5月末
 - *需要者→埋立免許官庁（市道、地方海洋水産庁）→海洋水産部
（ただし、港湾基本計画などの国家計画を樹立した場合、該当部署が直接提出）
 - 専門機関役務と変更計画（案）設け：2015年12月末
 - 関係機関協議、意見照会：2016年3月
 - 第3次公有水面埋立基本計画の変更計画。通知：2016年上半期

（了）

第10章 ブラジルにおける海洋政策の動向

1. 背景

ブラジル連邦共和国は、大統領制の下、26の州と一つの連邦首都区に分かれ、5,563の市町村から構成されている。国土は851.2万平方キロメートルと日本の約23倍あり、南米最大の国土面積を有している。

1822年にポルトガルからの独立を宣言して以後、三度にわたる独裁政権を経験しており、特に、ブラジルの海洋政策を概観する上では、1964年から1985年にかけての軍政の存在を理解する必要がある。この時期の軍事政権の特徴の一つとして、テクノクラートを使った大胆な経済政策を実行したことが挙げられる。そして、1960年代後半から73年のオイルショックまでの期間には年率10%の成長を経験し、この時期は「ブラジルの奇跡」とも呼ばれている。また、日本からも、石油探鉱開発プロジェクト向けの資機材輸出等の支援などがこの頃から行われ始め、軍事政権時代から進められてきた大陸棚油田開発は、今日のブラジルの資源開発技術の基礎を築いている。

1970年代には、オイルショックにより軍事政権の基盤が揺らぎ、その後、1985年1月には、国会議員を中心とした間接選挙により21年振りに民間出身の大統領が選出された。その後、民主化に向けた混乱の時期を経て、1988年10月15日に新憲法が発布された。ブラジルが海洋法条約に署名（1982年12月）、批准（1988年12月）した当時の国内情勢は、このように政治的にも経済的にも、大きな変化の時期にあったといえる。

同国の行政機構であるが、中央政府は各省及び各特別行政庁並びに軍から構成されており、各々の活動領域における公共政策の策定・実施を担当している。また、地方政府である各州は、州政府を有し、それぞれの州の特徴を反映した行政構造を形成し、各州知事は各州の住民による直接投票で選ばれる。

2. ブラジルの海洋政策と推進体制

ブラジルでは、1970年の大統領令第1098号によって、領海を12海里から200海里に一方的に拡大した経緯がある。また、この決定についての国際社会の反対を押し切り、国連海洋法条約の準備作業においても、領海を200海里へと拡大することを主張し続けてきた。しかし、UNCLOSの批准後（1988年）は、国際法であるUNCLOSと国内法との整合性が図られることになり、1993年に施行された「領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚法」では、領海は基線から12海里（第1条）、排他的経済水域は同じく基線から200海里（第6条）と規定された。

ブラジルは、1970年、チリ、ペルー、エクアドルの三カ国とともに、沿岸国が領海の範囲を決定する権利を持つと宣言し、これらの主張を実効的なものとするため、ブラジルは、1974年の大統領令第74557号により、海洋資源省庁間委員会（CIRM）¹を設立した。

¹ Comissão Interministerial para os Recursos do Mar

CIRM は、国防省（海軍）の下に置かれ、国防省のほか、各省の代表者が参加する構成となっており、国防省はそのまとめ役を担っている。CIRM の主な役割として、大統領及び国防大臣の下で、国家海洋資源政策（PNRM）²の方針決定、実施計画の策定、関係計画などの優先順位の設定などのほか、南極に関する活動の指揮も担っている。また、沿岸の海洋資源の利用に関する連邦政府と地方政府との関係を規定したり、各省庁の間で生じる問題を解決したりするなどの役割を担っている。

CIRM が定める国家海洋資源政策（PNRM）は、次のような4つの主要プロジェクトから構成されている。

1) 海洋資源部門計画（PSRM）³の実施

PSRM は、国内及び海外における海洋に関するブラジルの政治的・戦略的な利益保護に加え、既存の手段と能力を適切に活用すべく、海洋の科学的調査や環境保全、そしてエネルギーに関する活動、研究、教育などを主な目的として定められ、これまで適宜改訂されてきた⁴。同計画の地理的対象範囲は、沿岸地帯、領海、排他的経済水域、大陸棚及びブラジルの国益に係わる国際水域である。

2) 国家沿岸管理計画（PNGC）⁵の実施

PNGC は、沿岸地域の住民の生活の質的向上と、自然遺産、歴史遺産、民族遺産及び文化遺産の保護に貢献するよう、資源の国家的利用の方向付けを行うことを目的としている。また、沿岸地帯の環境管理のための全般的規則を定め、州と市の政策、計画及び施策の基礎としての役割を担っている。

3) 大陸棚調査計画（LEPLAC）⁶の実施

LEPLAC は、UNCLOS が発効した 1994 年以降の 10 年間における活動、特に、大陸棚限界委員会に対する延長申請に向けた調査活動などを定めている。また、LEPLAC 第 63 回通常会合（2013 年 9 月）では、大陸棚限界委員会勧告（2007 年 4 月）で認められなかったブラジルの延長申請について、これまでの申請領域を 3 分割（南部、東部、赤道部）して改めて申請するという方針を確定し、申請準備を進めている。

4) 南極に関する活動の実施

ブラジルは南極条約の締約国⁷であり、1982 年に南極探検隊を派遣し、その翌年に

² Política Nacional para os Recursos do Mar

³ Plano Setorial para os Recursos do Mar

⁴ PSRM I (1982-85 年)、II (1986-89 年)、III(1990-93 年)、IV(1994-98 年)、V (1999-2003 年)、VI(2004-07 年)、VII (2008-11 年)、VIII (2012-15 年)

⁵ Plano Nacional de Gerenciamento Costeiro

⁶ Plano de Levantamento da Plataforma Continental Brasileira

は、南極にコマンダンテ・フェラス基地を開設している。また、その後 1991 年には、当時の大統領が同基地を訪問し、ブラジルが同地域に高い関心を有していることを表明した。さらに、2008 年 1 月にはブラジル議会のブラジル領南極委員会の議員が、同年 2 月には大統領夫妻が同基地を訪問するなどして、南極に関する政治的アピールを行っている。南極に関する活動には、複数の大学や連邦政府機関が参加しており、その中でも、軍の関与が比較的大きいとされる。

3. 環境制度（海洋の開発、利用、環境保全の体制）

ブラジルの環境制度は、国家環境制度法（法律 1981 年第 6938 号）により、国家環境審議会と環境省の設置を規定し、さらに、国家環境制度（SISNAMA）⁸を定めて沿岸域管理を含む環境管理活動の連邦、州、市の役割を定めている。

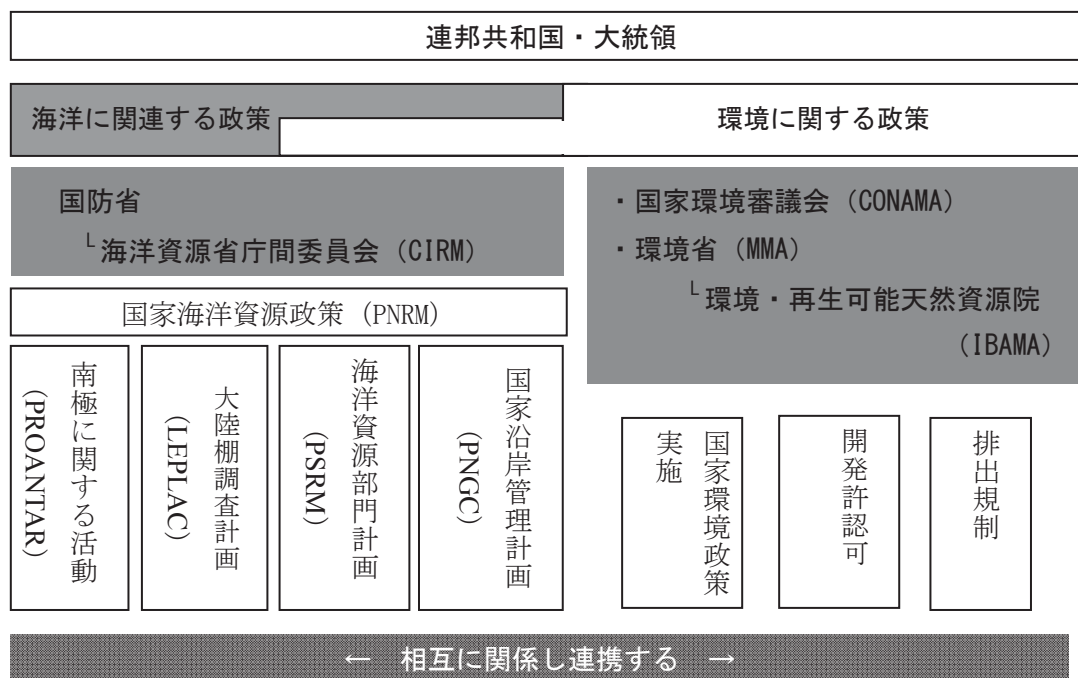


図1 海洋政策の推進体制と環境制度の関係（概念図）（著者作成）

⁷ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/s_pole.html

⁸ Sistema Nacional do Meio Ambiente

1) 国家環境審議会（CONAMA）⁹ の主な役割

- 環境と自然資源に関する政策方針の立案
- 国家環境政策実施に関する規則の設定
- 沿岸域における環境影響評価対象プロジェクトの評価
- 沿岸域管理に関する規則の設定

2) 環境省（MMA）¹⁰ の主な役割

- 水、動植物、土壌など天然資源管理
- 民間資源開発に対する許認可
- 海域・陸域の開発許可
- 汚染物質の排出規制

(了)

⁹ Conselho Nacional de Meio Ambiente

¹⁰ Ministério de Meio Ambiente

第 2 部
国際社会における海洋問題への対応

第1章 PEMSEA: 東アジア海域環境管理パートナーシップ (Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia)

1. PEMSEA の概要

PEMSEA は、1994年に地球環境ファシリティ (Global Environment Facility (GEF)) の地域プロジェクトとして発足した地域メカニズムで、総合的な沿岸域管理の枠組みを用い、東・東南アジアにおける沿岸域・海洋の開発と環境保全との調和を目指した「持続可能な開発」に取り組んでいる。2013年2月現在、東・東南アジアの11カ国(日本、カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、ラオス、フィリピン、韓国、シンガポール、東ティモール、ベトナム)のパートナー国と、20の非政府パートナー団体が参加している。PEMSEAの活動は、条約等に基づく法的拘束力を伴わないが、目標、戦略等を共有し、各主体が可能なことを着実に実行していく「パートナーシップ」を基本理念としている。

2009年11月、PEMSEA参加国のうち8カ国(カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、ラオス、フィリピン、韓国、東ティモール)の合意・署名により、PEMSEAが国際法人格を有する機関として認められ、これによりPEMSEAは、GEFの一地域プロジェクトから国際機関へと進化した。(署名文書¹、合意文書全文²)

PEMSEAでは地方公共団体を主体とした沿岸域総合管理を実施しており、2014年2月現在、その取り組みは11カ国33カ所で行われている。日本の地方公共団体としては2013年9月、志摩市が初めてPNLG(第1章5参照)に加盟した。

2. 第6回 PEMSEA 東アジア海域パートナーシップ会議

(1) 会議趣旨

PEMSEAは、現在GEFの地域プロジェクトから地域協力機関への移行を進めている。PEMSEAの全パートナーが参加する本第6回パートナーシップ会議では、地域行動戦略であるSDS-SEAの改訂、PEMSEAの新たな事業展開(ブランド化、情報管理)を含むPEMSEAの今後の運営および事業を方向づける重要課題が議論された。

(2) 会議開催地

フィリピン・マニラ

(3) 会議日程

平成26年6月23日(月)～25日(水)

(全体会合: 6月23日(月)、技術会合: 6月23日(月)～24日(火)、政府間会合: 6月25日(水))

¹ Agreement Recognizing the International Legal Personality of the Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia

² http://pemsea.org/pdf-documents/pemsea_legal_personality.pdf

※海洋政策研究財団は、PEMSEA の非政府パートナーであるので、政府間会合には出席資格がない。

(4)会議出席者

- ・ パートナーシップ会議 (PC) 議長：メアリー・シー・チェン大使
- ・ パートナーシップ会議 (PC) 副議長：アントニオ・GM・ラビーニャ弁護士
- ・ 技術会合議長：チュル・フアン・コー博士
- ・ 技術会合副議長：春成誠理事長
- ・ 政府間会合議長：アナリサ・ルベルタ・テ弁護士
- ・ PEMSEA 事務局長：エイドリアン・ロス氏
- ・ パートナー国：カンボジア、中国、インドネシア、日本、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、東チモール、ベトナム
- ・ 非政府パートナー：ASEAN 生物多様性センター (ADB)、沿岸管理センター (CMC)、韓国海洋科学技術研究所 (KIOST)、韓国海事研究所 (KMI)、韓国海洋環境管理公団 (KOEM)、北太平洋行動計画 (NOWPAP)、海洋政策研究財団 (OPRF) [古川恵太 海洋グループ 主任研究員]、油流出対応公社 (OSRL)、プリマス海洋研究所 (PML)、PEMSEA 地方公共団体ネットワーク (PNLG)、UNESCO-IOC
- ・ スポンサー機関：UNDP バンコク、UNDP マニラ、World Bank
- ・ その他：委託先コンサルタント、PEMSEA Resource Facility (PRF 事務局)

(5)会合の結果

決定事項及び主な議論は、以下のとおり。

1) 全体会合

議題 1：開会挨拶

PC 議長であるメアリー・シー・チェン大使等から、開会と歓迎の挨拶がおこなわれた。大使は、昨年、チュア名誉議長を引き継ぎ、国際機関への移行は困難な道である。国際的に認識される機関となるようアイデンティティを確立していく努力する必要がある、今回の会合の主題でもあることを強調した。その他に、必要な論点として、ポスト MDGs (2015 年の国連持続可能な開発目標の策定：以下 SDGs と略記) についての議論、パートナーシップの推進および、達成のための行動、東アジア海洋会議 (EAS) 2015 の進捗、SDS-SEA の見直し、沿岸域総合管理 (ICM) の推進などが強調された。

その他、フィリピン環境天然資源省、PC 副議長アントニオ・GM・ラビーニャ氏等からの挨拶があり、PEMSEA が果たす地域における人材育成への期待、各サイトにおける SDS-SEA の推進と地域における実施、PEMSEA の地域協力機関としての自立性の確保などの重要性などが言及された。



会議風景

議題 2：議題の採択

議題が事務局原案どおり採択された。

ただし、韓国代表より、議題および、関係資料について会議開催の 30 日前の回覧を定めた運営規則を順守すべきとの指摘があった。

議題 3：第 5 回 PC 会合及び第 13 回、14 回執行委員会(EC)での決定事項概要及び執行状況

PEMSEA 事務局より、標記会合における決定事項の概要及びそれらに関する事務局の執行状況（SDS-SEA の改訂計画、新規事業への取組み、PEMSEA の持続性の獲得、地域オーナーシップの強化、ファンドの設立、EAS2015 についての取組みなど）が報告された。

韓国代表より、各会合のプロシーディングスの配布、COP12 での協力について韓国政府が実施について最終合意していないので、記録からの削除の要請があった。

他に、PRF 事務局長の選出過程や、名誉会長（Dr. Chua Tia-Eng）の TOR について、質疑が交わされ、内容・手続きの確認後、いずれも原案通り承認された。

議題 4：P C 議長の報告

PC 議長であるメアリー・シー・チェン大使から、執行委員会（EC）の活動状況報告が行なわれ、PC で議論しつくせなかった、持続可能な国際機関への移行、SDS-SEA のアップデート、EAS2015 の準備、PEMSEA のブランド化について議論した旨、報告があった。

議題 5：事務局長の報告

PRF 事務局長エイドリアン・ロス氏から、SDS-SEA の獲得目標に沿って、政府パートナー、非政府パートナー等の取組が報告された。

Target 1: 地域機関への移行

Target 2: 各国での計画推進：5 か国の批准、シンガポールでの ICM サイトの立ち上がり

Target 3: スケールアップ：各国の活動（特記：フィリピンの栄養管理事業）

Target 4: 評価：地域でのモニタリングの実施が課題

Target 5: 人材育成：多くの研修を実施、優良事例を取りまとめ中、

Target 6: 財政：CMC のプロジェクトの 56% が GEF からのサポート

PC 議長より、PRF の資源が限られているので、各事業は優先順位をつけて実施されるべきであり、PEMSEA の自律的・持続性の獲得が最重要課題であるとの追加コメントがあった。

2) 技術会合

以下、技術会合議長チュル・ファン・コー博士に議事を引き継ぎ、技術会合が実施された。

議題 6：PEMSEA ブランドの獲得（ブランド化）

技術議長からの背景説明の後、委託先コンサルより、ブランド化についてのプレゼンが実施され、PEMSEA のブランド化の準備は十分であること（ブランド化の価値があること）、ブランドに必要なビジョン（PEMSEA の役割、アピールポイント）などが提示された。

説明後、また、具体的な内容についての質疑や、UNDP、PML 等から、既に PEMSEA は、地域ブランドではなく、世界的ブランドであること、PEMSEA/GEF/UNDP プロジェクトが合意されたところであり、キャパシティビルディングや教育に注力すべきであることなどの指摘があった。

その後、ワークショップとして、6つのグループ（政府グループ1、2、3、スポンサーグループ、科学技術グループ、国際機関グループ）に分かれ、Q1: 海洋において直面している最大の問題、Q2: PEMSEA が他の機関よりその問題解決に勝っているところ、Q3: PEMSEA の特筆すべき経験、Q4: それらを表す3つの動詞と3つの形容詞、その可視化の4つの議論を行った。

結果は、プレナリに持ち帰り、各グループから発表され、以下の項目が技術会合からの提案としてまとめられた。

- ・ PRF 事務局と、コンサルが解析し、PEMSEA のブランド化に向けた報告、ガイドラインとして取りまとめること
- ・ EC 会合にて、継続審議すること
- ・ PEMSEA のブランド化の進捗については、次回 PC 会合（2015年6月）にて報告されること
- ・ PEMSEA のブランド化は、EAS Congress 2015 にて発表されること



ワークショップでの議論（写真上・下）



ワークショップでの議論の成果を可視化する

議題 7：情報管理 (Knowledge Management) プロジェクトについて

事務局より、新たに2014年1月から開始された GEF/WB/PEMSEA プロジェクトとして、ツール (KM: Knowledge Management プラットフォーム) とサービス、参加を3つのコンポーネントとするプロジェクトの立ち上げについて説明され、その内容について、再度、プレナリを6つのグループに分け、ワークショップ形式で審議した。このプロジェクトが PEMSEA の新たな収入源になるとの説明に鑑み、海洋政策研究財団から、参加団体の活動目的 (公益) との整合を考える必要性を発言した。

結果は、プレナリに持ち帰り、各グループから発表され、以下の項目が技術会合からの提案としてまとめられた。

- PRF 事務局は、ワークショップの結果 (利用ユーザー層、情報とサービスのリンク等) を KM システムの構築に参考とすること
- PRF 事務局は、政府パートナー、非政府パートナーと協力し、新たな KM 成果とサービスを構築していくこと
- PRF 事務局は、第7回 PC 会議において KM プラットフォーム (e-library; knowledge portal を含む) を提示すること

議題 8： SDS-SEA の改訂とポスト 2015 目標の設定

事務局より、5カ年の地域 SDS-SEA 実施計画の改訂についての方針および、手順の説明が行われた。

他の国際的イニシアチブとの整合性を取る作業が必要あること、国連 SDGs への働きかけも視野に入れて実施すべきであること、科学的情報の適切な参照が必要であること等が指摘され、以下の項目が技術会合からの提案としてまとめられた。

- 方針および手順については、技術会合の審議を反映して国際、地域の計画との整合に配慮すべきであること
- PRF 事務局とコンサルチームにおいて、SDS-SEA の改訂版を作成し、技術作業部会 (TWG) において審議されるべきであること
- TWG の TOR は、若干の修正の上承認されたこと
- PRF 事務局は、政府パートナー、非政府パートナーに向けて、2014年7月31日を期限に、TWG メンバーの推薦を要請すること
- PRF 事務局は、行程の見直しを進め、SDS-SEA の改訂版を2015年の政府間フォーラムに提示すること
- EC 会合は、SDS-SEA の改訂作業をフォローし、次回 PC 会合に報告すること
- 本改訂作業について政府パートナー、非政府パートナーの積極的な参加を促す

議題 9 : 東アジア海洋会議 EAS Congress 2015 について

ベトナムより、EAS Congress 2015 の準備状況の説明があり、IOCUNDP などから ICM について、地域を超えたセッションの構築や、GEF の主催する世界水会議(IWC)との連携の模索、当財団からは OPINEAR との連携の可能性など、具体的な体制も含め意見が交換された。以下の項目が技術会合からの提案としてまとめられた。

- ・ ベトナム環境省は、速やかに開催場所を決定し、PRF 事務局に報告すること
- ・ PRF 事務局は、政府パートナー、非政府パートナーとともに、プログラム、ワークショップなどの構築に努めること
- ・ 政府パートナー、非政府パートナーは、積極的に検討、提案すること
- ・ それを受け、PRF 事務局は、より詳細なプログラムを作成すること
- ・ PRF 事務局と EC 会合において、EAS Congress 2018 の開催国を選定すること
- ・ PRF 事務局と EC 会合は、EAS Congress 2015 における宣言文の採択の代案について検討すること

議題 10 : 共同行動計画 : PMSEEA パートナーの活動計画 2014-2015

SDS-SEA に沿ったパートナー間の協働・協力を含む具体的な実施内容・方法を検討するため、政府パートナー、非政府パートナー及び協力者に対し、協力に関する提案等を発表することが求められた。これに対し、政府パートナー（参加 10 か国）、非政府パートナー（当財団を含む 10 機関）、及び協力者（UNDP）から発表が行われた。当財団からは、別紙の資料に沿って、当財団による ICM 促進のための取組について、ICM モデルサイト、ICM 教育、OPINEAR、SDGs、SIDS に関する取組みについて発表を行った。なお、日本政府（国土交通省）からは、2013 年 4 月に策定された新たな海洋基本計画および、バラスト水管理条約等についての発表が行われた。UNDP からは、改めて今後 3 年間の資金拠出(10 万ドル)について言及があり、SDS-SEA 推進に向けて関係機関の広範な取り組みが情報交換された。特に、以下の項目が技術会合からの提案としてまとめられた。

- ・ PRF 事務局は、政府パートナー、非政府パートナーの多様な発表と情報を共有したことをとりまとめる
- ・ PRF 事務局は、SDS-SEA の推進に向けさらなる協働的な実施を推進する

(6)まとめ

今回のパートナーシップ会議は、メアリー・シー・チェンパートナーシップ会議議長をはじめチュル・ファン・コー技術会合議長など、執行委員会メンバーが交代して最初の会議であり、PEMSEA の新たな執行体制による新しい実施フェーズへの移行を印象付けたものであった。また、新たな技術会合副議長として、我が国から春成誠氏が参加しており、PEMSEA における我が国のプレゼンスの維持にも貢献いただいている。

また、今回の会議では、地域協力機関として再出発した PEMSEA の今後の行動戦略、実施計画に係る多くの議題がワークショップなどの新たな手法も用いて審議されたことが特徴的であった。各政府パートナー、非政府パートナー及び協力者のさらなる積極的な関与が促された結果、各参加者が一体感を持って相互理解を深め、問題への取り組みへの決意を新たにし、PEMSEA の転換点にあることが意識される会であったと思われる。

当財団は、今後も引き続き PEMSEA の非政府パートナーとして、パートナーシップ会議や東アジア海洋会議への参加をはじめとする PEMSEA の活動へ積極的に参画するとともに、今後の PEMSEA を支える PRF 事務局、技術会合副議長春成氏とも密に連携し、活動を盛り立てるとともに、わが国の海洋政策の発展に資する情報を集め、国内会議や各種提言などの形でフィードバックしていく必要があると思慮する。

3. 第 1 回東アジアにおける持続可能な開発戦略 (SDS-SEA) 改訂のための作業部会 (TWG)

(1) 会議趣旨

PEMSEA の全パートナーが参加した第 6 回パートナーシップ会議において、地域行動戦略である東アジアにおける持続可能な開発戦略 (SDS-SEA) の改訂、2015 年後の目標設定を進めることが決定され、そのための作業部会 (TWG) が設置された。

今回第 1 回の TWG が招集され、SDS-SEA 改訂および、2015 年以降の目標設定に関する議論が行われた。

(2) 会議開催地

フィリピン・マニラ

(3) 会議日程

平成 26 年 9 月 18 日 (木) ~ 19 日 (金)

(4) 会議出席者

- ・ TWG 議長：アナリサ・ルベルタ・テ弁護士
- ・ PEMSEA 事務局長：エイドリアン・ロス氏
- ・ TWG メンバー：各国政府および非政府パートナーから登録されている 6 名が参加。フィリピン、東チモール、ベトナム、アセアン生物多様性センター (ADB)、海洋・沿岸管理研究所 (COMI)、海洋政策研究財団 (OPRF) [古川恵太 海洋グループ 主任研究員]
- ・ その他：委託先コンサルタント、PEMSEA Resource Facility (PRF 事務局)

(5)会合の結果

決定事項及び主な議論は、以下のとおり。

議題 1：開会挨拶

議長および、PEMSEA 事務局長から歓迎の挨拶があり、参加者が自己紹介して会議が開始された。挨拶の中で、2003年に作った SDS-SEA の改定に向けての作業部会として、非公式に自由に考えを交換していくこと、改定案を 2015 年 6 月までにまとめる方針が示された。

議題 2：TOR の検討

事務局より、TWG の設置要綱（TOR）の説明があり、3 つの作業目標（SDS-SEA 改訂、2015 年後の目標策定、2015 年の政府間会合への準備）が示された。改訂作業は、レビューと審議、最終化の段階を経ることとし、作業部会は、主に審議の部分を担当し、最終決定ではなく、最終化のための作業文書の作成を目指すこと（最終合意でなくても構わないこと）などが確認された。



会議風景

議題 3：SDS-SEA のスコーピング報告

SDS-SEA のスコーピングの議論に先立ち、SDS-SEA の紹介がなされた。特に、地域における領域を越境する問題の調整や必要な戦略を期することが期待されており、具体の戦略として、持続、保全、保護、開発、推進、意思疎通（Sustain, Preserve, Protect, Develop, Implement, Communicate）の 6 つが列挙されていること、その導入計画として東アジア海洋会議（EAS2012）において 5 ヶ年の計画が策定されていること等が紹介された。

それを受けて、TWG メンバーからは、SDS-SEA が国レベルでの議論と連動しているか、基本方針の改定も必要なのではないか、各国における戦略と行動計画の連動には様々な組み合わせがあり得ることなどが指摘された。実際には、SDS-SEA に包括的に書いておいて、各国の取り組みでは取捨選択ができるようにすべき、地方自治体の関与を推進するために、国が支援することも大切である等の指摘があった。

スコーピングの報告においては、国際的な枠組みにおける取り決めや行動計画との関係性が整理して報告され、特に、国連持続可能な開発目標（SDGs）との連携や生物多様性条約に係る愛知目標との連携、災害被害の軽減などの視点が大切であるとの指摘があった。

議題 4：SDS-SEA の改定案の検討

作業文書を元に事務局から改定案の説明があった後、6つの戦略毎に議論をおこなった。全体を通して、沿岸域総合管理（ICM）の実施は、戦略に入らないのかという議論があったが、ICMは手段であり、Implementに報告の必要性と共に記載されることで合意された。以下に主な議論を列挙する。

持続（生物・鉱物資源の持続的利用に関する戦略）：

- ・ 海洋生物多様性は生態系サービスの基本であり、生態系配慮型管理（EBM）の実施が必要であること
- ・ 炭素控除は社会的、経済的議論であること
- ・ 水産については、外洋の活動と共に、小規模な沿岸漁業も範疇にあること
- ・ 食糧の安全保障や再生可能エネルギー等は「開発」戦略で議論すべき

保全（生態系の保全に関する戦略）：

- ・ 海洋保護区（MPA）については、分野や空間を超えて重要な課題であること
- ・ 生態的・生物的重要海域（EBSA）の選定などと整合した議論をすべきであること

保護（水質や環境の保護に関する戦略）：

- ・ 重金属・有害物質の問題は未解決であり指摘する必要があること
- ・ 状況報告の仕組みが必要であること
- ・ 法律に基づく規制・管理が必要であること

開発（持続可能な開発に関する戦略）：

- ・ 廃棄物の再利用・管理、循環型社会の構築などの視点が必要出ること

推進（海洋・沿岸域の環境管理のために推進すべき国際的取組みに関する戦略）：

- ・ 関連する国際的取り決め、条約との整合を図る必要があること

意思疎通（関係者との意思疎通に関する戦略）：

- ・ 科学的研究や情報共有を推進すべきであること
- ・ 特に領域を超えた総合的な研究がひつようであること

上記6つの戦略に加えて、適応（Adapt）に関わる戦略の追加案が事務局より示された。主に気候変動・変化に対する適応策についての戦略であったが、人為的災害や自然災害等についても言及すべきであること、フィードバックや方向の仕組みが必要であること、情報共有の基盤が必要であることなどが指摘、議論された。新たな戦略を個別戦略とするかについて議論し、暫定的に個別戦略として検討していくことが合意された。ただし、個別戦略とする場合には、その決定に立った背景を説明する必要があることが指摘された。

この他、総括的な議論として、用語の説明が必要であること、戦略を効果的に発信するために全体の構成や、行動の責任主体の明確化などが必要であることが指摘された。

追加の意見については1週間を目途に事務局に提出することが要請された。

議題5：SDS-SEA 推進計画（2003-2014）の進捗

4つの推進目標の達成度について事務局より報告があり、ICM計画の策定が海岸線延長の比で約25%であること、海岸状況報告（SOC: State of Coast）の作成はまだ4地域に留まっていること等が説明された。

ICM計画の策定の評価について、海岸線延長だけでなく、陸域や海域を含むべきであり、面積率で評価することの提案がなされた。

議題6：2015年後の開発目標について

事務局より開発目標の設定にあたり、具体的、評価可能、分担可能、実現可能、計画的といった視点での目標設定（SMART：Specific, Measurable, Assignable, Realistic and Time-based）をすべきであることを考慮しているという基本方針が説明された。また、PEMSEAとSDS-SEAの文脈に則ったSMART目標であること、SDS-SEAに不可欠であること、国連持続可能な開発計画等にも不可欠であること、各国や地方における優先事項に不可欠であることなどの視点が紹介された上で、以下の4つの現存の目標についての意見交換を行った。

- ・ 目標1：SDS-SEAを実施するための自律的な地域パートナーシップ仕組みの構築
- ・ 目標2：少なくとも7割の国における海洋政策、必要な機構の設置
- ・ 目標3：2割の海岸線におけるICM事業の実施
- ・ 目標4：3年ごとのICM事業の進捗の報告

Smart目標を考慮した目標設定案も示され、議論がされたが、結論は出されなかった。

議題7：今後の予定について

事務局より、以下の日程案が示され承認された。

- ・ 2014年10月7日まで：今回の報告の作成
- ・ 2014年10月末まで：メンバーからの意見出し
- ・ 2014年11月：第15回運営委員会
- ・ 2015年1月：修正版の戦略案の提示と2週間以内の意見出し
- ・ 2015年2月：第2回目のTWG会合、SDS-SEA第2次素案作成
- ・ 2015年3月：第16回運営委員会、SDS-SEA第3次素案作成
- ・ 2015年5月：パートナーシップ会合、SDS-SEA第4次素案作成

(6)まとめ

今回の TWG 会合は、2014 年 6 月のパートナーシップ会議の結果を受けて結成された TWG の初会合であった。PEMSEA の新たな執行体制による作業として、TWG メンバーは多くの期待を持って臨んだが、PEMSEA から提示された改定案には大きな方針転換は想定されていなかった。

SMART 目標の採用や、国際的取り決め、条約との整合など、新たな視点での議論はある程度されたものの、参加者からは、多少取り組みへの不満も発せられた。いままでの政府間会合での合意の積み重ねの結果として作成された戦略であるので仕方ない部分もあるが、TWG を組織してまで改定に臨むのであれば、より根本的な議論を展開しても良かったのではないかと思う。

当財団は、PEMSEA の非政府パートナーとして、より自由な立場で意見を発し、PEMSEA を支えながらも、必要な改定が順調になされるように今後も引き続き TWG 活動を通して寄与していく必要があると思慮する。

4. 第 2 回東アジアにおける持続可能な開発戦略 (SDS-SEA) 改訂のための作業部会 (TWG)

(1)会議の趣旨

PEMSEA は 2009 年 11 月にフィリピン・マニラで開催された東アジア海洋会議 2009 において国際法人格が認められたことを受け、国連のプロジェクトから地域協力機関へ移行を進めている。PEMSEA の全パートナーが参加した第 6 回パートナーシップ会議において、地域行動戦略である東アジアにおける持続可能な開発戦略 (SDS-SEA) の改訂、2015 年後の目標設定を進めることが決定され、そのための作業部会 (TWG) が設置された。

今回第 2 回の TWG が招集され、SDS-SEA 改訂および、2015 年以降の目標設定に関する議論が行われた。

(2)会議開催地

フィリピン・マニラ

(3)会議日程

平成 27 年 3 月 5 日 (木) ～6 日 (金)

(4)会議出席者

- ・ TWG 議長：アナリサ・ルベルタ・テ弁護士
- ・ PEMSEA 事務局長：エイドリアン・ロス氏
- ・ TWG メンバー：各国政府および非政府パートナーから登録されている 11 名が参加。カンボジア、中国、インドネシア (2 名)、ラオス、フィリピン、東チモール (2 名)、

ベトナム、アセアン生物多様性センター (ACB)、海洋政策研究財団 (OPRF) [古川 恵太 海洋グループ 主任研究員]

- ・ その他：委託先コンサルタント、PEMSEA Resource Facility (PRF 事務局)

(5)会合の結果

決定事項及び主な議論は、以下のとおり。

議題 1：開会挨拶

カンボジアから参加の Long Rithirak 氏が議長代行を務め、TWG の作業目標に従って実施していく旨の挨拶の後、参加者が自己紹介して会議が開始された。PEMSEA 事務局の Guo Yinfeng 氏より、PEMSEA が 2012 年から地域調整機関として活動を開始していること、2015 年には国連持続可能な開発目標も策定予定であり、世界の動きに連動した取組みが必要であることが強調された。

配布書類および議題の確認が行われ、TWG の作業範囲の確認があり、SDS-SEA 全体の構成については TWG の責任外であり、TWG は戦略の内容のみに議論を集中して良いこと、内容についても、TWG が最終決定するのではなく、事務局が事後のチェックを行うこと等が確認された。

議題 2：SDS-SEA 推進状況についての各国からのレビューについて

事務局より内容の説明があり、パートナーシップ会合までにレビューを終わらせたいこと。まだ、レビューを提出していない国があり（日本も含む）、TWG メンバーに各国への働きかけの要請があった。

ICM の実施状況のレビューについて、全ての条件を満たす実施を実現することの難しさが指摘された。事務局より、全ての条件を見なさないまでも、同様の取組みがあるのであれば、各国の評価の時に注釈を入れて回答してほしいとの意見が示された。また、海岸線がない（ラオス）国もあり実施状況の評価を海岸線延長だけでなく、沿岸域の面積などを含めて議論すべきとの指摘があった。

海洋政策の実施についてのレビューについても同様の指摘があり、条件を全て満たすことを目指すべきであるが、東チモールのようにコミュニティベースの（タラバンドゥと呼ばれる）海洋管理文化がある場合には、積極的に取り上げるべきであるとの認識が確認された。

国ごとのレビューについては、TWG での議論に基づいて、4 月末までに各国にフィードバックする。その後、5 月 22 日にパートナーシップ会合用の文書を照会し、6 月第 2 週の PC 会合に原案を提出予定であり、11 月の政府間会合にも提出される予定であることが説明された。

議題 3 : SDS-SEA 改訂原稿について

事務局より、第 1 回 TWG 以降に修正された SDS-SEA 改訂原稿について、各戦略毎に説明がなされ、意見交換した。主な論点は以下の通り。

持続（生物・鉱物資源の持続的利用に関する戦略）：

- ・ 戦略に言及する場合、国別の戦略か地域の戦略か等を明記し、戦略の実施主体を明らかにすること
- ・ RAMSAR 条約関係の文書への参照もすること
- ・ 関係する領域（経済的、生態的・・・など）を列挙する必要性が指摘されたが、各戦略で重点化している内容に特化して記載すべきとの意見も出され、個別に判断していくこととなった
- ・ 用語の統一について指摘があり、対象とする水域や、関係者、地方 - 国 - 地域など頻繁に使われる用語の統一（Watershed and coastal zone, Stake holders, local-national-regional）の必要性が指摘された

保全（生態系の保全に関する戦略）：

- ・ 生態的・生物的重要海域（EBSA）の定義など、国際条約で定義されている言葉は正しく用いること（この場合には生物多様性条約に定義がある）
- ・ MPA の定義は IUCN にあり、EBSA は MPA ではないこと

保護（水質や環境の保護に関する戦略）：

- ・ 重金属に加え、生物由来の有害物質などにも言及すべきこと
- ・ 物質によって多いと影響が出るもの、少ないと影響が出るものなど様々なので、負の影響がないようにという言い方で包括的に記載すること
- ・ 沈船からの汚染を防止するために沈船を回収するという項目に、必要な場合にはという文言を追記すること

開発（持続可能な開発に関する戦略）：

- ・ 戦略の中に国が整備すべき多くの戦略や計画への言及がある。同じものである場合、統一した用語で表すべきである
- ・ ICM の推進において、PEMSEA の認証を受けた ICM に限らないという注記をすべきこと
- ・ ICM のために何かをするのではなく、ICM を導入することで得られる利益のために実施するという言い方が望ましい
- ・ environmental investment project など、定義の無い用語を極力用いないようにする

推進（海洋・沿岸域の環境管理のために推進すべき国際的取組みに関する戦略）：

- ・ ICM の推進の参照として、生態系に基づく管理（EBM）やコミュニティベースの管理（CBM）などを示す
- ・ 必要な国際的取組みの列挙について確認し、Future we want や IPBES の文

書を追加すること、できれば国際的な取組みを Annex にまとめて示すこと

- ・ ICM 政策について、国および地方の ICM 政策と明記すること

意思疎通（関係者との意思疎通に関する戦略）：

- ・ 総合的情報管理システム (IIMS) は、PEMSEA が開発したものだけでなく、それに準ずるものであれば良いこと
- ・ 確立された科学的な情報や手法を共有すべきであること

上記の既存の戦略の検討に引き続いて、新たな適応 (ADAPT) 戦略の説明がなされた。目的は手段ではなく、何を成果として想定して提案しているのかを明らかにすべきであること、当該戦略の説明は「気候変化・変動」と人為的・自然的災害の「リスク管理」を明記すべきであること等の指摘があった。また当該戦略を、既存の戦略の最後に追加するか、途中に追加するか、もしくは、既存の戦略に分散して記載するのかの議論を行った。単独の戦略として独立させるべきとの意見が出され、適応戦略としての特異性のある内容に集中して記載する方向性が合意された。

議題 4：2015 年後の開発目標の改定案について

事務局より開発目標の改定案について、TWG1 での議論を紹介の上、4つの目標 (Target) の修正案が説明された。特に、前回の数値目標を高い値に再設定したことについて、Scaling up は、空間的な広がりだけでなく、その機能についても高度化していくことが要求されていることが追加説明された。その後意見交換がなされ、主な論点は以下の通り。

- ・ 目標達成状況の報告 (レビュー) においては、全ての条件を満たしたもののみを報告するのではなく、途中経過であったり、全ての条件を満たしていなかったりしても、コメント (Rational) 付きで報告するという方針がのぞましいこと
- ・ 目標達成年次については、生物多様性条約の愛知目標の達成年 (2020)、Rio+20 の計画年 (2023)、PEMSEA の 3 年ごとの報告 (2018, 2021) などの可能性があること
- ・ ICM 推進の目標値は、海岸線延長を基準に 25%とされているが、完全な ICM に達していないものをどのように扱うかの議論が必要であること
- ・ 地域における SOC の確立にあたっては、その手法開発と同意の段階を踏むことが必要であること
- ・ 目標の実現にあたっては、各国と PEMSEA の間の取り決めに従い、全体の調整を PEMSEA が主導すること
- ・ 目標は、戦略とともに示すべきであること

財政的メカニズムの導入についても目標 1 に内包する形で提案され、TWG からの合意を得た。

議題 5 : 政府間会合の合意文書案について

2015 年の EAS Congress における政府間会合の合意文書案の骨子が示され、内容について議論した。特に、現状認識において沿岸域の劣化を追加すること、目標年は、PEMSEA の 3 年ごとの報告のタイミングに合わせ 2021 年とすること。ただし、ターゲット 1 については、GEF との契約との関係により 2017 年に設定することなどが確認された。

合意文書のタイトルとして、sustainable を入れ、declaration を使わないことなどから、[Danan compact / Danan blueprint] on people and sustainable oceans が案として採択された。

議題 6 : 第 2 回 TWG の議論の確認

SDS-SEA の改定案、2015 年後の目標案、政府間会合の合意文書案について、今回の議論の再確認をした。

用語の統一、あいまいな表見の削除・訂正、関連する項目の統合、主体の明示などを中心に逐次確認を行い、第 2 回 TWG の検討結果を確定させた。結果については、拡大運営会議 (3 月 23-24 日) の前に TWG メンバーに共有されることとなった。事務局からは、TWG メンバーによる各国政府、関係者への周知への協力が要請された。

議題 7 : 今後の予定について

事務局より、以下の日程案が示され承認された。

- ・ 2015 年 3 月 16 日の週まで : 今回の成果を配布
- ・ 2015 年 3 月 23-24 日 : 拡大運営会議
- ・ 2015 年 5 月 18 日 : SDS-SEA 改訂案の確定
- ・ 2015 年 6 月 23 日 : パートナシップ会合
- ・ 2015 年 7 月 1 日 - 8 月 14 日 : 各国政府・非政府パートナーへの照会
- ・ 2015 年 8 月 17 日 : 修正案の統合
- ・ 2015 年 10 月 17 日 : 修正案の承認
- ・ 2015 年 10 月 17 日 - 31 日 : 改定版 SDS-SEA の編集と印刷
- ・ 2015 年 11 月 20 日 : 政府間会合
- ・ その後、第 3 回の TWG を開催し、実施計画の策定などを継続議論をする

(6) まとめ

今回の TWG 会合は、第 2 回の TWG の会合であったが、初参加のメンバーも多く、議論の振り返りをしながらの進行であった。今回は事務局側が第 1 回の TWG 会合、各国政府・非政府パートナーからの意見を柔軟に取り入れた改定案が示され、活発な議論が行われた。

全体の構成に大きな変更は無いものの、新たな SDS-SEA の改定案は、内容の明確さ、的確な表現、必要な配慮の明示などに配慮されたと評価できる。

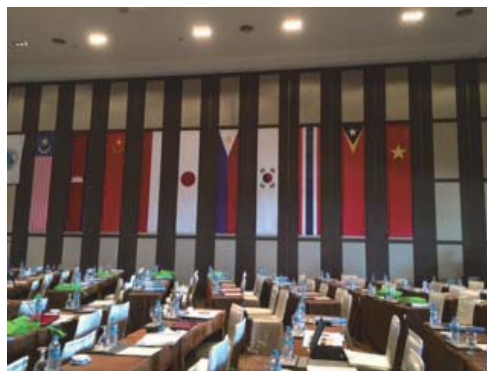
当財団は、PEMSEA の非政府パートナーとして、今回の改定作業を注視し、政府への必

要な説明や示唆を行い、今後も引き続き TWG 活動を通して寄与していく必要があると思慮する。

5. PNLG Forum 2014

(1)PNLG と PNLG フォーラムの概要

PNLG (PEMSEA 地方自治体ネットワーク : PEMSEA Network of Local Government) は、PEMSEA に参画し、沿岸域総合管理に取り組む東アジア地域の地方自治体のネットワーク団体である。PNLG フォーラムは、地域の取組みを共有することを目的として毎年開催されている。PNLG フォーラムは、通常 PNLG メンバーの総会が中心であり、PEMSEA 事務局、PNLG 事務局、会議開催地の地方自治体が共催している。



(会議場内部)

(2)会議開催地

マレーシア・セランゴール州セパン市

(3)日程

2014年9月8日(月)～9月10日(水)

(4) PNLG Forum 2014 の概要

東アジア 9 カ国 (カンボジア、中国、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、韓国、タイ、ベトナム) の 37 自治体が参加して、PNLG Forum 2014 が開催された。日本からは、海洋政策研究財団が沿岸域総合管理のサイトコーディネーター [大塚万紗子 海洋グループ 特任研究員] をオブザーバーとして、また、当財団の沿岸域総合管理モデル事業の実施サイトの一つで PNLG メンバーでもあり、2013 年に PNLG Forum 2013 をホストした志摩市が職員 2 名を派遣した。

今回のテーマは Governance and Participation in Integrated Coastal Management. 定期大会は①総会、②テクニカルセッション、③現地視察で構成されており、8 日 (月) に開会式と総会、9 日 (火) にテクニカルセッション、10 日 (水) に現地視察が行われた。

平成 26 年 9 月 8 日 (月) PNLG 総会

1. 9:00-10:30 開会式

東アジア 9 カ国 37 自治体などから 116 名が参加。

PNLG 議長の Prak Shihara 氏、PEMSEA 事務局長の Stephen Adrian Ross 氏の挨拶のあと、セパン市議会議長の Mohd Sayuthi bin Bakar 氏、セランゴール州知事の Tan Sri Abdul Khalid bin Ibrahim 氏から歓迎の挨拶を受けた。



(PNLG 議長)



(PEMSEA 事務局長)



(セパン市議会議長)



(セラングール州知事)



 **PNLG Forum 2014**
 Governance and Participation in
 Integrated Coastal Management
 Avani Sepang Gold Coast Resort,
 Selangor Malaysia
 September 8-10, 2014



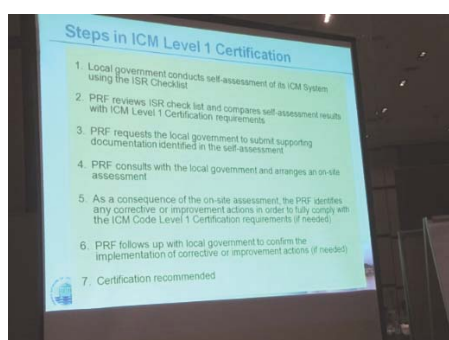
2. 10:30-12:30 PNLG 事務局からの報告他

まず、PNLG 事務局から、2013 年 10 月から 2014 年 8 月までの活動報告として、志摩市で開催された PNLG フォーラム 2013 や執行委員会について報告された。

次に、新規参加自治体としてマレーシアのセパン市と中国のベイハイ（北海）市が PNLG 憲章に署名し、挨拶を行った。その結果、PNLG の参加自治体数は 37、準会員 2 団体を加えて 39 となった。

更に、事務局から 2015 年に向けた戦略的行動計画と下記などが謳われている「ドンイン宣言(2011)」の目標達成に向けた決意表明が示された。

- ① 2015 年までに会員数を 2011 年時に比べ倍増する。
- ② 2015 年までに統一様式による「沿岸域報告書 (SOC)」を全会員が作成する。
- ③ 2015 年までに会員の半分が PEMSEA の提唱する沿岸域総合管理に向けた行動指標「ICM コード」を導入する。



(ICM コードについて)

Country	PNLG member	Potential PNLG member local governments
	7. Jember 8. Karangasem 9. Klungkung 10. Sukabumi 11. Tabanan	
Japan	1. Shiga	1. Obama
Malaysia	1. Klang 2. Northern Selangor	1. Kedah State
Philippines	1. Batangas 2. Bulacan 3. Cavite 4. Guimaras	1. Bulacan 2. Mindoro Occidental 3. Mindoro Oriental 4. Pangasinana 5. Romblon 6. Zamboanga
RO Korea	1. Changwon	1. Jeju Province 2. Tomyong City
Thailand	1. Chonburi	1. Chonburi 2. Songkhro 3. Nakhon Phanom
Vietnam	1. Dien Bien	1. Haiphong

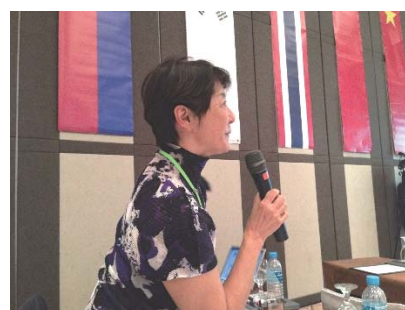
(新規会員候補リストには小浜市の名も)

3. 14:00-17:30 パネルディスカッション

「ドンイン宣言(2011)」の上記 3 つの目標達成に向け、それぞれについてパネルディスカッションが行われた。

目標①（会員数倍増）についてはシアヌークヴィル、ダナン、チョンブリ、バリ、バターン、中国の代表がパネラーとして、目標②（SOC）については、スカブミ、カヴィテ、クラン、ドンイン、チャンウォン、ギマラスの代表がパネラーとして、また、目標③(ICM コード)については、バタンガス、シアヌークヴィル、チョンブリ、ダナン、バリ、クランの代表がパネラーとなり、討議を行った。

会員数倍増の可能性について質問された志摩市は、海洋政策研究財団のモデルサイトの中で志摩市について 2 番目に協議会を立ち上げた小浜市の入会の可能性を示唆した。ICM コードについては、これを策定するプロセス自体に意味があり、これを取り入れることで各自治体の強み・弱みが見えてくる、という意見が出た。更に、



(日本のサイトについて発言)



(バタンガスの発表から)

資金調達の方法などについても討議が行われた。

4. 17:30-18:00 閉会式

最後に、PNLG の大会旗が、セランゴール州から次回（2015 年）の開催地であるベトナムのダナン市に引き継がれ、総会は終了した。次回は 3 年に一度の EAS Congress の開催年となっており、これと併せて開催される予定である。



(大会旗の引き継ぎ)



(次期開催地、ダナン市代表)

平成 26 年 9 月 9 日（火） テクニカル・ワークショップ

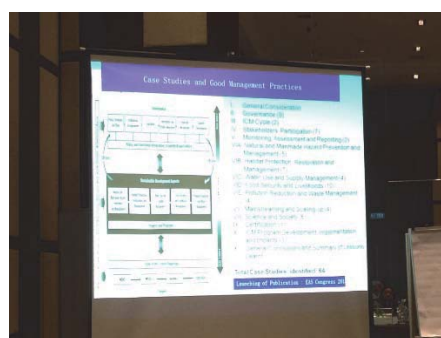
テーマ「Good Policies and Practices in Coastal and Ocean Governance」

1. 9:10-9:40 基調講演 チュア・ティア・エン博士（PEMSEA 名誉議長）

今後の拡大やネットワークづくりに活かすべく、博士の 20 年以上に及ぶ東アジア海域における沿岸域総合管理の実践経験の中から、ICM の優良取組事例と ICM 導入において得られた教訓について講演した。



(チュア博士による基調講演)



2. 9:40-11:30 ケーススタディー

さまざまなテーマに分けて、パタンガス、アモイ、ダナン、パターン、クランがそれぞれのサイトでの活動を報告した。

3. 11:30-12:30 パネルディスカッション



(志摩市 ICM について発表する志摩市農林水産部里海推進室 浦中秀人氏)

ギマラス、チャンウォン、中国、北セランゴール、そして、日本からは志摩市が、持続可能な開発およびブルーエコノミーへむけた望ましい沿岸域総合管理について、また、それを達成するための主たる障壁は何か、などについて述べた。

志摩市は、英虞湾の水質悪化に気づいた真珠養殖業者が小さな干潟の再生に取り組んだことがきっかけとなり、大学の研究者、市、県、国が参加する大規模な調査研究事業に拡大したこと、チュア博士や海洋政策研究財団のアドバイスを受けて、「新しい里海創生によるまちづくり」がスタートしたこと、志摩市沿岸域総合管理計画である「志摩市里海創生推進基本計画」を策定し、「里海創生推進協議会」を発足させて、議論を重ねていること、「里海」をテーマとした集客交流イベントや物品の販売などの事業活動を展開し、これらが地域に活性化につながっていくことが期待されていることなど、志摩市の沿岸域総合管理の取組を紹介した。「里海」「里山」という日本の自然と人間の共生概念に基づく持続可能なまちづくりについて、参加者たちから高い評価を得た。

4. 14:00-14:30 講演 ステファン・エイドリアン・ロス氏 (PEMSEA 事務局長)

ロス氏は、ナレッジ・マネジメントと体験共有プラットフォーム構築の意義などについて言及し、こうしたしくみの構築が ICM の望ましいサイト増加に貢献するとの見解を述べた。

5. 14:30-17:00 パネルディスカッションとオープンディスカッション

パネリストとして参加したシアヌークヴィル、チョンブリ、カピテ、アモイ大学沿岸海洋管理研究所、中国第一海洋研究所の代表たちが、沿岸域総合管理を適切に実践し、持続可能な開発とブルーエコノミーを構築するにあたり、特に地方の自治体にとって、いかなる知識生産と情報共有のサービスが望ましいかについて意見交換を行った。

情報共有のひとつとして、2015年11月を目標に各自治体の沿岸域総合管理取組事例をまとめて出版することが発表された。

6. 17:00-17:15 まとめ

議長と副議長によるまとめと閉会の辞がなされた。

7. 18:30-21:00 パートナーシップ・ナイトで日本の沿岸域総合管理映像を上映

パートナーシップ・ナイトの開始時に、日本の沿岸域総合管理をまとめた映像「沿岸域総合管理 2014～市民によるまちづくり（英語短縮版）」が上映され、好評であった。



(海洋政策研究財団制作 ICM 映像を上映)

平成 26 年 9 月 10 日（水） フィールド訪問

1. Banghuris Agro Tour（バングリ農業体験ツアー施設）

マレーシアの伝統的な文化や生活を体験できる施設で、料理や儀式、伝統的な遊び、農業など、滞在しながら体験することができる。日本からも高校生の団体が、修学旅行で訪れ、宿泊し、異文化体験学習を行っているとのこと。

2. Kuala Selangor Nature Park（セランゴール州 自然公園）

かつて、埋立てによって造成した海岸べりのマングローブ地帯を自然公園として整備し直し、環境学習拠点として活用している。セランゴール州および環境保全活動を行っている NPO によって運営されており、企業の CSR 活動の対象ともなっている。

園内にはサルや渡り鳥などの生き物が多く、自然な形で生息している。餌を与えないこと、など人が彼らの生活に干渉しない、というルールが徹底されており、生物が自立して生息できることが重視されている。日本からの訪問者も多いとのことである。



(自然公園入り口)



(園内に生息するサル)

3. Fireflies Conservation Park (セラングール川 ホタル観察施設)

セラングール川にはホタルの幼虫の餌になる巻貝が多く生息しており、夏だけではなく、一年を通してホタルを観察することが可能である。地元の自治体だけでなく、民間企業も応援しているとのこと。

観察は、数人しか乗れない小さな手漕ぎボートで暗闇の中を静かに川を航行しながら行う。日本のホタルに比べると小さく、発光間隔は短く、木に留まっていることが多く、飛ぶことは少ない。

(5)まとめ

PNLG の年次大会は、毎年東アジアの PNLG 各サイトにおいて持ち回りで開催され、サイトにおける進捗状況の報告や、乗り越えるべき問題などについて、互いに意見を交換しあうよい機会となっている。海洋政策研究財団のモデル事業として沿岸域総合管理の実践を行っている日本のモデルサイトの中では、2013 年に志摩市が初めて PNLG メンバーとなり、今回の PNLG 年次大会ではブルーエコノミーの視点から持続可能な沿岸域の利用について意見を述べた。その中で、志摩市は、日本的な自然と人間の共生のあり方で、志摩市の沿岸域総合管理の基盤の考え方となっている「里海」の概念を紹介、ファシリテーターやアジアの他のサイトのメンバーたちから非常に高い評価を得た。こうした周囲からの好意的な反響は、志摩市としても、里海創生による沿岸域総合管理の実践をすすめるにあたって、自信につながったようである。

また、この機会を活用して、20 年以上にわたりアジア各地での沿岸域総合管理の進捗状況を見てこられた PEMSEA 名誉議長のチュア・ティア・エン博士から、日本のサイトについてアドバイスを戴いた。チュア博士には、パワーアップ研修会で来日される機会を活用して、志摩市、小浜市、宿毛湾、備前市のそれぞれのサイトにもご視察を戴いていることから、進捗状況に合わせて、非常に具体的なアドバイスを戴く事が出来た。

今後、同様の機会がある場合には、積極的に参加して情報発信、収集に努めていくことが肝要である。

(了)

第2章 小島嶼開発途上国（SIDS）国際会議

1. 小島嶼開発途上国国際会議会期間準備会合

(1) 会議趣旨

平成26年9月1～4日にサモアで開催された、第3回小島嶼開発途上国（SIDS）国際会議の準備のための会期間会合が、平成26年4月21～25日にニューヨーク国連本部にて開催された。

(2) 会議開催地

米国・ニューヨーク（国際連合本部）

(3) 会議日程

平成26年4月21日（月）～4月25日（金）

(4) 会議出席者

- ・ 小島嶼国連合メンバー国を中心とした国連加盟国政府代表
- ・ 国連環境計画（UNEP）等の国際機関代表
- ・ NGO や研究機関等の関係者（海洋政策研究財団（OPRF）〔小林正典 研究員〕等）

(5) 会合の結果

主な議論の内容は、以下のとおり。

1) 会議概要

本会合は、2014年9月1～4日にサモア・アピアで開催された、第3回小島嶼開発途上国国際会議の準備の一環で開催された会期間会合であった。小島嶼開発途上国国際会議は10年毎に開催されてきており、1994年のバルバドス、2005年のモーリシャスに次ぐ会議で、それぞれ閣僚級が参加し、小島嶼開発途上国の支援に向けた行動計画を採択してきている。今回の会議では、先の2014年2月の第1回準備会合での討議を踏まえ、各国およびNGO等が提案書を提出、それらを踏まえ3月下旬にゼロドラフトが配布された。さらに、4月上旬にこのゼロドラフトへのコメントを各国・関係団体が提出し、会期間会合が開催された。なお、これら一連の提案書・コメントについては、国連のホームページ¹⁰⁴に掲載されている。

初日以降、小島嶼国連合（AOSIS）議長国ナウルがG77・中国グループの交渉と担当となり、ゼロドラフトへのコメントを提示、欧州委員会、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、日本、ロシア、トルコ等が合わせてコメントを行うなどして議論が進められ

¹⁰⁴ <http://www.sids2014.org/index.php?menu=1494>

た。第1読を終了し、第2読に入り、第2読の積み残しは4月28日の週にニューヨーク駐在の外交官を中心に折衝を継続、残りは6月23日からの最終準備会合で調整をする予定となった。

主な論点としては、G77・AOSIS側としては、気候変動適用支援の強化、債務削減・気候変動適応債務スワップ、ODA増額、海洋保護区・生態系保全分野への支援の他、廃棄物処理・食糧生産/食糧安全保障・水資源管理などについて国際協力の強化を求める提案が詳細になされた。これに対し、アメリカは京都議定書や生物多様性締約国となっていないことなどを理由に難色を示すなど、立場が相いれない点が多々見られた。EUやオーストラリア、日本はアメリカに同調する点が多かったが、海底遺産保護や技術移転等の面で前向きな支援の文言を提案していた。海面上昇を踏まえた沿岸基線や排他的経済水域の取り扱いについては、非公式な場面での言及はあったものの、総じて、海洋法条約改訂の動きは顕在化しているとは言えない。G77・AOSISは特に、合意文書の中で政策目標実施体制の具体的な詳述を求めている一方、アメリカは実施体制というよりは連携体制であるとして一般的・例示的な記載で十分との立場をとっており、どのあたりで折り合いをつけるかが今後注視される。細かい論点については、添付の交渉中のテキストに明示してある。尚、ノルウェーは水産資源と食糧安全保障といったテーマを国連での非公式会合の議題とする提案を行っており、公海漁業などは国連において今年重要な課題と目されている。

2) サモア本会議に向けた意見交換

国連、太平洋諸国政府、日本の外務省等からは海洋政策研究財団の参加を歓迎し、サモアでの本会合においても、出席し、サイドイベントの企画や本会議での発言などを通じて積極的な参加を促す話が多々あった。

9月1日にサモア首相主催の晩餐会が予定されており、閣僚のみが招待予定との話となっており、ニュージーランドは既に外務大臣の出席を表明しているとの話があった。太平洋諸国を重視してきている日本政府の立場を踏まえ、日本の外務大臣の出席が期待されているとの話が聞かれた。

ロジ面では、サモア国内のホテル収容人数が1400名程度、現在約3000名の出席を想定していることから、ニュージーランドから1700名収容の客船を呼び寄せ、宿泊施設として活用することを想定している。いずれにしても、サイドイベントやプライベートを含め、プログラムおよびロジ面では直前まで調整が行われるのではとの指摘があった。

成果文書の交渉については、サモアに入る前に大まかな合意成立を目指す予定であるものの、6月の最終会合では依然として多数のパラグラフの調整が求められることが予想され、会議の方向性を理解し、今後の小島嶼国との効果的な連携を模索する意味でも、重要な会議となると指摘された。また、6月の最終準備会合に向け、太平洋地域環境プログラム(SPREP)、国連環境計画ニューヨーク事務所、コロンビア大学・地球研究所(Earth Institute)等から最終準備会合期間中にサイドイベントを企画する案についての打診があった。

(6)まとめ

サモア本会議に向けて、関係各国や国際機関、NGO の代表などは本会議の成功に向け協力的な対応を取ってきており、当財団に対しても、本会議成功および日本の関係組織の貢献を対外的に示し、国際連携の重要な一翼を担うようにとの励ましの言葉を受けている。本財団のこれまでの研究成果の対外的発信および今後の事業活動を国際的連携の下で効果的に展開していく基盤の拡充を図る上でも、今後、この国連小島嶼途上国会議の準備作業、本会議およびフォローアップの作業に積極的に関与していくことは当財団にとって大変有益と考えられる。具体的には、次回の最終準備会合での交渉および関係団体の調整にも加わりつつ、9月の本会議でサイドイベントを行うことが有用と考える。既に、Martin Tsamenyi AM ANCORS 所長がサモア会議について出席予定であり当方との連携について前向きである旨の連絡を得ている他、SOPAC の Akuila Tawake 氏よりサモア会議には SOPAC 代表として Alison Swaddling 環境顧問が出席予定で当方と協力する用意がある旨の連絡を受けている。外務省、国連、サモアおよびナウル政府関係者からも当方の積極的な参加を促す旨の話を受けている。一方、プログラム自体は事前の関連行事も含め、ほぼ想定がなされている一方、ロジ面で制約が予想されることも留意する必要がある。

サイドイベントの開催形態については、当方および ANCORS ならびに SOPAC と 3 者共催のサイドイベントを企画することが望ましいのではと考える。開催案については、5月28日の国内委員会、6月18-19日の国際セミナーで素案を提示しコメントを得る、あるいは、参加者より素材の提供を受けるなどの段取りを取ることが有用である。6月23-27日にニューヨークで開かれる最終準備会合についても、当財団から出席者を派遣し、関係者と事前調整を行うと共に、サイドイベント等でサモア会議に向けて準備する文書に関連する報告を行うなどして、関係者からのコメントを得て、校正等の作業に活かすことが肝要と思える。

なお、国連ではサモア会議関連のホームページでサモア会議の成果実施に向けた国際連携プログラムを公表することをを行う予定で、今後、本財団あるいは来年度以降に発展するプログラムの中で太平洋島嶼国の支援につながるようなプログラム内容を精査し、これまでの成果と併せて将来展望を示せるような準備を行うことは重要であると考えられる。

2. 小島嶼開発途上国国際会議最終準備会合

(1)会議趣旨

平成 26 年 9 月 1～4 日にサモアで開催された第 3 回小島嶼開発途上国国際会議に向けての、最終準備会合が平成 26 年 6 月 23～27 日にニューヨーク国連本部にて開催された。4月21～25日に開催された会期間準備会合での成果を踏まえて開催されるもので、9月の会議で採択を予定する行動計画に関する交渉を事実上終了させることを目指して、集中した交渉が行われた。また、9月の会議では、多数のサイドイベントの開催が予定され、政府、国

際機関、NGO などが企画し、参加するサイドイベントの実施に向けた準備や開催方法などについて、国連事務局と、また NGO の間で意見交換が行われた。

(2)会議開催地

米国・ニューヨーク（国際連合本部）

(3)会議日程

平成 26 年 6 月 23 日（月）～6 月 27 日（金）

(4)会議出席者

- ・ 小島嶼国連合メンバー国を中心とした国連加盟国政府代表
- ・ 国連環境計画（UNEP）等の国際機関代表
- ・ NGO や研究機関等の関係者（海洋政策研究財団（OPRF）〔小林正典 研究員〕等）

(5)会合の結果

主な議論の内容は、以下のとおり。

1) 会議概要

本会合は、今年 9 月 1～4 日にサモア・アピアで開催される第 3 回小島嶼開発途上国国際会議で採択予定の行動計画に関する最終交渉として開かれた準備会合であった。10 年毎に開催される小島嶼開発途上国国際会議は、1994 年のバルバドス、2005 年のモーリシャスに次いで 3 回目として開催されるものである。各国首脳・閣僚が参加し、小島嶼開発途上国支援に向けた行動計画を採択してきており、今回の会議では、先の 2014 年 2 月の第 1 回準備会合、4 月の会期間会合での討議を踏まえ、行動計画案に関する最終合意の取り付けが目指された。関係政府や機関から提出された一連の提案書・コメント、これまでの交渉経緯は国連のホームページ¹⁰⁵に掲載されている。

会議冒頭、ウーホンボー（Wu Hongbo）第 3 回小島嶼開発途上国国際会議事務局長・国連事務次長は、10 年に一度開かれる本会合の重要性を強調し、アジア太平洋島嶼国で初めて開催されることから、サモア政府、国連、並びに先進国政府などもその成功を積極的に支援する姿勢を示しており、今回の会合で能動的で未来志向型の行動計画が採択される必要性について述べた。最終準備会合自体は、過去の 2 度の準備会議と同様に、小島嶼国連合（AOSIS）議長国ナウルが G77・中国グループの交渉と担当となり、行動計画案へのコメントを提示、欧州委員会、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、日本、ロシア、トルコ、バチカン等が合わせてコメントを行うなどして議論が進められた。最終的には、気候変動、資金供与、貿易、行動計画の実施体制などについて、最終的な合意が得られず、

¹⁰⁵ <http://www.sids2014.org/index.php?menu=1494>

次週を含め、ニューヨーク駐在の代表団を中心に交渉を進めることとし、会合は閉会となった。

主な論点としては、気候変動問題などについては、小島嶼開発途上国（SIDS）が気候変動対策、特に、気候変動の影響を最も大きく受けるとの指摘や適応面で遅れが見られるなどの点についての明文化を求めたのに対し、SIDS 全般をひとくくりにし、他の地域との取組の格差を表現することに難色が示された。生物多様性問題については、概ね合意が調ったものの、外来種対策について、これを侵略種と表現を変え、その対策は生物多様性の一部として取り扱うべきとの指摘が欧州委員会からなされ、語句や配置を調整することとなった。資金供与については、SIDS 支援に向けた資金援助を量的に加速的に拡大するとの提案に対し、先進国側が難色を示した。貿易については、SIDS 輸出品に対する輸入国側の非関税障壁の撤廃に関する表現など、いくつかの箇所について表現の調整が求められた。行動計画の実施体制については、行動計画の基調を持続可能な開発の推進に求める先進国側に対し、SIDS 側は、成長と開発という表現を求めるなど、実施に関する優先順位づけや方針についての表現について更なる調整が必要となった。

この他、オーストラリアやバチカンが女性の社会参加の均等化についての表現を求めたことに対し、SIDS 側が立場を留保した他、バチカンが家族計画および性と生殖に関する表現について疑義を提示するなど女性の参加や保健などの社会問題についても調整の必要性が残った。

2) サモア本会議に向けた意見交換

本最終準備会合に海洋政策研究財団から出席し、市民社会組織（メジャーグループ）のメンバーとして出席し、9月の会議への参加やサイドイベントの企画などを通じて小島嶼開発途上国との連携の姿勢を示してきていることについて、国連、太平洋諸国政府、日本の外務省等からは歓迎と継続的な取組についての期待が表明された。サモアでの本会合においても、出席し、サイドイベントの企画や本会議での発言などを通じて積極的な参加を促す話が多々あった。メジャーグループの発言の場面で、関係団体と事前に協議を行った上で、当方から行動計画の実施推進に向けた取り組みについて行動計画内に具体的な文言が盛り込まれることへの期待を表明するなどし、メジャーグループのメンバーと連携して会議とその後の行動計画実施推進に向けた協力の姿勢を示したことについても前向きにとらえる反応が得られた。

主催国であるサモア政府は、首相が議長を務めるとの方針で、関係国に首脳レベルでの参加を呼び掛けているとの話であったが、ニュージーランド政府が外務大臣の出席を表明している他は、先進国側は依然として首席代表については調整中との話が聞かれた。

サイドイベントについては、サモア政府側はできるだけ申し込みがあった企画については全て実施ができるように配慮したいとの方針を示しており、6月時点で100を超えるサイ

ドイベント企画案が提出されているが、全て実施できるような段取りを進めている旨の話があった。

UNDP は小島嶼開発途上国支援のためのプログラムの拡充を検討しているとのことで、将来的展開を説明するサイドイベントが最終準備会合期間中に開催された。UNEP や GEF をはじめとする国連・国際機関やその他、大学や研究機関との連携についても高い関心を示し、協力を呼びかけた。

ロジ面では、サモア政府が代表団向けの説明会を最終準備会合期間中に開催し、既に情報が出されている通り、サモア国内のホテル収容人数が 1400 名程度、現在約 3000 名の出席を想定していることから、ニュージーランドから 1700 名収容の客船を呼び寄せ、宿泊施設として活用することを想定しているとの話があり、サモアの内陸の都市、あるいは、客船のいずれかを選択し、サモア政府を通じてホテルの手配を各参加者側で行うことが想定されている旨話があった。

成果文書の交渉については、積み残しは次週以降、ニューヨーク在住の政府代表者間で交渉を進め、早期妥結を図り、9月のサモア会議で首脳による最終的な行動計画の円滑な採択を目指したい旨の話があった。

また、メジャーグループ側からは、9月の本会議の予備的会合として、ステークホルダー・フォーラムが開催される予定で、具体的には8月28日の青年（ユース）フォーラム、29日のメジャーグループフォーラム、30日の再生可能なエネルギーフォーラム、30-31日のビジネスフォーラムなどへの出席が可能となるよう努めるよう依頼があった。

各 NGO からは、29日のメジャーグループ会議での役割分担について協議があった他、9月1～4日の間には毎朝開催予定のメジャーグループ間協議への参加を求められた。また、各団体が開催する予定のサイドイベントへの相互参加についても積極的に検討するよう話があった。

(6)まとめ

9月のサモアでの会議で採択予定の行動計画に関する交渉は終盤にかかり、依然として調整が必要な箇所が残っているものの、各国代表団の見立てでは、サモア会議で交渉可能な課題についての合意はほぼ見通しがたっているとの見立てが聞かれた。債務問題や貿易、気候変動などは、各論を取り扱う協議母体が既に交渉を進めており、具体的な交渉はそうした協議母体に委ねざるを得ないということであった。そうしたことから、関心はむしろ、9月の会議をどう盛り立てるか、また、行動計画採択後のその実施推進に向け、どのような予算措置や実施体制を整備できるのかに向けられつつあると考えられた。

その意味で、当財団が開催を予定するサイドイベントでは、当財団のこれまでの取組みやその成果を示しつつ、それらを小島嶼開発途上国、特に、行動計画の実施推進にどのように関連づけられるかが重要になると考えられた。4日間にサイドイベントが総計100前後で開催されることになると、同じ時間帯に複数のサイドイベントが開催されることにもな

りうる点に留意する必要がある。財団の今後の事業展開に資するような形で関係機関や専門家と連携して効果的なサイドイベントの企画・実施に向けた準備を進めていく必要がある。

3. 第3回小島嶼開発途上国国際会議

(1) 会議趣旨

第3回小島嶼開発途上国国際会議（SIDS 2014）が南太平洋のサモアの首都アピアにあるファレアタ スポーツ コンプレクス（Faleata Sports Complex）で2014年9月1～4日の間開催された。このSIDS 2014は、小島嶼開発途上国の課題を首脳レベルで討議する目的で10年に一度国連が開催してきているもので、1994年にはカリブ海のバルバドス、2005年にはインド洋のモーリシャスで開催され、今年初めて、太平洋の小島嶼開発途上国であるサモアで開催された。

(2) 会議開催地

サモア・アピア

(3) 会議日程

平成26年9月1日（月）～4日（木）

(4) 会議出席者

- ・ 小島嶼国連加盟国を中心とした国連加盟国の政府首脳、閣僚、代表
- ・ 国連環境計画（UNEP）等の国際機関代表
- ・ NGO や研究機関等の関係者（海洋政策研究財団（OPRF）〔寺島紘士 常務理事、古川恵太 海洋グループ長代理、ジョン・A・ドーラン海洋グループ 研究員、小林正典 研究員、山本リリアン光子 研究員〕等）

(5) 会合の結果

主な議論の内容は、以下のとおり。

1) 第3回小島嶼開発途上国国際会議（SIDS 2014）の概要

第3回小島嶼開発途上国国際会議（SIDS 2014）には、約3500人の参加者が出席した。出席者は21ヶ国の国家元首、97人の大臣を含む115ヶ国の代表と548のNGOの代表が含み、サモアで開催された国際会議としては、最大規模のものとなった。

このSIDS 2014で採択された行動計画「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道（SIDS ACCELERATED MODALITIES OF ACTION [S.A.M.O.A.] Pathways）は、29ページ、124パラグラフにより構成され、小島嶼開発途上国の多岐にわたる課題を取り上げる包括的なもの

となった。それらの課題に対する取り組みを支援する国際的連帯と支援が本行動計画では盛り込まれ、技術、能力開発、資金供与、気候変動適応・緩和プロジェクトの支援、2015年気候変動合意形成への決意など、小島嶼開発途上国が重視する課題について前向きな国際社会の姿勢が示された。小島嶼開発途上国の取り組みおよび国際的支援を促す枠組み文書として充実した内容であり、参加者から好意的な評価を受けた。

SIDS 2014 では、会期中毎日開催される会議として、プレナリ（本会議）並びに、マルチステークホルダーダイアログと称する政府関係者だけでなく国際機関やメジャーグループに発言の機会が与えられる会合が開催された。その会合では、日ごとにテーマを変え、持続可能な経済開発、気候変動と災害リスク管理、社会開発、持続可能なエネルギー、海洋・海・生物多様性、水・衛生・食糧安全保障・廃棄物といった課題について有識者による基調講演の後、参加者による意見表明、討議等が展開された。

SIDS 2014 の開催に合わせ、国連事務局は、行動計画実施に向けた新規・継続の小島嶼開発途上国の連携事業の登録を呼びかけ、最終日までに 297 の連携事業の登録がなされた。そうした事業は毎年総額 19 億ドル相当となることが見込まれ、166 ヶ国、86 の国際機関、1200 の NGO/メジャーグループが関与するものとなっている。

SIDS 2014 に先立ち、事前会合として、8月28日はユース・グループフォーラム、29日は NGO フォーラム、30～31日は民間セクターフォーラムおよび再生可能エネルギーフォーラムが開催され、それぞれのグループが課題別議論を深めた。

2) サイドイベント 「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」

海洋政策研究財団は、9月3日（水）午前11時～12時半に第4会議場にてサイドイベント、「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」を開催し、様々な国・組織・団体の関係者約80名の参加を得た。当財団寺島紘士常務理事が主催者を代表し開催の挨拶及び趣旨説明を行った。それに続いて、日本代表として外務省国際協力局地球環境課宮森丈治上席専門官、島嶼関係者代表としてトミー・レメンゲサウ パラオ大統領が挨拶を行った後、海洋政策研究財団の研究者や連携団体の専門家が課題別の発表を行い、政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」で示された内容の実現を目指し、議論を行った。そして、そうした連携活動推進に向けた国際協働パートナーシップのネットワーク「島と海のネット(Islands and Oceans Net)」の設立を全会一致で宣言した。サイドイベントでの討議の要点や島と海のネットの立ち上げ宣言などについて、同日午後開催された第3回小島嶼開発途上国国際会議の主会合のひとつである「マルチステークホルダー・パートナーシップ対話」で寺島紘士常務理事より報告を行った。以下に、各発言の要旨を記す。

サイドイベントでの開会挨拶で、寺島紘士常務理事は、共同政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」の作成過程やこれまでの当財団の研究成果を紹介しつつ、特に島の保全と管理、周辺海域の管理、気候変化への対応、キャパシティ・ビルディングについて本サイドイベントで更に議論を深め、本サイドイベントが将来的に国際協力の進

展に繋がることへの期待を表明した。外務省国際協力局地球環境課宮森丈治上席専門官は、歴史的に関係のある日本と太平洋島嶼国の連携強化に本サイドイベントが寄与することを確信している旨述べ、本イベントの重要性を強調した。

トミー・レメンゲサウ・パラオ共和国大統領は、政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」に盛り込まれている各種の取組みを強化しなければならないと述べ、各国の異なるニーズに応える個別アプローチの必要性を強調した。

サイドイベントは2つのセッションにより構成され、セッション1「海洋とその周辺地域の管理のためのよりよい新たなコミュニケーションに向けて」で、ポール・ケンチ教授（オークランド大学）は、島の物理的対応能力を踏まえ、包括的に対策を考えることが重要で、そのための知見と労力の結集の必要性を指摘した。リーチャード・ケンチントン教授（ウーロンゴン大学オーストラリア国立資源安全保障センター、ANCORS）は、個々の地域で最適な対策やガバナンス・調整ネットワークの必要性を指摘した。アリソン・スワンドリング（太平洋共同体環境アドバイザー）は、深海底鉱物資源に関連する環境影響評価のプロジェクトが、法制度整備にも繋がっており、島と海洋ネットがそうした取組を推進していくことへの期待を述べた。小林正典研究員（海洋政策研究財団）は、小島嶼国・島嶼地域における持続可能な開発に向けた革新的取組の推進事例を紹介し、外部ファシリテーターや広域展開を支援するプログラムの有用性を指摘した。古川恵太主任研究員（海洋政策研究財団）は、日本における沿岸域総合的管理の例を紹介し、地域社会の参加を通じた沿岸域総合的管理の実効性を指摘し、沿岸域総合的管理が島の持続的・安定的発展に寄与する点を強調した。

セッション2「島と海ネットの国際協力ネットワークの設立提案について」では、ジラワー・グレワル南太平洋大学経営副学長は、当財団の活動が、南太平洋大学の活動と合致し、多面的な連携に期待を表明した。ワーレン・リ・ロング太平洋地域環境計画事務局沿岸・海洋アドバイザーは、冒頭、「島と海ネット」への支持を表明し、当財団やネットワークのメンバーと連携しながら、小島嶼国の取組を支援する実施体制の強化を進める必要を強調した。オラ・クリスチナ太平洋青年協議会代表は、当財団の政策提言への賛同を示し、孤立しがちな島嶼国の人々との連携強化に期待を表明した。

質疑応答では、島と海のネットへの賛意が表明されたほか、市民社会組織の幅広い参加を促していくことの有用性が強調された。

最後に、寺島紘士常務理事より、宣言「島と周辺海域のより良い保全と管理のための新たな対話に向けて」が紹介され、満場一致で採択された。同宣言では、(1) 小島嶼開発途上国の持続可能な開発と周辺海域の持続可能な管理の推進の重要性とその推進に向けた国際協力、(2) サモア行動計画「小島嶼開発途上国行動推進モダリティ（S.A.M.O.A）の道」の実施、(3) 小島嶼開発途上国の持続可能な開発と周辺海域の持続可能な管理の実現に向けた国際的マルチステークホルダーパートナーシップの推進、(4) 小島嶼開発途上国の持続可能な開発と周辺海域の持続可能な管理を促進するための、優良事例に関する情報共有、人的

資源の開発、政策立案の促進、制度的能力の増強、革新的活動の支援及び調査の実施の必要性と有用性を強調し、(5) 小島嶼開発途上国の持続可能な開発と周辺海域の持続的管理を推進するために、国際的協働ネットワーク「島と海のネット」設立を宣言している。

サイドイベント実施当日午後開催された「マルチステークホルダー・パートナーシップ対話」では、寺島紘士常務理事よりサイドイベントの成果と「島と海のネット」の設立に関する報告が行われ、出席者からは、同ネットワークが将来的に効果的に展開されることへの期待が表明された。なお、「島と海のネット」については、国連の「SIDS 行動プラットフォーム (SIDS Action Platform、www.sids2014.org) ¹⁰⁶」にて概要が紹介されている。

(6)まとめ

SIDS 2014 では、議長を務めたトゥイラエパ・サイレレ・マリエレガオイ首相が閉会式で多くの出席者が感銘を受けた演説を行い、その存在感を示すなど、小島嶼開発途上国であるサモアが国連の舞台で重要な役割を果たした意義は、小島嶼開発途上国の抱える問題を国際社会に提示する機会を得たという意味で大きい。さらに、アピアのあるウポル島では、いたるところに歓迎の旗が掲げられ、サモア国民の SIDS 2014 への支援と期待を国際社会に示すことができた。過去のバルバドスやモーリシャスがリゾート観光地であったことからすれば、小島嶼開発途上国固有の課題を多面的に有するサモアでの開催とその成功には大きな意義があったと考えられる。その意味で、採択された行動計画「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道」の実施に向けた取り組みが今後どのように展開されるのかは重要な鍵となる。その他、いくつかの所見を以下に記す。

①国連の実施体制整備の注視

行動計画実施に向け、国連総会での決議の採択、更には、それらを支援する予算措置が着実に取られることが肝要で、関連する動きを注視する必要がある。例えば、この夏、国連環境計画 (UNEP) が太平洋地域事務所を SPREP (太平洋地域環境プログラム事務局) 内に開設するなど、小島嶼国に特化した支援体制の整備の動きが進められている。そうした機関との連携が今後有益となると考えられる。

②国際社会の支援の動きの注視

欧州連合 (EU) は、ACP (アフリカ・カリブ・太平洋支援) プログラムの下で、小島嶼開発途上国支援を更に展開していくものと思われる。太平洋に属するオーストラリアやニュージーランドは、援助資金には限りがあるものの、この地域への影響力は確保したいとの意向を指摘する向きもあり、援助機関間の連携についても注視していくことが重要である。

¹⁰⁶ <http://www.sids2014.org/index.php?page=view&type=1006&nr=2793&menu=1507>

③連携事業・能力開発の向上と環境保全・評価

SIDS 2014 では、連携事業や能力開発、制度的強化に向けた取り組みの重要性が謳われているものの、その中身については、十分な議論が尽くされていない。今後、持続可能な開発や持続可能な管理といった理念に照らし、適切な事業を推進していくことが重要であり、環境保全や持続性を保持するためのガイドラインや環境評価を行う制度整備などは今後より重要になってくると考えられる。

④マルチステークホルダー連携

政府間協力から更に発展し、政府や NGO を含めた多様なステークホルダーが関与する国際連携の重要性がより一層認識された。そうした認識に立ち「島と海のネット」が着実にその実施体制を整備し、効果的な活動を展開することが重要である。

⑤持続可能な開発目標

関連する国際的な動きとして、2015 年 9 月の国連のサミットで採択予定の、国連の持続可能な開発目標第 14 目標に「持続可能な開発のための海洋・海・海産資源の保全と持続可能な利用」が掲げられることとなっている。具体には、海洋汚染や違法・無報告・無規制（IUU）漁業の防止、ならびに海洋保護区を 10 パーセントとするといった目標の実現が謳われる予定である。これらは、今回の行動計画「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道」にも取り上げられており、こうした目標達成のための取組みなどに注視していくことが大切である。

(了)

第3章 その他の国際会議への参加

1. 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第15会期（UNICPOLOS-15）

(1) 会議趣旨

海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス（United Nations Opened Informal Consultative Process on Oceans and the Law of the Sea : UNICPOLOS）は、1999年11月24日の国連総会決議（A/RES/54/33）に基づき設置された国際会議の名称である。「非公式」の名の意味するところは、出席し発言する権利が原則として国家のみに認められており、それ以外の国際機関、非政府組織、学術組織はオブザーバーとしての地位でのみ参加が許されるということである。

会議の目的は、国連総会で毎年行われる海洋問題の進展に関する検討を促進することであり、会議の結果は、国連が取り上げるべき議題の勧告という形でその年の秋に開かれる国連総会に送付される。2000年5月にニューヨークの国連本部で第1回会合が開催されて以来、毎春開催されてきている。

今回で第15回目となる UNICPOLOS の今年の議題は「グローバル食糧安全保障におけるシーフードの役割（The role of seafood in global food security）」であり、ニューヨークの国連本部にて5月27～30日にかけて開催された。

(2) 会議日程

平成26年5月27日（火）～30日（金）

(3) 会議開催地

米国・ニューヨーク（国際連合本部）

(4) 会議出席者

海洋政策研究財団(OPRF)〔堀井進吾 研究員〕等

(5) 会合の結果

主な議論の内容は、以下のとおり。

1) 議事次第

1. 開会
2. アジェンダ採択
3. 意見交換
4. 組織間協力・調整
5. 総会の活動促進のためのトピック及びパネリスト選定手続

6. 海洋法に関する将来の総会の活動に資するイシュー

2) 会議の内容

共同議長であるニュージーランドの Don MacKay 氏、モーリシャスの Milan Jaya Meetarbhan 氏が開会を宣言し、アジェンダが採択された。

意見交換においては、グローバル食糧安全保障におけるシーフードの役割について様々な分野の専門家がパネリストとして報告を行い、それに対して各国代表が質問・コメントを行った。パネリスト報告は以下のセグメントに分けて行われた。

<セグメント1：グローバル食糧安全保障及びそこでのシーフードの役割>

- ・パネリスト：Gro-Ingunn Hemre 氏（ノルウェー、国立栄養水産研究機関）
- ・パネリスト：Moses Amos 氏（太平洋共同体、漁業・養殖・生態系部）
- ・パネリスト：Christophe Béné 氏（英国、開発研究機関）

<セグメント2：持続可能な開発の3つの柱の文脈におけるシーフードの役割>

- ・パネリスト：Brian Crawford 氏（米国、ロードアイランド大学）
- ・パネリスト：Geoffrey Shaw 氏（国際原子力機関）
- ・パネリスト：Paúl Phumpiu 氏（ペルー、漁業副大臣）
- ・パネリスト：Margaret Nakato 氏（漁業労働者世界フォーラム）
- ・パネリスト：Wan Izatul Asma binti Wan Talaat 氏（マレーシア、Malaysia Terengganu 大学）

<セグメント3：シーフードの将来的役割のための機会及び課題>

- ・パネリスト：Rohan Subasinghe 氏（国連食糧農業機関）
- ・パネリスト：Manuel Barange 氏（英国、プリマス海洋研究所）
- ・パネリスト：Susan Singh-Renton 氏（カリブ地域漁業機構）
- ・パネリスト：Roland Wiefels 氏（INFOPECA）
- ・パネリスト：James Movick 氏（南太平洋フォーラム漁業機関）
- ・パネリスト：八木信行氏（日本、東京大学）
- ・パネリスト：Janos Pasztor 氏（世界自然基金）

以上のパネル報告及び質疑応答においては、テーマに沿った網羅的な議論が行われたが、そこで強調されていたポイントは概要以下のとおりである。

- ①シーフードは現時点で既に重要な役割を果たしているものの十分に評価・利用されていない。
- ②人口増加に伴う需要増加に応えるため、今後ますますシーフードの重要性は高まる。
しかし将来的な漁獲量は頭打ちであると予測されるため、需要を満たすためには養殖

業の発展が期待される。

- ③気候変動・海洋酸性化によって、漁業資源はその質・量・分布などあらゆる意味において影響を受ける。そうした変化に適応するためには、前提となる科学的データの収集・整備が不可欠である。
- ④持続可能な漁業の確保のため、過剰漁獲や IUU 漁業の取締まりのための種々の取組み（RFMO の整備、エコラベルなどによる市場規制、沿岸途上国のキャパシティ・ビルディングなど）が必要である。
- ⑤途上国ほど食糧安全保障におけるシーフードへの依存傾向が高く、また雇用確保の上でも漁業（女性の寄与率の高い水産加工も含む）の重要性は高い。「魚は金のあるところに向かう（fish goes where money is）」のが現状で、先進国への輸出増加によって途上国の状況悪化が懸念されるため、「魚が必要なところに向かう（fish goes where need is）」ような仕組み作りが必要である。

最後に、次会期以降に扱うべきイシューのリストに「間接的な人間活動からの海洋生物種に対する脅威と、かかる脅威を緩和するための生態系ベースのアプローチの検討」を加えるべきことが提案された。

上記内容を持って今回の会合は終了した。

2. 2014 North Pacific Arctic Conference

(1) North Pacific Arctic Conference の概要および会議趣旨

North Pacific Arctic Conference とは北極海に関する国際会議であり、韓国海洋水産開発院(KMI)と East West Center(ハワイ)の共催により今回で 4 回目を迎える。今回の「2014 North Pacific Arctic Conference」では、日中韓が北極評議会のオブザーバーに承認されたことを踏まえ、東アジアの利用国として北極ガバナンスにいかに関与しうるかを主テーマに 9 カ国 38 名が参加した。

(2) 会議日程

平成 26 年 8 月 20 日(水)～22 日(金)

(3) 会議開催地

米国・ハワイ州ホノルル

(4) 会議出席者

海洋政策研究財団(OPRF)〔酒井英次 海技グループ 海事チーム長〕等

(5)会合の結果

主な議論の内容は、以下のとおり。

セッション1：ビジネス

北極圏の鉱物資源、エネルギー資源の開発の課題と展望について、新たな開発プロジェクトだけでなく、新技術による旧鉱山の更なる活用など今後の北極圏開発の方向性と課題について議論。他方でノリリスクニッケルを例に環境汚染と老朽施設近代化の困難さなどロシアの資源開発が抱える問題を取り上げ、他国からの開発投資におけるリスクや開発への抑制的対応についても問題提起された。

セッション2：各国北極政策

北極政策について北極海沿岸国3カ国、非沿岸国3カ国それぞれからのプレゼンテーションを基に議論。共通事項として同じような時期に、同じような構成からなる北極政策が打ち出されたことに注目し、それぞれの特徴や相違点を議論した。ロシアは海運や経済を重視しているのに対し、米国やカナダは将来のあり方やバランスを重視している点、また非沿岸国ではすでに韓国が総合的な北極政策を打ち出しているのに対し、中国は白書刊行で北極政策を間もなく打ち出されること、対して日本は遅れていることなどが指摘された。今後の課題として、北極評議会における議長国の力量、二国間合意や協議のあり方、北極政策の履行の3つを挙げた。

セッション3：北極圏諸国、非北極圏諸国の貢献

北極評議会のこれまでの15年を振り返り、北極圏諸国が中心となっていれば排他的に北極ガバナンスを議論してきたことに対し、2015年以降の次の15年は非北極圏諸国の関与が増すであろうことが指摘された。その上で非北極圏諸国の北極政策の動向は重要な意味を持っており、その関与は政府レベルのみならず、民間レベルの多様なチャンネルで展開されるべきとの意見が共有された。

セッション4：技術開発

北極はすでに技術的にはアクセス可能なエリアとなっており、各国の北極戦略における科学技術面での関与のあり方が今後の課題として取り上げられた。特に新技術によりさらなる北極開発が進む可能性があり、被開発地域が受ける恩恵とリスクには一層注意を払ってゆくべきで、ゆえに透明性の確保は重要となるであろう。また技術移転や人材育成の枠組みも考慮される必要がある。

セッション5：先住民問題

先住民問題は北極圏諸国の国内問題であるが、大規模な極域開発が国際資本のもとで実

施されることを踏まえ、投資国・利用国である非北極圏諸国との間にはさらなる対話の機会が必要と訴えた。人権の観点から今後北極評議会ですら十分に議論されるべきテーマとの問題意識を共有した。

セッション6：国際協力

グローバル、多国間、地域間、二国間あるいは非政府機関などさまざまな枠組みでの国際協力についての展望を議論。財政面での重要性も指摘され、国際機関においては現在の経済協力の枠組みの実効性を検証しつつ新たな財政メカニズムとして北極投資銀行のようなものの可能性、また二国間の経済協力の推進が提案された。このほか世界の気候変動に大きな影響を及ぼす北極域の重要性を考慮し、科学研究の国際協力の重要性についても議論された。

セッション7：全体総括

上記6つのセッションでの議論をもとに次年度以降の開催に向けた課題として、西側とロシアとの継続的な協力、国際的合意事項の確実な履行、アジアのオブザーバー国の役割の明確化、地元社会への配慮、地球環境、国際協力・地域協力のあり方、NGOの関与のあり方などの重要性を再確認し、今後のNorth Pacific Arctic Conferenceが進むべき方向性について議論した。KMIからはこの国際会議を来年以降も継続するとともに今回の議論を踏まえ方向性を検討していく旨が表明され、閉会した。

(6)まとめ

2014 North Pacific Arctic Conferenceは韓国のKMIが2011年から5年計画で実施しているもので今年で4年目を迎える。KMIは2015年を目処に同会議をアジアにおける非政府レベルでの北極ガバナンスの議論の場として位置づけることを目標としており、2015年以降も継続的に実施して行く予定を発表するなど北極問題に対する韓国の積極的な姿勢が窺える。対して我が国は2013年に海洋基本計画に北極に関する事項を盛り込んだが、あくまで海洋政策の範疇であり北極全般をカバーした内容とは言いがたい。なお米国からの参加者は、2015年から北極評議会議長国として米国がどのようにイニシアチブをとってゆくべきか明確な問題意識を持っており、特にアジア諸国の動向に関心を寄せるなど米国では北極評議会のチェアマンシップに向けて様々な検討が多方面で始まっていることがわかる。我が国においても北極評議会オブザーバー国としての姿勢を国際社会に打ち出すため、総合的な北極政策の策定が急がれる。

3. SOI 国際パートナーシップ会合

(1) SOI の概要および会議趣旨

SOI (Sustainable Ocean Initiative) は、生物多様性条約の下、設定された愛知目標の海洋・

沿岸域における海洋生物の多様性に関する目標を達成するために設立された世界的なパートナーシップの組織である。

今回、生物多様性条約締約国会議が韓国ピョンチャンで開催されることに合わせて、締約国会議への寄与文書の作成などを目的に会議が招集された。

(2)会議開催地

韓国・ソウル

(3)会議日程

平成 26 年 10 月 3 日（金）～4 日（土）

(4)会議出席者

海洋政策研究財団(OPRF)〔古川恵太 海洋グループ 主任研究員〕等

(5)会合の結果

主な議論の内容は、以下のとおり。

1. 開会

韓国海洋漁業省海洋政策局副局長の Haenam Moon 氏から、世界規模の協力の必要性、2005 年の Yosu 宣言などに言及する挨拶があった。共同主催者の韓国海洋研究所所長の Sung-Gwi Kim 氏からも協同重要性を強調する挨拶があり、日本の環境省の参与である星野氏より、日本が SOI を支援していること、愛知目標の 6, 10, 11 の実行が大切でラウこと、さらなる SOI の発展への望みがなどが挨拶の中で触れられた。その他にも、フランス海洋保護区庁、生物多様性条約事務などからの挨拶があった。

2. 議長

会議の共同議長は、フランス海洋保護区庁の Christophe Lefebvre 氏と上智大学の Anne McDonald 教授が務めた。

3. 会議の目標について

生物多様性条約事務局より、会議の目的、期待される成果、SOI の行動計画などについて説明がなされた。地域、国、地方のレベルでの協働の方向性や、能力開発、実施計画等が説明された。



多様な関係者が集まる SOI 会議の様子

4. 会議内容

セッション1：海洋の持続的な開発のための生物多様性

基調講演としてソウル大学の Chul-hwan Koh 教授より、韓国における愛知目標 11 の実践、海洋生態学者としての役割、韓国の生態的・生物的重要海域（EBSA）や海洋保護区の設定助教を含む発表があった。

続いて、東アフリカ CORDIO の David Obura 氏より、南インド洋、東アフリカ、モザンビークでの取り組みについて紹介があり、生物多様性から、生態系サービスへの転換の必要性、目標年次の延長、健康と教育の取り組みなどに関する発表があった。

豪州の研究機関 CSIRO の Nix Bax 博士より、豪州における EBSA の設定状況、各国の法的規制のかからない領域（ABNJ）が 14%あること、言うは易しの状況、水産管理の重要性等が話題提供された。

PEMSEA の事務局長 Adrian Ross 氏より、東アジア海域における豊かな自然環境、高い生物多様性の紹介とともに、これからの挑戦や SDS-SEA といった地域戦略を策定している状況などが紹介された。

世界島嶼パートナーシップの Kate Brown 氏より、小島嶼開発途上国会議（SIDS2014）についての情報提供があった。

セッション2：2020 年に向けた SOI の推進計画について

具体の推進計画の検討のために、全体会議と分科会が実施された。

全体会議においては、参加者からの意見交換が促され、SOI の枠組みの中で、どのように生物多様性条約締約国に戦略的計画の実施を働き掛けていくのかについて、議論された。特に、それぞれの専門性に基づいた議論と、既に存在するイニシアチブとの整合について配慮するよう要請された。

分科会では以下の 4 つの分野について議論が進められた。

- ・ 世界的視野における多様な SOI 活動の調整
- ・ 地域毎の能力開発事業の発掘
- ・ 情報共有、進捗管理
- ・ 研修講師のための研修

第 3 グループでは、情報共有と研修講師のための研修、地域における能力開発、世界的な調整などについての議論が行われ、Web サイトを活用した情報共有や、ワークショップ後の質疑などによるフィードバック、開放的な情報共有システム、法的背景などが情報共有の視点として議論された。研修講師のための研修については、そうした研修の手法の共有、教材の必要性、研修の効果を上げる方法などについて議論された。

地域における能力開発の視点として、ニーズ調査、オンラインの研修実施、言葉の違い（漁業者と法律家の様に）、領域を超えた検討などの必要性が強調された。

世界的な調整については、SOI 活動と愛知目標とのギャップは、ファシリテーターとしての SOI、関係者の拡大、漁期を超える議題についての審議の必要性が指摘された。

まとめとして、地域の検討から世界規模へのスケール・アップへの発展、地域主体の能力開発の必要性、情報共有システムの確立などの重要性が確認された。

セッション 3：2020 年に向けた SOI 活動計画について

法制や法的義務のない SOI の活動として、どのように事業実施を担保していくかについての意見交換がなされた。より多くの成果の発信や、委員会形式での各種活動の支援、既存の組織の活用などに関する意見が出された。注目すべき意見として、海洋における水産ガバナンスと生物多様性保全の調和についての議論を深めるべきという指摘もなされた。

セッション 4：生物多様性条約締約国会議の高官会合へのメッセージについて

参加者により当該メッセージの内容について議論され、今回の会合で指摘されたことを基本としてメッセージを構築することが確認された。

5. 閉会

今回議論した行動計画については、10 月 7 日までに意見を事務局に届け、事務局は 10 月 10 日までに改訂版の行動計画を策定し、政府高官の会合にメッセージを発信するといったことを確認し、SOI の会合を閉会した。

(6)まとめ

今回の SOI 会議は、韓国ピョンチャンでの生物多様性条約締約国会議への寄与文書の検討を主体とする会議であった。海洋生物多様性を中心課題として多くの地域、多様な関係者の集まる本会の特異性、有効性に鑑み、当財団は、SOI のパートナーとして、今後も積極的に関与し、情報提供と発信に努めていく必要があると思慮する。

(了)

參考資料編

【欧州連合】

海洋空間計画の枠組構築に係る 2014 年 7 月 23 日の欧州議会
及び理事会指令第 2014/89/EU 号

**DIRECTIVE 2014/89/EU OF THE EUROPEAN
PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014
establishing a framework for maritime spatial planning**

海洋空間計画の枠組構築に係る2014年7月23日の欧州議会

及び理事会指令第2014/89/EU号

欧州議会及び欧州連合理事会は、
欧州連合運営条約、とりわけ、第43条2項、第100条2項、第192条1項及び194条2項を考慮し、
欧州委員会からの提案を考慮し、
各国議会に対して法案を提出した後、
欧州経済社会評議会の意見を考慮し¹、
地域評議会の意見を考慮し²、
通常立法手続に従い行動し³、
以下の事実に鑑みて、本指令を採択した。

- (1) 海洋空間に対する需要は、再生可能資源によるエネルギーを生産する施設、石油やガスの探索及び採掘、海運・漁業活動、生態系や生物多様性の保護、原材料の採取、観光業、養殖施設、海中文化遺産、さらには沿岸資源に対する複数の圧力など、様々な目的のために高く、急激に拡大していて、その計画策定と管理について統合的なアプローチが求められている。
- (2) 海洋管理や海事ガバナンスに対するこのようなアプローチは欧州連合の統合海洋政策（IMP）の中で開発されていて、その中には環境面の柱である欧州議会及び理事会指令第2008/56/EC号が含まれる⁴。IMPの目的は、指令第2008/56/EC号で定められた好ましい環境状況を達成しながら、海洋の持続可能な開発を支援することや、環海戦略やマクロ地域戦略を通じたものを含む、海洋や諸島、沿岸地域、最外部に影響を与えるEUの部門別政策や海洋部門に関連した協調的で一貫性と透明性を確保した意思決定を進めることである。

¹ OJ C 341, 21.11.2013, p. 67.

² OJ C 356, 5.12.2013, p. 124.

³ Position of the European Parliament of 17 April 2014 (not yet published in the Official Journal) and decision of the Council of 23 July 2014.

⁴ Directive 2008/56/EC of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 establishing a framework for Community action in the field of marine environmental policy (Marine Strategy Framework Directive) (OJ L 164, 25.6.2008, p. 19).

- (3) IMPにおいて、海洋空間計画は、公共機関やステークホルダーが協調的で統合された越境アプローチを用いることを可能にする分野横断的な政策ツールとして認識されている。生態系ベースのアプローチを用いることで、海洋経済や沿岸経済の持続可能な開発や成長、海洋・沿岸資源の持続可能な利用などの促進に寄与する。
- (4) 海洋空間計画は、スマートかつ持続可能な包括的成長のための「欧州2020戦略」の実行を支援し、促進する。この欧州2020戦略は欧州理事会によって2010年6月17日付のその決議で承認されたもので、競争力や資源効率が高められた、より環境にやさしい経済の推進を含む、高いレベルの雇用や生産性、社会的一体性をもたらすことを目的としている。沿岸・海洋部門は、持続可能な成長のための大きな潜在的可能性があり、欧州2020戦略の実行における重要な要素となっている。
- (5) 欧州委員会は、「ブルーグロース：海洋と海事の持続可能な成長の機会」と題した通達の中で、欧州2020戦略を実行することを意図して欧州連合によって進められているいくつかの取組や、将来のブルーグロースの取り組みにおいて重点が置かれる可能性があり、海洋空間計画を通じてより高い信頼性や確実性を投資者に提供することで十分に支援が可能になるいくつかの活動を挙げている。
- (6) 欧州議会及び理事会規則第(EU) 1255/2011号⁵によって、海洋空間計画や統合的な沿岸管理の実行が支援・促進された。欧州海洋漁業基金を含む欧州構造投資基金⁶は、2014年から2020年の間、本指令の実施を支援する機会を提供する。
- (7) 1982年海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)前文では、海洋空間の利用に関する問題は相互に密接な関係があり、全体として考慮する必要があると述べられている。海洋空間の計画を策定することは、UNCLOSにおける義務やUNCLOSで与えられた権利の行使に関する論理的な前進やその構築となり、加盟国がその義務に従うことを助ける実用的なツールとなる。
- (8) 海洋空間における利用の持続可能な共存や、該当する場合は関連する利用の適切な割当を推進するため、少なくとも加盟国が実際の計画につながる海洋空間計画の策

⁵ Regulation (EU) No 1255/2011 of the European Parliament and of the Council of 30 November 2011 establishing a Programme to support the further development of an Integrated Maritime Policy (OJ L 321, 5.12.2011, p. 1).

⁶ Regulation (EU) No 508/2014 of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on the European Maritime and Fisheries Fund and repealing Council Regulations (EC) No 2328/2003, (EC) No 861/2006, (EC) No 1198/2006 and (EC) No 791/2007 and Regulation (EU) No 1255/2011 of the European Parliament and of the Council (OJ L 149, 20.5.2014, p. 1).

定方法を確立し、それを実行することを含んだ枠組を整備することが望ましい。

- (9) 海洋空間計画は、一貫性や透明性のある持続可能で証拠に基づいた意思決定のための枠組を生出すことで、海洋活動の効果的な管理や、海洋・沿岸資源の持続可能な利用に寄与する。この目的を達成するため、本指令では、海洋空間計画の策定につながる海洋計画策定過程を確立する義務を定めるべきである。このような計画策定過程では、陸と海の相互作用を考慮に入れ、加盟国間の協力を促進することが望ましい。エネルギーや運輸、漁業、環境の分野の欧州連合における既存の法規範に違反することなく、本指令は、とりわけ、それらの分野における部門別政策をいかに推進するかについての加盟国の具体的な選択に関連した義務など、他のいかなる新しい義務も課すべきではなく、むしろ、その計画策定過程を通じてそれらの政策に寄与することを目指すべきである。
- (10) 一貫性と法的な明確性を確保するため、海洋空間計画の地理的な範囲は、欧州連合の既存の法律文書や、国際海洋法、とりわけ、UNCLOSに準拠して定められるべきである。海洋境界や海洋管轄権に関する加盟国の権限は、本指令によって変更されない。
- (11) 欧州連合が海洋空間計画の枠組を定めることが適切であるが、加盟国は、それぞれの海域で当該計画のフォーマットや内容の設計や決定を行う責任と権限を依然として有する。これには、制度的な取決めや、該当する場合、異なる活動や利用に対してそれぞれ海洋空間の割当てを行うことが含まれる。
- (12) 比例性と補完性を尊重するため、さらに、管理上の負担の増加を最小限に抑えるため、本指令の国内法化や実施は、できる限り国内や地域、地方の既存の規則や制度に基づくべきであり、これには、欧州議会及び理事会勧告第2002/413/EC号⁷や理事会決定第2010/631/EU号⁸で定められたものが含まれる。
- (13) 海域においては、生態系や海洋資源が著しい圧力を受けている。人間の活動だけでなく、気候変動の影響や自然災害、浸食や堆積などの海岸線の変化は、沿岸地域の経済発展や成長、さらには、海洋生態系に重大な影響を与え、環境状況の悪化や生

⁷ Recommendation 2002/413/EC of the European Parliament and of the Council of 30 May 2002 concerning the implementation of Integrated Coastal Zone Management in Europe (OJ L 148, 6.6.2002, p. 24).

⁸ Council Decision 2010/631/EU of 13 September 2010 concerning the conclusion, on behalf of the European Union, of the Protocol on Integrated Coastal Zone Management in the Mediterranean to the Convention for the Protection of the Marine Environment and the Coastal Region of the Mediterranean (OJ L 279, 23.10.2010, p. 1).

物多様性の喪失、生態系サービスの劣化などにつながる可能性がある。海洋空間計画を策定する際は、これらの様々な圧力を十分に考慮すべきである。さらに、健全な海洋生態系やその様々なサービスは、計画策定に関する決定に組み込まれた場合、食糧生産やレクリエーション・観光、気候変化の抑制や対処、海岸線の変化の制御、災害防止などの点で大きな利益をもたらす可能性がある。

- (14) 海洋経済の持続可能な成長や海域の持続可能な開発、海洋資源の持続可能な利用を促進するため、海洋空間計画では、指令第2008/56/EC号第1条3項で言及されているように、生態系ベースのアプローチを適用すべきである。その目的は、全ての活動からの圧力全体が好ましい環境状況を得ることと両立できるレベルに抑えられ、人間が引起こした変化に対応する海洋生態系の能力が損なわれないようにしながら、現在や将来の世代による海洋の財やサービスの持続可能な利用に寄与することである。さらに、生態系ベースのアプローチを適用する際は、多様な海洋地域における特定の生態系やその他の特殊性に適応し、地域海協定において進行中の作業を考慮に入れ、既存の知識や経験に基づく形で行うべきである。このアプローチによって、当該アプローチを実行するための環海レベルでのデータや情報の利用可能性を考慮しながら、経験や知識の増加に従って改善やさらなる発展が確実に起こるようにする適応管理も可能になる。加盟国は、欧州連合運営条約第191条2項で定められているように、予防原則や、予防措置をとる原則を考慮に入れることが望ましい。
- (15) 海洋空間計画は、とりわけ、欧州議会及び理事会指令第2009/28/EC号⁹、理事会規則第(EC) 2371/2002号¹⁰、欧州議会及び理事会指令第2009/147/EC号¹¹、理事会指令第92/43/EEC号¹²、欧州議会及び理事会決定第884/2004/EC号¹³、欧州議会及び理事会指令第2000/60/EC号¹⁴、指令第2008/56/EC号の目的や、「我々の生命保険、私たちの自然資本：2020年までのEUの生物多様性戦略」と題した2011年5月3日付欧州委員会コミュニケーション、「資源効率的な欧州へ向けたロードマップ」と題した2011年9

⁹ Directive 2009/28/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the promotion of the use of energy from renewable sources and amending and subsequently repealing Directives 2001/77/EC and 2003/30/EC (OJ L 140, 5.6.2009, p. 16).

¹⁰ Council Regulation (EC) No 2371/2002 of 20 December 2002 on the conservation and sustainable exploitation of fisheries resources under the Common Fisheries Policy (OJ L 358, 31.12.2002, p. 59).

¹¹ Directive 2009/147/EC of the European Parliament and of the Council of 30 November 2009 on the conservation of wild birds (OJ L 20, 26.1.2010, p. 7).

¹² Council Directive 92/43/EEC of 21 May 1992 on the conservation of natural habitats and of wild fauna and flora (OJ L 206, 22.7.1992, p. 7).

¹³ Decision No 884/2004/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 amending Decision No 1692/96/EC on Community guidelines for the development of the trans-European transport network (OJ L 167, 30.4.2004, p. 1).

¹⁴ Directive 2000/60/EC of the European Parliament and of the Council of 23 October 2000 establishing a framework for Community action in the field of water policy (OJ L 327, 22.12.2000, p. 1).

月20日付欧州委員会コミュニケーション、「EUにおける気候変動への適応戦略」と題した2013年4月16日付の欧州委員会コミュニケーション、「2018年までのEUの海洋運輸政策に対する戦略的目標と提言」と題した2009年1月21日付欧州委員会コミュニケーションを想起した目的、さらに、該当する場合、環海戦略やマクロ地域戦略を含む欧州連合の地域政策の目的の達成に寄与する。

- (16) 海洋や沿岸での活動は、密接な相互関係を有していることが多い。海洋空間の持続可能な利用を促進するため、海洋空間計画の策定においては、陸と海の相互作用を考慮に入れることが望ましい。この理由から、海洋空間計画は、海における人間活動の持続可能で統合的な管理や、生活環境の保全、沿岸生態系の脆弱性、浸食、社会経済的要素などに関連した方向性を定める上で非常に有用な役割を果たすことができる。海洋空間計画の策定においては、いくつかの沿岸の利用や活動の海洋的側面とそれらの影響を統合し、最終的に統合された戦略的ビジョンが得られるようにすることを目的とすべきである。
- (17) この枠組指令は、陸地や沿岸区域をどのように利用すべきかについて計画するための陸上又は土地空間計画策定制度を含む、都市・国土計画を行う加盟国の権限を損なうものではない。加盟国が陸上計画を沿岸水域やその一部に適用する場合、本指令をそのような水域に適用すべきではない。
- (18) 海洋空間計画の策定においては、問題や機会の特定、情報収集、計画策定、意思決定、実行、改訂又は更新、実行のモニタリングというサイクル全体をカバーすべきであり、陸と海の相互作用や利用できる最善の知識に十分配慮することが望ましい。委員会決定第2010/477/EU号¹⁵や欧州委員会の「Marine Knowledge 2020」の取組を含む既存の法規制や将来の法規制で定められたメカニズムを最大限活用すべきである。
- (19) 海洋空間計画を策定する最大の目的は、持続可能な開発を促進し、様々な海の利用目的に対する海洋空間の利用を明確にし、海域における空間利用や対立を管理することである。また、海洋空間計画の策定は、各国の関連する政策や法規制に従って、多目的な利用の方法を見出し、奨励することも目的としている。その目的を達成するため、加盟国に対しては、計画策定プロセスの結果として、包括的な計画において海洋空間の様々な利用方法が明確にされ、気候変動による長期的な変化を考慮に

¹⁵ Commission Decision 2010/477/EU of 1 September 2010 on criteria and methodological standards on good environmental status of marine waters (OJ L 232, 2.9.2010, p. 14).

入れられるようにすることが最低でも求められる。

- (20) 加盟国は、各国の計画について関連する加盟国と協議や調整を行うべきであり、欧州連合の法律や国際法に基づくそれらの加盟国や関係する第三国の権利や義務に従って、該当する海洋地域において第三国の公共機関と協力することが望ましい。加盟国間や近隣の第三国との越境協力を効果的に行うためには、各加盟国の所轄官庁を明確にする必要がある。そのため、加盟国は、本指令の実施に責任を負う単独又は複数の所轄官庁を指定しなければならない。様々な海洋地域や準地域、沿岸域の間には違いがあることを考慮して、そのような協力メカニズムがどのような形になるべきかについて本指令で詳細に定めることは適切でない。
- (21) 海域の管理は複雑であり、様々なレベルの公共機関や民間事業者、その他のステークホルダーが関与する。持続可能な開発を効果的に推進するためには、関連する欧州連合の法規制に従って、本指令に基づいた海洋空間計画策定の適切な段階で、ステークホルダーや公共機関、国民と協議を行うことが不可欠である。欧州議会及び理事会指令第2003/35/EC号第2条2項では、国民との協議の規定に関する良い手本が示されている¹⁶。
- (22) 加盟国は、海洋空間計画を通じて、欧州連合の他の関連法規制を実施するための措置をサポートする管理上の負担や費用を削減することができる。そのため、海洋空間計画のスケジュールは、可能な場合、他の関連法規制、とりわけ、指令第2009/28/EC号（本指令では、2020年におけるエネルギーの最終的な総消費量において再生可能資源によるエネルギーが占める割合が20%以上になることを求め、空間計画の策定を含む許認可や計画手順の調整が再生可能資源によるエネルギーに対する欧州連合の目標の達成に大きく貢献すると認識している）や、指令第2008/56/EC号及び決定第2010/477/EU号附属書第A部第6項（2020年までに海洋環境の好ましい環境状況を達成又は維持するために必要な措置を講じることを加盟国に対して求め、好ましい環境状況を得ることを目的として人間活動を管理する生態系ベースのアプローチを支えるツールとして海洋空間計画を認識している）、決定第884/2004/EC号（欧州の陸上、海上、航空交通インフラネットワークを統合することで、2020年までに汎欧州輸送網を構築することを求めている）で定められたスケジュールと一貫していることが望ましい。

¹⁶ Directive 2003/35/EC of the European Parliament and of the Council of 26 May 2003 providing for public participation in respect of the drawing up of certain plans and programmes relating to the environment and amending with regard to public participation and access to justice Council Directives 85/337/EEC and 96/61/EC (OJ L 156, 25.6.2003, p. 17).

- (23) 欧州議会及び理事会指令第2001/42/EC号¹⁷によって、計画やプログラムの作成や採択に環境への配慮を組入れるための重要なツールとして、環境評価が確立されている。海洋空間計画が環境に対して重大な影響を及ぼすことが考えられる場合、その計画は指令第2001/42/EC号の対象となる。海洋空間計画がナチュラ2000のサイトを含む場合、重複を避けるため、その環境評価及び指令第92/43/EEC号第6条の要求事項を組み合わせることができる。
- (24) 海洋空間計画が信頼できるデータに基づいているようにすることを目的として、また管理上の負担が増えないようにするため、加盟国は、関連するステークホルダーが情報を共有するように奨励し、「Marine Knowledge 2020」の取組や欧州議会及び理事会の指令第2007/2/EC号¹⁸を背景として開発されたものを含む既存のデータ収集手段やツールを活用することで、入手可能な最善のデータや情報を活用することが不可欠である。
- (25) 加盟国は、欧州委員会が本指令の実施をモニタリングできるようにするため、各国の海洋空間計画や改訂版の写しを欧州委員会に送ることが望ましい。欧州委員会は、加盟国によって提供された情報や、欧州連合の法規制に基づいて利用できる既存の情報を用いて、欧州議会や欧州理事会に対して本指令の実施における進展に関する情報を提供し続ける。
- (26) 2020年までに実施する予定で、本指令によってそれを支援・補完することが意図されている政策イニシアティブが欧州連合において数多く採択されているため、本指令の国内法化を時宜を得て行うことが不可欠である。
- (27) 海に面していない加盟国は、もし本指令を国内法化し、それを実施しなければならない場合、不当で不必要な義務を負うことになる。そのため、そのような加盟国に対しては、本指令の国内法化や実施を行う義務を免除すべきである。

¹⁷ Directive 2001/42/EC of the European Parliament and of the Council of 27 June 2001 on the assessment of the effects of certain plans and programmes on the environment (OJ L 197, 21.7.2001, p. 30).

¹⁸ Directive 2007/2/EC of the European Parliament and of the Council of 14 March 2007 establishing an Infrastructure for Spatial Information in the European Community (INSPIRE) (OJ L 108, 25.4.2007, p. 1).

第I章 総則

第1条 主題

1. 本指令は、海洋経済の持続可能な成長や海域の持続可能な開発、海洋資源の持続可能な利用などを推進することを目的とした海洋空間計画の策定に対する枠組を確立する。
2. その枠組は、欧州連合の統合的海洋政策の中で、加盟国による海洋空間計画策定の確立や実行を規定し、第5条で定められた目的に寄与することを目的として、陸と海の相互作用や越境協力の強化を考慮に入れ、UNCLOSの関連規定に従う。

第2条 適用範囲

1. 本指令は、欧州連合の他の法規制に違反することなく、加盟国の海域に適用されるものとする。加盟国の都市・国土計画の対象となる沿岸水域又はその一部には適用されないものとするが、これがその海洋空間計画において通知されていることを条件とする。
2. 本指令は、防衛又は国家安全保障を唯一の目的とする活動には適用されないものとする。
3. 本指令は、加盟国がその海域の中で海洋空間計画の範囲を設計及び判断する権限を妨げないものとする。本指令は、都市・国土計画に対して適用されないものとする。
4. 本指令は、関連する国際法、とりわけUNCLOSによって与えられた海域に対する加盟国の国権及び管轄権に影響しないものとする。とりわけ、本指令の適用は、UNCLOSの関連規定に従った加盟国による海上境界の設定に影響しないものとする。

第3条 定義

本指令において、以下の定義が適用される。

- (1) 「統合的海洋政策 (IMP)」は、一貫した海洋関連政策や関係する国際協力を通じて、欧州連合において沿岸部や島嶼部、最外部にある地域を始めとした加盟国や、海事部門の持続可能な発展や経済成長、社会的結束を最大化するための協調的かつ一貫した意思決定を促進することを目的とした欧州連合の政策を意味する。
- (2) 「海洋空間計画策定」は、生態学的、経済的、社会的目的を達成するための海域における人間活動を当該の加盟国の公共機関が分析し、準備するためのプロセスを意味する。
- (3) 「海洋地域」は、指令第2008/56/EC号第4条で言及された海洋地域を意味する。
- (4) 「海域」は、指令第2008/56/EC号第3条(1)(a)項で定義される水域や海底及びその下、並びに、指令第2000/60/EC号第2条7項で定義される沿岸海域とその海底及びその下を意味する。

第II章 海洋空間計画策定

第4条 海洋空間計画策定の確立と実行

1. 各加盟国は、海洋空間計画の策定を確立し、実行するものとする。
2. その際、加盟国は、陸と海の相互作用を考慮に入れるものとする。
3. 結果として生み出される1つ以上の計画は、加盟国によって決められた組織及びガバナンスのレベルに従って策定及び作成されるものとする。本指令は、その計画のフォーマットや内容の設計や決定を行う加盟国の権限を妨げないものとする。
4. 海洋空間計画の策定は、第5条で挙げられた目的に寄与することを目的とし、第6条及び第8条で定められた要求事項を満たすものとする。
5. 海洋空間計画の策定を確立する際、加盟国は、その海洋地域の特殊性、関連する既存又は将来の活動や利用、環境に対するそれらの影響、さらには、自然資源に十分配慮するものとし、陸と海の相互作用も考慮に入れるものとする。
6. 加盟国は、本指令の発効前に確立されていた、又は確立される過程にあった既存の国の政策や規則、メカニズムを含めるか、又はそれらを土台とすることができるが、本指令の要求事項に沿っていることを条件とする。

第5条 海洋空間計画策定の目的

1. 加盟国は、海洋空間計画の策定を確立及び実行する際、生態系ベースのアプローチを適用しながら、海事部門における持続可能な発展及び成長を支援するため、さらに、関連する活動や利用の共存を推進するため、社会経済面や環境面を考察するものとする。
2. 加盟国は、その海洋空間計画を通じて、海におけるエネルギー部門や海上交通、漁業、養殖業などの持続可能な発展、さらには、気候変化の影響に対する回復力を含む環境の保全や保護、改善に寄与することを目指すものとする。さらに、加盟国は、持続可能な観光業や原材料の持続可能な採取の促進などの他の目的を追求することもできる。
3. 本指令は、加盟国がその海洋空間計画において複数の目的がどのように反映され、その間でどのような重み付けが行われるかについて判断する権限を妨げない。

第6条 海洋空間計画の策定における最低要件

1. 加盟国は、海域における関連の活動や利用を考慮に入れながら、第5条で挙げられた目的に寄与する手続き段階を確立するものとする。
2. その際、加盟国は以下を行うものとする。
 - (a) 陸と海の相互作用を考慮に入れること。
 - (b) 環境的、社会的及び経済的側面だけでなく、安全面も考慮に入れること。

- (c) 海洋空間計画の策定や結果として生み出される計画と統合的沿岸管理や同様の公式又は非公式の慣行などの他のプロセスの間における一貫性の推進を目指すこと。
 - (d) 第9条に従ってステークホルダーが関与するようにすること。
 - (e) 第10条に従って入手可能な最善のデータの利用を準備すること。
 - (f) 第11条に従って加盟国間で越境協力が行われるようにすること。
 - (g) 第12条に従って第三国との協力を推進すること。
3. 海洋空間計画は、加盟国の決定に従い、ただし、最低でも10年に1度、加盟国によって見直されるものとする。

第7条 陸と海の相互作用

1. 第4条2項に従って陸と海の相互作用を考慮に入れるため、それが海洋空間計画の策定プロセスの一部とならない場合、加盟国は、統合的沿岸管理など、他の公式又は非公式のプロセスを用いることができる。その結果は、加盟国によってその海洋空間計画に反映されるものとする。
2. 加盟国は、第2条3項に違反することなく、海洋空間計画の策定を通じて、結果として生み出される計画と他の関連プロセスの間における一貫性の促進を目指すものとする。

第8条 海洋空間計画の設定

1. 加盟国は、海洋空間計画の策定を確立し、実行する際、第5条で挙げられた目的に寄与するため、その海域における既存や将来の関連活動の空間的や時間的な配分を特定する海洋空間計画を定めるものとする。
2. その際、加盟国は、第2条3項に従って、関連の活動や利用の相互作用を考慮に入れるものとする。加盟国の権限を妨げることなく、考えられる活動や利用、利益には以下が含まれる。

－養殖場

－漁場

－石油及びガス、その他のエネルギー源の探査及び採掘、抽出、ならびに再生可能資源によるエネルギーの生産などを行うための設備及びインフラ

－海上輸送ルート及び交通の流れ

－軍事訓練区域

－自然や種の保全サイト及び保護区域

－原材料採取場所

－科学研究

- －海底ケーブル及びパイプラインのルート
- －観光業
- －海中文化遺産

第9条 国民参加

1. 加盟国は、すべての関係者への通知や、関連するステークホルダーや公共機関、関係する国民との協議によって、海洋空間計画の作成における早い段階で、欧州連合の法規制で定められた関連規定に従って、国民を参加させる手段を確立するものとする。
2. また、加盟国は、その計画の完成後、関連するステークホルダーや公共機関、関係する国民がそれらにアクセスできるようにするものとする。

第10条 データの利用と共有

1. 加盟国は、入手可能な最善のデータを利用することを準備し、海洋空間計画に必要な情報の共有を整備する方法を決定するものとする。
2. 1項で言及したデータに含まれるものとして、とりわけ以下が考えられる。
 - (a) 第8条で言及した活動に関連した欧州連合の法規制に従って収集された環境や社会経済に関するデータ。
 - (b) 海域についての物理的海洋データ。
3. 加盟国は、1項を実行する際、指令第2007/2/EC号で述べられているものなど、IMPや他の関連する欧州連合の政策に基づいてすでに利用可能なものを含む、関連の手段やツールを活用するものとする。

第11条 加盟国間の協力

1. 計画策定・管理プロセスの一環として、海域と接している加盟国は、当該の海域全体で海洋空間計画が一貫し、調整されているようにするために協力するものとする。このような協力においては、とりわけ国境を越えた自然の問題を考慮に入れるものとする。
2. 1項で言及された協力は、以下を通じて追求されるものとする：
 - (a) 地域海協定など、既存の地域の制度的協力体制。
 - (b) 加盟国の所轄官庁のネットワークや体制。
 - (c) 例えば環海戦略を背景とした、1項の要求事項を満たすその他の方法。

第12条 第三国との協力

加盟国は、可能な場合、当該の海洋地域における海洋空間計画に関連した自らの行動に関して、国際法や協定に従って、既存の国際フォーラムや地域の制度的協力などを利用して、第三国と協力するように努めるものとする。

第Ⅲ章 実施

第13条 所轄官庁

1. 各加盟国は、本指令の実施に対する権限を持つ1つ以上の機関を指定するものとする。
2. 各加盟国は、欧州委員会に対して、本指令の附属書で挙げられた情報の項目とともに、それらの所轄官庁のリストを提供するものとする。
3. 各加盟国は、1項に従って提供された情報に何らかの変更があった場合、そのような変更が効力を持つてから6ヶ月以内に、欧州委員会に通知するものとする。

第14条 モニタリング及び報告

1. 加盟国は、欧州委員会に対して、及び関係する他の加盟国に対して、本指令の実施に関する既存の関連説明資料や、その後のすべての改訂版を含む、海洋空間計画の写しをその発行から3ヶ月以内に送るものとする。
2. 欧州委員会は、その海洋空間計画の策定に対する期限から遅くとも1年以内に、さらにその後4年ごとに、本指令の実施における進展を要約した報告書を欧州議会及び欧州理事会に対して提出するものとする。

第Ⅳ章 最終規定

第15条 国内法化

1. 加盟国は、本指令を遵守するために必要な法律や規則、管理規定を2016年9月18日までに発効させるものとする。加盟国は、それについて直ちに欧州委員会に通知するものとする。

加盟国がそれらの措置を採択する際、本指令への言及を含めるか、又はその公式刊行物を発行する際にそのような言及を伴わせるものとする。そのような言及を行う手段については、加盟国が定めるものとする。

2. 第13条1項で言及された1つ以上の公共機関は、2016年9月18日までに指定するものとする。
3. 第4条で言及された海洋空間計画は、可能な限り早く、遅くとも2021年3月31日までに策定するものとする。

4. 本指令を国内法化し実施する義務は、海に面していない加盟国には適用されないものとする。

第16条 発効

本指令は、EU官報におけるその公表から20日目に発効するものとする。

第17条 名宛人

本指令は、加盟国を名宛人とする。

2014年7月23日、ブリュッセルにて

欧州議会
議長
M. SCHULZ

理事会
議長
S. GOZI

附属書 所轄官庁

- (1) 所轄官庁の名称及び住所—特定された所轄官庁の公式名称及び住所。
- (2) 所轄官庁の法的地位—所轄官庁の法的地位の簡単な説明。
- (3) 責任—所轄官庁の法律上及び行政上の責任や当該の海域に関連したその役割の簡単な説明。
- (4) 帰属関係—その所轄官庁が他の所轄官庁の調整機関として活動する場合、調整が行われるようにするため、確立されている制度的な関係の要約とともに、そのような他の所轄官庁のリストが要求される。
- (5) 地域的調整—その水域が本指令の対象となっていて、同じ海洋地域又は準地域に該当する加盟国の間で調整が行われるようにする目的で確立されているメカニズムの要約が要求される。

【英国】

東部沿岸・東部沖合海洋計画（概要版）

East Inshore and East Offshore Marine Plans

Executive Summary

※翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

英国政府

東部沿岸・東部沖合海洋計画
（概要版）

2014年4月

目次

まえがき	1
概要	3
背景	3
2034年の東部海洋計画区域に対するビジョン	4
ビジョンを達成した場合、2034年はどのようなになるか？	4
国家政策との関連	5
東部沿岸・東部沖合海洋計画の範囲	6
東部沿岸・東部沖合海洋計画の目的	6
東部沿岸・東部沖合海洋計画の方針	9
海洋計画の効果－決定への適用	9
補足文書・情報	10
実行・モニタリング・見直し	10

まえがき

英国を囲む海は、英国にとって極めて重要です。英国における海洋経済は現在の規模が年間490億ポンドを超えていて、大きく成長する可能性を持っています。海洋環境は8,000を超える種の生息地でもあり、その中には世界で最も重要な海鳥の個体群のいくつかが含まれ、私たちはこれらを将来の世代のために保護しなければなりません。

英国の海は年を追うごとにますます混雑していて、石油・ガスや風力発電施設、海運業、砂利採取、漁業などの産業が空間を求めて互いに、また自然とも競合している一方、海岸はレジャーや観光にとって人気の場所となっています。これに対応するため、2009年海洋・沿岸アクセス法によって、英国の海に持続可能な将来が与えられるようにするための海洋計画が導入されました。

最初のステップは英国全土を対象とする海洋政策声明の採択で、これによって英国の海洋計画に対する、また海域に影響を与える可能性がある決定に対する枠組みが与えられています。海洋計画は、海域や沿岸域における産業の発展を管理する規制当局に対して情報やその決定のための指針を与えながら、環境の保全や強化を行います。イングランドでの取り組みとともに、北アイルランド、スコットランド、ウェールズでも計画が策定中です。

海洋計画は、検討または回避すべき区域を示すことで開発者に確実性や明確性をもたらし、時間と費用を節約します。開発者は計画を利用して自らの申請の手引にすることができ、結果として投資の実行が早まり、より早く経済に寄与できるようになります。陸と海の間の境界は多くの活動において重要な場所であり、海洋計画は沿岸部の計画策定や管理に対する統合的かつ全体的なアプローチの推進に役立ち、地元コミュニティの経済の再活性化や開発に寄与します。

イングランドにおける最初の2つの海洋計画は東部沿岸と東部沖合に対するもので、その採択は画期的な前進であり、政府や産業界、自発的な団体や個人による長年の取り組みが結実したものです。ただし、これらの計画は始まりにすぎません。政府は11の海洋計画の策定に取り組んでいて、これらは2021年までにイングランドのすべての海を網羅します。

私たちはこれら最初の計画の作成から多くの教訓を学んでいて、それらを実行することでさらに教訓を学ぶでしょう。これらを指針として作成される将来の計画は、これまでで作成してきたものよりもさらに対象を特定の地域に絞った詳細なものになると予想してい

ます。

東部沿岸と東部沖合の海洋計画の発表によって、英国はその海域の管理に対してそのような包括的かつ統合的なアプローチを導入した世界で最初の国の1つになり、英国がこの分野で先頭に立っていることは関係者すべてにとって誇るべきことです。

ジョージ・ユースタス議員

農業・食料・海洋環境担当政務次官

概要

背景

1. 東部沿岸と東部沖合の2つの計画は、イングランドの海に対して作成される最初の2つの計画である。東部沿岸海洋計画の区域は、フラムバラ岬からフェリックストーに延びる海岸線を含み、平均高潮位から12海里まで広がり、潮の影響を受けるブローズなどの水域を含み、6,000平方キロの面積に広がっている。東部沖合海洋計画の区域は、12海里の外からオランダ、ベルギー、フランスとの海事境界線までの海域をカバーし、全体で約49,000平方キロの面積の海となっている。そのため、これら最初の海洋計画の作成は、イングランドの陸地の40%前後に対する陸上の地方計画を策定することに匹敵している。いずれの海域も非常に混雑していて、イングランドの海において計画された新しい活動の多くを含んでいるため、ステークホルダーとの詳細な協議や、数多くの問題についての考察が必要となっている。
2. 2009年海洋・沿岸アクセス法（Marine and Coastal Access Act）によって、英国政府の「清浄、健全、安全、生産的、生物多様性に富んだ海洋および海域」というビジョンを達成するための取り組みがいくつか採り入れられた。その中の1つが海洋計画策定システムの導入で、英国海洋政策声明（Marine Policy Statement、英国政府と地方分権政府によって2011年3月に採択された）と海洋計画によって構成されている。環境・食料・農村地域大臣が計画に対する中心的な権限を持ち、海洋計画に関する機能の大部分は海洋管理機関（Marine Management Organisation）に委任している。2011年、環境・農村地域省はイングランドの沿岸と沖合の海洋地域に対して11の海洋計画「区域」を提案した。海洋管理機関は現在2つの計画を一度に作成していて、これらの現在の計画がその手始めとなっている。
3. 海洋計画の目的は、海域の持続可能な開発¹が確実に行われるようにする手助けをすることである。海洋計画は、社会に利益をもたらす形で経済成長に寄与しながら、地域社会のニーズを尊重し、海洋生態系を保護する。海洋計画は、将来において活動や開発を行うことを求める人々に許可を与えるメカニズムとして作用したり、活動できる可能性が最も高い場所がどこかに関する確実性を改善したりすることで、申請者や利用者の実質的な負担を減らす効果がある。結果として、東部沿岸・東部沖合海洋計画は、開発者のために彼らの資本をどこに投資すべきかに関する確実性を高め、適切な情報を適切なタイミングで得ることによって海洋プロジェクトが利益を得られるよ

¹ 英国の持続可能な開発戦略（Sustainable Development Strategy）で定義されている。
<http://sd.Defra.gov.uk/documents/mainstreaming-sustainable-development.pdf> を参照。

うにすることで、「コンセプト（概念）からコンテンツ（内容）」への移行を早めることができる。東部海洋計画区域で現在100億ポンドの経済活動が行われているという計算に基づく分析によって、東部沿岸・東部沖合海洋計画で経済的利益が生み出されることが示されている²。

4. 海洋計画を適用する際に用いる主な手段は、公共機関（以下の「海洋計画の効果」を参照）によって行われる決定を通じて適用される。これは、既存の規制メカニズムやその他の意思決定メカニズムを通じて提供される。
5. この場合、各計画の活動の大部分が両方の区域にまたがる協調的アプローチを必要としているため、いずれの計画も1つの統合されたプロセスで作成されている。これには、沖合の風力発電施設、漁業、海運業、ケーブルの敷設、その他の両方の区域に共通の利害事項、たとえば特定の生息地や種などが含まれる。一貫した簡潔なアプローチを提供するため、東部沿岸と東部沖合の海洋計画区域のいずれか、または両方に関連した政策をまとめた単一の文書が作成された。この文書には計画区域に対する20年間のビジョンが含まれる。

2034年の東部海洋計画区域に対するビジョン

2034年までに、東部沿岸・東部沖合海洋計画区域の効果的かつ効率的な利用が実現し、経済開発につながる一方、海洋・沿岸環境の保護・強化や地域社会への新しい雇用の提供、健康や福利の改善が行われている。東部海洋計画区域は、特に海上風力発電を通じて、英国で生み出されるエネルギーや気候変動に関する目標に大きく貢献している。

ビジョンを達成した場合、2034年はどのようなようになるか？

6. 2034年までに、東部計画区域における新しいインフラの開発や既存の活動の調整の改善によって、東部沿岸と近隣地域の両方の地域社会に対する社会経済的利益が拡大している。このアプローチは、持続可能な商業的漁業、海運業、養殖業、砂利採取業、その他の活動の継続または拡大や新しいビジネス機会の開発を可能にしながら、海における安全を確保し、環境を保護する。商品やエネルギーを運送するための基本的なインフラが沿岸部に設置されている。
7. 陸と海の両方にまたがった効果的な計画策定や、東部海洋計画区域独自の特徴に対する正しい認識の結果、漁業などの伝統的活動によって生み出された特性を含む沿岸の地形や近隣の海景、遺産などの重要な要素が保護・強化されている。結果として、観

² 海洋管理機関「東部沿岸・東部沖合海洋計画の分析」2014年。

光・レクリエーションなどに大きく貢献する。

8. 東部沿岸と東部沖合の両方の海洋計画区域は「良好な環境状況（Good Environmental Status）」（海洋戦略枠組み指令による）で、関連の生息地や種は「好ましい保全状態」（生息地・野鳥指令に基づいて求められている）にあるが、管理が行き届き、生態学的に一貫性を持った海洋保護区のネットワークが部分的に貢献していて、その海洋保護区には「好ましい状況」にある個々のサイトも含まれている。新しい活動や開発、利用は、環境保護と並行して持続可能性が実現するように実施・管理されている。計画区域にある沖合の風力発電施設は、欧州連合再生可能エネルギー指令³ や2008年気候変動法に基づく英国の目標の達成に大きく貢献する。沖合風力発電産業は、英国や欧州、世界の海運航路や他国との接続性の重要性を損なわず、航行上の安全性に対して不可欠な要件を維持するような持続可能な方法で開発されている。
9. 計画区域において新しい技術が最大限利用され、波力や潮力による持続可能なエネルギーや低炭素エネルギーの生産や、化石燃料の利用から排出された二酸化炭素の輸送や貯蔵を通じた気候変動の緩和などに寄与する。ガス生産は引き続き重要な活動であり、新技術によって、海洋計画区域で埋蔵されている炭化水素の生産を最大化する能力を改善しながら、環境影響が最小限に抑えられるようにされている。

国家政策との関連

10. これらの海洋計画は、海洋政策声明や、国家計画政策枠組み（National Planning Policy Framework）と国家政策声明書（National Policy Statements）を含む他の国家政策に従う。地域主義法においても、海洋管理機関やその他の公共機関に対して協力義務が課されている。この法律では、地方自治体などの公共団体が計画策定に関する事項について手を取り合い、「真の共有利益と機会を反映させ、協力すること」ことを求めている⁴。
11. これらの計画では、海洋政策声明（および他の国家政策）の該当する区域に関する表現が示される。そのため、海洋計画の政策によって新たな要求事項が確立されることはなく、むしろ国家政策の目的が東部沿岸・沖合計画区域に対して適用されるか、または明確にされ、入手可能な証拠や、その資源や活動、問題、ステークホルダーの観点などを含むその計画区域独自の特徴が考慮に入れられる。

³ 欧州連合（2009）。再生可能エネルギーの利用促進に関する指令 2001/77/EC および 2003/30/EC を修正し、その後廃止する 2009 年 4 月 23 日付の欧州議会および理事会の指令 2009/28/EC。

⁴ A Plain English Guide to the Localism Act

東部沿岸・東部沖合海洋計画の範囲

12. 検討対象の区域の規模や複雑さのため、この海洋計画策定プロセスでは、計画区域の著しい変化につながるか、またはそのような変化の影響を受け、海洋計画の策定によってある程度対処が可能な問題に重点が置かれた。ただし、証拠に基づく意見とステークホルダーの意見の間にある違いの結果、より戦略的な政策と活動の性質や位置に対する規制や影響力を強化した政策が組み合わせられている。同様の理由から、空間的に政策が示されている場合でも、その多くは暗示的で、何が必要か、または何を避けるべきかに関する「シグナル（暗示）」は示されていても、規範的ではなく、ある程度の柔軟性がもたらされている。
13. 海洋計画のビジョンや目的は海洋計画の政策のみで達成できるものではなく、様々な取り組みに依存している。既存の計画や取り組みとの重複を避けるため、これらが関連の情報や政策を含む場所では「標識」が示される。関連の計画や政策への標識を示すことは、陸と海の計画を統合する重要性の説明にも役立つ。このような標識の表示は最小限に抑えられているが、この方法で特定の政策や取り組みが強調されている理由を説明しなければならない場合もある。海洋・沿岸アクセス法で定められた互換性の要件を満たし、統合的な沿岸域管理に寄与するため、地域開発枠組み計画や関連の計画における政策の評価に特に注意が払われている。
14. 海洋計画区域で行われたいかなる決定も、依然として関連法規制に従ったものでなければならない。海洋計画はそのような要件に置き換わるものではなく、それらを補完する。

東部沿岸・東部沖合海洋計画の目的

15. 計画の目的では、そのビジョンを実現するために達成する必要がある海洋計画の目標が説明される。それらの目的は一体であり、それぞれが他の目的を補完している。これはあらゆる状況においてすべての目的が満たされることを意味するものではなく、海洋計画区域全体を考慮して、その目的すべてが統合的に達成されることが望ましい。たとえば、社会経済や環境に関する目的は、それぞれ並行して検討されなければならない。
16. それらの目的には、海洋政策声明で定められた「ハイレベルな海洋目標（High-Level Marine Objectives）」における成果が部分的に反映されている。沖合での風力エネルギー生産と気候変動はいずれも東部計画区域で特に重要であるため、それらの具体的な目的が含まれている。海洋政策声明や、これらが最初の海洋計画であるという事実を考慮して、ガバナンスや証拠に関する目的を含めることが重要とみなされた。



17. 以下の表にある目的は、沿岸と沖合両方の海洋計画区域に適用される。

表1 計画の目的

<p>目的1</p> <p>東部海洋計画区域にとって重要な他の活動の空間的要件を考慮しながら、経済的に生産性の高い活動の持続可能な開発を推進すること。</p>
<p>目的2</p> <p>東部海洋計画区域における活動の空間的要件や他の要件を考慮しながら、すべての技能レベルにおいて雇用を創出する活動を支援すること。</p>
<p>目的 3</p> <p>再生可能エネルギー、特に東部海洋計画区域において今後20年間で最も重要な転換を迎えると予想される経済活動である沖合風力発電施設の潜在能力を持続可能な方法で実現し、英国のエネルギー安全保障や炭素削減の目的の達成に寄与すること。</p>
<p>目的4</p> <p>貧困を減らし、健康や福利の改善を通して活気のある持続可能な地域社会を支援すること。</p>
<p>目的5</p> <p>遺産を構成する資産や国によって保護された景観を保全し、決定においてその地域の海景が考慮されるようにすること。</p>
<p>目的6</p> <p>東部海洋計画区域の海洋生態系の健全性や回復力、適応力を維持すること。</p>
<p>目的7</p> <p>東部海洋計画区域にある、または東部海洋計画区域によって支えられている生物多様性を保護・保全し、該当する場合、回復すること。</p>
<p>目的8</p> <p>海洋保護区（および東部海洋計画区域と重なる、または隣接した沿岸周囲の指定サイト）について、個々に、さらに生態学的にまとまりのあるネットワークの一部として、その目的を支援すること。</p>
<p>目的9</p> <p>東部海洋計画区域における気候変動への適応や気候変動の緩和に関する措置を推進すること。</p>
<p>目的10</p> <p>東部海洋計画区域で、さらに近接区域において、他の計画との統合や、重要な活動や事項の規制や管理における統合が行われるようにすること。</p>
<p>目的11</p> <p>東部海洋計画の実行やモニタリング、見直しをサポートする海洋に関する証拠の基盤を継続的に生み出すこと。</p>

東部沿岸・東部沖合海洋計画の方針

18. この方針の目的は、計画の目的が達成されるようにするための決定を下す方法に関する方向性や指針を示すことである。計画方針は海洋計画の中核であり、多くの場合、既存のものよりも新規の開発や利用、管理の取り組みに適用される。
19. 38の異なる海洋計画方針がある。計画方針は、可能な場合、地図などの情報を参照することで空間的または地域的に示される。まず特定の目的を支援するための方針がその目的と方針の関連性を示す簡単な状況説明とともに示され、その後、いくつかの目的における同様の方針の重複を避けるため、個々の部門に関する方針が続く。切り離された形で適用できる計画方針はほとんどない。むしろ、いずれの決定や状況においても、複数の計画方針が関係している可能性が高い。多くの場合、1つの部門に対して定められた方針は別の部門にも適用される。
20. 各方針の詳細は計画案の中心的な章で示される。各方針のセクションの構成や内容には、簡単な背景の状況説明、既存の方針や措置に対する標識、テキストボックスで示された方針、それらが適用される計画区域の指摘、その方針を支持する根拠や説明、関連地図などの一部または全部が含まれる。

海洋計画の効果－決定への適用

21. 海洋・沿岸アクセス法では、関連する考察によって特にそれに反することが示されていない限り、許認可や執行に関する決定を行うすべての公共機関が海洋方針文書（海洋計画と海洋政策表明）に従ってそのような決定を行うことを要求している。関連する決定が適切な海洋方針文書に従っていない場合、当該の公共機関はその理由を述べなければならない。2008年計画法に基づいて行われる国家にとって重大なインフラプロジェクトへの開発許可の申請は、特定の例外を除いて、関連の国家政策表明に従って、また海洋政策表明や海洋計画を考慮しながら、担当の国务大臣によって判断されなければならない。
22. 許認可や執行は伴わないが、海域の全体または一部に影響する可能性がある何らかの機能の行使に関連した決定、たとえば協議対象として、または陸上計画の作成において、どのような説明を行うべきかに関する決定を行う公共機関は、海洋計画および海洋政策表明を考慮しなければならない。
23. 海洋開発に対する個々の申請に対しては、提案されている活動やそれが行われる場所の考察に基づいた事例ごとの評価が引き続き必要となる。ただし、東部海洋計画では、事例ごとの評価を行うための計画策定における状況が設定され、評価のために

提案の中で考えられるプラスまたはマイナスの影響に関する情報を含んだ全体像が示され、特定の活動や開発の支援が行われる可能性がある場所が示唆される。

補足文書・情報

24. これらの計画は、それが全体として持続可能な開発につながるようにするため、第三者による法定の持続可能性評価を受けてきた。生息地規制の要求事項を満たすため、生息地規制評価も実施された。「東部沿岸・東部沖合海洋計画の分析」では、考えられる経済的影響について概ね定性的な議論が行われている。これらの計画の実施は「実施およびモニタリング」文書で補足されている。
25. 計画策定プロセスの様々な段階で作成された一連の報告書によって、ステークホルダーの参加や、証拠の基盤、計画の様々な側面の開発などを含む詳細な情報や技術的情報が与えられる。

実行・モニタリング・見直し

26. 海洋計画は、海洋管理機関など、公共機関が行う決定を通じて主に実施される。これらの決定は、「よりよい規制」の原則⁵に沿っていて、バランスがとれ、一貫性がある目標を絞った活動につながることや、透明性がある説明可能なプロセスを通じて下されることが望ましい。その計画を実行する際、関連する公共機関は、英国の政権の持続可能な開発の政策に従って、総体的リスクを基盤とするアプローチの中で予防措置をとる必要がある。
27. 海洋計画の実行や、見直しが必要かどうかに関して、モニタリングや定期的な報告を行うプロセスが海洋・沿岸アクセス法のセクション61において要求されている。海洋管理機関は、各海洋計画の採択後、3年以内ごとの頻度でその計画の有効性について見直しを行い、それを報告する義務がある。各報告の後、海洋計画策定の担当機関は、その海洋計画の修正や置換が必要かどうか判断する。さらに、海洋・沿岸アクセス法の可決後6年以内ごとの頻度で、海洋管理機関は、自らが作成し、採択した海洋計画や、それらの計画を修正する意思、将来海洋計画を作成し、採択する意思について政府に報告する。
28. 海洋管理機関は、政府のマゼンダ・ブックや海洋政策表明、さらには持続可能性審査や生息地規制評価、「東部沿岸・東部沖合海洋計画の分析」からの提言など、様々な事項を考慮しながら、モニタリングのアプローチを開発してきた。

⁵ HM Treasury (2005) Reducing Administrative Burdens: Effective Inspection and Enforcement. Hampton, P

29. 実行・モニタリング計画では、海洋計画の方針や目的をどのように、いつ適用するか、計画の有効性のモニタリングをどのように行うかについて明確かつ明白に示しながら、公共機関やステークホルダーに対する指針が示されている。

【ドイツ】

ドイツ北極政策ガイドライン：責任を担い、チャンスを活かす

Leitlinien deutscher Arktispolitik

Verantwortung übernehmen, Chancen nutzen

ドイツ北極政策ガイドライン

責任を担い、チャンスを活かす

連邦政府は、

- ・北極を常に変化している地域だと見ている。国際社会に与える北極の地政学上、地政経済学上、地球生態学上意義は、地球温暖化と急激に加速した氷融解によって高まりつつある。連邦政府は、北極の特性を考慮した上で、北極地方の状況改善をドイツの中心的政策のひとつと位置づけ、尽力する用意がある。
- ・北極に存在する資源は、生態学的だけでなく経済的にも大きな可能性を秘めていると見ている。したがって、資源のさらなる開発が取り組むべき課題である。そこからもたらされる資源は、一最高の環境水準に留意することが必須であるがドイツ及びヨーロッパ経済に恩恵を与えると見ている。
- ・予防原則を適用し、グローバルな環境保護のため、北極地方を大切に扱うべきだと強調している。連邦政府は、北極の生物多様性維持のために保護地区を新設することを検討中である。
- ・ドイツが、研究、技術、環境水準における豊富な知識を使って、良きパートナーとして北極の持続的経済発展に寄与することができると確信している。また、政府は海洋経済（例えば、極地技術分野など）発展のために、北極周辺地域と協力していく用意がある。
- ・北極圏水域（北東航路、北西航路、極地航路）を船舶が自由に通過できるよう尽力する。その際、最高レベルの安全水準及び環境水準に留意する。
- ・北極における自由な調査を支持する。なぜなら、調査から得られた知識は北極政策及びビジネスに役立つからである。
- ・北極の平和利用を支持する。
- ・国際及び地域条約が定める内容に従う一とりわけ、国連海洋法条約、MARPOL 条約、海洋環境保護に関する条約や生物多様性保護条約、スピッツベルゲン条約一を北極における権利行使と義務遂行のための法的拘束力のある枠組だと認識している。
- ・北極先住民の地位を最大限に尊重し、生活圏における彼らの自由と自決権が守られるために尽力する用意がある。
- ・多国間共同作業による北極関連諸問題解決に向けた動きを歓迎している一とりわけ、唯一の共同地域フォーラムであり多国間重要事項の高位決定機関としての北極評議会の存在意義を高く評価している一そして、北極評議会におけるドイツのオブザーバーとしての機能強化のために尽力している。
- ・EU による北極の環境、研究、産業、技術、エネルギー、資源、交通、漁業セクターにおける戦略的かつ水平連関性を重視した外交政策及び安全保障政策、積極的な北極政策を支持している。

目次

- I. 常に変化している地域としての北極

- II. ドイツから見た北極：チャンスとリスク
 - 経済的チャンスを活かす
 - 環境水準の基準を設ける
 - 船舶航行の自由
 - 調査の自由
 - 安全保障及び安定性

- III. ドイツの北極政策：ヨーロッパ及び国際的視点に立って
 - 国連海洋法条約
 - 北極評議会
 - 国際海事機関（IMO）
 - OSPAR 委員会と北東大西洋漁業委員会
 - EU
 - 相互関係
 - 安全保障政策上の協力フォーマット

- IV. 総括

I. 常に変化している地域としての北極

ここ 10 年で地球温暖化が急激に進んでいるのと同時に、北極の極氷融解も進んでいる。この事実が地政学上、地政経済学上、ドイツ、EU、国際社会に与える影響は大きくなる一方である。北極の核といえる中心部一つまり北極圏内の地域一は、現在も一年中、季節によって変化を続けている氷の層に覆われている北極海である。地球温暖化が原因で、夏の数ヶ月間、極氷は急激に融解するため、夏には北極海に氷がまったくなくなるという予測が現実味を帯び始めている。このような意味からも、北極は地球の中で地球温暖化の影響を最も大きく受けた地域のひとつといえることができる。変化を続ける北極は、多種多様な影響を自然界に与えるだけでなく、北極圏を超えた世界規模のチャンスとリスクを生じさせる。環境政策、経済政策、調査研究政策、安全保障政策に関する諸問題は、外交政策及び欧州政策に関するより大きな問題へと発展する可能性がある。

北極地方には地球上の他地域には存在しない特徴があり、それが政治的及び法的措置の取り扱いをより難しいものになっている。しかしながらドイツは、適切な政治的及び法的措置適用の必要性を強く認識している：北極に属しているのは、ユーラシア大陸、北アメリカ大陸に囲まれた北極海である。北極海はフラム海峡によって大西洋（ノルウェー海、グリーンランド海）と結ばれている。北極はバフィン湾、ネアズ海峡、ベーリング海峡ともつながっている。他に北極圏に属している地域は、ロシア、アメリカ（アラスカ）、カナダ、デンマーク（グリーンランドの自治区）、ノルウェー（スピッツベルゲンを含む）、アイスランドの一部である。北極圏全体の人口は 400 万人だが、そのうち 10%が北極地方に存在する約 30 の先住民層のどれかひとつに属しているといわれている。

北極に存在している豊富な資源は、石油と天然ガスである。また、鉱物資源も存在していると思われる。資源開発はすでに始まっており、将来的には氷量の減少が有利に働き、資源開発は加速すると予測されている。それと同時に、新たな将来の展望が開けている。例えば、漁場、船舶航路、観光業の発展などである。しかし、すべての経済活動は北極圏の生態系に配慮した上で行われるべきであり、高い環境及び安全水準をクリアすることが求められる。

北極で特に重視すべきは、予防原則である。予防原則は、学術的確認の不足を理由に、北極に深刻な被害を与えかねない問題の解決、または環境悪化回避のための措置適用の先延ばしを禁じている。

人類によって引き起こされた地球温暖化による影響を最小限に抑えるという目標を達成するために定められた 2°C という気温上昇抑制目標値に世界各国は合意している。しかし、残念ながら現在はまだ、急激に増え続ける温室効果ガス排出量を減らすことには成功していない。すでに今日、地球温暖化が北極に与える影響の大きさを感じざるを得ない：北極地方は地球上の他地域と比べて 2 倍速で温暖化が進んでいる。その主な原因は、北極海の氷山融解だ。氷の表面は減少し、太陽光反射率は低下している。煤排出（ブラック・カーボン）は、環境に悪影響を与えるだけでなく、氷融解も促している。北極では気候変動に

よる影響が、最も早期に、そして最もはっきりとした形で表れている（「早期警戒システム」としての北極）。ここ数年の夏を振り返ってみると、北極海氷はドイツの面積の 4 倍程度、減少している。モデル計算によると、北極海の広範囲で 20～30 年後には氷がまったくなくなり、それにより航行可能になるという。北半球ではすでに今日、大気の流れが変わってきており、北ヨーロッパの気象に影響を及ぼし始めている。

氷融解は北極海だけでなく、グリーンランドでも進んでいる。北極海の氷融解が原因で拡大した永久凍土層（パーマフロスト）はグローバルな影響を与えている。ドイツもその影響を直接的に受けている国のひとつである。融解を続ける極地氷床は、すでに今日、グローバル規模で海面上昇を引き起こしている。世紀の終わりまでには、海面は約 1m かそれ以上、上昇すると予測されている。永久凍土には温室効果ガスが含まれており（特にメタン）、地球温暖化で永久凍土が融解すると、強力な温室効果ガスとされるメタンが放出され、温暖化がさらに増悪する。また、北極に存在する資源活用が進むにつれて、温室効果ガス排出量がグローバル規模で増大する可能性が高い。

ドイツは世界でも極地研究に力を入れている国のひとつとして知られている。政府は北極政策を重視し、北極の将来的及び持続的発展のための議論にも積極的に参加している。ドイツはこれまで 3 回、北極に関する国際会議のホスト国になっている一会議はベルリンで開催され、2009 年はノルウェー、デンマークと、2011 年はフィンランドと、2013 年はノルウェーと共催している。

ドイツはスピッツベルゲン条約の締約国であり、北極評議会の常任オブザーバー参加国でもある。

II. ドイツから見た北極：チャンスとリスク

経済的チャンスを活かす

急激に進む氷の融解は、北極に存在する資源開発へのアクセスをもたらす。それは大きな経済的チャンスと結びついているが、同時に環境と自然に対する重大な危険も包含している。地球上で未だ発見されていない石油、天然ガスなどの化石燃料の 20～30%が北極圏に存在していると推測されている。化石燃料だけでなく、北極圏には銅、ニッケル、亜鉛などの金属類や稀土類も眠っているといわれている。環境に負荷をかけない長期的に安定したエネルギー供給は、産業界とドイツの消費者にとって多大な意義を持つ。持続的なエネルギー安定供給のために資源開発が重要なことはいうまでもない。このような観点からいうと、北極圏の資源開発促進と有効活用は、ドイツにおける供給資源の安定的確保に寄与するであろう。ドイツの石油と天然ガスに対する需要の大部分を満たしているのは、ノルウェーとロシアであり、両国共すでに北極の資源を利用している。

北極の気候条件は極めて厳しく、資源開発には高度な技術を要する。生態系を維持しながら資源開発を促進するためには、専門技術やノウハウが必須である。このような現状はドイツ企業にとって絶好の機会といえる。ドイツの海洋工学には高いポテンシャルが潜ん

であり、北極圏の昨今の変動を鑑みると、資源獲得目的でのドイツの利用価値は極めて高いといえる。2011年に決議された海洋技術のための国家マスタープラン（NMMT）は、ドイツ企業のポテンシャルをさらに開花させるための基本計画として期待されている。高い環境水準を満たす海洋技術をさらに進化させることで、専門分野における戦略的雇用創出が現実味を帯びてくる。

北極海氷の融解が加速することで北極地方の漁場も拡大している。すでに今日、北極海で捕獲された魚類の約50%がEU域内で消費されている。漁業関連の国際機関が定める枠組みの範囲内で、ドイツ及びEUは北極地方においても、北極圏に現存する海洋資源の開発と管理に尽力している。

環境水準の基準を設ける

エネルギー資源や天然資源をめぐる国際競争は激しさを増している。多くの国が北極に存在する資源に注目することにより、北極の資源に対する需要は増え続けている。ドイツもまた、北極の資源がもたらす経済性に注目している。ドイツの北極政策は、国際的な環境保全に寄与する義務を負っている点を重視しており、北極地方を平和的、持続的に管理するためには、高い環境水準と予防原則を常に考慮し、先住民を尊重する姿勢を忘れてはならないと強調している。ドイツの視点からいえることは、北極に眠っている地下資源開発を進める際には、とりわけ環境に負荷をかけない方法の選択が重要だということである。

北極地方の温暖化によってはっきりと浮かび上がってきた経済的メリットだが、温暖化は同時にリスクももたらす。北極に眠っている地下資源開発の促進と船舶航行の拡大は、先住民の健康と北極地方の環境を危険にさらしかねない。その他にも問題は存在している。例えば、未知生物が持ち込まれることや、船舶航行時に発生する重油燃焼煤が増大することなどだ。排ガスから出る煤粒子（ブラック・カーボン）は、化石燃料が燃焼する際にも発生するため、先住民の健康に害を及ぼすことが危惧されているだけでなく、煤粒子は氷にも沈殿し、それが氷融解をさらに進めることになる。連邦政府は以下の点を明確にしている。すべての経済活動と海洋交通は、必ず北極地方の持続的な環境保全を考慮した上で行われなくてはならないということだ。連邦政府はまた、この非常に繊細な生態系を持つ北極地方を石油汚染から守るために、そして活発化する船舶航行から生じるかもしれない海損を最小限に食い止めるために、予防的、効果的、多面的措置を講じるべきだという意見を積極的に支持している。

唯一無二の美しい環境を有する北極地方。その環境と生物多様性を維持することこそ、最も優先されるべき課題だ。繊細な生態系を持つ北極地方を守っていくためには、生物多様性条約（CBD）、国連海洋法条約、北東大西洋の海洋環境保護のための条約（OSPAR条約）などの条約が定めている内容を留意し、実行に移すことが必須である。生態学上及び生物学上、類のない地域といえる北極の存在意義を高く評価している連邦政府は、北極地方の生物多様性保持を目的とした海洋保護区のネットワーク化を支持している。

船舶航行の自由

海氷の減少によって夏の北極では、ヨーロッパ、ロシア、アジア、アメリカの北部海岸沿いの北東航路と北西航路が航行可能になる。北東航路が年間を通してまったく氷がない状態になれば、ヨーロッパと東アジアの港を結ぶ最短航路になる。航路が短くなることでメリットが生じるが、予測がつかない氷融解の進行度によって状況が変わるという不安定な側面もある。そのため、これまでは海洋事故に備えての緊急救出対策は不十分で、北極で耐えられる強度を持った物流船舶も不足していた。しかし、資源開発が進むにつれて船舶往来が活発化することは必至と見られているため、様々な不備も改善の方向へ向かうと思われる。

連邦政府は、北極の新たな船舶航路開発に向けた取り組みを強化している。世界最大の輸出入国のひとつであるドイツにとって、東アジアの貿易中心地域との新たな航路開発は大きな意味を持つ。ドイツ商船隊の規模は世界 3 位であり、コンテナ船隊の規模は世界最大である。北方海路開発の成功は、ドイツ船舶の航行時間短縮につながるだけでなく、将来的には大幅な動力燃料及びコスト削減が期待できる。海路がもたらす恩恵を受けるのは商業だけではない。クルーズ船の旅を提供している旅行会社を始めとする観光業全体に勢いが生まれることになるだろう。しかし、観光業の持続的発展には高い安全水準と環境水準を満たすことが必要不可欠であることを忘れてはならない。クルーズ船旅行ルートの中に目的地として北極を取り入れる可能性に対し、今日すでに多くの人々から関心が寄せられている。しかし考慮すべき問題点として、流氷や氷山との衝突リスクが非常に高いことが挙げられている。

経済成長に寄与する目的で北極海の海路を活用するために、連邦政府は北極隣接国と協力し、持続可能かつバランスの取れた解決策を模索している。新たな船舶航路開発に向け、杓子定規な法的枠組みを可能な限り柔軟化し、インフラ整備を促進する意向を示している。高い安全水準と環境水準を満たすことは、北極における船舶航路と海上輸送発展のための必要条件である。ドイツは、現存する船舶航行規定の遵守を重視しているだけでなく、国際海事機関（IMO）が定める安全水準及び環境水準が、すべての国の船舶に対し同等の法的拘束力を持って適用されるべきだと考えている。同時に、極地方の状況に適合させるため、IMO が定める安全水準及び環境水準は常に再考されることが望ましい（極海コード）。北極に特化した問題を解決していくためには、当該地域に合った綱領が必要だからである。

安全な船舶航行を実現させるためには、技術面に関する必要条件の策定が急務である。連邦政府は IMO において、北極における海洋監視の強化、インフラの整備、海難救助活動（SAR）の充実を訴えている。浮標や灯台などの航路標識、海図、情報伝達経路、主要拠点などは、可能な限り広範囲に設置されるべきである。国際社会は、法的拘束力のある大災害回避メカニズムを早期に開発し、北極を災害から守る準備を整えなくてはならない。早期警戒システムは災害の予防に役立つ。

連邦政府は、環境保全のための厳格な規定を遵守した上での安全かつ自由な北極海航路

の利用促進のために尽力している。高い環境水準を満たした革新的な造船技術は、今後の北極海航路利用拡大により、市場において高いポテンシャルを秘めているといえよう：世界市場の中でも技術面で主導的役割を果たしているドイツは、充実した造船所における新型の環境に優しい船舶駆動装置や氷海航行基準を満たした特殊船舶の製造、環境に優しい海洋工学の発展に貢献している。

調査の自由

海洋法条約では、沿岸国は自国の領海に接続する水域で、領海基線から 200 海里までの水域を排他的経済水域として宣言することができるように定めている。しかし 200 海里を超える部分については、大陸棚の外側の限界を設定する必要がある。沿岸国は経済的な目的で行われる海洋探査や研究の規制及び認可に関する主権的権利を有する。しかし沿岸国は同時に、国際的な共同作業を前進させる義務も負っている。国際社会の関心事は、この地域における学術的な海洋研究を行うことである。

ドイツが北極に関する多くの分野を研究していることは国際的に認められている。アルフレッド・ヴェゲナー極地海洋研究所、極地及び海洋研究のためのヘルムホルツ研究所 (AWI) は国際的にも最も進んだ研究機関であり、極地地域の気候変動、海氷融解動向、生物多様性を始め、極地地域の海洋学的、生物学的、地質学的変化等も研究している。

ドイツはスピッツベルゲン島で、独立した北極研究所をフランスと共同で運営している。AWI には、長期に渡って収集した膨大なデータや専門家による多くの鑑定書が保存されている。それらは今後、北極に関する協議の際に出てくる疑問を解決するために必要な学術的知識として役立つと思われる。連邦地球科学・天然資源研究所 (BGR) は、地殻の構造、北極の地球力学的変化、天然資源開発について研究している機関である。連邦政府は北極に関するあらゆる研究を支援している。その後押しを期待される組織が、ポツダムに事務局を構える国際北極科学委員会 (IASC) である。委員会には多くの先進諸国や学術機関が参加しており、北極に関する研究を積極的に行っている。ドイツの各関連機関は、EU、北欧理事会、北極評議会が進める研究プログラムに参加している。本拠地をシュトラスブルに置く欧州科学財団の運営をつかさどり、極地研究に関するアドバイスをを行っているのが、多くの専門家グループを擁するヨーロッパ極地委員会だ。アドバイスをを行う同様の機関は、北欧諸国や太平洋諸国にも存在する。連邦政府は、調査に関する条件改善、繊細な生態系を有する北極圏に関する調査結果の有効活用、国際的で独立した極地研究のために尽力している。

極地研究は高い環境水準を満たし、責任を伴う作業だということを常に念頭に置かなくてはならないと、連邦政府は戒めている。北極圏大陸棚の境界線を拡大する権利を有する北極隣接国の現状を鑑みると、自由にアクセスできる国際海洋区域の制限は、北極海にとって大きな意味を持つことになるだろう。

安全保障及び安定性

北極で生じた変化によってもたらされた政治的課題に今後どう取り組んでいくべきなのか、政治動向は今後どう変化するかを予測するのは難しい。なぜならそれは、北極がいつから、どの程度の規模で国際社会によって経済的な目的で活用されるのかという点と、船舶航行が可能になるのか否かという点に大きく左右されるからである。北極圏隣接諸国の思惑や共通関心事は、地政高権や海底利用権、天然資源利用権の争奪戦に発展しかねない。そのような状況がもし実際に起きてしまったら、北極の経済政策、環境政策、安全保障政策によってもたらされていた安定性が脅かされることになるだけでなく、ヨーロッパの安全保障にも影響が出る可能性がある。したがって、多国家間にまたがる安全を保障するために、北極圏全体をひとつのシステムに組み込むことは、有意義であるといえよう。

連邦政府は前述の状況を考慮し、北極圏内の摩擦を未然に防ぐため、広範囲に渡る信頼関係、協力関係の構築を進めている。摩擦や意見の相違が生まれた場合、現存する権利関係をベースに各国合意の上で平和的に解決されるべきである。

Ⅲ. ドイツの北極政策：ヨーロッパ及び国際的視点に立って

連邦政府は、北極に存在する資源を、北極隣接諸国と国際社会の利害関心や環境保全、先住民に配慮した方法で利用するべく、尽力している。現存する地域及び国際関連機関の構造を、学術的協力関係構築のために有効活用することが望ましい。また、北極に関する諸問題を解決するため、そして北極地方がもたらす経済的なチャンスを最大限に活かすため、国際社会の足並みを揃えることが重要である。

また、北極地方の先住民にデメリットをもたらさないような政治的方向性を見出さなくてはならない。北極に隣接する諸国間には利害関係が存在し、当該地域の主権的権限をめぐって摩擦が起きる可能性が指摘されている。地球温暖化によって北極圏の生態系が大きく変化したため、先住民を取り巻く環境や彼らの生活基盤にネガティブな影響が出始めている。連邦政府は、生活圏における彼らの自由と自決権を守るために尽力する用意がある。先住民が有する諸権利、北極の経済成長によって得られる利益の還元、環境の変化に伴い新たな生活条件への適応を余儀なくされる状況など、先住民をめぐる様々な問題を今後も注視していくのと同時に、彼らの生活を尊重することを忘れてはならない。

連邦政府は、すでに締結されている多国間協定の内容が北極圏に重要な意義をもたらすものだと認識している。例えば、国連海洋法条約（UNCLOS）、船舶による海洋汚染防止のための国際条約（MARPOL 条約）、北東大西洋の海洋環境保護のための OSPAR 条約などを挙げることができる。連邦政府はこれらの条約が定める内容の実践を支持している。ドイツの視点では、地下資源採掘及び探査を促進するためには、法的拘束力のある規定は必要不可欠だといえる。条約が定める内容は、高い環境水準を満たしていなくてはならない。環境水準のコンセプトには、多国家発展に寄与すること、事故や災害など不測の事態が発生した際も環境を守ること、環境を破壊しないための責任を果たすことなどが含まれてい

る。

国連海洋法条約

北極地方に重要な意義をもたらすいくつかの国際条約の中でも、国連海洋法条約（UNCLOS）は1982年の採択以来、とりわけ大きな役割を果たしている。国連海洋法条約は、条約締結国の領海を始めとする海洋に関する諸問題について包括的に規定している。この条約は、領海が原因で締結国間に生じる衝突を未然に防ぐことに貢献している。

165の国と地域が国連海洋法条約を批准している－北極隣接諸国も批准しているが、アメリカはこの条約に参加していない。しかし、アメリカは、国連海洋法条約が定めている内容の大部分を正当と認め、国際慣習法として順守する立場を取っている。北極海沿岸5ヶ国は2008年、イルリサット（グリーンランド）で開催された会議において海洋法に関して協議を行った結果、南極条約を突き崩す姿勢を明確に打ち出した。ドイツはEU同様、国連海洋法条約を公然と支持している。

国連海洋法条約は、領海とそこから生じる利用権に関する各国の思惑を考慮し、調和を図るための価値ある利用手段として存在している。しかし、国連海洋法条約が設けている規定は広範囲に渡っていないため、北極地方で生じるすべての問題を解決することはできない。国連海洋法条約によると、沿岸国は基線から12海里以内の範囲で領海の幅を定める権限と、自国の基線から200海里の範囲内に排他的経済水域を設定する権限を有している。排他的経済水域とは、天然資源及び自然エネルギーに関する主権的権利が及ぶ水域である。沿岸国が200海里を超えた範囲での地下資源干渉権を求める場合は、当該沿岸国は延長された大陸棚が認められるよう大陸棚限界委員会にデータを提出し勧告を待つヶ国際海底機構に申請しなくてはならない。国際海底機構は、国際海底区域を管轄し、地下資源を「人類の共同遺産」と位置付け、その探査と開発をコントロールしている。

国連海洋法条約は、海洋環境保全及び保持の義務を負う。また、すべての締約国は、海洋環境汚染の防止、減少、監視の義務を負う。これらの義務を履行する目的で、締約国は自らが国家管轄権を行使できる領海内において地下資源の経済的利用に関する規定を設けることができる。いくつかの特定条件をクリアすれば、氷で覆われた排他的経済水域でも、船舶による海洋環境汚染防止のために設けられた規定免除も認められている。

北極評議会

ドイツが北極政策を進めるうえで重要かつ中心的役割を果たしていると認めているのが、1996年に設立された北極評議会－北極に関する諸問題解決のための唯一の地域フォーラムである。国際協力フォーラムとして重要な役割を果たす北極評議会の存在意義はますます高まっている－同様に北極地方への各方面からの関心も高まりつつある。存在意義の高まりと並行して評議会が取組むべき課題も増えている。北極海における様々な制度作りの中心的役割を果たす北極評議会でも扱われるテーマに注目が集まっている。

安全面での問題は、しかし、評議会で十分に扱われているとはいえない。2013年、トロムソ（ノルウェー）に常設事務局が設置された。連邦政府は、北極評議会の発展や構造強化を歓迎している。北極評議会の機能や実行能力は諸問題解決にプラスに働くことを連邦政府は確信している。2011年2月、北極評議会加盟国によって法的拘束力のある取り決めとして署名された、北極圏における上空及び海上での捜索救助協力協定は、北極に特化して制定された初の国際協定であり、北極における規制が一步前進したといえる。ドイツは、2013年5月、北極評議会加盟国によって署名された原油流出事故による海洋汚染防止に貢献するこの協定を歓迎している。

北極評議会の加盟国は、デンマーク（グリーンランド、フェロー諸島を含む）、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシア、アメリカ（アラスカ）、カナダである。その他にも、常時参加者として北極圏諸国に居住する先住民団体と常任オブザーバーが参加している。北極評議会のこのような構成は、北極における地域的及び国際的関心事を多国間共同作業によってバランスよく調整する際に役立っている。連邦政府は、北極評議会における北極隣接諸国の貢献と役割を高く評価している。

常任オブザーバーとして、ドイツの他にフランス、ポーランド、オランダ、スペイン、イギリス、イタリア、日本、中華人民共和国、大韓民国、インド、シンガポールが参加している。北極地方の変化がグローバル規模で地球に影響を及ぼしつつあること、北極地方が有する政治的、経済的、環境的意義が高まりつつあることを連邦政府はすでに認識し、ドイツが貢献できる役割、すなわち常任オブザーバーとして機能すべく北極評議会に参加している。ドイツは、研究、技術、環境水準等の分野で有する豊富な専門知識とノウハウを活かし、評議会に貢献することが可能であると確信している。連邦政府はまた、北極評議会のワーキンググループにアド・ホック・オブザーバーとして参加するために尽力しているだけでなく、何らかの問題が発生した際、ある特定の国がその問題解決に多大な貢献ができると判断された場合には、オブザーバーが関与する権利の拡大も視野に入れることを提案している。

国際海事機関（IMO）

北極における国際的な船舶往来という問題に関して、多国間協力により設立された専門機関が、国際海事機関（IMO）である。

国際海事機関は、2002年、北極の中で氷に覆われている水域をオペレーションする際に使用される船舶ガイドラインを作成した。連邦政府は、この法的拘束力のあるガイドラインを、北極の特殊な環境と常に変化している北極の現状に適合させるための追加的修正を行うことを提唱している。国際的にも高い評価を受けている加盟国としてドイツは、国際海事機関が策定作業を進めているいわゆる「極海コード」を支持しており、作業は大きく前進している。極海コードとは、船舶及び船員に求められる技術レベルを示すコードナンバーであり、既存の規制である船舶による海洋汚染防止のための国際条約（MARPOL条

約) 一に、環境要件一廃物及び汚水による海洋汚染一を上乗せしたものである。MARPOL 条約は、北極圏の諸問題解決において、IMO と並んで中心的役割を果たしているといえる。IMO は (すべての旗国メンバー参加のもとで)、環境に優しい技術 (物流目的の運搬船舶だけでなく、資源採掘産業全体に用いられる技術) 開発に多大な貢献をしている。この繊細で脆弱な海洋区域における船舶航行に適用される国際環境水準を可能な限り高めるために、連邦政府はマルポール条約を有効に活用したいという意向を示している。ドイツは IMO においても、南極で適用されている特例規定を北極の船舶航行にも組みこむこと、北極全体または一部を特別地域に指定することを目的に、「極海コード」策定作業のさらなる前進のため努力を続けている。連邦政府が特に重視している点は、特定の原油の使用及び輸送禁止と汚水流入ガイドラインの厳格化である。大気汚染物質排出監視区域の指定 (排出コントロールエリア) は、硫黄酸化物や酸化窒素などの大気汚染物質排出量の減少に役立つだろう。また、このような区域指定は、特に敏感な海域 (特別敏感海域) を顧慮したものであり、現存する保護規定にさらなる重要性を持たせることが目的である。

OSPAR 委員会と北東大西洋漁業委員会

北東大西洋の海洋環境保護のための条約であるオスパール条約は、海洋環境保護という点では唯一の地域条約であり、北極域大西洋セクターから北極までを包含している。40 年以上に渡り、OSPAR 委員会に参加している欧州 16 ヶ国 (ドイツと北極評議会に加盟しているデンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンを含む) は、北東大西洋海洋環境保護対策の指標となるような具体的な行動内容策定に従事している。委員会はまた、定期的な海洋環境レベルチェックと、その総括を行っている。その際、特に重視しているのが、北極セクターだといえる。

ドイツは、OSPAR 委員会の活動に積極的に関与しており、グローバルにつながる保護地域ネットワークの構築を歓迎している。このネットワークには北極地方も必ず組み込まなくてはならない。ネットワーク構築が実現すれば、海洋生物多様性保護のために生物多様性条約で定められた内容を実行に移しやすくなると連邦政府は考えている。OSPAR 委員会はまた、石油やガス採掘もテーマとして扱っている。このような委員会構造の中、ドイツは適切な環境水準設定のために尽力している。

OSPAR 委員会が全権を持たずに、規定の範囲も限られているセクターが漁業である。北東大西洋漁業委員会 (NEAFC) が代わってこのセクターをカバーしている。北東大西洋漁業委員会は OSPAR 委員会と類似した機能を持っていることで知られている。このふたつの地域委員会は互いに協力し、基盤をより強固なものにしているだけでなく、北極地方の環境や気候に負荷をかけない資源開発の重要性を議論し、適切な措置を取っている。EU の代表として存在する EU 委員会は、独自機関として OSPAR 委員会に参加し、EU 加盟国代表として NEAFC にも参加している。

EU

EU は、EU 北極戦略の重要性を明言しており、北極政策推進に積極的に取り組んでいる。連邦政府は EU の北極政策に対する姿勢を高く評価し、支援している。システムティックな EU 北極政策の第一歩として、EU 委員会は、2012 年 6 月、「EU 北極政策の発展について：2008 年以降の前進と次なる一歩」を発表した。

連邦政府は、外交及び安全保障政策と、環境、研究、産業、技術、エネルギー及び資源、交通、漁業などの政策分野は、北極にとって同等に重要であると認められるよう尽力している（水平的連関性）。EU は北極政策を、EU の長期的、戦略的政策として今後も前進させていかななくてはならない。

EU の地域政策プログラム、ノーザンディメンション（ND）と常に発展を続ける北極政策との均衡を図るために、より緊密な意見調整の必要性が高まっている。地理的な説明を加えると、ノーザンディメンションはロシア北西地域、北海、バルト海だけでなく、ヨーロッパ大陸の北極及び亜北極地域（「北極の窓」）に重点を置いている。

ノーザンディメンション環境パートナーシップという枠組の範囲内で強化されてきた北極圏プロジェクトが今後、どの程度まで発展可能かは改めて精査しなくてはならないだろう。EU は、すでに長期に渡り極地研究のため多額の資金援助を行っているだけでなく（過去 10 年間で 2 億ユーロ）、EU グリーンランドパートナーシップ協定に基づき、グリーンランドの持続的発展に貢献している。そのような事実だけでなく、EU と北極の地理的及び政治的近距離を考慮すれば、EU が北極評議会常任オブザーバーの地位を目指すのは正当な意思表示だと考えられる。EU 加盟国 3 ヶ国が北極評議会に参加している。EU にアイスランドが加盟すれば、北極評議会に参加している 4 ヶ国目の EU 加盟国となる。EU とノルウェーは危機管理強化のための民軍オペレーション連携協定を介して結びつきを強めている。北極圏を取り巻くカナダ、ロシア、アメリカは、いずれも EU の戦略的パートナー国である。北極評議会が諸課題に取り組む際、EU はこれまでの多国間共同作業を通して得た豊富な経験を活かし、様々に異なる立場や将来的展望を調整する役割を担うことが期待されている。

欧州投資銀行（EIB）は、エネルギー、環境、交通、研究分野のインフラ基盤整備のための投資を始めとする北極地方に対する投資全般を推奨している。連邦政府は、欧州投資銀行によるこの活動を支持している。

また、バレンツ海を北極圏特有のテーマとして扱い、理解を深めてもらうために設立されたバレンツ海欧州北極圏評議会（BEAC）の活動を、連邦政府は支援している。BEAC は 1993 年、バレンツ海周辺の地域協力強化と生態系にとっての脅威緩和を目的として、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、ロシア、EU 委員会によって設立された。評議会は当該地域における経済的、社会的発展を促すための活動を、国境を超える広範囲で行っている。

相互関係

連邦政府は、すべての北極評議会加盟国が友好的な相互関係を築くことができるよう、下支えしている。特に重要な点は、北極政策という共通関心事であるテーマを発展させていくための共同作業である。北極政策発展のために、現存する相互構造や委員会を有効に活用することが望ましい。

連邦政府は、北極政策の強固な基盤づくりのため、北極評議会加盟国のフィンランド、ノルウェー、アイスランド、スウェーデンを始め、重要な役割を担うアメリカ、カナダ、ロシア、中国とも定期的に欧州政策、安全保障政策、経済政策に関する協議を行っている。

ここでは友好的な相互関係をベースに、北極のさらなる発展のため共同インフラ投資などのプロジェクトが進められている。それに加えて連邦政府は、他の常任オブザーバー参加国とも常に緊密にコンタクトを取り、北極圏が抱える問題点や課題について協議している。ドイツは、北極に関する問題を解決するために重要なパートナー国としてデンマークを挙げている。

安全保障政策上の協力フォーマット

連邦政府は、北極の利用を平和目的に限定しようという呼びかけに賛同しているが、同時に、北極の発展に伴って安全保障政策上の課題や安全を脅かす政治的リスクが増大する可能性も認識している。NATO が形成している強力かつ広範囲に渡るパートナーシップ・フォーマットに、北極隣接諸国も組み込まれなくてはならない。連邦政府が北極に付随する安全保障対策上の課題について話し合うための場として開催しているいくつかのフォーラムは、ドイツがオブザーバーとして他の欧州パートナー諸国と共に参加している北極圏安全保障軍事会議（ASFR）のようなフォーマットを補足する役割を果たしている。

IV. 総括

北極がもたらす地政学上、地政経済学上、地球生態学上意義の高まりを受けて、国際社会の北極に対する関心も急激に高まっている。人類が排出する温室効果ガスによって引き起こされた気候変動は、地球温暖化と北極の氷融解を加速させている。それが、北極に存在する資源開発へのアクセスをもたらし、さらなる経済的チャンスが生まれる結果となった。しかし経済的チャンスの広がりと同時に、北極圏の生態系に脅威を及ぼす高いリスクと表裏一体であるということを常に念頭に置かなくてはならないだろう。すでに始まっている北極に存在する資源の開発は、ドイツだけでなく EU のエネルギー及び資源の安定供給に寄与することになるのは明白だ。ドイツ企業にとっては新たな可能性が開かれることとなる。その際、連邦政府が最も重視している点は、北極を平和的に、環境と自然に負荷をかけない方法で、持続的経済成長にメリットをもたらすように利用する、ということだ。そのために必要なのは最高レベルの環境水準を設定し、それを遵守することと、環境破壊に加担しない義務を負うということである。政治的側面から特に重要な役割を担っている

のが、北極隣接諸国と北極評議会加盟国だといえる。

連邦政府は、北極政策をドイツ連邦政府による政策の中心に据えるよう努めているが、その際、決して忘れてはならないことは、北極の特性、すなわち生態系の繊細さと脆弱性、先住民に対する顧慮である。研究分野における豊富な特殊知識や専門知識、高度な技術を有するドイツは、環境水準をクリアした上で、北極地方の持続的経済発展に貢献する用意がある。連邦政府は今後も、高い安全水準及び環境水準を十分に留意した上で、北極圏水域を船舶が自由に航行できるよう尽力していく意向を示している。

連邦政府は、唯一無二といえる北極の美しい自然と生物多様性、環境及び先住民の生活基盤を守るためには、クリアすべき環境水準を高く設定することが重要だと考えている。連邦政府は、北極圏周辺環境保全に心をくたくことの意味を強調する。予防原則を適用した上で北極の環境を保持することが、グローバルな環境保護にもつながっていく。

連邦政府は、ドイツが取り組んでいる数ある研究分野の中でも極地研究に力を入れている。研究から得られた知識や見解は、北極政策に役立つだけでなく、北極地方と国際社会の関係発展にも間違いなく役立つであろう。国際社会にとって、自由で協力的、責任を強く自覚した上での研究活動の助成と、研究に与えられた諸条件改善への取り組みが急務の課題だといえる。

連邦政府は、北極の発展を目的として締結され、すでに効力を発している国際条約の正当性を公言している。中でも政府が政策のよりどころとしている重要な条約は、国連海洋法条約、MARPOL 条約、海洋環境保護に関する条約、生物多様性保護条約、地域レベルで締結された各種地域条約である。上述の条約が定めている内容には、いくつかの埋めなくてはならない穴が存在している。早急に規定の完全化に向けて作業を進めていかななくてはならない。その一例として、国際海事機関における取組である「極海コード」の策定作業が挙げられる。連邦政府は多国間共同作業による北極関連諸問題解決に向けた動きを歓迎している。とりわけ、重要事項の決定機関として存在している北極評議会の意義を高く評価している。北極評議会常任オブザーバー参加国としてドイツが果たすべき役割を再確認し、今後、評議会に一層の貢献をすべく連邦政府は尽力していく。

EU は、北極の環境、研究、産業、技術、エネルギー、資源、交通、漁業等のセクターにおいて、戦略的かつ水平連関性を重視した外交政策及び安全保障政策を取っており、連邦政府は EU の積極的な北極政策を高く評価している。

【ブラジル】

（国家海洋政策に関する大統領令）

1994年10月11日付大統領令第1.265号

DECRETO Nº 1.265, DE 11 DE OUTUBRO DE 1994.

共和国大統領府
官房庁
法務室

1994年10月11日付大統領令第1.265号

国家海洋政策(PMN)を承認する。

共和国大統領は、憲法第84条IV号及びVI号により付与された権限を行使し、次のとおり定める。

第1条 本令が定める規定のとおり海洋政策を承認する。

第2条 本令はその公示の日から施行する。

第3条 1984年1月25日付大統領令第89.331号及びその他の対立する規定は、これを廃止する。

ブラジリア、1994年10月11日

イタマル・フランコ

イバン・ダ・シルベイラ・セルパ

本紙は1994年10月13日付連邦官報の公示文に代わるものではない。

前文

国家海洋政策(PMN)は、国益に基づき、我国の海と内陸部水路を効率的、合理的、全面的に活用するため、全体の融合と調和のとれた海洋活動の展開を方向付けることを目的とする。

PMN における海洋活動は、海洋全般並びに航行可能な河川及び湖沼に関連する全ての活動を指す。

PMN は、共和国大統領が定める指針の下に、他の国家政策と共に自国にとって重要な事案に関連する国際的取決めとの調和を保つ。

多数の省に亘る省庁間政策は、それらに海洋活動が含まれるとき、PMN により統治される。

連邦行政機関は、それぞれの管轄領域内において法的権限に基づき、PMN に定められた指針の下で PMN の目的を達成するために助力するものとする。

従い、PMN は基本的に、海洋分野における国家活動を適正に管理し、それら活動の共通点を生かし、隘路となる点を特定し、人的・経済的基盤を強化し、海洋環境という広大な領域において安全を保証するという、政府の関心から生まれたものである。そのため PMN は、海洋力とその軍事的構成要素(1)を国益のために理知的に使用することを目指したものである。

本書は、当前文、PMN の制約要因の要約の提示、達成すべき目標の提示及び目標達成のためになすべき活動の列挙から成る。

なすべき活動は、それに限定されている訳ではないが主要な事案に関連付けられ、次の項目に分類される：国際関係(RI)、水上輸送(T)、造船(C)、研究・開発(PD)、海洋資源(RM)、人員(P)及び安全(S)。

なすべき各活動の内容に続き、それぞれが達成すべき目標が特定され、そのための計画策定、実施及び管理の統括に責任を負う省が定められ、当該活動への主要な参加者、即ちその参加が特定の事案に制約されているが高い頻度により参加する省が示される。

省と他の連邦行政機関の特定の任務の一覧を別表に示す。

.....

(1) 国家が海洋又はそれに附随するものに関連する目的を達成するために使用する国力の構成要素が、海洋力と理解される。それら手段は政治的、経済的、軍事的及び社会的な性格をもち、国民と政治家の海洋意識、商船隊と海軍、造船業、港湾及び海上貿易の構造を含む。海軍力とは海洋力の軍事的構成要素を指す。

第1章 制約要因

国家海洋政策は次の要因により制約を受ける。

- a) 国家戦略構想(CEN)
- b) 政府活動指針
- c) 国家安全政策(防衛)
- d) 動員に関する一般的指針
- e) 海洋分野における部門別政策
- f) ブラジルにとって重要な事案に関連してブラジルが参加する国際的取決め

第2章 目的

- 1 - 国家の海洋的性向の育成
- 2 - 海洋活動の合理化と経済性の向上
- 3 - 海洋活動の分野における技術的独立
- 4 - 海洋力に関する重要な商業活動が行われる、航行可能な海洋、河川及び湖沼における、水柱環境、底層及び地下の特に食料生産用の生物資源及び非生物資源の合理的な調査、開発及び利用
- 5 - 当国の海洋活動の拡充と海洋権益の保護に係る、船舶、機器及び資材の国内生産
- 6 - 当国の港湾、水路及び艦船修理のインフラの改善
- 7 - 国内及び海外との通商における水上輸送の最適化
- 8 - 海洋活動が展開される領域での環境保護
- 9 - 海洋活動に必要な人的資源の育成、価値向上及び合理的な利用
- 10 - 国による維持が戦略的な又は国防上の必要性を形成しない場合における、海洋活動の民営化
- 11 - 海洋活動の分野における国際的取決めへの参加から生じる便益の獲得
- 12 - 活動の安全と海洋における国益の保護
- 13 - ブラジルの外交活動を支援する海外における当国に有利なイメージ
- 14 - 海洋力のその他の構成要素に見合った規模の効率的な海軍力の存在の確保

第3章
なすべき活動

a) 国際関係

活動 番号	活動内容	目的	統括者	主要参加者
RI 1	国際的取決めに対する自国の反対 又は支持の姿勢を特定する。	11	MRE	MM, MT, MAARA, MMAAL, SAE
RI 2	国際的な場で、国家海洋政策と最も 適合性の高い立場を得るべく交渉 する。	11	MRE	MM, MF, MT, MJ, MAARA, MICT, SEPLAN, SAE
RI 3	海外でブラジルの外交活動のため に、当国の海洋権の使用を可能にする 対策を統括する。	13	MRE	MM, MT
RI 4	海洋関連の技術と通商の分野にお いて先進的技術を備えた国々との 提携を追求し拡充する。	2,4,5, 9, 11	MAARA	MRE, MICT, MCT, MMAAL

b) 水上輸送

活動 番号	活動内容	目的	統括者	主要参加者
T 1	港湾サービスの改善。	6, 7	MT	MTb, MM, MF, MICT, MAARA, MMAAL, MJ
T 2	国内水路輸送と当国の他の輸送シ ステムとの統合を促進する。	1, 7	MT	MMAAL, MICT, MF, MIR
T 3	当国の重要な海上航路に商船隊を 適応させる。	6, 7	MT	MMAAL
T 4	沿岸航海の利用を助成する。	1, 7	MT	MAARA, MICT, MME, MMAAL

T 5	長距離航海に占めるブラジル籍船の比率を高める。	1, 7	MT	MRE, MICT, MME
T 6	当国の主要な河川流域における水路と水門の建設を促進する。	1, 7	MT	MME, MIR, MMAAL
T 7	海洋支援船の国内航行を開発する。	1, 7	MT	MICT, MME
T 8	特に北部と中西部に地方間水上輸送網を構築する。	2, 6, 7	MIR	MT, MMAAL, MAARA, MICT
T 9	地方の輸送コストの引き下げと資材供給の安定化を図るため、水路に接続した多様な輸送システムを構築する。	1, 2, 6, 7	MIR	MT, MAARA, MICT, MTb, MRE
T 10	水資源の保全及びその衰退又は違法な使用に対する監視活動を強化する。	2, 4, 8	MMAAL	MM, MAARA, MJ, MIR

c) 造船

活動番号	活動内容	目的	統括者	主要参加者
C 1	海洋資源の調査・開発・利用のための船舶、海洋プラットフォーム及び海洋施設の建造プロジェクト推進を助成する。	3,5, 9, 14	MT	MM, MICT, MME, SEPLAN
C 2	世界的な海上輸送の傾向及び海洋資源の教育・調査・開発・利用の増大する必要性に基づき、国内造船所による特殊船舶の建造を助成する。	3,4, 5, 9	MT	MM, MAARA, MICT, MME, MMAAL, SEPLAN
C 3	造船助成制度の改善策を提案する。	5	MT	MM, MICT, MME, SEPLAN

C 4	軍用艦船の建造に占める国内民間企業の比率を高める。	3,5,14	MM	MT, MICT, SEPLAN
C 5	原子力を含む新しい海洋推進力の技術を開発する。	3,5,14	MM	MT, MICT, MME, MCT, SEPLAN, SAE
C 6	船舶修理産業の開発を助成する。	3, 6	MT	MM, MICT, MME, SEPLAN
C 7	捕獲、船上処理及び船中保存の優れた技術を備えた漁船の造船所運営に関する要件設定への貢献。	3, 4, 5	MAARA	MICT, MMAAL

d) 研究・開発

活動番号	活動内容	目的	統括者	主要参加者
PD 1	国よる科学技術的調査の努力の結果を取り入れた、海洋活動に関連する国内企業を助成する。	3	MICT	MM, MT, MAARA, MED, MMAAL, MCT, SEPLAN
PD 2	原子力を含む海洋活動用の国内技術の獲得又は開発に役立つ研究を助成する。	3	MCT	MM, MT, MAARA, MED, SEPLAN
PD 3	海洋活動分野の国内技術の開発に貢献する大学、研究所、協会、協議会及び技術的発表に責任を負う団体を支援する。	3	MCT	MM, MT, MAARA, MED, MMAAL, SEPLAN
PD 4	製品輸出の支援・助成を含め、海洋活動に関連する基礎産業が適切なレベルでの事業運営を行えるよう助成する。	3, 5	MICT	MM, MT, MAARA, MMAAL, SEPLAN

PD 5	海洋に関連する従来のものでない新しいエネルギー源の研究及び利用を強化する。	3	MME	MM, MT, MED, MCT, MMAAL, SEPLAN
PD 6	原子力を含む海洋推進力の新しい技術の研究・開発を奨励する。	3,5, 14	MCT MICT	MM, MT, MED, MICT, MME, SEPLAN
PD 7	海洋資材・機器の標準化を可能にする技術規格設定の活動を助成する。	3, 5	MICT	MM, MT, MAARA, MED, SEPLAN
PD 8	当分野のプロジェクトにおける国産機器の使用を助成する。	3, 5	MMAAL	MM, MT, MAARA, MCT, SEPLAN
PD 9	海洋活動が行われる領域での環境の再生又は保全に関する、規則と規格の作成・制定を促進する。	8	MCT	MM, MT, MAARA, MME
PD 10	海洋活動分野における研究所の設置又は拡充を助成する。	3	MAARA	MM, MT, MED, MMAAL, SEPLAN
PD 11	漁港及び漁業ターミナルの運営を改善する。	2,4,6, 7	MAARA	MM, MICT, MT
PD 12	漁と派製品の捕獲、加工及び販売のモニタリングのデータバンクを完全な形で維持する。	2,3,4		MMAAL

f) 人員

活動番号	活動内容	目的	統括者	主要参加者
P 1	海洋活動分野の教育機関の設置又は拡充を助成する。	1, 9	MM	MT, MAARA, MED, MTb, MICT, MME
P 2	海洋活動に関連する行政、通商、科	1, 9	MM	MED, MT, MME, MTb, MICT

P 3	学、技術及び軍事の分野において、効率的に活動する人材の指導・訓練を含む専門家の育成を助成する。 海洋活動に関連する職業に係わる規則制定を、管轄部門と共に進める。	9	MM	MTb, MT, MME, MED, MICT
P 4	国家経済の他の分野と競争可能な条件を備えた、海洋分野の給与政策の構築を、管轄部門と共に進める。	9	MTb	MT, MF, MME, SAF, SEPLAN
P 5	輸送手段の技術的發展とシステムの経済性向上と両立し得る、港湾とターミナルにおける海洋労働の再編成を進める。	2, 6, 9	MTb	MT, MCT, MICT, MMAAL, MME, MAARA

S) 安全

活動番号	活動内容	目的	統括者	主要参加者
S 1	国の将来に対する海洋の重要性に関し、ブラジル国民に説明する。	1	MM	MRE, MF, MT, MAARA, MED, MTb, MICT, MME, MIR, MCT, MAAL, SEPLAN, SAE
S 2	国益に適った国家海洋力に適合する法律の更新、改正及び調和を提案する。	2, 12	MM	MRE, MF, MT, MAARA, MTb, MICT, MME, MIR, MJ, SEPLAN, SAE
S 3	海軍の戦略的港湾の艦船支援施設を拡充する。	6, 12	MT	MM, MICT
S 4	海難救助を行う民間企業を助成す	10	MICT	MM, MT, MF, MME

	る。			MT, MICT, MME
S 5	海上輸送の安全を強化する。	12	MM	MT, MTb, MME
S 6	航海の安全を強化する。	12	MM	MM, MTb, MJ,
S 7	港湾、ターミナル及び海洋施設の安全を強化する。	6, 12	MT	MAARA
S 8	国益に繋がる海洋領域の安全を強化する。	12	MM	MT, SAE
S 9	水上警察の訓練を強化する。	12	MM	MR, MJ, MMAAL
S 10	沿岸パトロールを強化する。	12	MM	MJ, MF, MMAAL
S 11	国家海洋力の適切な使用のために、戦略的及び運用面の情報の作成を奨励する。	12	MM	MRE, MT, MICT, MME, MMAAL, SAE
S 12	軍事利用のための迅速な改造が可能な選抜された商船の建造に関する、履行すべき規則の設定を含め、平時における船舶動員の計画を策定する。	5,12	MM	MT, MICT, MME, SAE
S 13	国際的緊張又は戦争の状態における海上輸送の民間管理の活動を促進する。	12	MT	MM

別表 A
特定任務一覧表

1. 海軍省

a) 統括

- C - 4 - 軍船用艦船の建造に占める国内民間企業の比率を高める。
- C - 5 - 原子力を含む新しい海洋推進力の技術を開発する。
- P - 1 - 海洋活動分野の教育機関の設置又は拡充を助成する。
- P - 2 - 海洋活動に関連する行政、通商、科学、技術及び軍事の分野において、効率的に活動する人材の指導・訓練を含む専門家の育成を助成する。
- P - 3 - 海洋活動に関連する職業に係わる規則制定を、管轄部門と共に進める。
- S - 1 - 国の将来に対する海洋の重要性に関し、ブラジル国民に説明する。
- S - 2 - 国益に適った国家海洋力に適合する法律の更新、改正及び調和を提案する。
- S - 5 - 海上輸送の安全を強化する。
- S - 6 - 航海の安全を強化する。
- S - 8 - 国益に繋がる海洋領域の安全を強化する。
- S - 9 - 水上警察の訓練を強化する。
- S - 10 - 沿岸パトロールを強化する。
- S - 11 - 国家海洋力の適切な使用のために、戦略的及び運用面の情報の作成を奨励する。
- S - 12 - 軍事利用のための迅速な改造が可能な選抜された商船の建造に関する、履行すべき規則の設定を含め、平時における船舶動員の計画を策定する。

b) 主要参加者

RI-1、RI-2、RI-3、T-1、T-10、C-1、C-2、C-3、C-6、PD-1、PD-2、PD-3、PD-4、PD-5、PD-6、PD-7、PD-8、PD-9、PD-10、PD-11、RM-1、RM-2、RM-3、RM-4、S-3、S-4、S-7、S-13

2. 外務省

a) 統括

- RI - 1 - 国際的取決めに対する自国の反対又は支持の姿勢を特定する。
- RI - 2 - 国際的な場で、国家海洋政策と最も適合性の高い立場を得るべく交渉する。
- RI - 3 - 海外でブラジルの外交活動のために、当国の海洋権の使用を可能にする

対策を統括する。

RM - 3 - 外国からの補完的協力を含んだ海洋資源の合理的な調査、開発及び利用に係わる活動において、全段階でのブラジルの実際的な参加を確保する。

RM - 5 - 領海外の海洋の生物、鉱物、水力、土壌及び地下の各資源の合理的な利用へのブラジルの参加を段階的に引き上げる。

b) 主要参加者

RI-4、T-5、T-9、S-1、S-2、S-11

3. 財務省

a) 統括

x x x

b) 主要参加者

RI-2、T-1、T-2、P-4、S-1、S-2、S-4、S-9、S-10

4. 運輸省

a) 統括

T - 1 - 港湾サービスの改善。

T - 2 - 国内水路輸送と当国の他の輸送システムとの統合を促進する。

T - 3 - 当国の重要な海上航路に商船隊を適応させる。

T - 4 - 沿岸航海の利用を助成する。

T - 5 - 長距離航海に占めるブラジル籍船の比率を高める。

T - 6 - 当国の主要な河川流域における水路と水門の建設を促進する。

T - 7 - 海洋支援船の国内航行を開発する。

C - 1 - 海洋資源の調査・開発・利用のための船舶、海洋プラットフォーム及び海洋施設の建造プロジェクト推進を助成する。

C - 2 - 世界的な海上輸送の傾向及び海洋資源の教育・調査・開発・利用の増大する必要性に基づき、国内造船所による特殊船舶の建造を助成する。

C - 3 - 造船助成制度の改善策を提案する。

C - 6 - 船舶修理産業の開発を助成する。

S - 3 - 海軍の戦略的港湾の艦船支援施設を拡充する。

S - 7 - 港湾、ターミナル及び海洋施設の安全を強化する。

S - 13 - 国際的緊張又は戦争の状態における海上輸送の民間管理の活動を促進する。

b) 主要参加者

RI-1、RI-2、RI-3、T-8、T-9、C-4、C-5、PD-1、PD-2、PD-3、PD-4、PD-5、PD-6、

PD-7、PD-8、PD-9、PD-10、PD-11、RM-1、RM-2、RM-3、RM-4、RM-5、P-1、P-2、
P-3、P-4、P-5、S-1、S-2、S-4、S-5、S-6、S-8、S-11、S-12

5. 農業供給農地改革省

a) 統括

RI - 4 - 海洋関連の技術と通商の分野において先進的技術を備えた国々との提携を追求し拡充する。

PD - 11 - 漁港及び漁業ターミナルの運営を改善する。

PD - 12 - 漁と派製品の捕獲、加工及び販売のモニタリングのデータバンクを完全な形で維持する。

C - 7 - 捕獲、船上処理及び船中保存の優れた技術を備えた漁船の造船所運営に関する要件設定への貢献。

b) 主要参加者

RI-1、RI-2、T-1、T-4、T-8、T-9、T-10、C-2、PD-1、PD-2、PD-3、PD-4、PD-7、
PD-8、PD-9、RM-6、RM-7、P-1、P-5、S-1、S-2、S-7

6. 教育スポーツ省

a) 統括

RM - 4 - 海洋調査を行う調査・教育機関の継続的な成長を助成する。

b) 主要参加者

PD-1、PD-2、PD-3、PD-5、PD-6、PD-7、PD-10、P-1、P-2、P-3、S-1

7. 労働省

a) 統括

P - 4 - 国家経済の他の分野と競争可能な条件を備えた、海洋分野の給与政策の構築を、管轄部門と共に進める。

P - 5 - 輸送手段の技術的発展とシステムの経済性向上と両立し得る、港湾とターミナルにおける海洋労働の再編成を進める。

b) 主要参加者

T-1、T-9、RM-1、P-1、P-2、P-3、S-1、S-2、S-6、S-7

8. 商工観光省

a) 統括

PD - 1 - 国よる科学技術的調査の努力の結果を取り入れた、海洋活動に関連する国内企業を助成する。

PD - 4 - 製品輸出の支援・助成を含め、海洋活動に関連する基礎産業が適切なレ

ベルでの事業運営を行えるよう助成する。

PD - 7 - 海洋資材・機器の標準化を可能にする技術規格設定の活動を助成する。

PD - 8 - 当分野のプロジェクトにおける国産機器の使用を助成する。

RM - 1 - 国内の漁船による漁業活動を助成する。

RM - 6 - 海洋由来の食品工業の成長を支援する。

S - 4 - 海難救助を行う民間企業を助成する。

b) 主要参加者

RI-2、RI-4、T-1、T-2、T-4、T-5、T-7、T-8、T-9、C-1、C-2、C-3、C-4、C-5、C-6、
C-7、PD-6、PD-11、RM-4、RM-5、P-1、P-2、P-3、P-5、S-1、S-2、S-3、S-5、S-11、
S-12

9. ー 鉱山エネルギー省

a) 統括

PD - 5 - 海洋に関連する従来のものでない新しいエネルギー源の研究及び利用
を強化する。

RM - 2 - 特に戦略的鉱物の輸入にとって代わることができる、ブラジル近海の
大陸灘での鉱物の調査・開発・利用活動を強化する。

b) 主要参加者

T-4、T-5、T-6、T-7、C-1、C-2、C-3、C-5、C-6、PD-6、PD-9、RM-3、RM-4、RM-5、
P-1、P-2、P-3、P-4、P-5、S-1、S-2、S-4、S-5、S-6、S-11、S-12

10. ー 地方統合省

a) 統括

T - 8 - 特に北部と中西部に地方間水上輸送網を構築する。

T - 9 - 地方の輸送コストの引き下げと資材供給の安定化を図るため、水路に
接続した多様な輸送システムを構築する。

b) 主要参加者

T-2、T-6、T-10、RM-1、S-1、S-2

11. ー 法務省

a) 統括

x x x

b) 主要参加者

RI-2、T-1、T-10、S-2、S-7、S-9、S-10

12. 科学技術省

a) 統括

- PD - 2 - 原子力を含む海洋活動用の国内技術の獲得又は開発に役立つ研究を助成する。
- PD - 3 - 海洋活動分野の国内技術の開発に貢献する大学、研究所、協会、協議会及び技術的発表に責任を負う団体を支援する。
- PD - 6 - 原子力を含む海洋推進力の新しい技術の研究・開発を奨励する。
- PD - 10 - 海洋活動分野における研究所の設置又は拡充を助成する。

b) 主要参加者

RI-4、C-5、PD-1、PD-5、PD-8、RM-4、P-5、S-1

13. 環境アマゾン流域省

a) 統括

- T - 10 - 水資源の保全及びその衰退又は違法な使用に対する監視活動を強化する。
- PD - 9 - 海洋活動が行われる領域での環境の再生又は保全に関する、規則と規格の作成・制定を促進する。
- RM - 7 - ブラジルの領海が持続可能なパラメータの下に開発され、そこに累積されたものを損なわないよう、領海での漁業活動を統括する。

b) 主要参加者

RI-1、RI-4、T-1、T-2、T-3、T-4、T-6、T-8、C-2、C-7、PD-1、PD-3、PD-4、PD-5、PD-10、PD-12、RM-1、RM-2、RM-3、RM-4、RM-5、RM-6、P-5、S-1、S-9、S-10、S-11

14. 企画予算大統領府統括庁

a) 統括

x x x

b) 主要参加者

RI-2、C-1、C-2、C-3、C-4、C-5、C-6、PD-1、PD-2、PD-3、PD-4、PD-5、PD-6、PD-7、PD-8、PD-10、P-4、S-1、S-2

15. 戦略策定庁

a) 統括

x x x

b) 主要参加者

RI-1、RI-2、C-5、RM-2、RM-3、RM-5、S-1、S-2、S-8、S-11、S-12

16. 一連邦行政管理庁

a) 統括

x x x

b) 主要参加者

P-4

別記 B
略号解説

海軍省	MM
外務省	MRE
財務省	MF
運輸省	MT
農業供給農地改革省	MAARA
教育スポーツ省	MED
労働省	MTb
商工観光省	MICT
鉱山エネルギー省	MME
地方統合省	MIR
法務省	MJ
科学技術省	MCT
環境アマゾン流域省	MMAAL
企画予算大統領府統括庁	SEPLAN
戦略策定庁	SAE
連邦行政管理庁	SAF

【ブラジル】

(国家沿岸管理計画に関する法律)

1988 年 5 月 16 日付法律第 7.661 号

LEI Nº 7.661, DE 16 DE MAIO DE 1988.

※翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

共和国大統領府
官房庁
法務室

1988年5月16日付法律第7.661号

施行規則 国家沿岸管理計画及びその他の措置を制定する。

共和国大統領は、国会が承認した次の法律を裁可する。

第1条 国家海洋資源政策-PNRM 及び国家環境政策-PNMA の一部を構成するものとして、国家沿岸管理計画-PNGC を制定する。

第2条 PNGC は、いずれも 1981年8月31日付法律第6.938号第2条及び第4条に定められた、原則と PNMA の包括的目的に基づき、沿岸地帯の住民の生活の質的向上と、自然遺産、歴史遺産、民族遺産及び文化遺産の保護に貢献するよう、同地帯の資源の国家的利用の方向付けをすることを目的とする。

単項. 本法律において沿岸地帯とは、本計画により定められる海洋地帯と他の陸地を包含し、再生可能な又は不可能な資源を含む、空、海及び陸が相互作用する地理的空間を指す。

第3条 PNGC は、沿岸地帯の使用と活動に関する地域地区制を採用し、次に挙げるものの保全と保護を優先する。

I 再生可能な及び不可能な天然資源、藻岩礁、藻暗礁及び藻洲、陸島、洋島、河川系、河口系、潟湖系、湾、入江、海浜、岬、海岸、海窟、砂州、砂丘、海岸林、マングローブ林、水中林。

II 文化的な意義をもつ生態学上重要な場所及びその他の恒久的自然保護地区。

III 自然遺産、歴史遺産、古生物学的遺産、洞穴学的遺産、考古学的遺産、民俗遺産、文化遺産及び景観的遺産を含む場所。

第4条 PNGC は、その構成と活動方法が行政府の政令に定められる、海洋資源に関する省庁間委員会事務局-SECIRM が指揮する統括グループにより作成され、また必要な場合は同グループにより更新される。

第1号 本計画は、統括グループにより海洋資源省庁間委員会-CIRM へ提出され、CIRM は国家環境審議会-CONAMA の意見を聴取し承認する。

第 2 号 本計画は、国家環境システム-SISNAMA に組み込まれる機関と団体を通じて、国、州、直轄地及び市の参加を得て適用される。

第 5 条 PNGC は、次に示す側面を考慮して CONAMA により定められる、環境の管理と質の維持に関する規則、基準及び標準に基づき作成され実施される：都市計画、地表と地下の占有と利用、水の利用、土地の細分化と再統合、道路網と輸送システム、発電・送電・配電システム、住居と下水設備、観光、娯楽、レジャー、自然遺産、歴史遺産、民族遺産、文化遺産及び景観的遺産。

第 1 号 州と市は、国家計画の規則と指針及び本法律の規定に基づき、州沿岸管理計画及び市沿岸管理計画をそれぞれの条例により制定し、当該計画お実施を管轄する機関を定めることができる。

第 2 号 地表、地下及び水の利用に関する規則と指針、並びに不動産の使用に対する制限は、国、州及び市の沿岸管理計画に定めることができ、そのうち最も厳しい制限を定めた規定が常に優先するものとする。

第 6 条 沿岸地帯の自然の特性の変化を伴う土地の分割と統合、建設、設置、運行及び活動拡大は、本法律の規定に加え、沿岸管理計画の指針に準拠した連邦、州及び市のその他の特定の規則を遵守しなければならない。

第 1 号 部分的なものであれ本条に定める許可条件の不履行があった場合、停止、差し止め又は解体の処分が下され、その処分は本法律に定める他の罰則の適用に何らの影響を及ぼさない。

第 2 号 許可に際し、管轄機関は、当該活動の責任者に、法律に基づく環境影響調査報告書の作成と環境影響評価書-RIMA の提出を請求する。

第 7 条 沿岸地帯における生態系、各種遺産及び天然資源が損害を受けた場合、当該加害者は、損害を修復する義務と共に、最高限度が OTN-国債 100,000 口相当額へ引き上げられた 1981 年 8 月 31 日付法律第 6.938 号第 14 条に定められた罰金の対象となる。その罰則は、法律に定める他の罰則の効力に影響を及ぼさない。

単項. 本法律に基づき環境の損害の修復を命じる有罪判決と法的合意(禁止)は、検察庁から CONAMA へ通知される。

第 8 条 沿岸地帯において市、州又は連邦の責任の下に実施されるモニタリングによるデータと情報は、国家環境情報システム-SINIMA の一部を成す、「沿岸管理」サブシステムを構成する。

単項. SISNAMA の分野別地方機関、大学、その他の文化機関、科学機関及び技術機関は、上記サブシステムへ、沿岸地帯の自然遺産、歴史遺産、民族遺産及び文化遺産、環境の質、並びに環境影響調査に関するデータを提供する。

第 9 条 沿岸地帯の各種遺産及び天然資源の生態系の損傷又は不適切な使用を防止するため、PNGC は関連法に基づき、恒久的保全地区の創設を定めることができる。

第 10 条 海浜は国民共用の公共財産であり、国の安全に重要とみなされる又は特別法による保護区に含まれる地帯を除くほか、あらゆる方向での海浜と海への自由且つ無償のアクセスが常に保証される。

第 1 号 本条本文で保証されたアクセスを妨げる又は困難にする、沿岸地帯における都市計画又はあらゆる種類の土地の使用は、これを禁じる。

第 2 号 本法律の実施規則により、海浜と海の公共の使用を保証するアクセスの特性と様式を定める。

第 3 号 海浜とは、周期的に水に覆われ次に水から現れる地域に、砂、砂利、小石、石のような砕かれた物質の領域に隣接し、自然の植生が始まる又は他の生態系が始まる境界までの帯状の領域を加えた領域を指す。

第 11 条 行政府は、180 日以内に本法律の実施規則を定める。

第 12 条 本法律は公示の日から施行する。

第 13 条 本法律に対立する規定はこれを廃止する。

ブラジリア、1988 年 5 月 16 日

ジョゼ・サルネイ

エンリケ・サボイア

プリスコ・ビアナ

本紙は 1998 年 5 月 18 日付連邦官報の公示文に代わるものではない。

資料 6 (海洋政策研究財団 訳) ※

【ブラジル】

国家沿岸管理計画 II

Plano Nacional de Gerenciamento Costeiro II

(PNGC II)

※翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

国家沿岸管理計画Ⅱ(PNGCⅡ)

1. 序文

ブラジル政府は、沿岸資源の持続可能な利用に特別な注意を払ってきた。その姿勢は、資源の利用に関する包括的計画により、海岸空間の占有の秩序化に対する政府の公約として示されている。その目的を達成するため、国家沿岸管理計画(PNGC)の構想をたて、法律として制定し、更に経験と改善の結果を反映するプロセスを導入した。

PNGCは1988年5月16日付法律第7.661号により制定され、その実施細目が、国家環境審議会(CONAMA)の意見聴取後に承認された1990年11月21日付海洋資源省庁間委員会決議第01/90号により定められた。前記法律は、沿岸管理統括グループ(COGERCO)によるPNGCの更新メカニズムを既に想定していた。

この間、沿岸地帯の地域地区制の実施、各州での行政のチーム編成とその強化、沿岸地帯の諸問題に対する住民の意識向上など、多くのことが実施された。

本改正は、多数の活動実施者により環境水資源アマゾン流域省(MMA)に蓄積された経験を活用し、PNGCを現状に適應させることを目指したものであり、その結果、地域社会に生じた新たな必要性を取り入れることになり、その道標が、「環境と開発に関するリオ宣言」及び「アジェンダ21」という見出しが付けられRIO-92として知られる、環境と開発に関する国連会議により作成された書類に示されている。

そのため本改正は一方で、実施者がPNGCの実施において既に試された「行動様式」を内外での広範な協議の対象とし、その詳細が種々の発表の成果となり広範な開示が可能になることを想定している。

同時に他方で、新たに生じた必要性への対応のため、次の事実を考慮して再度諸活動の方向付けを行わねばなくなっている。

- 沿岸地帯には環境に重要な意味をもつ生態系のモザイクが組込まれており、その多様性は陸と海との環境の遷移によるものであり、ブラジル憲法に国家遺産地区として記載されていることが示すとおり、陸と海の相互作用がこのモザイクの多様性に脆弱な特性を与えており、そのために行政の特別な注意を必要としている。

- 世界の人口の大半が沿岸地帯に居住し、沿岸地帯の人口密度が恒常的に上昇傾向を示している。沿岸住民の健康、幸福、場合により生存自体が、湿地帯、河口域、河川を受入れ排水する湿原及び海浜に隣接した湖沼を含む沿岸系の健康状態に依存する。即ち、沿岸地帯における人間の活動の持続性は、健康的な海洋環境に依存している（陸上活動に起因する海洋環境の保護に関する世界行動計画-II号）。

- この広範な対象領域の管理活動は、基本的に各レベルの政府間及び政府と地域社会との間の協力のあり方を定める。

上述の指針の下に、この PNGC の新しいバージョン(PNGC II)が、既に達成した進歩を更に強化し改良を加え、ブラジルの広大な沿岸地帯に沿って展開する広範な多様性に対応するために必要な柔軟性を維持することを目指す。

本計画に関し、本文においてイタリック体で示した箇所を含む定義を、別記「A」に示す。

2. 原則

国家沿岸管理計画(PNGC)は、国家遺産とみなされる沿岸地帯での持続可能な開発に対するブラジル政府の公約を表したものであり、次のことを基本原則としている。

- 2.1. 適用と活動の領域における附随して起こる他の政策との関連性と整合性を確保し、*国家環境政策と海洋資源に関する国家政策*を遵守する。
- 2.2. 本件に関するブラジルによる国際公約を遵守する。
- 2.3. 関連法に基づく航行の自由に関する権利を保証する。
- 2.4. 法律と本計画に定める規準を遵守した沿岸資源の持続可能な利用を行う。
- 2.5. 全てのレベルの行政府において、入手可能な最良の情報と技術及び公共政策の一体性と整合性に基づき、決定過程の透明性と参加型の仕組みを確立しそれを維持することにより、沿岸地帯の陸海の環境の包括的管理を行う。
- 2.6. 海底の土砂流送と地形変更の作用が沿岸形成の主要部分を成す大陸棚に位置する適用領域と、海洋生態系に対する陸地の影響がより強い海洋部分とを、海洋地帯とみなす。
- 2.7. 陸上地帯において、沿岸生態系の自然に形成された区域の細分化を行わず、天然資源の利用に関する規則を制定し、更に当該区域の全体を保持する。
- 2.8. 陸上地帯において、沿岸特有の社会-経済活動により特徴付けられる地域と、沿岸地帯の形成に対するそれら活動による影響が直接的に及ぶ地域を重視する。
- 2.9. 管理活動に必要な連携の実際的な効果を確保するため、各市の限界線を重視する。
- 2.10. 悪化した又は特徴を喪失した地域の修復と再生により、沿岸地帯の生態系を代表する地域の保全、保存及び管理を行う。
- 2.11. 完全且つ更新された科学的データが欠如している場合であっても、重大な又は修復不可能な損害の危険性が存在するときは常に、アジェンダ 21 に定める*予防の原則*を適用し、環境の悪化を防止又は最小限に食い止めるための有効な対策を講じる。
- 2.12. 州と市の政策、計画及び施策の策定において、各レベルの政府の間及び政府と地域社会との間の公約と協力を保証する分権化の原則を遵守する。

3. PNGC の適用領域

- 3.1. 沿岸地帯 - 環境資源を含み次の地帯を包含する、大気、海及び陸地が相互作用する地理的空間である。
 - 3.1.1. 海洋地帯 - 領海の全域を含む海洋権に関する国連会議に基づいて定められた、*基線*から 12 *海里*沖合まで海が広がる地帯である。

3.1.2. 陸上地帯 - 次のとおり沿岸地帯に発生する現象から直接影響を受ける市により構成される大陸の地帯である。

- a) ブラジル地理統計院(IGGE)により定められた分類に含まれる、海に面した市
- b) 沿岸大都市圏に位置する、海に面しない市
- c) 広域都市圏の様相を呈する海浜地域の大都市及び州都に隣接する市
- d) 沿岸地帯に対し環境面の強い影響を及ぼす活動若しくはインフラ又は重要な海岸生態系を領域内に含む、海岸線から 50km 以内の海浜に近い市
- e) 直接海に面していなくとも海浜性環境を強く表す、河口-潟湖市
- f) 海に面していなくとも前述の各市と境界を接する市

前述の規準に含まれる境界線内の中に本計画承認後に創立された新しい市は、本計画の発行の日との照合により当規定に合致すれば、自動的に陸上地帯に含まれる市と見なされる。

沿岸地帯の陸上地帯に含まれる市は、本計画の別記「B」に列挙されており、あらゆる必要な更新は環境水資源アマゾン流域省 - MMA によって行われる。

4. 管理ツール

国家環境政策を定めた法律第 6.938/81 号第 9 条に定める環境管理ツールに加え、PNGC の管理のために次のツールが使用される。

4.1. 条例により定められる州沿岸管理計画 - PEGC は、州沿岸管理計画を導入するに際し、その実施に関する責任と行政手続きの決定を含め、PNGC との棲み分けを明確にしなければならない。

4.2. 条例により定められる市沿岸管理計画 - PMGC は、市沿岸管理計画を導入するに際し、その実施に関する責任と行政手続きの決定を含め、PNGC 及び PEGC との棲み分けを明確にしなければならない。PMGC は、市の領域の利用と占有に関する計画及び市計画に関連する他の計画との密接な関係を保たねばならない。

4.3. 国家環境情報システム(SINIMA)の構成要素である沿岸管理情報システム - SIGERCO は、データバンク、地理情報システム及び遠隔感知装置から送られる PNGC に関する情報を統合するシステムであり、州と市により構築/管理されるシステムに適切な支援と毛管作用を与えねばならない。

4.4. 沿岸地帯環境監視システム - SMA-ZC は、沿岸地帯の社会-環境の質の指標をモニターし、管理計画の恒久的支援を提供するため、継続的にデータと情報の収集を行う。

4.5. 沿岸地帯環境品質報告書 - RQA- ZC は、環境監視から得た結果、なかんずく実施された管理の対策と活動の効率と効果に関する評価を、定期的に総括するものである。当報告書は、州統括室により作成される報告書を基に、国家沿岸管理統括室が定期的に作成する。

4.6. 沿岸生態 - 経済地域地区制 - ZEEC は、全国生態 - 経済地域地区制の指針に基づき、沿岸地帯の開発の環境持続可能条件を確保するために必要な、地域地区制の道標の役割を果

たすツールである。

4.7. 沿岸地帯管理計画 - PGZC は、沿岸管理の実施の方向付けを行うために、地域社会の参加を得て作成された戦略的、計画的、地域密着型の活動の全体の形成を含む。当計画は各レベルの政府と種々の規模の行動に適用することができる。

5. 目的

PNGC は、我国の沿岸地帯の環境管理のための全般的規則を定め、州と市の政策、計画及び施策の基礎の役割を果たすことを主たる目的とする。次の目標の達成を目指す。

- 5.1. 沿岸地帯の制御と *事前対応型管理* のツールの最適化を支援し、沿岸空間の天然資源の使用と占有の秩序化を促進する。
- 5.2. 住民の生活の質の向上と自然遺産、歴史遺産、民族遺産及び文化遺産の保護に貢献するよう、沿岸地帯の社会-経済活動の統合的、分権的、参加型の管理プロセスを設定する。
- 5.3. 沿岸地帯の環境の質に関する診断を体系的に実施し、その潜在性、脆弱性及び主たる傾向を管理プロセスの基本的要素として特定する。
- 5.4. 沿岸環境と海洋環境の包括的管理を目的とした分野別政策に環境の規模を取り入れ、PNGC との整合性を確保する。
- 5.5. 沿岸地帯の生活の質を脅かすあらゆる種類の環境汚染又は環境悪化の原因因子に対し、効果的な管理を行う。
- 5.6. 沿岸管理活動の展開とその改善に必要な知識を生み出しそれを広める。

6. 計画された活動

次に列挙する活動は、適切な実施要領の詳細設定により、示された目標を達成することを目的とした、連邦、州及び市による継続的な沿岸管理に関する体系的指針である。

- 6.1. 活動の一体化と結果の最適化を達成することを目的とした提携関係を構築するため、産業、交通、土地利用計画、水資源、潮上帯とその拡張帯とその他の国が所有する土地の利用と占有、保護区、観光及び漁業等に関し、沿岸地帯に対し制定される公共政策と、PNGC の行動との整合性を確保する。
- 6.2. 行政当局、組織化された地域社会及び民間団体の連携を確立するため、環境の診断、監視及び管理に関する活動を含む、州と市の管理計画の作成と実施を参加型の方式により進める。
- 6.3. 州沿岸生態系-経済地域地区制のプロセスを統合し、必要な場合に更新を行う。
- 6.4. 沿岸管理情報システム(SIGERCO)の全面的な導入と運用に継続性を与える。
- 6.5. 技術者の能力開発に特別に配慮をし、沿岸管理に直接係わる団体の強化を促進する。
- 6.6. PNGC の必要性和科学・技術振興機関及び教育・研究機関の活動との整合性の確保に努める。
- 6.7. 沿岸地帯の占有又は環境資源の利用に関し制定される法規の整合性を確保し、不足部

分を補完する。

6.8. 沿岸地帯の伝統的な地域社会における、持続可能な経済活動の維持と価値向上のための活動を行う。

6.9. 連邦、州及び市の年間実行計画(POA)の作成と優先事項の設定により、PNGC の活動を企画する。

6.10. PNGC の実施において得た情報と結果の公表を体系化し、沿岸地帯の環境の質に関する報告書の重要性を際立たせる。

7. 責任と権限

連邦憲法と法律第 7.661/88 号の規定を考慮し、PNGC に定められた活動の実施に係わる責任を次のとおり配分する。

7.1. 連邦レベル

7.1.1. 環境水資源アマゾン流域省(MMA)は、その管轄領域に基づき国家環境システム(SISNAMA)の中心機関として、PNGC の実施を統括すると共に次に示す責任を負う。

- a) PNGC の実施状況の恒久的な監視と評価を行い、他の機関の権限を阻害することなく、州と市の計画と PNGC 及びその他の連邦規則との整合性を確保する。
- b) 部門間及び官庁間の連携を促進する。
- c) 技術的、財政的及び手法的な支援を通じて機関の強化を進める。
- d) 沿岸環境の質の管理と維持に関する一般的規則を提案する。
- e) 沿岸管理情報システム(SIGERCO)の強化を進める。
- f) PNGC の広範な公開の手順を定める。
- g) 管轄領域におけるモニタリング、管理及び土地利用計画に関するプログラムを作成し、実施し、監視する。

MMA は、当計画の活動に責任を負う連邦、州及び市の既存の機関とフォーラムとの密接な繋がりを確立する。

MMA を支援するため次の組織を設置する。

- 連邦の行動計画の承認に基づき、沿岸地帯における連邦の活動の連携を促進することを目的とした、海洋資源に関する省庁間委員会(CIRM)に属する沿岸管理連携グループ(GI-GERCO)。MMA は当グループの全国統括者の役割を果たす。

- 沿岸管理に関するあらゆる問題における州間及び州と国との連携を促進することを目的とした、GI-GERCO に属する各州連携サブグループ。当サブグループは、その活動の効率を上げるため地方単位で組織化することができる。

7.1.2. ブラジル環境再生可能天然資源庁(IBAMA)は、その管轄領域に基づき環境に関し定められた連邦政府の政策と指針の執行機関として、次に示す責任を負う。

- a) CONAMA が定める規則に即して、沿岸環境の質の管理と維持に関する連邦の役割を果たす。

- b) 沿岸管理情報システムの強化を支援し、同システムの全面的な展開に必要な活動において、MMA 及びその他の SISNAMA 構成機関と連携する。
- c) 監視、管理及び土地利用計画のプログラムの実施と進捗状況の監視を行う。
- d) 連邦行動計画に含める活動とプロジェクトを提案する。
- e) 沿岸地帯の伝統的地域社会における、持続可能な経済活動の維持及び価値向上を目的とした活動を実施する。
- f) MMA が定める指針に基づき PNGC の活動を実施する。
- g) 連邦行動計画に定める優先度との整合性をもつ、権限に含まれる活動に関する年間実行計画を作成する。
- h) PNGC の実施から得た情報と結果を、沿岸地帯の環境の質に関する報告書に反映する。
- i) PNGC の活動と沿岸地帯に対する公共政策との整合性の確保のために協力する。
- j) 関連法に基づき、沿岸地帯に影響が及ぶ可能性のある事業又は活動に対し環境承認の可否を下す。
- l) 州及び市との連携の下に連邦保護区の設置を促進し、沿岸地帯における州及び市の保護区の設置を支援する。

7.2. 州レベル

各州は、与えられた権限に基づき管轄領域において、政府間及び市と地域社会との連携の下に、沿岸管理活動を企画しそれを実施する。

州の責任は次のとおりである。

- a) 州沿岸管理計画統括者を指名する。
- b) 連邦法及び PNGC に基づき、州沿岸管理計画の作成、導入、実施及び進捗監視を行う。
- c) 州沿岸管理情報システムを構築し強化する。
- d) モニタリング計画の作成、導入、実施及び進捗監視を行い、その情報を州沿岸環境の質に関する報告書に定期的に提供する。
- e) 管轄領域における、州レベルの部門間及び機関間の連携を促進する。
- f) 技術的、財政的及び手法的な支援により、沿岸管理に直接係わる機関の強化を進める。
- g) 州沿岸管理計画と PNGC の広範な開示を促進する。
- h) 州フォーラムの構築を進める。

7.3. 市レベル

各市は、連邦及び州の規則と規準に基づき、政府間及び地域社会との連携の下に、沿岸管理活動を企画しそれを実施する。

市の責任は次のとおりである。

- a) PNGC 及び州沿岸管理計画の指針に基づき、市沿岸管理計画の作成、導入、実施及び進捗監視を行う。
- b) 市沿岸管理情報システムを構築する。
- c) モニタリング計画の作成、導入及び実施を行う。

- d) 技術的、財政的及び手法的な支援により、沿岸管理に直接係わる機関の強化を進める。
- e) 市フォーラムの構築を進める。

8. 資金源

本計画推進において次の資金源を考慮する。

- a) 国家一般予算
- b) 州・市予算及び州・市融資機関
- c) 法律第 7.797/89 号により設立された国立環境基金(FNMA)
- d) 連邦融資機関
- e) 国際融資機関
- f) 官民融資機関
- g) 寄付及び遺贈

別記「A」

定義

アジェンダ 21 - 1992 年にリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議の間に作成され、開発と環境に関する世界のコンセンサス及び最も高いレベルでの政治的公約を反映した作業計画。

州フォーラム - 沿岸地帯の課題に対する政策、計画、施策及び活動に関する協議と提案を行うために、政府と地域社会の代表団を召集し、法律により制定された又はされない、州レベルで活動する諮問フォーラム又は決議フォーラムで、連邦及び市の代表団も含めることができる。利害対立の調停と連携のとれた活動に関する戦略の提案を可能にする、参加型作業を容易にする体制になっている。

市フォーラム - 州フォーラムに相当する市レベルのフォーラムである。

広域都市 - 大都市とその境界を接する衛生都市により形成される都市圏を指す。

事前対応型管理 - 問題の発生を最小化又は除去するため、その原因因子に事前に介入しようとする行動を指す。

基線 - 大縮尺の海図に表示されるような海岸に沿った低潮線を指す。

海里 - 航海に使用される距離の単位で 1852 メートルに相当する。

河口 - 潟湖系 - 河口域において海に流れ出る河川の流れの相互関係により形成される河口系又は河口 - 潟湖系が発生する地域に位置する市を指す。

国家遺産 - 歴史的、景観的、社会-経済的、環境的、その他同等の価値をもつ特別な性質が、特別な「ステータス」を与えその存在の基本的条件の保全を要求する、ブラジル国家に属する財の全体。

年間実行計画 - 連邦、州及び市のレベルにおける、PNGC の実施のためのプロジェクト及び

物理的-財政的活動の全体から成る年間実行計画。

国家環境政策 - 社会 - 経済的開発と環境の質及び生態系の均衡の保全との両立のために、1981年8月31日付法律第6.938号により制定された。

海洋資源に関する国家政策 - 領海と大陸棚のブラジルの空間への統合の促進及び当国の経済的及び社会的な開発並びに国家の安全にとって有益な、水柱環境、底層及び地下の生物資源、鉱物資源及びエネルギー資源を含む海洋の合理的な利用に関する重要な措置を定めることを目的とする。

予防の原則 - 「重大な又は修復不可能な損害が発生する危険があるとき、環境の悪化を防止するための絶対的な科学的確実性は、コストの面から効果的な対策の採用を先延ばしするための理由として利用されてはならない」(環境と開発に関するリオ宣言-1992年6月)。

別記「B」

沿岸地帯の陸上地帯に含まれる市の一覧

アマパー州

オイアポケ市、カルソエネ市、アマパー市、イタウバル市、マカパー市、サンターナ市及びクティーアス市

パラ州

アフアー市、シャヴェス市、ソウレ市、サルヴァテラ市、カシヨエイラドアラリ市、バルカレナ市、ベレン市、アナニンデウア市、サントアントニオドタウアー市、コラレス市、ベネヴィデス市、ヴィジーア市、サンカエターノデオディヴェラス市、クルサー市、マラパニム市、マガリャエスバラタ市、マラカナン市、サリノポリス市、サンジョアンデピラバス市、プリマヴェーラ市、ブラガンサ市、アウグストコレア市、ヴィセウ市、サンタバルバラドパラ市及びクアティプル市

マラニョン州

カルタペラ市、ルイスドミンゲス市、ゴドフェドゥロヴィアナ市、カンディドメンデス市、トゥリアス市、バクリ市、クルルプ市、セドゥラル市、ギマラエス市、ベキマン市、アルカンタラ市、カジャピオー市、サンジョアンバティスタ市、アナジャトゥーバ市、サンタリタ市、ロザリオ市、サンルイス市、ラボザ市、パソドルミアル市、サンジョゼデリバマル市、アシシャ市、イカトゥ市、ウンベルトデカンポス市、プリメイラクルス市、バレイリニャス市、トゥトイア市及びアライオゼス市

ピアウイー州

カジュエイロダプライア市、イリャグランデ市、パルナイーバ市及びルイスコレイア市

セアラ州

シャヴァル市、バロキーニャ市、カモシン市、クルス市、ジボカデジェリコアコアラ市、アカラウー市、フォルティン市、イタレーマ市、アモンターダ市、イタピポカ市、トゥライリ市、パライパバ市、パラクル市、サンゴンサロデアマレンテ市、カウカイア市、フォルタレーザ市、マラカナウー市、マラングアペ市、オリゾンテ市、パカジュス市、イタイティンガ市、グアイウーバ市、パカトゥーバ市。エウゼビオ市、アキラス市、ピンドレテーナ市、カスカヴェル市、ベベリーベ市、アラカティ市及びイカプイー市

リオグランデドノルテ州

グロッソ市、ティバウ市、アレイアブランカ市、モツソロー市、カルナウバイス市、マカウ市、グアマレー市、ガリニョス市、サンベントドノルテ市、ペドゥラグランデ市、トゥロス市、マシャラングアペ市、リオドフォゴ市、セアラミリン市、エストウレモス市、ナタル市、パルナミリン市、ニジア市、フロスタ市、セナドールジョルジノアヴェリノ市、ゴイアニニャ市、アレス市、ティバウドスル市、ヴィラフロル市、カングアレタマ市、バイーア市及びフォルモザ市

パライバ州

マタラカー市、バイーアダトゥライサン市、リオティント市、ルセナ市、カベデロ市、ジョンペソア市、バイエウス市、サンタリタ市、コンデ市、ピティンブ市、カアポラン市及びアルアンドゥラ市

ペルナンブコ州

ゴイアナ市、イタピスマ市、イタマラカー市、アガラッス市、アブレウエリマ市、パウリスタ市、オリンダ市、レシフェ市、カマラジベ市、サンロウレンソデマタ市、ジャボアタンドスグアララペス市、モレノ市、カーボ市、イボジュカ市、シリニャエン市、リオフォルモーゾ市、タマンダレー市、バレイロス市及びサンジョゼダコロアグランデ市

アラゴアス州

マラゴジ市、ジャパラティンガ市、ポルトデペドゥラス市、サンミゲルドスマラグレス市、パッソデカマラジベ市、バラデサントアントニオ市、マセイオー市、ピラル市、サトゥバ市、パリプエイラ市、サンタルジアドノルテ市、コケイロセッコ市、マレシャルデオドーロ市、バラデサンミゲル市、ロテイロ市、サンミゲルドスカンポス市、コルリペ市、ピアサブス市、フェリスデゼルト市及びペネード市

セルジペ州

ブレジョグランデ市、パカトゥーバ市、インディアロバ市、ピランブ市、サンタルジアドイタニー市、バラドスコケイロス市、ラランジェイラ市、サントアマロダスプロタス市、リアシュエイロ市、アラカジュ市、モルイン市、ノッサセニョーラドソコーロ市、ロザリオドカテテ市、サンクリストヴァン市、イタポランガダジュダ市、エスタンシア市、イリヤスダスフローレス市及びネオポリス市

バイーア州

ジャンダイラ市、コンデ市、エスプラナーダ市、カルデアルダシルヴァ、サンレリクス市、マタデサンジョアン市、イタナグラ市、カマサリ市、ディアスダヴィラ市、ラウロデフレイタス市、サルヴァドール市、シモエスフィーリョ市、アラトゥイペ市、カンデイラス市、タペロアー市、サンフランシスコドコンデ市、マドゥーレデデウス市、サントアマロ市、カショエイラ市、サウバラ市、マラゴジペ市、サリナスダマルガリーダ市、イタパリカ市、ヴェラクルス市、ジャグアリペ市、ヴァレンサ市、カイルー市、ニロペサニャ市、イトゥベラ市、イグラピウナ市、カマム市、マラウー市、イタカレー市、ウルスカ市、イリエウス市、ウナ市、カナヴェイラ市、ベルモンテ市、サンタクルスデカブラリア市、ポルトセグーロ市、プラド市、アルコバサ市、カラヴェラス市、ノヴァヴィソーザ市及びムクリ市

エスピリトサント州

コンセイサンダバラ市、サンマテウス市、ジャグアレー市、リニャレス市、ソオレタマ市、アラクルス市、フندان市、セラ市、ヴィトリア市、カライアシカ市、ヴィラヴェリャ市、ヴィアーナ市、グアラパリ市、アンシエタ市、ピウマ市、プレジデンテケネディー市、イタペミリン市及びマラタイゼス市

リオデジャネイロ州

サンジョアンダバラ市、サンフランシスコデイタバポアナ市、カンポスドスゴイタカゼス市、キッサマン市、カラペブス市、カマエー市、カジミロデアブレウ市、リオダスオストゥラス市、アルマサンドスブジ奥斯市、カーボフリオ市、サンペドゥロダルデイラ市、アリアルドカーボ市、アラルアマ市、サクアレマ市、マリカー市、ニテロイ市、サンゴンサロ市、マジェー市、グアピミリン市、ドゥケデカシアス市、リオデジャネイロ市、サンジョアンドメリティ市、ニロポリス市、ノヴァイグアス市、ケイマードス市、ジャペリ市、ベルフォードロッショ市、イタグアイー市、セロペディカ市、マンガラティーバ市、アングラドスレイス市及びパラティ市

サンパウロ州

ウバトゥーバ市、カラグアタトゥーバ市、サンセバスティアン市、イリャベラ市、グアルジャー市、サントス市、クバタン市、サンヴィセンテ市、プライアグランデ市、モンガグアー市、イタニャエン市、ペルイーベ市、イグアペ市、カナネイア市及びイリャコンプリーダ市

パラナー州

クアラケサバ市、アントニーナ市、モレテス市、パラナグアー市、ポンタルドパラナー市、マティニョス市及びグアラトゥーバ市

サンタカタリーナ州

イタポアー市、サンフランシスコドスル市、ジョインヴィレ市、アラクアリ市、バルネアリオバラドソル市、バラヴェーリャ市、イマルイー市、ピサラス市、カピヴァリデバイシヨ市、ペーニャ市、ナヴェガンテス市、イタジャイー市、バルネイロカンボリウー市、カンボリウー市、イタペマ市、ポルトベロ市、ティジュカス市、ゴヴェルナドールセルソラモス市、ビグアスー市、フロリアノポリス市、サンジョゼ市、パリオサ市、パウロロペス市、ガロパーバ市、インビトゥーバ市、ラグーナ市、ジャグアルーナ市、イサラ市、アララングアー市、ソンプリオ市、サンジョアンドスル市、ボンビーニャス市、グアルーヴァ市、パッソデトーレス市、トゥバラン市、クリシウーマ市、サンガン市及びサンタローザ市

リオグランデドスル州

トーレス市、アロイオドサル市、トゥレスカショエイラス市、マキネー市、カパンダカノアー市、テラダアレイア市、シャングリラー市、オゾリオ市、インペー市、トゥラマンダイー市、シドゥレイラ市、パルマレスドスル市、ヴィアマン市、モスタルダス市、バラドリベイロ市、タペス市、タヴァレス市、カマクアン市、アランペー市、サンジョゼドノルテ市、サンロウレンソドスル市、リオグランデ市、ペロタス市、アリオグランデ市、ジャグアラン市及びサンタヴィトリアドパルマル市

【ブラジル】

(国家海洋資源政策に関する大統領令)

2005 年 2 月 23 日付大統領令第 5.377 号

DECRETO Nº 5.377 DE 23 DE FEVEREIRO DE 2005.

共和国大統領府
官房庁
法務室

2005年2月23日付大統領令第5.377号

国家海洋資源政策-PNRM を承認する。

共和国大統領は、憲法第84条IV号及びVI号(a)により付与された権限を行使し、次のとおり定める。

第1条 本令の附則に定めるとおり国家海洋資源政策-PNRM を承認する。

第2条 本令はその公示の日から施行する。

ブラジリア、2005年2月23日

ルイス・イナシオ・ルラ・ダ・シルバ

ジョゼ・アレンカル・ゴメス・ダ・シルバ

本紙は2005年2月24日付連邦官報の公示文に代わるものではない。

附則

1. 序文

国家海洋資源政策(PNRM)に関する全般的指針は、1980年に共和国大統領により定められた。PNRMの公布から20年以上が経過する間に、海洋、大洋及び沿岸に関する国内及び国際的な状況が大きく変化し、特に国連海洋法条約(CNUDM)が1994年11月に発効したことにより、世界的な法的枠組みに著しい変化が生じた。それに伴い、PNRMを更新する必要性が生じた。

2. 目的

PNRMは、領海、排他的経済水域及び大陸棚の生物資源、鉱物資源及びエネルギー資源を、当国の国益に基づき、社会経済活動に適した合理的且つ持続可能な方法により利用、開発及び活用し、雇用と所得を生み出し社会統合に貢献する活動を定めるための指針を示すことを目的とする。

PNRMは基本的に次のことを目指す。

- 人的資源の形成活動、海洋に関する調査、科学及び技術の開発並びに海洋資源の持続可能な開発と利用の各分野における、政府の計画、施策及び活動の策定に関する原則と目標を定める。

- 本政策に定める目標を達成するための活動を決定する。

3. 海洋資源

海洋資源は、その持続可能な利用が経済的、社会的及び環境的な観点から重要性をもつ、海底上の海水、海底及びその地下並びに周辺沿岸領域に存在する全ての生物資源と非生物資源をいう。

海洋生物資源は、生物工学的な有用性又は人間にとって価値のある、海洋生物相の遺伝資源又はその他のあらゆる構成要素を含む、漁業資源と生物多様性をいう。

海洋非生物資源は、海底上の海水、海底及びその地下に存在する鉱物資源並びに風、潮、波、海流及び温度勾配から生じるエネルギー資源からなる。

更に前述の資源には、水産養殖、観光、スポーツ及びリクリエーションの各活動のための潜在性も含まれる。

PNRM は、特定の政策及び法規の対象となる海上貨物輸送は対象に含まない。

4. 基本原則

PNRM の基本原則は次のとおりである。

- 共和国大統領の政治的及び戦略的な指針を遵守する。

- 他の国家政策及び多年度計画との調和を確保する。

- 多年度計画に定めるところに従い、また我国の国益の保護と持続可能な開発への貢献度により、施策と活動の優先度を定める。

- 計画の実施は分権型且つ参加型とし、国、州、市、民間及び地域社会の連携を促進する。

- 海洋資源の持続可能な開発と利用に予防の原則を適用する。

- 国の主権下にある海域及び沿岸に存在する多様性と遺伝資源の保護を進める。

- ブラジル政府が行う国際公約を遵守する。

5. 制約的文書

PNRM は次に挙げる文書により制約を受ける。

- 1988 年連邦憲法及び海洋資源に関する国家の法律

- 国家海洋政策

- ブラジルが署名する国際的取決めの内、特に次に示すもの

- 国連海洋法条約

- 国連生物多様性条約

- 環境と開発に関する国連会議宣言(アジェンダ 21)

- 国際海事機関海洋汚染防止条約
- 国連食糧農業機関-FAO による責任ある漁業に関する行動規範

6. 目的

PNRM は次のことを目的とする。

- 人的資源の形成を進める。
- 海洋に係わる調査、科学及び技術の開発を助成する。
- 海底上の海水、海底及びその地下並びに沿岸領域に存在する資源の持続可能な開発と利用を助成する。

7. 戦略

戦略は、PNRM の目的を達成するために実施する活動の全体から成る。それら活動は、海洋資源省庁間委員会(CIRM)の統合機関の指導と統括の下に、同機関に法律により付与された権限に基づき、そのフォーラムの指針に沿って実施され、それぞれの責務により次の分野に分類される。

人的資源の形成

- 海洋資源に係わる施策の実施に必要な各レベルの科学者、技術者及び職業人の形成と能力向上を助成する。
- 海洋資源の持続可能な利用という国益に適う、ブラジル国民の海洋と環境に関する意識の強化に向けた活動を促進する。
- 当国の海洋科学分野の教育と研究に携わる機関の持てる能力と自然に備わった資質を生かし、これら機関を強化する。
- 海洋の科学と技術並びに海洋資源の調査、開発及び持続可能な利用の分野における、人的資源の育成に関するデータと情報の交換と普及を目的とした、内外の技術者-科学者の交流を拡大する。
- 海洋研究に携わる教育及び研究の機関の創設を助成する。
- 海洋の環境と資源の保全に関する持続可能な活動の開発を目的としたカリキュラムを教育制度に導入するために必要な、種々のレベルの教育者の育成と能力向上を助成する。

1. 海洋の調査、科学及び技術

- 国の主権下にある海域及び国益に係わる海域に存在する生物資源及び非生物資源に関する、知識、総種数把握、潜在性評価、持続可能な利用、管理及び国益に適う秩序ある利用のための研究と調査を促進する。
- 全国での海洋学的及び海洋気候学的なモニタリングシステムの設計、導入及び維持を行う。

- 気候変動と海洋循環、その国内への影響及び世界的変動に関する調査を目的とした、大
海底盆地における大規模な海洋気候調査を促進する。
- 海洋資源に関するデータの収集、処理及び普及システムの設定、導入及び維持を行う。
- 食用魚の加工品の増産と廃棄物の削減を目的とした技術の開発と普及を促進する。
- ブラジルの法的大陸棚(PCJB)に関する地球物理学的及び地質学的データの収集、処理及び
普及システムの設定、導入及び維持を行う。
- 「Area」(国の主権外にある海域の海底)の鉱物資源の調査、開発及び利用に関する活動
への、ブラジルの参加を誘導する。
- 国の主権下にある海域及び国益に係わる海域に存在する海洋生物の生物工学的な知識、
総種数把握及び潜在性評価に関する研究と調査を促進する。
- 海洋資源の持続可能な開発及び利用に関する、国内及び海外の教育と調査の機関の間で
の、科学技術データと情報の交換を奨励する。
- 国の主権下にある海域における海洋資源の調査、開発及び利用の活動における、国際的
な協力に関する条件を設定する。
- 海洋資源の持続可能な調査、開発及び利用の活動に必要な、技術開発及び部材と機器の
国内生産を助成する。
- 海洋技術の調査、開発及び革新への国内の機関及び企業の実地的な参入を目的とした、
海洋資源の分野の技術的プロジェクトを導入する。
- 海洋資源に関する調査と研究の開発及びその持続可能な開発と利用に必要な、海洋科学
に携わる機関の技術能力を強化する。
- 学生の意識付けを目的として、海洋技術と海洋保全に関する基礎教育における研究を助
成する。

海洋資源の持続可能な開発と利用

- 海洋資源の持続可能な利用並びに国の主権下にある海域の生態系、生物多様性、遺伝遺
産、文化遺産及び歴史遺産の保護を目的とした、沿岸環境と大洋環境の包括的管理を促進
する。
- 海洋資源に関する全ての面、沿岸地帯と大洋の包括的管理及び国家の海洋利益に関する、
ブラジルの法規の更新を進言する。
- 入手可能な最善の科学的データに基づき、過剰に開発された又は過剰に開発される恐れ
のある種に焦点を当てた、海洋生物資源に関する規則、規準及び標準の制定を提案する。
- ブラジルの主権下にある海域における海中養殖と漁業に由来する漁業資源の、持続可能
な利用の拡大を保証することを目的とした、プロジェクト及び活動を助成する。
- 海洋及び沿岸地帯での観光活動の開発に関する指針を示し推進を支援する計画、施策及
び活動の作成を促進する。
- ブラジルの主権下にある海域で行われる観光及びスポーツとリクレーシヨンの活動に関

する公的及び民間の事業を助成する。

- 海洋資源の調査、評価、開発及び利用に関する全ての施策、プロジェクト及び事業に、社会的、経済的、環境的及び文化的観点に基づく持続可能性の原則を導入する。
- 陸地に基盤を置く活動に面する海洋環境と海洋資源の保護に関する施策と活動を実施する。
- 海洋資源を含む軍事機関、政府機関及び非政府機関との公的プロジェクトの資金融資に関する交渉の指導、統括及び管理を行う。
- 海洋由来製品の持続可能な利用、開発及び消費並びにそれら製品の価値向上を助成する。
- 海洋資源の教育、調査、開発及び持続可能な利用に関する、船舶、栈橋、アトラクターブイ、人工岩礁及びその他の浮体式及び冠水式手段の当国における建造を振興する。

8. 実施に対する指針

ブラジル政府は、自国の主権下にある海域及び大陸棚における海洋科学的調査、海洋環境の保存と保全並びに生物資源、鉱物資源及び遺伝子源の持続可能な開発と利用に関し、規則を制定し、指針を定め、統括し、管理する権利を留保する。

PNRM は多年度分野別計画に分割される。

CIRM の分野別計画は、国の多年度計画と国家予算に関する規則に対応した施策と活動で構成される。

CIRM は 1974 年 9 月 12 日付大統領令第 74.557 号により設置され、2001 年 9 月 26 日付大統領令第 3.939 号により次の権限を付与された。

- PNRM の目的達成に関連する事案を統括する。
- PNRM から生じる施策と活動の経過と結果を監視する。
- PNRM の更新を提案する。

CIRM に代表者を派遣する機関は次の義務を負う。

- CIRM の責任の範囲内で下される決定と作成される計画に関係する当事者を自己の計画と施策に参加させ、PNRM の目的達成に必要な対策を講じる。
- 既存の機関と手段を適切に活用し、努力の重複と資源の浪費を避けるべく、各施策の調整と連携を確保し、持てる能力を最大限利用する。
- 海洋資源に関する科学及び技術の開発に対する奨励と助成の活動において、CIRM の施策を優先扱いする。

資料 8 (海洋政策研究財団 訳) ※

【ブラジル】

第 8 回 海洋資源分野別計画 (2012 年 - 2015 年)

VIII PLANO SETORIAL PARA OS RECURSOS DO MAR

(2012 - 2015)

※翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

海洋資源省庁間委員会

第 8 回海洋資源分野別計画

(2012 年 - 2015 年)

索引

1.	序文	1
2.	目的	2
3.	期間	3
4.	対象範囲	3
5.	法的基盤	3
5.1.	国内法	3
5.2.	国際法	5
6.	重要事項	6
6.1.	生物資源	7
6.2.	非生物資源	8
6.3.	大洋のモニタリングと観測及び気候研究	9
6.4.	海洋科学分野の人的資源	10
7.	実施する活動	11
7.1.	洋島の科学的調査 - PROTRINDADE - PROARQUIPELAGO	11
7.2.	海洋生物多様性の評価、モニタリング及び保全 - REVIMAR	13
7.3.	水産養殖と漁業 - AQUIPESCA	16
7.4.	海洋バイオテクノロジー - BIOMAR	18
7.5.	ブラジル法的大陸棚の鉱物資源潜在性評価 - REPLAC	20
7.6.	南大西洋と赤道大西洋の国際海域における鉱物資源探査・開発 - PROAREA	21
7.7.	ブラジル大洋・気候観測システム - GOOS/BRASIL	23
7.8.	海洋思考の促進 - PROMAR	26
7.9.	海洋科学分野の人的資源形成促進 - PPG-MAR	27
8.	実施、経過観察及び評価のメカニズム	29
9.	国家海洋資源インフラ	30
10.	他の政策、計画、活動及び機関との連携	31
	用語解説	34

(本文 P-1)

第 8 回海洋資源分野別計画

1. 序文

国家海洋資源政策(PNRM)の目的と原則を考慮し、過去 7 回に亘る海洋資源分野別計画(PSRM)は、沿岸と他の国益に係わる領域の海床上の海水、海床及びその地下に存在する海洋資源の持続可能な利用に対する支援を提供することを目的として、海洋環境に関する知識の創出と人的資源の形成に焦点を当てて来た。

2012 年から 2015 年までを期間とする第 8 回 PSRM は、第 7 回 PSRM に改善を加えると共に、それぞれの権限に基づき、PNRM で定めた指針並びに他の同種の政策及び計画との整合性を確保し、共同活動の策定と実施において、種々の省庁、振興機関、学術機関、科学機関及び民間代表団体との参加型且つ連携型の新しい管理モデルを導入する。更に、沿岸地帯に存在する資源に対するより精度の高い取り組みに加え、海洋資源の分野における科学的、技術的及び革新的な開発、海洋学的及び気候的なモニタリング、並びにデータ及び情報のリアルタイムでの社会への提供に関するより明確な公約を提示する。

種々の団体と機関における海洋資源に関する全ての活動の企画、実施及び管理は、本計画に定めるところに従わねばならない。

第 8 回 PSRM は次に示す重要テーマに焦点を当てる。

- 洋島の環境保全と戦略的重要性
- 海洋生物資源のモニタリングとその持続可能な保全、開発及び利用
- 持続可能な保全と利用を目的とした沿岸及び海洋の生物多様性の探査
- 国の海域及び国の専管水域の外にある国益に係わる海洋空間における、非生物資源とその潜在性の調査及び持続可能な開発と利用
- 海洋学的及び気候的なモニタリング
- ブラジル国民への海洋思考の植え付けとその強化
- 海洋科学の分野における継続的な人的資源の形成

これらテーマに対する取り組みのなかで、第 8 回 PSRM は、連邦政府の 2012 年-2015 年多年度計画に対して提案された「海洋、沿岸地帯及び南極」と呼ばれるテーマ別施策(PT)との密接な相関関係の下に作成された。本計画の重要な変革点は、海洋思考というテーマと、国連海洋法条約(CNUDM)に「Area」として規定されている国の専管水域の外にある海域における、国際協力及び鉱物資源と生物多様性の調査と開発といった戦略的活動というテーマとを取り入れたことである。また、第 8 回 PSRM の種々の活動を構成する他分野に亘る活動の導入も新しい試みであり、これにより CIRM に代表者を送る機関の関心が高まり、対象域がより広くなる。

(本文 P-2)

2. 目的

PNRM の内容に基づき、第 8 回 PSRM の目的は、国内及び海外における海洋に関するブラジルの政治的・戦略的な利益の保護に加え、既存の手段と持てる能力を適切に活用できるよう設定した。それらは次に示すとおりである。

- a) 洋島における海洋科学技術的調査及び環境保全活動を実施し、その陸上及び海上の生態系の保全を確保する。
- b) 国内及び国際的な水域における海洋生物資源の知識向上並びに持続可能な保全及び利用の促進に関する活動を実施する。
- c) 国の専管水域の海洋及び沿岸での保全区の設定とその強化に関する事案並びに国の専管水域の外にある保護海域の設定の可能性に関する研究に貢献する。
- d) 沿岸地帯の環境的、社会的及び経済的な脆弱性を低減するため、同地帯の環境管理計画の策定を支援する。
- e) 海洋資源の生物多様性とエネルギーの潜在性の知識向上、評価及び持続可能な利用に関する研究と調査を促進する。
- f) 「Area」の鉱物開発権取得目的を兼ねた、大陸棚(PC)及び国際水域の海底の鉱物資源の潜在性を調査する。
- g) 気候の可変性と気候変動に関する科学的知識を向上させ、又それら変動の極端な現象から生じる脆弱性とリスクとの低下に役立てるため、大洋と沿岸地帯のモニタリングシステムを拡充強化する。
- h) PSRM により産み出された海洋学データの利用及びアクセスのシステムを強化する。
- i) 国内及び国際的な領域における海洋資源に関する科学技術データと情報の交換を促進する。
- j) 海洋における調査、モニタリング及び開発の活動に必要な、部材と機器に関する技術開発と国内生産を助成する。
- k) 海洋と沿岸地帯に関する法的枠組みを改善しまた民間の参加を促進するため、法律改正の研究と提案を行う。
- l) 政府機関、教育・調査機関及び社会全般に対する、種々の媒体を通じた本計画の活動に関する広報活動を行う。
- m) ブラジル社会に対し海洋思考の強化の働きかけを行う。

(本文 P-3)

- n) 海洋科学分野での継続的な人的資源の形成を助成する。

3. 期間

第 8 回 PSRM は、2012 年 1 月 1 日に始まり 2015 年 12 月 31 日に終了する。

4. 対象範囲

PNRM の基本原則に基づき、本計画の地理的対象範囲を、沿岸地帯(ZC)、領海(MT)、排他的経済水域(ZEE)、大陸棚(PC)及びブラジルの国益に係わる国際水域とする。

5. 法的基盤

第 8 回 PSRM は、ブラジル共和国の連邦憲法及びその他の本計画の各活動に密接な関係をもつ法規を遵守する。

5.1. 国内法

- a) 気候変動に関する国家政策-PNMC を制定しその他の措置を定めた、2009 年 12 月 29 日付法律第 12.187 号
- b) 水産養殖と漁業の持続可能な開発に関する国家政策を制定し、漁業活動の規則を定めた、2009 年 6 月 29 日付法律第 11.959 号
- c) 連邦憲法第 225 条第 1 項第 7 号の施行規則として、動物の科学的利用に関する手順を定めた、2008 年 10 月 8 日付法律第 11.479 号
- d) 連邦憲法第 225 条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の施行規則を定め、遺伝子組換え生物-OGM とその派製品に係わる活動の安全規則と監査メカニズムを定め、国家生物安全性評議会-CNBS を設置し、国家生物安全性技術委員会-CTNBio を再編成し、国家生物安全性政策-PNB を定め、1995 年 1 月 5 日付法律第 8.974 号と 2001 年 8 月 23 日付暫定措置第 2.191-9 号と 2003 年 12 月 15 日付法律第 10.814 号第 5 条、6 条、7 条、8 条、9 条、10 条 16 条とを廃止し、その他の措置を定めた、2005 年 3 月 24 日付法律第 11.105 号
- e) 共和国大統領府と各省の組織と権限を定めた、2003 年 5 月 28 日付法律第 10.683 号
- f) 憲法第 225 条第 1 項第 2 号及び第 4 項、生物多様性に関する条約第 1 条、第 8 条 J 号、第 10 条 c 号、第 15 条及び第 16 条 3 号と 4 号の施行規則を定め、遺伝遺産へのアクセス、関連する伝統的知識へのアクセスと保護、利益の配分及び保全と利用に関する技術へのアクセスと技術移転並びにその他の措置を定めた、暫定措置第 2.186-16/2001 号

(本文 P-4)

- g) 国家自然保全区制度を制定しその他の措置を定めた 2000 年 7 月 18 日付法律第 9.985 号
- h) 国の専管水域における油、その他有害又は危険物質の投棄による汚染の防止、管理及び監査に関する規定並びにその他の措置を定めた、2000 年 4 月 28 日付法律第 9.966 号
- i) 国が所有する不動産の法的整備、管理、長期賃貸及び譲渡に関する規定を定めた 1998

年 5 月 15 日付法律第 9.636 号

- j) 国家エネルギー政策及び石油独占に係る活動に係わる規定を定めた 1997 年 8 月 6 日付法律第 9.478 号
- k) 国家水資源政策及び国家水資源管理システムを制定した 1997 年 1 月 8 日付法律第 9.433 号
- l) ブラジルの領海、接続海域、排他的経済水域及び大陸棚に関する規定を定めた、1993 年 1 月 4 日付法律第 8.617 号
- m) 国家沿岸管理計画を制定した 1988 年 5 月 16 日付法律第 7.661 号
- n) 国家環境政策、その目的及び公式化と適用に関する規定を定めた 1981 年 8 月 31 日付法律第 6.938 号
- o) 2003 年法律第 10.683 号第 27 条第 6 項第 1 号の施行規則を制定し、漁業資源の持続可能な利用における漁業と水産養殖及び環境に係わる各省の共同活動を定めた、2009 年 10 月 13 日付大統領令第 6.981 号
- p) 気候変動に関する省庁間委員会-CIM を設置し、国家気候変動計画の作成の方向付けを行い、その他の措置を定めた、2007 年 11 月 21 日付大統領令第 6.263 号
- q) 気象、気候及び水理に係わる活動統括委員会(CMCH)の規則を定めた、2007 年 3 月 21 日付大統領令第 6.065 号
- r) バイオテクノロジー開発政策を制定し、国家バイオテクノロジー委員会を設置した、2007 年 2 月 8 日付大統領令第 6.041 号
- s) 国家保護区戦略計画-PNAP、その原則、指針、目的及び戦略を制定し、その他の措置を定めた、2006 年 4 月 13 日付大統領令第 5.758 号
- t) 国家海洋資源政策(PNRM)を承認した、2005 年 2 月 23 日付大統領令第 5.377 号
- u) 国家沿岸管理政策-PNGC を制定した 1988 年 5 月 16 日付け法律第 7.661 号の施行規則を定め、沿岸地帯の利用と占有に関する規則を定め、海岸管理基準を定め、その他の措置を定めた、2004 年 12 月 7 日付大統領令第 5.300 号
- v) 国の所有する水域空間の水産養殖を目的とした利用の認可に関する規定を定めた、2003 年 11 月 25 日付大統領令第 4.895 号

(本文 P-5)

- w) 国家生物多様性政策の導入に関する原則と指針を定めた、2002 年 8 月 22 日付大統領令第 4.339 号
- x) 2000 年 4 月 28 日付法律第 9.966 号に定められた、国の専管水域における油、その他有害又は危険物質の投棄による汚染の防止、管理及び監査に関する規定の違反に適用される罰則を定めた、2002 年 2 月 20 日付大統領令第 4.136 号
- y) 海洋資源省庁間委員会(CIRM)に関する規定を定めた、2001 年 9 月 26 日付大統領令第

3.939号

- z) 世界的気候変動に関する政府の活動の整合性を確保するため、世界気候変動省庁間委員会の設置を定めた、1999年7月7日付大統領令番号なし
- aa) 国家海洋政策を承認した、1994年10月11日付大統領令第1.265号
- bb) 国連教育科学文化機関(UNESCO)の政府間海洋学委員会(COI)における、海軍司令部及び科学技術省の役割を定めた、1994年1月5日付大統領令番号なし
- cc) ブラジルにおける外国人による科学的データ及び材料の採取に関する規定を定めた、1990年1月15日付大統領令第98.830号
- dd) ブラジルの大陸棚及び専管水域における科学調査・研究の実施に関する規則を定めた、1988年5月2日付大統領令第96.000号
- ee) 鉱業法を制定した1967年2月28日付大統領令第227号

5.2. 国際法

第8回 PSRM は、ブラジルが批准した次に挙げる国際条約に準拠している。

- a) 1995年6月22日付大統領令1.530号により公布された、国連海洋法条約(CNUDM)
- b) 1992年6月5日にリオデジャネイロで締結され、1994年2月法律第2号及び1998年3月16日付大統領令第2.519号により批准された、生物多様性条約
- c) 2006年2月16日付大統領令第5.705号及び第19条の適用に関する規定を定めた大統領令第6.925/09号により公布された、生物多様性条約生物安全性カルタヘナ議定書
- d) 1969年8月20日付大統領令第65.025号により公布された、大西洋マグロ類保存国際委員会条約(ICCAT)
- e) 1998年7月1日付大統領令第2.652号により公布された、国連気候変動枠組条約
- f) 1974年1月17日付大統領令第73.497号により公布された、国際捕鯨取締条約

(本文 P-6)

- g) 1996年5月16日付大統領令第1.905号により公布された、ラムサール条約として知られる、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地帯に関する条約
- h) 1996年12月1日にカラカスで締結され、2001年6月13日付大統領令第3.842号により公布された、ウミガメ保護・保存米州条約
- i) 1973年11月2日にロンドンで締結された船舶による汚染の防止のための国際条約-マルポール条約第73/78号及び1978年2月17日ロンドンで締結され、1998年3月4日付大統領令第2.508号により公布されたマルポール条約の議定書
- j) 1972年にロンドンで締結され、1982年9月16日付大統領令第87.566号により公布された、廃棄物投棄に係わる海洋汚染防止条約-ロンドン条約
- k) 2002年9月5日付大統領令第4.361号により公布された、遡河性魚と高度回遊魚の保存

に関する国際海洋法条約(CNUDM)の規定実施に関する合意

l) 2006年4月18日付法律第70号により批准され、2008年6月5日付大統領令第6.476号により国内法に組み入れられた、食料・農業植物遺伝資源国際条約(TIRFAA-FAO)

m) 2008年4月23日付大統領令第6.440号により公布された、CNUDMの第11部の実施に関する合意

6. 重要事項

PNRMに定めるとおり、海洋資源は、その利用と保全が経済的、社会的及び環境的な観点から重要性をもつ、国の専管水域、国益に係わる国際水域及び沿岸地帯に存在する、エネルギー資源を含む全ての生物資源と非生物資源をいう。当概念は、文化的及び環境的な面並びに生物資源とジオ多様性の持続可能な利用に係わる活動に適用される。

漁業活動及び炭化水素の開発・産出及びその他の海洋天然資源の利用は、浅海と深海における鉱物の開発及び生物多様性の知識に由来するバイオテクノロジーの潜在性を利用する科学的調査と技術革新の開発と同様に、我国において未だ可能性の段階に留まっている。しかし最近になり、風力、波、潮のような再生可能エネルギー源による発電の潜在性に明るい光がさし始めている。その可能性は、種々の方法により保護されている領域の管理を、生物多様性の保全及びそれら資源の持続可能な利用と両立させることを必要とする。

南大西洋と赤道大西洋に関する調査は、ブラジルにとって重要なものであり、診断の基礎としての過去と現在の地質学的、海洋学的及び気候的な現象に関する知識の拡張に貢献する。従い、国家と人類の持続可能な発展と未来に対する、戦略的な富と社会-教育的な重要性の源泉として、海を豊かにする必要がある。

(本文 P-7)

その意味から本計画は次に示す四原則を定める。

6.1. 生物資源

ブラジルの沿岸と海洋及び国益に係わる国際水域の生態系は、極度に多様性に富み植物相と動物相の無数の種を含んでおり、その多くが我国の水域にのみ存在し、幾つかの種は絶滅の危機に瀕している。海洋生物資源は、水柱環境と海洋基質に生息し力強い生物的及び非生物的な構成要素と共に、複雑な繁殖システムの一部をなす生物を含む。生態系と持続可能性に焦点をあて、全ての構成要素の多様な役割を理解することが極めて重要である。

そのような多様な生物を収容するほか、海洋生態系は、観光、リクレーション及び文化的利用の可能性に加え、食料供給、気候維持、水浄化、氾濫制御及び沿岸保護といった人間の生存に不可欠な作用を提供する。従い、海洋生物資源の重要性は、食料供給とバイオテクノロジーの開発を目的とする持続可能な利用からのみ生まれるのではなく、その生物

多様性からも生まれるのである。

革新的な製品と製法の開発の基礎としての遺伝的、生化学的、栄養的及び環境的な構成要素に関する知識の拡充を可能にする活動を含め、海洋バイオテクノロジーの重要性が近年高まっている。

しかし大洋と沿岸地帯は、特に無秩序な占有と生来の植生の消滅、水質の汚染と変化、多様性の過剰開発及び外来種持ち込みによる、種々の環境の資的悪化の影響を受けている。マングローブ林、サンゴ礁、河口礁といった最も脆弱且つ複雑な生態系が、構造的な変化を受け、その多くが修復不可能となっており、直接的また間接的に経済的、社会的及び環境的な恩恵を生み出す潜在力が低下している。

海洋生態系及び生物多様性の利用に関する知識が広がったことから、世界の主要な漁業資源の 85%が捕獲対象となり、過剰に捕獲され、捕獲困難なまで減少し、あるいは個体数回復途中にあることが、明らかになって来た。ブラジルも例外ではなく、主要資源の利用は世界の状態に類似している。

崩壊状態又は脅威に晒されている漁業資源の回復にとり、今日世界の海域の 1.6%を占めるすぎない保護海域の拡張が不可欠である。その意味から PSRM は、国の専管水域における保護域の設置のみならず、国際水域における保護域の設置も考慮に入れなければならない。その試みは、確実にブラジルを国際社会の先駆者としての地位に導く。

海洋資源の知識向上と持続可能な保全及び利用には、環境的実現可能性と経済・社会的利用を保証する生態系の均衡を脅かさないよう、潜在性と限度に関する理解の拡がりが必要である。従い、科学、技術及び革新(CT&I)並びに人的資源の形成及び能力向上への投資が不可欠である。

(本文 P-8)

更に海洋生物資源の利用は、生物多様性に関する条約(CDB)、その他ブラジルが署名した遺伝子源の保全のみならずその持続可能な利用とその利用から生じる利益の公平な配分を定めた国際条約の、指針と目標との整合性を確保しなければならない。従い、海洋生物多様性の持続可能な利用と保全に関する公的政策の決定における国の役割が、重視されねばならない。

このため第 8 回 PSRM は、現在と将来の世代に対し資源の維持を保証するために、科学技術の開発と連携した海洋生物多様性の持続可能な保全と利用を優先し、生態系の保全という挑戦的課題に取り組む。

6.2 非生物資源

沿岸地帯、国内水域及び国際水域の非生物資源には、海洋基質に存在する当国の経済的・戦略的な重要性をもつ鉱物資源、海水中の化学物質並びに潮汐、波、流れ、風、温度勾配

等の利用から生まれるエネルギー資源を含む。

前述の領域での鉱物地下資源の露出に関する現在の記録の内、特筆すべきものは、モナザイトとルチルのようなレアアースを多く含んだ重鉱物砂鉱床、主に砂利と砂で代表される珪砂屑性粒子と炭酸塩で代表される生物碎屑粒子、リン鉱石、多金属団塊及びコバルトを含んだ地殻、多金属硫化物の熱水鉱床及び蒸発岩、石炭、石油、ガスハイドレート及び天然ガスのような表面下の鉱床である。

過去から蓄積された知識はあるが、大陸棚及び国益に係わる国際水域の埋蔵鉱物を評価し、また他の知識を取得するため、より詳細な地質学的-地球物理学的、古環境的及び地盤の新たな調査が必要である。海洋原材料から高付加価値製品への変換が、国の発展と GDP の上昇への大きな貢献を可能にする。

近年ブラジルの ZEE での調査申請が大幅に増加しており、生物碎屑石灰岩、砂、塩化カリウム、石炭、チタン及びダイヤモンドに関し、国家鉱物産出局(DNPM)が認可した件数は 1200 件を超える。

大陸棚縁とビトリア-トゥリンダーデ海山列の周辺の深海に、多金属団塊とコバルトを含んだ地殻の露出があり、サンペドロとサンパウロの群島の周辺には多金属の硫化物の露出が存在する。これら鉱物資源は、その組成によっては銅、ニッケル、コバルト、マンガン、レアアース及びその他の経済的・戦略的な価値をもつ金属類の重要な産出源となる。

(本文 P-9)

「Area」は、当国にとり極めて大きな戦略的重要性をもつ領域である。この意味から、ブラジルが国の専管水域の外での鉱物資源の利用権を確保するため、調査・開発活動に参加することは極めて重要なことである。

海洋環境における探鉱及び発電に係わる活動は、公共政策の設定に必要な技術的、経済的及び環境的なフィージビリティスタディーを必要とする。

6.3. 大洋のモニタリングと観測及び気候研究

南大西洋、赤道大西洋及びブラジル沿岸地帯は、海洋の生物資源と非生物資源及びその世界的気候変動との関係における、当国の開発に関する戦略的空間である。ブラジルの沿岸地帯に沿い、自然現象と人間の活動の影響を受ける重要な社会経済活動が展開される大都市が存在する。

大洋の気候に対する影響は周知のことではあるが、南大西洋と赤道大西洋がどのようにブラジルの大部分の領域における降雨のしくみに影響しているのか、未だ大きな疑問として残っている。

大洋、大気及びそれらの相互作用の役割をより深く知ることは、天候、気候、更には人の住む地域と地域経済の持続性に強い打撃を与える厳しい乾燥、洪水、嵐といった極端な

自然現象の予想に貢献し得る。

大洋で発生する暴風による高い波と潮の作用が、陸島を侵食し海岸地域に経済的損失を与え、沿岸と海洋の生態系に影響を及ぼす。気候変動による海面上昇は、長期的には沿岸地帯の利用と占有に影響を及ぼし、国家経済に打撃を与える。

海洋活動と港湾活動は、決定過程に必要な種々の時間的及び空間的な規模により、大洋の状態を理解し、また予測する高い能力に依存する。

世界的気候変動は、大気温暖効果ガス、主として二酸化炭素(CO₂)の増加に関連している。大洋が大気中の CO₂ を吸収して海水の酸性化を引き起こし、サンゴ礁と海洋多様性の存在に脅威を与える。

前述の現象は、大洋と気候の恒久的モニタリングの必要性の根拠を示すものである。ブラジルでは、当モニタリングが GOOS/ブラジル(ブラジル太陽・気候観測システム)により行われている。当システムは、科学知識を向上させ、収集データを活用し、研究・予測・行動を支援し、ブラジルに影響を与える気候変動と気候変化の極端な現象による危険性と脆弱性の低減に貢献することができる。

現在 GOOS/ブラジルは 4 つのネットワークと 1 つの調査プロジェクトからなっている。本計画の期間中に、これらネットワークは拡張され、また新たなネットワークとプロジェクトが創設される。ネットワークとプロジェクトにより収集されたデータは、公共の所有に属するものであり、ウェブサイト <http://goosbrasil.org> により利用することができる。

(本文 P-10)

科学的データの配布は、当国の現行の基準と国際海洋学委員会(COI)の海洋情報データ交換システム(IONDE)に定められた規定に従い、遠隔ネットワークと現地のネットワークを経由して行う。

データの質と信頼性を保証するため、センサーの較正を行う試験所を設置し、大洋の調査とモニタリングに使用するプラットフォームと計器類の製作に携わる国内産業の技術革新を支援することが必要となる。

大洋の観測とモニタリングは衛星による観測を欠くことはできない。今日多くの軌道上のセンサーは、時間的間隔の短いリアルタイムの利用が可能な広大な大洋の観測を可能にする。衛生からのデータは、伝統的プラットフォームによるデータ収集における空間的及び時間的な隙間を埋め、現地測定データを補完する。衛生からのデータの受信、処理、分析及び配布を行う、戦略的に海岸に沿って設置された幾つかの局が、ブラジルの国益に係わる大洋域に関するリアルタイムのモニタリングを可能にする。

6.4. 海洋科学分野の人的資源

ブラジルが海洋国であると同時にまた多くの未知の天然資源を有することを考慮すれば、沿岸資源及び海洋資源の秩序ある調査、保全及び開発に貢献することができる専門家の育成は、必然的な課題である。また、ブラジルの海岸線は 8,500km に及び、そこに 395 の沿岸市が存在し人工の約 20%が集中しており、それら空間の無秩序な経済活動と占有による環境への影響に対する緩和と対応のための措置の特定、モニタリング、提案及び導入に関する研究の必要性が増す一方である。海洋科学分野における継続的な人的資源の形成は、理論と実践に強固な基礎をおいた技術者と科学者の集団を必要とする PSRM の目的の中心をなす。

ブラジルが科学的及び技術的な調査を展開し、国内水域と国際水域における資源の持続可能な利用を促進し、沿岸環境及び洋島を含む海洋環境の保全を確立し、大洋のモニタリングを拡張するためには、この挑戦の複雑性に対応できるだけの量の有能な専門家が必要不可欠である。

従い、人的資源の形成は、本計画の或る特定の活動に直結しつつも、その他の活動の具体化に不可欠のものであるという、横断的な性格をもつ。

(本文 P-11)

7. 実施する活動

CIRM に代表者を送る機関は次の責任を負う。

- a) CIRM において下される決定と作成される計画のうちの関係する部分を自己の計画と施策に組み入れ、PNRM の目的達成に必要な対策を講じる。
- b) 既存の機関と手段を適切に活用して努力の重複と資源の浪費を避け、各施策の調整と連携を確保し持てる能力を最大限利用する。
- c) 海洋資源に関する科学及び技術の開発に対する奨励と助成の活動において、CIRM の施策を優先扱いする。

7.1. 洋島の科学的調査 - PROTRINDADE-PROARQUIPELAG (統括機関：ブラジル海軍、但し SECIRM 仲介)

CNUDM によりブラジルが上記の島々の周辺に領海及び ZEE を設定する権利を保証されたことにより、洋島の戦略的重要性が強まった。これにより各洋島の周辺の半径 200 マイルの海域が加えられ、海洋の水塊、海底及び地下の天然資源、生物資源及び非生物資源を開発し、保全し、産出するための独占権がブラジルに保証され、当国にとっての経済的重要性が大幅に上昇する。

戦略的及び社会経済的な重要性に加え、これら洋島はその生態系、特有種、地質的な構造と進化並びに地盤的、海洋学的及び気候・気象予想の研究にとり重要なデータを生み出

す可能性の単一性により、高い科学的-環境的な価値をもつ。

PSRM において、トゥリンダーデ島における科学的調査計画(PROTRINDADE)及びサンペドロとサンパウロの群島における科学的調査計画(PROARQUIPELAGO)により、トゥリンダーデ島及びサンペドロとサンパウロの群島(ASPSP)における科学的調査が進められる。

ASPSP は、サンペドロとサンパウロの地殻の亀裂から生まれたもので、現在はリオグランデドノルテ州の海岸から約 1,000 キロメートル離れた北半球に位置する小規模の岩石の島々で構成される。大西洋の戦略的な位置にある多様な海洋資源をもつ領域である。その特性から、ASPSP は、重要な科学技術的、社会経済的及び環境的なインパクトをもつ調査に関する優先的な地域をなし、ブラジルの政府、学術・科学界及び社会にとって極めて重要なものである。ASPSP 周辺は、1986 年 6 月 5 日付大統領令第 92.755 号により環境保護区 (APA)に指定された。

ASPSP の調査を支援するため、現地の悪天候に耐えることができる科学的観測点が設置された。半月ごとの科学調査隊の派遣は、群島周辺の ZEE と PC に対する権利を合法化するために不可欠な要件ともなっており、当群島の恒久的占有を強化するために役立っている。APSPTS における科学的観測点を稼働状態に保ち、環境保全に必要な活動を実施するため、複雑な物流システムを整え、また調査隊が重要な領土の末端に安全に滞在することができるよう訓練を行うが必要となる。

(本文 P-12)

トゥリンダーデ島とマルティンヴァス群島は当国の東の国境を成し、2008 年 12 月 18 日付大統領令第 6.703 号により承認された国家防衛戦略に示された地政的な側面をもっている。アオウミガメの産卵場所とブラジル領土における最後の火山運動としての地質的記録が、トゥリンダーデ島に関する重要な科学的側面である。また、恒常的な海流をもつブラジルの唯一の洋島でもある。これらの特性により、当島の生態学的な性格と海流環境の保存に関連する占有は、以前から常に国家政策の目標であり、又その生物多様性とジオ多様性の保全のための戦略的な行動を必要とする。

それに加え、南大西洋における重要な上空の観測点であることから、ブラジル海軍が気候と気象の観測に関する活動における先端的戦略点である、トゥリンダーデ島気象観測点 (EMIT)を運営し、国立気象庁(INMET)を介して世界気象機関のネットワークヘリアルタイムにデータを送っている。

トゥリンダーデ島、マルティンヴァス群島及び近隣海域における科学的調査を拡張するため、現地で実施されるプロジェクトを科学的評価により選ぶ PROTRINDADE が CIRM により創設された。現在 PROTRINDADE は、トゥリンダーデ島科学観測点(ECIT)を維持し、月間科学観測隊の派遣を行っており、ブラジル海軍の艦船及び契約した船舶による物資と人員の輸送を行っている。

7.1.1. 目的

洋島での科学調査を行い、ASPSP の周辺の ZEE と PC の陸上と海洋の生態系の保全及び主権を確保する。

7.1.2. 目標

- PROTINDADE と PROARQUIPELAGO の領域における調査プロジェクトの数を 60 件へ拡張する。
- ASPSP の科学観測点を年 365 日の間維持する。
- PROTINDADE と PROARQUIPELAGO の領域に、環境管理のパイロットプロジェクトを創設する。

(本文 P-13)

評価内容	評価単位	参考	
		日付	指数
PROTINDADE と PROARQUIPELAGO の領域において実施中の調査プロジェクトの数 出典：科学技術革新省-MCTI	件数	2011 年	43
ASPSP の年間占有率 出典：ブラジル海軍-MB	%	2011 年	100
PROTRINDADE の領域における環境管理パイロットプロジェクトの導入率 出典：ブラジル海軍-MB	%	2011 年	0
PROARQUIPELAGO の領域における環境管理パイロットプロジェクトの導入率 出典：ブラジル海軍-MB	%	2011 年	0

7.1.3. 報告書

- 洋島に導入された調査プロジェクト
- ASPSP 合法化の継続
- 洋島における科学活動と環境活動の実施のために整備されたインフラ
- 導入された PROARQUIPELAGO と PROTRINDADE の環境管理パイロットプロジェクト。

7.1.4. 統括と予算管理

ブラジル海軍は、PROARQUIPELAGO と PROTRINDADE の統括機関である SECIRM を介して、当活動に関連する年度予算法案(PLOA)の活動予算書の作成を支援する義務を負う。

当活動を実施するために必要な資金は、その他の関係機関、立法府による修正、国内と国際的な調査奨励機関及び民間との提携により、補完することができる。

7.2. 海洋生物多様性の評価、モニタリング及び保全 - REVIMAR (統括機関: 環境省-MMA、但し IBAMA 仲介)

沿岸地帯と海洋は種々の海洋学的性格をもち、植物相と動物相の無数の種を含み、その内の多くが我国の水域にのみ存在し、幾つかの種は絶滅の危機に瀕している。当生態系内で特筆すべきものは、マングローブ林、種々の海洋と淡水の種の産卵場所及びサンゴ礁であり、世界で最も脆弱な海洋生息環境であり、より大きな保全と観察の取り組みを必要とする。

幅広い多様な生き物を収容するのみならず、その海洋生態系は、食料供給、気候維持、水浄化、洪水抑制、沿岸保護といった人間の生存に重要な環境サービスを提供し、観光、レクリエーション及び文化的な利用をも可能にする。これらサービスの価値は、年間数十億リアルと評価することができる。

(本文 P-14)

海洋生物多様性に対する主たる脅威は、沿岸地帯の高い人口密度と活発な農牧畜業、石油とガスの開發生産、漁業、農業、船舶航行及び観光である。そのため、共同管理による資源の利用を可能にすることができる科学的基盤を定めるための、体系的且つ継続的に焦点を当てた調査の実施が不可欠である。それに加え、保護区の設定とその設置による海洋生物多様性に代表される遺産の保全を促進することが必要である。

7.2.1. 目的

生物資源の保全活動及び持続可能な利用に適した管理戦略に関する政策を助成することができる、科学的基盤と連携のとれた活動を定めるため、生態系に焦点を当てた海洋生物多様性の保全を分析し、監視し、促進する。

7.2.2. 目標

- 脆弱性、脅威及び過剰利用の状態におかれた種に焦点を当てた、海洋種のモニター計画を定める。
- リーフチェックの手法によりモニターされる 6 か所の礁生態系保護区の継続的評価を維持する。
- 地図化されたマングローブ林(2011年時点で 1,225,000 ヘクタール)の全領域をモニターする。
- 脅威を受けている種の一覧表を更新するため、海洋種の保全状態を評価する。

- 絶滅の危機に瀕している海洋種に関して策定された行動計画の数を倍増する。
- 強化された海洋保護区の全面積を MT と ZEE の 4%(3.5 百万平方キロ)まで拡張する。
- 持続可能な保護と利用を目的として、海洋生物資源の利用に対する監査計画の実施を年 20%増やす。

評価内容	評価単位	参考	
		日付	指数
脆弱、絶滅危惧及び過剰利用の状態にある種に焦点を当てた海洋種のモニター計画 出典：MA/IBAMA/シコメンデス生物多様性保全院-ICMBio	件数	2011 年	0
礁生態系保全区のモニタリング 出典：MMA/ICMBio/IBAMA	件数	2011 年	6
マングローブ林生態系のモニタリング 出典：MMA/ICMBio/IBAMA	%	2011 年	100
絶滅が危惧される海洋種に関し、策定・導入された行動計画 出典：ICMBio	件数	2011 年	6
海洋保護区面積比率 出典：MMA/ICMBio	%	2011 年	1.6
海洋生物資源利用の監査計画実施 出典：IBAMA/ICMBio	件数	2011 年	90

(本文 P-15)

7.2.3. 報告書

- 脆弱、絶滅危惧及び過剰利用の状態にある種に焦点をあてた、海洋種モニター計画報告書
- 礁生態系とマングローブ林生態系のモニタリング年次報告書
- 海洋種保全状態に関する年次報告書
- 絶滅危惧種に対する行動計画に関する発表及び導入報告書
- 海洋保護区の設置と強化に関する地図と年次報告書
- 管轄官庁間(MMA/IBAMA/ICMBio、MPA、MB 及びその他)の協力により企画・実施された活動を含む、海洋生物資源利用監査に関する年次報告書

7.2.4. 統括と予算管理

MMA は、IBAMA と ICMBio を介して、当活動に関連する年度予算法案(PLOA)の活動予算書の作成を支援する義務を負う。当活動を実施するために必要な資金は、その他の関係機関、立法府による修正、国内と国際的な調査奨励機関及び民間との提携により、補完することができる。

(本文 P-16)

7.3. 水産養殖と漁業-AQUIPESCA (統括機関：漁業農業省-MPA)

MT と ZEE における持続可能な漁業と海洋養殖の政策に基づく、当国の漁業資源の主権の下での競争力のある開発を促進する戦略の必要性から、漁業資源利用の管理における MMA との協力下でのガバナンスが定められたとき、MPA の設立による機関の責任範囲の再設定が必要となった。

歴史的に、漁業部門は組織的でなくまた生産連鎖における技術水準も低く、主要な生息数に対し過剰利用が発生している。当状況は、新たな密漁業者の進出と有能な漁業者の相次ぐ石油産業への転出により、悪化している。これに加え、国家漁業農業協議会が、漁業活動の実施に関する法的要件の遵守を含め、漁業従事者の育成、利用及び能力養成に対する政府の行動不足を指摘した。

このような全体像の中での当分野の再生は、秩序化に関する法的措置の制定において漁業部門の機関と代表者と連携をとり、環境的、社会的及び経済的な持続可能性を目指した、新たな連携のとれた管理政策を必要とする。

ブラジルは 3.5 百万平方キロの海域を有し、海洋養殖の大きな可能性を秘めており、持続可能な基盤の上で国内漁業の漁獲高を増やし良質な蛋白供給の拡大が可能であり、なかでも水産養殖場での養殖活動及び公海での新しい養殖技術とバイオテクノロジーの開発を特筆すべきものとしてあげることができる。

7.3.1 目的

漁業従事者の能力を高め漁業の体力を強化し栽培漁業を助成するため、漁業と水産養殖の持続可能な開発計画の優先行動を、省庁間協力体制の中で実施する。

7.3.2. 目標

- 漁業及び栽培漁業の従事者の能力育成のため、漁業専門学校を 3 校設立する。
- 沿岸小型漁業に適した新しい技術を備えた漁船の原型船 10 隻を建造する。
- 海洋漁業の診断に関する技術的及び社会経済的な調査プロジェクトを 6 件実施する。
- 海洋における養殖場を 8 か所設置する。
- 公海での養殖技術に関する調査開発センターを 1 か所設置する。

(本文 P-17)

- 17 の沿岸州における海洋漁業と海洋養殖の統計を維持する(*)。

評価内容	評価単位	参考	
		日付	指数
設置された漁業専門学校 出典：MPA	件数	2011 年	0
沿岸小型漁業に適した新しい技術を備えた原型 漁船 出典：MPA	件数	2011 年	0
海洋漁業の技術的及び社会経済的な調査プロジ ェクト 出典：MPA	件数	2011 年	1
海洋養殖場 出典：MPA	件数	2011 年	0
公海での養殖技術に関する調査開発センター 出典：MPA	件数	2011 年	0
沿岸州における海洋漁業と海洋養殖の統計 出典：MPA(*)	件数	2011 年	17

7.3.3. 報告書

- 設立された漁業専門学校
- 建造され評価された原型漁船
- 作成された海洋漁業に関する社会経済的及び技術的診断書
- 設置された海洋養殖場
- 設立された公海での養殖技術に関する調査開発センター
- 刊行された漁業と水産養殖に関する年次統計報告書(*)

7.3.4. 統括と予算管理

AQUIPESCA の統括機関である MPA は、当活動に関連する年度予算法案(PLOA)の活動予算書の作成を支援する義務を負う。当活動を実施するために必要な資金は、その他の関係機関、立法府による修正、国内と国際的な調査奨励機関及び民間との提携により、補完することができる。

* 海洋多様性評価観察保全-REVIMAR との連携により生まれた開発目標と報告書。

(本文 P-18)

7.4. 海洋バイオテクノロジー - BIOMAR (統括機関：科学技術革新省-MCTI)

海洋は地球の表面の 70%を占め、世界の生物多様性の約半分が生息する。しかし、現在までバイオテクノロジーの目的のために利用されたのは僅かな種に過ぎない。海綿、ホヤ、コケムシ、珊瑚、大型海藻類といった海洋生物及び微生物が、数十年前から主として薬剤としてまた防汚剤としての特性を示すことから、学术界及び科学界から注目されてきた、構造的に単一な小分子(二次代謝産物)を生み出す。これに加え、海洋生物に関係する種々の他の産物又は製法も、化学、薬品、食品及び化粧品の製造業の発展に有用であり、国内の科学分野及び産業分野の発展を促進し、雇用と所得を生み出し、当国の経済的、社会的な発展と貧困の撲滅に貢献する。

ブラジルの専管水域(AJB)及び専管水域の外にある海域には、バイオテクノロジーの重要性をもつ二次代謝産物又は巨大分子を生み出す多様性に富む海洋生物が生息する。その生物多様性は、生物資源探査の分野において新たな遺伝子、酵素及び基本的なプロセスの発見に関し、未だ利用されていない機会をブラジルに与える。過去 40 年になされた努力にもかかわらず、僅かな薬剤しか人間の治療のために使われておらず、原材料の供給に限度があるため如何なる防汚化合物も市販されていない。

海洋生物は僅かな量の二次代謝産物しか生み出さない。この重要な制約点に基づき、大きな可能性の研究開発を現実のものにするための努力は、多くの着手の必要性和、活性分子の探査に留まらず(多くの国において広く知られている)それを入手する持続可能な方法を考慮に入れなければならない。その合成は、それらを生み出す微生物又は肉眼的生物の養成(又はそれらの同じ組織)、化学合成、化合物誘導、遺伝子組換え、構造が類似した生理活性分子のライブラリーの創設及びプラスミド産出のための生理活性代謝物を生み出す遺伝子の分離により、得ることができる。

この意味から、BIOMAR の活動は、持続可能な着手に適した戦略を考慮し、CT&I への継続的な投資の必要性に関する評価と、特許登録の増加と工業レベルでの化合物の生産に関する戦略の設定とを取り入れ、海洋生物由来の製品と製法の開発を支援することを目的とする。

BIOMAR は、学术界及び科学界との協議、RedeAlgas(全国大型海藻類バイオテクノロジーネットワーク)及び Renorbio(北東地方バイオテクノロジーネットワーク)の創設並びにバイオテクノロジー開発プロジェクトの振興により、海洋バイオテクノロジーの分野を支援して来た。2010 年に、当国におけるこのテーマに係わる予備診断を含む、ブラジルにおける海洋バイオテクノロジーの最先端の評価と題する書物が発行された。このように当活動により、海洋生物のバイオテクノロジーの適用に関する科学的、技術的及び革新的な調査の実施に対する、省庁間と官民間の提携の機会が増加する。

(本文 P-19)

7.4.1. 目的

当国の科学的、技術的及び経済的な発展のため、AJB 及び他の国益に係わる海域に存在する海洋生物多様性のバイオテクノロジーの潜在性に関する、持続可能な研究と開発を促進する。

7.4.2. 目標

- 海洋生物多様性のバイオテクノロジーの潜在性に関する、多分野に亘る調査のネットワークに連携したプロジェクトを、30 件まで拡張する。
- 特許登録と製品開発を助成し支援する 1 件のパイロットプロジェクトを設定する。

評価内容	評価単位	参考	
		日付	指数
海洋生物多様性のバイオテクノロジーの潜在性に関する調査の統合プロジェクト 出典：MCTI	件数	2011 年	23
特許登録と製品開発を助成し支援するパイロットプロジェクト 出典：MCTI	件数	2011 年	0

7.4.3. 報告書

- 実施された海洋生物多様性のバイオテクノロジーの潜在性に関する知識を拡大する調査統合プロジェクト
- 実施された製品開発のためのパイロットプロジェクト

7.4.4. 統括と予算管理

BIOMAR の統括機関である MCTI は、当活動に関連する年度予算法案(PLOA)の活動予算書の作成を支援する義務を負う。当活動を実施するために必要な資金は、その他の関係機関、立法府による修正、国内と国際的な調査奨励機関及び民間との提携により、補完することができる。

(本文 P-20)

7.5. ブラジル法的大陸棚の鉱物資源潜在性評価-REMPAC (統括機関：鉱山エネルギー省-MME)

PC の海洋鉱物資源の潜在性の把握の必要性から、REMLAC が設置された。得られた情報は、海洋非生物資源の利用に関する政府の政策及び戦略の制定を可能にしている。

REMLAC は、政府機関、公営企業及び民間企業が鉱物開発と環境管理の活動を行うために必要な、技術的、経済的及び環境的なデータを得ることを目的とする。

当活動の各作業のなかで特筆すべきものは、古地理学的再現、海中自然地理学的研究、鉱物潜在性評価及び AJB 防衛活動計画に不可欠な地質的及び地球物理学的調査である。更に当活動は、環境予測モデルの有効性に関する基本的な古気候学的及び古海洋学的研究に役立つ。BIOMAR との連携により、当活動は更に PC の鉱物資源に関連するバイオテクノロジーの潜在性の特定と評価も想定している。

当活動の実施により、ブラジルは海域での探査・開発の科学技術知識を得て、海洋基質に存在する鉱物資源の持続可能性を確保することができる。鉱業活動の戦略的な特性は、国の発展と GDP の増加に不可欠なものである。

7.5.1. 目的

非生物資源の持続可能な利用を可能にするため、PC の鉱物潜在性を評価する。

7.5.2. 目標

- PC における鉱物資源の評価に関する地質学的及び地球物理学的モデルを作る。
- 次の規模による PC における地質学的及び地球物理学的調査を行う。
 - ・ 縮尺 1 : 1,000,000 による 48%
 - ・ 縮尺 1 : 250,000 による 10%
 - ・ 縮尺 1 : 100,000 による 8%
- PC の 8%の鉱物潜在性の特徴付けと分類を行う。

(本文 P-21)

評価内容	評価単位	参考	
		日付	指数
PC における鉱物資源の評価に関する地質学的及び地球物理学的モデル 出典：MME	件数	2011 年	0
縮尺 1 : 1,000,000 による PC の地質学的及び地球物理学的調査率 出典：MME	%	2011 年	10
縮尺 1 : 250,000 による PC の地質学的及び地球物理学的調査率 出典：MME	%	2011 年	3

縮尺 1 : 100,000 による PC の地質学的及び地球物理学的調査率 出典 : MME	%	2011 年	1
PC の鉱物潜在性の調査率 出典 : MME	%	2011 年	1

7.5.3. 報告書

- 地質学的及び地球物理学的モデル
- 種々の縮尺による地図
- 地理情報システム(SIG)
- PC の地質及び鉱物資源のデータバンク

7.5.4. 統括と予算管理

REEMPLAC の統括機関である MME は、当活動に関連する年度予算法案(PLOA)の活動予算書の作成を支援する義務を負う。当活動を実施するために必要な資金は、その他の関係機関、立法府による修正、国内と国際的な調査奨励機関及び民間との提携により、補完することができる。

7.6. 南大西洋と赤道大西洋の国際海域における鉱物資源探査・開発 - PROAREA (統括機関 : 外務省-MRE)

「Area」における科学及び技術的な調査活動の実施は、政治的-戦略的な重要性をもつ。当活動は、国際関係における当国の存在を増し、且つ鉱物資源の持続可能な利用による国の社会経済的発展を可能にしている。更に、PROAREA は BIOMAR との連携により、関連する生物資源のバイオテクノロジーの潜在性の特定と評価を可能にしている。

(本文 P-22)

当活動は、国際海底機構(ISBA)に対する鉱物の探査と開発の海域に関する将来のブラジルの請求を正当化するためのデータ収集と支援、並びに政府機関、公営企業及び民間企業が鉱物開発活動を行うことのために必要な、技術的、経済的及び環境的データの入手を目的とする。主要なプロジェクトのうちで特筆すべきものに、南大西洋と赤道大西洋のリオグランデ海膨におけるコバルトリッチクラスト及び中央海嶺における多金属硫化物の開発がある。

鉱物資源の探査・開発に関する ISBA への提示案は、海洋環境への被害を最小限に止めるための強い意思を示す支援を提示しなければならない。この意味から、当局において分析されている手段は、当国が調査・開発権を獲得しようとする区域に関する環境管理計画の

設定である。

PROAREA は、実際にはブラジル法的大陸棚鉱物埋蔵量評価プログラム(REMPLAC)の延長といえ、その海岸から隔たった非常に深い海域での導入は、6,000メートルにも達する深度での調査を実施するための能力を備えた船舶、機器及び人員を必要とし、それにより当国は南大西洋の国際水域での活動の指導的地位を得ることになる。

7.6.1. 目的

ブラジルにとり経済的、政治的及び戦略的な重要性をもつ「Area」に位置する海域の鉱物埋蔵量を特定・評価し、南大西洋と赤道大西洋における当国の存在を増すため、鉱物資源の探査・開発に関して ISBA へ提出する提案書を作成する。

7.6.2. 目標

- 「Area」における鉱物資源の評価のための地質学的及び地球物理学的モデルを作成する。
- リオグランデ海膨の海域の 100%で縮尺 1 : 100,000 の地質学的及び地球物理学的調査を実施する。
- 南大西洋と赤道大西洋の中央海嶺の海域の 10%で縮尺 1 : 100,000 の地質学的及び地球物理学的調査を実施する。
- リオグランデ海膨におけるコバルトリッチクラストの開発権を得る。
- 南大西洋と赤道大西洋の中央海嶺の国際水域において多金属硫化物の開発権を得る。

評価内容	評価単位	参考	
		日付	指数
「Area」における鉱物資源の評価のための地質学的及び地球物理学的モデル 出典：MME	件数	2011 年	0
リオグランデ海膨の海域に占める縮尺 1 : 100,000 の地質学的及び地球物理学的調査の比率 出典：MME	%	2011 年	20
南大西洋と赤道大西洋の中央海嶺の海域に占める、縮尺 1 : 100,000 の地質学的及び地球物理学的調査の比率 出典：MME	%	2011 年	0
リオグランデ海膨におけるコバルトリッチクラストの開発権 出典：MME	件数	2011 年	0

南大西洋と赤道大西洋の中央海嶺の国際水域における多金属硫化物の開発権 出典：MME	件数	2011年	0
--	----	-------	---

(本文 P-23)

7.6.3. 報告書

- 地質学的及び地球物理学的モデル
- 種々の縮尺の地図
- 地理情報システム(SIG)
- 南大西洋と赤道大西洋の中央海嶺及びリオグランデ海膨の地質データと鉱物資源のデータバンク
- ISBA による鉱物の探査・開発権の認可

7.6.4. 統括と予算管理

MRE は PROAREA を統括する責任を負い、その PLOA の活動予算書の作成は当省と MME より支援を受ける。当活動を実施するために必要な資金は、その他の関係機関、立法府による修正、国内と国際的な調査奨励機関及び民間との提携により、補完することができる。

7.7. ブラジル大洋・気候観測システム - GOOS/BRASIL (統括機関：ブラジル海軍、但し水路測量・航行理事会-DHN 仲介)

世界大洋観測システム(GOOS)は、CNUDM 及びアジェンダ 21 の第 17 章(大洋の保護)の規定を考慮に入れ、世界気象機関(OMM)及び国連環境計画との協力により、ユネスコの COI によって設立された。アジェンダ 21 は、大洋における気候変動とその影響をより良く理解し観察するため、世界的な観察システムを開発する必要性を確認している。

(本文 P-24)

南大西洋と熱帯大西洋において、広範且つ日常的な大洋学的及び気候的なモニタリングに必要な活動を実施するため、CIRM 決議第 001/97 号により GOOS/Brasil が設立された。その目的は、専管水域及び国益に係わる海域に関する知識を生み出し、環境予測を提供するために、海洋学的及び気象学的なデータを収集し、海洋資源の効率的な利用に関する決定を支援することである。現在、当システムの運用は次に示すモニタリングとプロジェクトのネットワークの導入により行われている。

- 南大西洋と熱帯大西洋における固定ブイと漂流ブイによる観測ネットワーク(PNBOIA)
- 海洋平均水位観測常備ネットワーク(GLOSS/Brasil)

- 浅海での波観測ネットワーク(Rede ONDAS)
- 熱帯大西洋での調査と予測のための固定ブイのネットワーク(PIRATA)
- リオデジャネイロとトゥリンダーデ島との間の、XBT の高比重線による温度分布特性観測プロジェクト(MOVAR)

当活動に定められた各作業が、気候変動に関するブラジル調査ネットワーク(Rede CLIMA)、海洋活動に関係する国の科学技術機関(INCT)などの、大洋及び沿岸地帯に関してブラジルで活動する調査ネットワークとの相互関連を確保することが、極めて重要である。

7.7.1. 目的

科学知識を拡充し、収集したデータを利用し、研究、予測及び活動を支援するために、大洋、沿岸地帯及び大気に関する常設の観測システムを拡張し、ブラジルに影響を及ぼす異常現象、気候変化及び気候変動に由来する、危険と脆弱性の低減に寄与する。

7.7.2. 目標

- 設置されまた運用中のデータ収集固定装置の数を 40 まで増やす。
- データ収集にあたる漂流装置の数を 60 まで増やす。
- 観測システム - GOOS/Brasil に設置された固定装置の 90%の稼働を維持する(年平均)。
- 南大西洋と熱帯大西洋における CO₂ のモニタリングのための、国の管轄によるパイロットプロジェクトを設置する。

(本文 P-25)

評価内容	評価単位	参考	
		日付	指数
設置されまた運用中のデータ収集固定装置の数 出典：MB	台数	2011 年	24
データ収集にあたる漂流装置の数 出典：MB	台数	2011 年	40
設置されたデータ収集固定装置の稼働率 出典：MB	%	2011 年	79
南大西洋と熱帯大西洋における CO ₂ のモニタリングのための、国の管轄によるパイロットプロジェクト 出典：MB	件数	2011 年	0

7.7.3. 報告書

海洋と気候の観測データに関する報告書を次のとおり時系列に示す。

- 異常自然現象と気候変動に由来する危険と脆弱性の低減に寄与する、気象と気候の予測及び情報
- 南大西洋と熱帯大西洋における大洋と大気の接触面での CO₂ の移動とその量の特定
- 浅海における波の伝播予測
- 海流及び海水の物理 - 化学的パラメータの変動の定量化
- 沿岸地帯における堆積物移送の定量化
- 海洋作用と海洋での石油掘削からの環境の安全性確保に寄与する手段の設定
- 有毒な海藻の開花の特定
- 海図と地上図の減少水位の更新
- 潮予測
- 衛星データの較正と補正
- 沿岸地帯における海拔水準点の特定
- 沿岸形成規模に関するパラメータ
- モデルの有効性確認と較正

7.7.4. 統括と予算管理

MB は DHN を介して GOOS/Brasil を統括する義務を負い、その PLOA の活動予算書の作成は海洋資源省庁間委員会事務局(SECIRM)による支援をうける。当活動を実施するために必要な資金は、その他の関係機関、立法府による修正、国内と国際的な調査奨励機関及び民間との提携により、補完することができる。

(本文 P-26)

7.8. 海洋思考の促進 - PROMAR (統括機関：ブラジル海軍、但し SECIRM を仲介)

ブラジルは海洋国として生まれた。その発見は海洋を経由して行われ、最初の侵入も海洋から行われた。海岸線は南大西洋に沿って約 8,500 キロメートルに及び、国の発展はその活動の多くに係わる海路に依存している。今日、貿易の 95%が海路によって行われている。しかし、そういった要素はブラジル国民に海洋思考を植え付けるに十分ではなかった。海は、無数の生物又は非生物の資源とサービスを提供するが、ブラジル国民の大半は真剣に意識してはいない。

国民の海洋思考を、海と結びついた歴史的伝統を持つ海洋大国の次元に相応しい水準まで引き上げるためには、多数の奨励と意識付けの活動が必要となる。海洋思考は、海的重要性に関する個人的又は集団的な信念又は信条及び海の潜在性を持続可能な方法により利用するという習慣、姿勢、振舞い又は行動意欲と表現することができる。

海洋資源省庁間委員会(CIRM)は、資源の合理的且つ持続可能な保存と利用に取り組むプロジェクトの実施により、海に対するブラジル国民の関心を刺激する目的をもつ PROMAR を創設した。前記プロジェクトの内の一つは、当国の都市を巡回する展示会である。この展示会は、ブラジルの沿岸、ブルーアマゾン、専管水域の外にある海域及び南極における CIRM に関連する活動を、ブラジル社会に知らせることを目的とする。その他の試みとして、海に関する刊行物の配布、CIRM の活動に関するイメージ強化のためのフィルムの上映並びに高等学校、大学並びに科学的及び文化的催しにおける講演会の実施がある。

PROMAR と本計画のその他の活動との間の相互作用は、環境教育、海洋資源の持続可能な利用、社会にもたらされる利益、その他環境、経済、学術、科学及び主権に関する側面などの、海洋に関係する活動に係わるテーマを国民へ知らせる良い機会である。

7.8.1. 目的

ブラジル国民への海洋思考の浸透を図る。

7.8.2. 目標

- 基礎教育と中等教育のカリキュラムに海に関するテーマを含めるよう提言する。

(本文 P-27)

- 海に関する巡回展示会及び講演会の実施を増やす。
- CIRM の活動の広報材料の配布を拡大する。
- 海洋博物館の活動により社会と海との繋がりを強化する。
- 海洋思考の広報活動に接する人の年間の人数を 2.4 百万人まで拡大する。

評価内容	評価単位	参考	
		日付	指数
海洋思考の広報活動に接する人の年間推定人数 出典：MB	人数	2010 年	800,000

7.8.3. 報告書

ブラジル国民に浸透した海洋思考。

7.8.4. 統括と予算管理

MB は SECIRM を介して PROMAR を統括し、当活動に関連する PLOA の活動予算書の作成を支援する義務を負う。当活動を実施するために必要な資金は、その他の関係機関、立法府による修正、国内と国際的な調査奨励機関及び民間との提携により、補完することが

できる。

7.9. 海洋科学の人的資源形成促進 - PPG-MAR (統括機関：教育省 - MEC)

ブラジルの海を学ぶ教育機関、学部課程、大学院課程及び調査グループが、海洋と沿岸地帯の包括的な知識を強化する必要性を満たすに至っていないという認識から、当然のこととして海洋科学の分野における人的資源の形成に向けた活動への取り組みが求められる。

海洋科学の教育課程は、種々の専門家の形成に対応したものでなければならない(海洋生物学、海洋学、水産養殖・漁業エンジニア、海洋地球物理学)。教育中の乗船活動は、講義室で伝えることができない技術を実習することを可能にする。これらの責務を全うするため、大学教育機関は船舶を保有し、その運用のための資金源を調えなければならない。

(本文 P-28)

ブラジルには、海洋科学の分野に属するものとして特定される内容の学部課程が 40 と、当テーマを主要な対象とする調査及び/又は科学的発表を行う大学院課程が 28 存在する。学部卒業者の数は 2010 年までに累計 8,103 人にのぼり、2013 年以降は年 1.1 千人の割合で増加することが期待される。大学院に関しては、2009 年までの修士課程修了者が 2,291 人、博士課程修了者が 492 人であった。学部課程と大学院課程の地理的分布は、全ての沿岸州を含むという状態にはなく、南部地方と南東地方への集中度が高い。

幾つかの大学院(PPG)が、主要なテーマとして海洋科学を取り上げている訳ではないが、当知識の習得による人的資源の形成を行っている。最も新しいデータでは、94 の PPG が海洋科学と相関関係のある活動をしており、その結果 2009 年までに当テーマの修士の資格を得た者が 2,203 人、博士の資格を得た者が 720 人に達している。

更に、散発的に当分野で活動する PPG があり、海洋科学に関する修士論文と博士論文で各課程を修了したものが全修了者の 10%未満であった。2009 年までに、当テーマに属する 204 の PPG により、916 人の修士と 362 人の博士が生まれている。

7.9.1. 目的

海洋環境と資源環境の構成要素、形成過程及び資源に関する知識を拡充するため、有能な人的資源の形成を促進する。

7.9.2. 目標

- 海洋科学の学部課程の教授団に占める修士と博士の比率を 60%まで上げる。
- 海洋科学を主要テーマとする大学院での修士号取得者を毎年 50%増やす。
- 海洋科学を主要テーマとする大学院での博士号取得者を毎年 100%増やす。
- 海洋科学の分野の国内の定期刊行物のインパクトファクターを 50%増やす。

- 国内の実態に基づいた海洋科学の分野の学生への教材の提供を倍増する。
- 海洋科学分野での学部課程履修者の内の 30%に乗船実習(100 時間)を経験させる。

(本文 P-29)

評価内容	評価単位	参考	
		日付	指数
海洋科学の修士号と博士業をもつ教授の比率 出典：MEC	%	2011 年	50
海洋科学を主要テーマとする PPG での修士号取得者の数 出典：MB	人数	2011 年	280
海洋科学を主要テーマとする PPG での博士号取得者の数 出典：MEC	人数	2011 年	50
海洋科学分野の刊行物のインパクトファクター 出典：MEC	数値	2011 年	0.266
海洋科学分野の作成・発行された書物の数 出典：MEC	書物数	2011 年	1
海洋科学分野での乗船実習を経験した学部課程履修者の比率 出典：MEC	%	2011 年	15

7.9.3. 報告書

海洋科学の分野での有能な人的資源。

7.9.4. 統括と予算管理

MEC は PPG-Mar の統括機関として、当活動に関連する年度予算法案(PLOA)の活動予算書の作成を支援する義務を負う。当活動を実施するために必要な資金は、その他の関係機関、立法府による修正、国内と国際的な調査奨励機関及び民間との提携により、補完することができる。

8. 実施、経過観察及び評価のメカニズム

第 8 回 PSRM の各活動の実施は、各省及び関係機関の参加並びに臨時のコンサルタント業者の協力を得て、CIRM の指導の下に行われる。政府機関、特に海洋の科学的調査と海洋資源の管理を担当する機関は、本計画の各活動の実施に直接寄与するプロジェクトを支援

しなければならない。

種々のレベルの調査員の採用と知識の産出を順調に進めるには、調査プロジェクトの奨励策として奨学金と援助金の特典を与える国及び州の振興機関の参加が不可欠である。

(本文 P-30)

本計画の統括及び連携に関するフォーラムは、CIRM の事務局が統括する PSRM 小委員会である。当小委員会の構成員は、CIRM の統括者に関する省令に定められた政府機関の代表者とし、その中には PSRM の各活動の企画、実施及び管理のために設置された執行委員会の統括者を含むことを要する。

執行委員会は、国家作業計画(PNT)に基づき、優先度の決定、齟齬の解消、予算と財政の流れの管理、適用可能な指標の精査と評価及び分野別計画の見直しなど、各活動に関連する作業を指導しなければならない。更に、PSRM 小委員会に、目的に係わる活動の検討と実施に必要な執行小委員会及び作業グループ(GT)の設置を提案することができる。

PSRM 小委員会は、新たな活動又は検討の実施のための執行委員会と GT の設置を CIRM へ提案することができる。

各執行委員会は、それぞれの目標の達成度を評価し、その結果を PSRM 小委員会へ報告しなければならない。

9. 国家海洋資源インフラ

海洋科学に関連する活動の実施は、PSRM に定める活動の実施を可能にするインフラを必要とする。

沿岸地帯と海洋に関する知識の産出に関する、当国の各地方間の均衡を求める歴史的努力は、格差解消の期待の下に維持し強化されねばならない。

PPA 2012 年-2015 年の PT「海洋、沿岸地帯及び南極」が、大洋に関する科学、技術及び革新の基本方針を定め、大洋と気候に関する科学的知識を拡充するための実施及び管理のためのインフラを設置することを目的としている。

大洋の多分野調査とモニタリングの促進に不可欠であると考えられ、前記 PT に定められた国立大洋調査研究所(INPO)の設立が、船舶と機器の物流面の必要を満たし、海洋科学に関する知識の拡充に必要な実施面と管理面の支援をもたらす。当研究所の設置と強化には、その使命達成のために人的資源、物的資源及び資金の継続的供給を必要とする。

最近設立された国立海洋科学技術研究所(INCT-Mar)は、当知識分野の前進と強化に適した近代的な調査のインフラ整備に貢献すると思われる。他の研究所と共に、INCT-Mar は、当国の持続可能な開発に関する科学と戦略の境界分野に調査グループを結集し、その連携を確保することを可能にする。これらの前進は、海洋に関する科学的活動を展開するための全般的指針を定め、またそれら活動に対する政府の支援の方向付けを行うために、大洋に焦点を合わせた CT&I の国家政策を設定する必要性がブラジルにあることを示唆するもの

である。

(本文 P-31)

第 8 回 PSRM の実施は、PPA2012 年 - 2015 年及び年次予算法(LOA)に定められた予算の割当て並びに法律第 9.478/97 号の規定に基づく分野別基金から得る資金及び国内企業と国際機関から獲得する外部資金により、確たるものとなる。国会による修正の承認及び当該知識分野の調査を支援し、また必要な物流に寄与する、海洋科学分野別基金の設置のために、政治的調整が実施される。

人的資源の形成、大洋観測システムの設置・維持及び科学的活動に適した船舶の利用性は限られたレベルにとどまっている。自国のそういった船団の更新、拡充及び運用が、教育、調査及びモニタリングの実現に不可欠である。

PSRM 小委員会は、海洋科学に関連する活動の実施に必要な船舶と機器の取得に関係する機関を支援することができる。また、振興機関にそれらの購入を提案し、船舶の保守と近代化を目的とした活動を奨励し、データ収集プラットフォームの開発と国産化に携わる計測器と校正に係わる研究所の設置を勧告することもできる。

PSRM において設定された活動により産み出される種々のデータバンクの広範な利用を実現するためには、物理的インフラと人的資源を開発し、上記データの書式設定の標準化並びに国家大洋データバンク(BNDO)及びその他のデータバンクとの統合に関する活動を支援することが極めて重要である。それにより、学术界及び科学界のメンバーと一般ユーザーとの間のより活発な知識の交流が可能となり、財政的資源の利用を改善することができる。

10. 他の政策、計画、活動及び機関との連携

第 8 回 PSRM と他の政策、計画、活動、機関との間の実際的な連携には、政府、民間、組織された市民団体、学术界及び科学界の参加を促進することが必要となる。そのため、本計画とその活動がメディアにより特に教育・調査機関、行政府及び立法府に広く伝えられる必要がある。PNRM と PSRM の実施の継続的な観察とその結果としての立法府と CIRM との間のより強い連携のため、当活動に関係する国会の委員会の中に海洋資源常任小委員会を設置することが望まれる。

(本文 P-32)

更に、海洋資源の調査の支援と持続可能な利用に民間の参加を促すため、海洋資源に関連する事案に関する法的枠組みの適正化を行う必要がある。この意味から、PSRM 活動の実施及び問題の解消又は軽減のための管轄機関へ提出する提案の作成を妨害又は困難にする、

法律に存在する不備、漏れ及び矛盾点の特定に、PSRM の全ての関係者が尽力することが不可欠である。

我国へ利益をもたらす、国際機関との連携を強め、最先端技術の利用と我々の人的資源の能力向上に繋がる協力の機会を生み出すためには、CIRM の各機関と協力し海洋に関する事案の協議と交渉を行う場において、慎重な対外活動を行うことが非常に重要である。

本計画に係わる当事者間の意思疎通と活動の連携により、資源の利用が最適化され、また共通の利益のための調査者と管理者の団結が促進される。機関、調査者及びユーザーの間の連携を拡充するため、インターネット上での情報とアイデアの自由な交換、プロジェクトの物流面の迅速化、関連情報の素早い伝播及び会合、シンポジウム、その他の活動の組織化を可能にする手段の創出が必要となる。

人的資源の能力向上と参加した調査者の間の情報、研究及びプロジェクトに関する意見の交換を促進するため、PSRM と接触をもつ国内及び国際的な施策の間の連携が強化されねばならない。

本計画と連携する施策の中で特筆すべきものとして次のものを挙げるができる。

- 河川流域により線引きされる管理区域として沿岸空間を設定した、国家沿岸管理計画 (PNGC)。PNGC の各活動の本計画との連携は、各レベルの政府(国、州、市)による沿岸資源と海洋資源の取扱いに分けられた焦点の細分化を解消し、諸決定が海洋に関する公共政策と有機的に結びつくことを可能にする。

- 再生可能で清潔なエネルギーの利用と海洋鉱物資源の開発に関係する、本計画の諸活動と整合性をもつ、国家エネルギー計画 2030 及び国家鉱業計画 2030。

- 最近創設された国境無き科学プログラム。海洋科学分野が当プログラムに種々の分野の中で優先的なものとして組入れられた後に、海外の種々のレベルでの海洋科学の人的資源の能力向上を可能にする。

- 南極、南極海及びその隣接する海域の環境現象の動向と、そのブラジル及び地球との係わりを理解するため、それら領域に関する研究を行うブラジル南極プログラム(PROANTAR)。PROANTAR の活動は、本計画の各活動と連携し、気象と気候の予測の改善を進めねばならない。

(本文 P-33)

他の既存の法律と調和した大洋に関する CT&I 政策、特に PNRM の設定により、海洋環境における国家戦略方針と調査活動の導入手段が定められると予想される。

PPA2012 年-2015 年と同様に、テーマ「海洋」が政府の他の計画と活動の中で際立った存在となり、ブラジルが海洋に関連する歴史的伝統を有する偉大な海洋国家であることを具体的に示すため、他の政策が定められねばならない。

(本文 P-34)

用語解説

非生物	生物に影響を及ぼす、生態系の物理的、化学的及び地質的特性に関連する環境要素。例：水素イオン指数、温度等。
臨時の	募集ごとの。
ブラジルの専管水域(AJB)	国際法と国内法の範囲内で、管理と監査のために、海水中、海底又は海洋の地下に存在する、活動、人、施設、船舶並びに生物的及び非生物的天然資源に対し、或る程度までブラジルが専管権を行使する、内水及び海洋空間を含む。これら海洋空間は、基線から 200 海里の海域に、200 海里の外側の大陸棚の拡がりの上の海域を加えた海域を指す。
ブルーアマゾン	国土のほぼ半分に相当する面積の国の専管水域又は、天然資源の潜在性に関する類似性から、我々に属す海洋の戦略的及び経済的な重要性を社会に対し際立たせることを意図して、海軍が他のアマゾンにたとえて名づけた海域。
防汚剤	船体の表面保護に使用される塗料に混ぜ、船体に海洋生物が付着し生育するのを防止する特性を有する化合物。
人間の	人間の活動に由来する。
Area	国の専管水域の外にある海床、海底及びその地下。
保護区	特定の保全目的を達成するために割り当てられる又は規則に定められ管理される、地理的に定められた領域。
生理活性	人間により多方面に使用される潜在性をもつ生物による合成物。
生物多様性	陸上生態系、海洋生態系、他の水生生態系及び生態学的複合体を含む、全ての起源の生物の多様性で、更には同一種内、種間、及び同一生態系の多様性も含む。
バイオレメディエーション	環境汚染物質の生物による防止及び除去の作用。

(本文 P-35)

バイオテクノロジー	財を得る又は役務を確保するために、生物学的薬剤(有機体、細胞、オルガネラ、分子)の利用を可能にする知識の全体。生物多様性に関する条約が、バイオテクノロジーを「特定の用途のための製品又は作用を製造又は変更するための、生態系、生物又はその派生物を使用するあらゆる種類の技術的アプリケーション」と定義している。
-----------	--

生物的	他の有機体の生命に影響を及ぼす、生物又は生態系のあらゆる種類の構成要素の活動から生じる環境要素。
コケムシ	触平冠という名称の餌を捕捉するための触手を持ち、海洋基質に着生して群れを成す、海のみに生息する多細胞動物。
較正	一つが精度及び正確性の基準となる、2つの計測器又は装置の間の比較。
海洋科学	海洋環境及び遷移帯の構成要素、プロセス及び資源に関する知識の産出と伝播に携わる学識分野。
珊瑚	ポリプが基質に着生する群れを成し海にのみ生息する多細胞動物。一般的に石灰質の外部骨格を持ち、大洋の生態力における基本的な高い多様性をもつ生態系を構成する礁を形成し、多くの海洋種の保護の役割を果たす。
海拔水準点	海洋活動力の限度を定める通常海岸線に平行な高度測定の基準点。
持続可能な開発	招来の必要性に対応する可能性を阻害することなく、現在の必要性に応じる開発。
漂流装置	海流により運ばれるセンサー。
固定装置	定められた場所に投錨された又は据え付けられたセンサー。
特有種	分布が或る特定の地方に限られ、他の如何なる場所にも存在しない種。
海綿	多細胞動物のなかで最も原始的なもの。器官をもたず、発達した水溝系を持ち、その内部の細胞が種々の役割を果たす。基質に着生する。海洋種と淡水種がある。
河口	海水が大陸から流れ込み淡水と混ざる、河川と海との遷移環境。河川と沿岸地帯の栄養分が豊富な水の混合が、当環境の高い一次生産性にとり最も重要な要素の一つである。

(本文 P-36)

極端な現象	周知の正常な状態と大きく異なる環境の状態。
利用	天然資源の処理、変換及び使用により、経済的活用のために取り出し、抽出し又は獲得すること。
海藻の開花	自然の作用又は人間の活動から生じる気候変動(降雨、水温上昇等)と富栄養化(通常窒素とリン)により影響を受ける環境の変化の結果としての、種の急激な増加又は減少である。当開花は、支配的な種により、水の色合いを変え(赤、緑、琥珀色、ワインレッド)また毒素の発生により(有毒海藻類)海洋生物の死を引き起こす斑点を発生する。

ジオ多様性	地質学的年代の経過のなかで景観を構成して来た岩石、鉱物、化石及び形成作用を含む非生物資源。
生物碎屑粒子	砂と砂利の可変粒子化作用による生物由来の非圧密堆積土。海洋の生物碎屑粒子堆積土は、主に海流と波の作用により粉砕された石灰藻及び/又は岩石により形成される。石灰藻は、基本的に炭酸カルシウムと炭酸マグネシウムで構成されるが、20以上の少数元素は可変量により存在することがある(主として鉄、マンガン、ホウ素、ニッケル、銅、亜鉛、モリブデン、セレン及びストロンチウム)。
岩石碎屑粒子	大陸に前から存在した岩石(火成岩、変成岩及び堆積岩)の可変粒子化作用により分解した砂と砂利の非圧密堆積土。海洋岩石碎屑粒子の堆積土は大陸棚において、海流と波の作用により形成されたものである。その組成の主成分は石英であり、長石、雲母、ジルコン、イルメナイト及び岩石片を含むことがある。
現地における	現地における。
基線	大縮尺の海図に示される、沿岸国家により公式に認められた、海岸に沿った干潮線。

(本文 P-37)

大型海藻類	細胞分化による器官をもつ、光合成を行う多細胞生物。底生の又は海底に着生する海洋動物のための食物連鎖の基礎をなし、保護の役割も果たす。海水種と淡水種がある。赤色と茶褐色の種が多く、一部に緑色のものもある。
巨大分子	多数の原子により形成される分子。生物による化合物であり、例えばタンパク、糖、脂肪、DNA など、生体物質の構造と機能に参加する。
マングローブ林	熱帯と亜熱帯の地域に特有の、恒久的な保護区に設定された、陸上環境と海洋環境の間の遷移沿岸生態系で、波の作用により、「塩気の不毛の地」と呼ばれる塩分の多い泥と砂の浅瀬に連続したマングローブの林が形成される。
ブラジルの大陸棚(MT)	ブラジルにより公式に認められた、大縮尺の海図に示される基線から沖合に 12 海里の幅の帯状の海域を指す。
二次代謝産物	生物の成長、発達及び繁殖のプロセスに直接係わらないが、しばしば食害又は捕食に対する防護に重要な役割を果たす有機化合物。
減少水位	朔望の低潮により「わずかに例外的に」越えられるほど低い水位に相当する、現地の平均水位に対して算出された平面。海図に表示される減少深度及び予想される潮の高さに関する、垂直基準線として採用さ

	れる。
漁業の秩序化	生物的-漁業的、生態系的、経済的及び社会的な構成要素に関する更新された知識に基づく漁業活動の管理を可能にする、規則及び活動の全体。
水産養殖場	水産養殖の目的の領域の全体を含む囲まれた海域の連続した物理的空間で、その中間の空間は養殖と両立する他の活動に充てることができる。
砂鉱床	波と海流の機械的作用により分離された、ルチル、イルメナイト、ジルコン、モナザイト、金、ダイヤモンドなどから成る、比重が 2.8 を超える粒子状の鉱物の天然の堆積。
プラスミド	自律的に増加することができるバクテリアと酵母菌のような、多くの微生物に存在する環状の DNA 分子。多くのプラスミドは、抗生物質に対する耐性遺伝子をもち、ある微生物は結合によりその遺伝子をある細胞から別の細胞へ移す。遺伝子工学及びバイオテクノロジーにおけるクローニング及び遺伝子発現の重要な仲介者であり、操作の対象となる遺伝子を仲介者に挿入し又それを発現することができるバクテリアに仲介者を挿入することができる。

(本文 P-38)

大陸棚(PC)	陸上領域の自然の延長が領海(MT)の外にある大陸縁の外側の端まで広がる海域、又は大陸縁の外側が MT の幅の測定の起点となる基線から 200 海里(370km)の距離に達しない場合は、200 海里的距離まで広がる海域の底床と地下を指す。
サンゴ礁	石灰質の骨格をもたらす海洋生物(動物と植物)により造られ、岩石性の堅固な構造をなし、海洋の波と流れの作用に耐える、浅い又は深い珊瑚礁。
リーフチェック	選定された礁生物の量の推定から、サンゴ礁の健康状態を診断するためのモニタリング方法である。世界サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)に連結した世界のサンゴ礁モニタリングプログラムの一つである。
軌道上センサー	軌道人工衛星に搭載した計測器。
時系列	時間の連続の中で得られる変数の値。
過剰利用	或る種の群の 1 分類又は全分類の年齢の捕捉が、生物量を減らし、将来の産卵と捕捉の潜在性が持続可能なレベルを下回るまで低下させるほど激しい状態。

過剰捕獲	或る種又は或る領域の漁業活動が持続可能でない状況。
持続可能性	環境と人間社会と存在するために依存する生物圏の全体との間の均衡の悪化を、最低限の水準に止める、地球上の領域の開発又は資源(天然又は非天然)の利用。地球上の他の生物と調和した人間社会の経済的、社会的、文化的及び環境的な側面の、継続性に関する体系的な概念である。
希土類	17種の化学元素が比較的豊富な類で、そのうちの15種がランタニド元素である。希土類の主要な経済的ソースは、モナザイト、イルメナイト、ルチルなどを含んだ重金属の堆積土及びチタンを含んだラテライト粘土である。

(本文 P-39)

ホヤ	脊柱動物に近い海にのみ生息する多細胞動物。体は外部構造を成す被膜で覆われている。成長すれば基質に着生する。
保全区	適切な保護の保証が適用される特別な管理体制の下で、行政当局により合法的に設定された、重要な自然の特性をもつ、専管水域を含む領域の空間とその環境資源。
XBT	投下式水温水深計 - 移動投下プラットフォーム有り又は無し、大洋の深度ごとの温度の記録が得られる取り外し可能なセンサー。
沿岸地帯(ZC)	12 海里(22.2KM)の幅に広がる海洋地帯を含む、領海の全域と海岸で発生する現象から直接的な影響を受ける市により構成される、大陸のベルト地帯とを合わせた領域で、環境資源を含む海洋と陸上の大気の相互作用の地理的空間を指す。
排他的経済水域(ZEE)	領海(MT)の幅の測定に使用される基線から 200 海里(370km)まで広がる、MT の外にある海域とその隣接する海域を指す。

この報告書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成26年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向報告書

平成27年3月発行

発行 海洋政策研究財団（一般財団法人シップ・アンド・オーシャン財団）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル
TEL 03-5404-6828 FAX 03-5404-6800
<http://www.sof.or.jp> E-mail : info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-319-3

